

平成 1 9 年 第 2 回

名 寄 市 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (5 月 3 1 日)

1. 議事日程	1
1. 追加議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	2
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定 (1 6 日間)	4
1. 日程第 3. 議席の変更及び指定	4
1. 日程第 4. 行政報告 (島市長)	4
1. 日程第 5. 議案第 1 号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について	1 2
○提案理由説明 (島市長)	1 2
○名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会設置・付託	1 3
1. 休憩宣告	1 3
1. 再開宣告	1 3
1. 日程第 6. 議案第 2 号 名寄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する 条例の制定について	1 3
○提案理由説明 (島市長)	1 3
○原案可決	1 4
1. 日程第 7. 議案第 3 号 名寄市基金条例の一部改正について	1 4
○提案理由説明 (島市長)	1 4
○原案可決	1 4
1. 日程第 8. 議案第 4 号 調停の申立てについて	1 4
○提案理由説明 (島市長)	1 4
○原案可決	1 5
1. 日程第 9. 議案第 5 号 専決処分した事件の承認について	1 5
○提案理由説明 (島市長)	1 5
○承認	1 6
1. 日程第 1 0. 議案第 6 号 専決処分した事件の承認について	1 6
○提案理由説明 (島市長)	1 6

○承認	16
1. 日程第11. 議案第7号 専決処分した事件の承認について	17
○提案理由説明(島市長)	17
○承認	17
1. 日程第12. 議案第8号 専決処分した事件の承認について	17
○提案理由説明(島市長)	17
○承認	18
1. 日程第13. 議案第9号 平成19年度名寄市一般会計補正予算	18
○提案理由説明(島市長)	18
○補足説明(中尾総務部長)	19
○原案可決	19
1. 日程第14. 議案第10号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算	19
○提案理由説明(島市長)	19
○原案可決	20
1. 日程第15. 議案第11号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	20
○提案理由説明(島市長)	20
○原案可決	20
1. 日程第16. 報告第1号 平成18年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について	20
○提案理由説明(島市長)	20
○報告済	21
1. 日程第17. 報告第2号 平成18年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について	21
○提案理由説明(島市長)	21
○報告済	21
1. 日程第18. 報告第3号 専決処分した事件の報告について	
報告第4号 専決処分した事件の報告について	21
○提案理由説明(島市長)	21
○報告済	21
1. 日程第19. 報告第5号 公害の現況に関する報告について	21
○提案理由説明(島市長)	22
○報告済	22
1. 日程第20. 報告第6号 名寄市土地開発公社の経営状況について	
報告第7号 株式会社名寄振興公社の経営状況について	
報告第8号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について	
報告第9号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について	22
○提案理由説明(島市長)	22
○報告済	24

1. 日程第2 1. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつ	
いて	2 4
○提案理由説明（島市長）	2 4
○適任と認める	2 4
1. 休会の決定	2 4
1. 散会宣告	2 5
1. 追加日程第1. 請願（陳情）	2 5
○名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会付託	2 5
1. 休会の決定	2 5
1. 散会宣告	2 5

第 2 号（6 月 1 3 日）

1. 議事日程	2 7
1. 本日の会議に付した事件	2 7
1. 出席議員	2 7
1. 欠席議員	2 7
1. 事務局出席職員	2 7
1. 説明員	2 7
1. 開議宣告	2 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	2 8
1. 日程第 2. 一般質問	2 8
○質問（岩木正文議員）	2 8
○質問（谷内 司議員）	3 9
1. 休憩宣告	4 8
1. 再開宣告	4 8
○質問（大石健二議員）	4 8
○質問（高橋伸典議員）	5 4
1. 休憩宣告	6 4
1. 再開宣告	6 4
○質問（植松正一議員）	6 4
1. 散会宣告	7 5

第 3 号（6 月 1 4 日）

1. 議事日程	7 7
1. 本日の会議に付した事件	7 7
1. 出席議員	7 7
1. 欠席議員	7 7
1. 事務局出席職員	7 7
1. 説明員	7 7
1. 開議宣告	7 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	7 8
1. 日程第 2. 一般質問	7 8
○質問（佐藤 靖議員）	7 8
○質問（佐々木 寿議員）	8 9
1. 休憩宣告	9 7
1. 再開宣告	9 8
○質問（渡辺正尚議員）	9 8
1. 休憩宣告	1 0 5
1. 再開宣告	1 0 5
○質問（川村幸栄議員）	1 0 6
1. 休憩宣告	1 1 1
1. 再開宣告	1 1 1
1. 休憩宣告	1 1 4
1. 再開宣告	1 1 4
1. 散会宣告	1 1 7

第4号（6月15日）

1. 議事日程	1 1 9
1. 本日の会議に付した事件	1 1 9
1. 出席議員	1 1 9
1. 欠席議員	1 1 9
1. 事務局出席職員	1 1 9
1. 説明員	1 1 9
1. 開議宣告	1 2 0
1. 日程第1. 会議録署名議員指名	1 2 0
1. 藤原教育長の発言	1 2 0
1. 日程第2. 一般質問	1 2 0
○質問（竹中憲之議員）	1 2 0
1. 休憩宣告	1 2 7
1. 再開宣告	1 2 7
○質問（木戸口 真議員）	1 3 1
1. 日程第3. 会期の延長	1 4 3
1. 休会の決定	1 4 3
1. 散会宣告	1 4 3

第 5 号（6 月 2 1 日）

1. 議事日程	1 4 5
1. 本日の会議に付した事件	1 4 5
1. 出席議員	1 4 5
1. 欠席議員	1 4 6
1. 事務局出席職員	1 4 6
1. 説明員	1 4 6
1. 開議宣告	1 4 7
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 4 7
1. 日程第 2. 平成 1 9 年第 2 定付託議案第 1 号 名寄市特別用途地区建築条例の制定 について 平成 1 9 年第 2 定付託請願第 1 号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願	1 4 7
○名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員長報告（駒津喜一委員長）	1 4 7
○討論（佐藤 靖議員）	1 4 9
○討論（東 千春議員）	1 5 2
○討論（佐藤 勝議員）	1 5 3
○討論（中野秀敏議員）	1 5 4
○討論（谷内 司議員）	1 5 5
○討論（川村幸栄議員）	1 5 6
○議案第 1 号（原案可決）	1 5 7
○請願第 1 号（趣旨採択）	1 5 7
1. 日程第 3. 議案第 1 2 号 財産の取得について	1 5 8
○提案理由説明（島市長）	1 5 8
○補足説明（山内教育部長）	1 5 8
○原案可決	1 5 9
1. 日程第 4. 意見書案第 1 号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書 意見書案第 2 号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡 充を求める意見書 意見書案第 3 号 医師・看護師不足の解決と地域医療をまもる意見書 意見書案第 4 号 地方財政に関する意見書 意見書案第 5 号 「年金加入記録」の徹底的な解明を求める意見書 意見書案第 6 号 道路整備に関する意見書 意見書案第 7 号 WTO 及び日豪 E P A など重要農産物の貿易交渉に関 する意見書	1 5 9
○原案可決	1 5 9

1. 日程第5. 報告第10号 例月現金出納検査報告及び定期監査等報告について.....	159
○報告済.....	159
1. 日程第6. 閉会中継続審査（調査）の申し出について.....	159
○継続審査（調査）決定.....	159
1. 閉会宣告.....	159
1. 質問文書表.....	161
1. 議決結果表.....	165

平成19年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 平成19年5月31日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議席の変更及び指定
日程第4 行政報告
日程第5 議案第1号 名寄市特別用途地区建築
条例の制定について
日程第6 議案第2号 名寄市行政手続等におけ
る情報通信の技術の利用に関する条例
の制定について
日程第7 議案第3号 名寄市基金条例の一部改
正について
日程第8 議案第4号 調停の申立てについて
日程第9 議案第5号 専決処分した事件の承認
について
日程第10 議案第6号 専決処分した事件の承認
について
日程第11 議案第7号 専決処分した事件の承認
について
日程第12 議案第8号 専決処分した事件の承認
について
日程第13 議案第9号 平成19年度名寄市一般
会計補正予算
日程第14 議案第10号 平成19年度名寄市老
人保健事業特別会計補正予算
日程第15 議案第11号 平成19年度名寄市簡
易水道事業特別会計補正予算
日程第16 報告第1号 平成18年度名寄市一般
会計予算繰越明許費の繰越の報告につ
いて
日程第17 報告第2号 平成18年度名寄市介護
保険特別会計予算繰越明許費の繰越の
報告について

- 日程第18 報告第3号 専決処分した事件の報告
について
報告第4号 専決処分した事件の報告
について
日程第19 報告第5号 公害の現況に関する報告
について
日程第20 報告第6号 名寄市土地開発公社の経
営状況について
報告第7号 株式会社名寄振興公社の
経営状況について
報告第8号 株式会社ふうれん望湖台
振興公社の経営状況について
報告第9号 名寄市社会福祉事業団の
経営状況について

1. 追加議事日程

- 追加日程第1 請願(陳情)

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議席の変更及び指定
日程第4 行政報告
日程第5 議案第1号 名寄市特別用途地区建築
条例の制定について
日程第6 議案第2号 名寄市行政手続等におけ
る情報通信の技術の利用に関する条例
の制定について
日程第7 議案第3号 名寄市基金条例の一部改
正について
日程第8 議案第4号 調停の申立てについて
日程第9 議案第5号 専決処分した事件の承認
について
日程第10 議案第6号 専決処分した事件の承認

	について	3番	竹	中	憲	之	議員	
日程第11	議案第7号 専決処分した事件の承認	4番	川	村	幸	栄	議員	
	について	5番	大	石	健	二	議員	
日程第12	議案第8号 専決処分した事件の承認	6番	佐	々	木	寿	議員	
	について	7番	持	田		健	議員	
日程第13	議案第9号 平成19年度名寄市一般会計補正予算	8番	岩	木	正	文	議員	
		9番	駒	津	喜	一	議員	
日程第14	議案第10号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算	10番	佐	藤		勝	議員	
		11番	日	根	野	正	敏	議員
日程第15	議案第11号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算	12番	木	戸	口		真	議員
		13番	高	見			勉	議員
日程第16	報告第1号 平成18年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について	14番	渡	辺	正	尚	議員	
		15番	高	橋	伸	典	議員	
		16番	山	口	祐	司	議員	
日程第17	報告第2号 平成18年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について	17番	田	中	好	望	議員	
		18番	黒	井		徹	議員	
		20番	川	村	正	彦	議員	
日程第18	報告第3号 専決処分した事件の報告について	21番	谷	内		司	議員	
	報告第4号 専決処分した事件の報告について	22番	田	中	之	繁	議員	
		23番	東		千	春	議員	
		24番	宗	片	浩	子	議員	
日程第19	報告第5号 公害の現況に関する報告について	25番	中	野	秀	敏	議員	
日程第20	報告第6号 名寄市土地開発公社の経営状況について							
	報告第7号 株式会社名寄振興公社の経営状況について							
	報告第8号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について							
	報告第9号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について							

追加日程第1 請願（陳情）

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野	寺	一	知	議員
副議長	19番	熊谷	吉	正	議員	
	1番	佐藤		靖	議員	
	2番	植松	正	一	議員	

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健	一
書記	間所		勝
書記	松井	幸	子
書記	久保		敏
書記	熊谷	あけみ	

1. 説明員

市長	島	多慶	志君
副市長	今	尚	文君
副市長	小室	勝	治君
総務部長	中尾	裕	二君
生活福祉部長	佐々木	雅	之君

經 濟 部 長	手 間 本		剛 君
建 設 水 道 部 長	野 間 井	照	之 君
福 祉 事 務 所 長	中 西		薰 君
上 下 水 道 室 長	和 田		博 君
教 育 長	藤 原		忠 君
教 育 部 長	山 内		豊 君
市 立 總 合 病 院 長	内 海	博	司 君
市 立 大 学 長	三 澤	吉	巳 君
会 計 室 長	成 田	勇	一 君
監 查 委 員	森 山	良	悦 君

○議長（小野寺一知議員） ただいまより平成19年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 植松正一 議員

24番 宗片浩子 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月15日までの16日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より6月15日までの16日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 議席の変更及び指定を行います。

今回党派の変更届提出に伴い、議席の指定に関連し、議席の一部を変更したいと思います。

1番、佐藤靖議員、3番、竹中憲之議員、4番、川村幸栄議員、5番、大石健二議員、6番、佐々木寿議員、7番、持田健議員、8番、岩木正文議員、9番、駒津喜一議員、10番、佐藤勝議員、19番、熊谷吉正議員、21番、谷内司議員を変更いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成19年第2回定例会の開会にあたり、

これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた平成18年度の各会計決算の概要を申し上げます。

本日をもって出納閉鎖となります一般会計及び特別会計の決算につきましては、出納閉鎖後に計数整理を行うことから、ここでは、概要について申し上げます。

一般会計については、繰り越しすべき財源を除いて、概ね3億500万円の黒字となる見込みです。

これは、財政調整基金の取り崩し2億1,130万円を含んでのもので、実質的な黒字額は9,370万円程度となります。歳入で、地方交付税が当初見込みより伸びたことと、各費目における歳出削減等不用額が主な原因と思われます。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定につきましては、概ね4,200万円の黒字となる見込みであり、介護保険特別会計の保険事業勘定では、概ね1億300万円の黒字となる見込みです。

国保・介護の保険事業勘定を除く特別会計につきましては、一般会計繰入金で調整しますので、収支同額となる見込みです。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における5月末現在の基金残高は、26億7,595万円となり、前年度に比べて1億3,443万円の増額となりました。

これは、合併特例振興基金を5億5,000万円積み立てしたことが大きな要因です。しかしながら、財政調整基金、公共施設整備基金、大学振興基金などを取り崩したことから、合併特例振興基金を除けば、4億1,556万円の減額となっています。

主な基金の残高は、財政調整基金7億888万円、減債基金1億7,016万円、公共施設整備基金2億7,925万円、地域福祉基金2億6,229万円、地方交通確保基金1億7,116万円、合併特例振興基金5億5,000万円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備基金 2 億 7,734 万円、介護給付費準備基金 5,138 万円となっております。

これらの基金につきましては、今後も、有効かつ適切に活用して、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、男女共同参画の推進について申し上げます。

男女共同参画社会の総合的な取り組みを進めるため、男女共同参画庁内ワーキンググループを設置し、推進計画の見直しと補強のための作業に着手いたしました。

また、男女共同参画について、広報紙の連載をはじめイベント等の機会を通じて、広く意識啓発に取り組んでまいります。

次に、国際交流について申し上げます。

姉妹都市カワーサレイクス市リンゼイとの交流では、高校生の相互派遣を中心に交流を進めており、本年度はホストファミリーの御協力により、3名の高校生を6月29日から8月24日まで受け入れて、市内の高校生との交流を行う予定となっております。

友好都市ドーリンスク市との交流では、名寄ドーリンスク友好委員会の招きで、ドーリンスク市在住のフルート奏者、ウルバフ・イリーナさんとドーリンスク音楽学校長のウバルフ・タチアナさんが、5月21日に市民会館でコンサートを開催しました。琴の小林社中の皆さんや白樺合唱団の皆さんとも共演され、市民との交流を深めました。

また、7月にはドーリンスク市訪問団が名寄市を訪れ、市内の視察やイベント参加などの交流を行う予定となっております。

次に、国内交流について申し上げます。

山形県鶴岡市藤島や東京都杉並区との交流活動では、名寄藤島少年少女相互交流事業、杉並・風連子ども交流会、東京高円寺阿波踊り交流事業などの実施が予定されており、交流の輪が広がるよう取り組みを進めてまいります。

また、これら交流活動などの拠点施設として、歴史的建築物である旧西田邸を改修整備して、北国雪国ふるさと交流館が完成しました。本年度は備品及び外構の整備を行うとともに、市民周知と交流館の利用促進を図ってまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

はじめに、平成18年度市立総合病院の運営概要につきましては、取扱い患者数が、入院で11万9,120名、外来で25万3,222名となり、前年度と比較しますと、入院で3,507名の減少、外来で1,135名の増加となりました。

収支の概要は、病院事業収益で64億7,989万円、病院事業費用で67億4,575万円となり、差し引き、2億6,586万円の単年度純損失を計上しての決算となりました。

収益の主な内訳では、入院収益が前年度に比較して、7,410万8,000円の増収となり、外来収益も、9,036万5,000円の増収となりました。

一方、費用の主な内訳では、薬品・診療材料などの材料購入費の増加により、前年度に比較して、6,745万7,000円の増加となりました。

次に、本年度の診療体制につきましては、診療科19科に固定医46名と研修医10名の合計56名の医師を配置し、ほかに53名の医療技術スタッフと258名の看護スタッフにより、地域住民の健康増進に努めてまいります。

地方においては、拠点病院へ医師の集約化・重点化が図られていますが、当院では4月から循環器内科の常勤医師1名と小児科医師3名が増員され、診療体制の強化が図られました。

これに伴い、一層密度の高い医療の提供が可能となりますが、特に小児科診療については、24時間医師を常駐させる救急体制を敷いて安心安全な医療の確保に努めているところであります。

病院運営を取巻く環境は年々厳しさを増しておりますが、今後も診療体制の充実に努めるとともに、収益の確保と費用の抑制を図り、病院事業の

健全経営に努力をしております。

次に、名寄東病院の状況について申し上げます。

名寄東病院は、療養病床として105床があり、うち医療型病床が45床、介護型病床が60床という構成になっております。

昨年の医療保険制度改正に伴う療養病床の再編により、全国の介護型病床が平成23年度までに全て廃止されることから、去る3月28日、東病院運営協議会を開催し、現在の介護型病床60床をこの夏までに医療型病床へ変更することにしました。

これに伴い5月11日、介護病床に入院されている患者の皆様と御家族の方々に説明会を開催し、適用となる保険が介護保険から健康保険へ変更になることと、転院や退院となることはなく、入院費用などにも特に変動がないことを説明し、医療型病床への変更に同意をいただいたところです。

今後も、国の療養型病床の削減方針等について、情報収集に努めてまいります。

次に、介護予防事業について申し上げます。

高齢化の進行とともに、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯を狙った悪徳商法や、様々な要因から発生する高齢者虐待など、高齢者の権利擁護に関する問題が数多く発生しています。

このような問題に関する法律や制度について、基本的な知識を普及することで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目的に、弁護士による講演会を2月21日に開催しました。

今後も、成年後見制度の活用や権利擁護事業及び高齢者虐待防止について、さらに周知を図るとともに、地域ネットワークの構築や相談体制の充実を図り、早期発見、早期対応に努めてまいります。

次に、障がい者福祉について申し上げます。

障害者自立支援法が施行されたことに伴い、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する福祉サービスの一元化を図り、平成18年度から平成20年度までの3カ年間にわたる必要な

福祉サービスの量を見込み、その基盤整備を進めるための、第1期名寄市障害福祉実施計画を策定したところです。

また、本年度は、障がい者の自立と社会参加の促進を図るための施策を総合的かつ計画的に推進するために、第1期名寄市障害福祉実施計画の基本計画となる、平成20年度から平成29年度までを計画期間とする、名寄市障害者福祉計画を策定してまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

市内の環境美化活動につきましては、春の清掃週間を設定し、環境衛生推進員の皆さんを中心に、各町内会等の御協力により実施したところです。

また、ごみの減量化と3R運動の推進として、名寄消費者協会及び環境衛生推進協議会と連携して、「ノーレジ袋・マイバック持参運動」の推進について、モデル町内会の指定や事業所などに対して、モニター調査などの取り組みを進めてまいります。

次に、消防事業について申し上げます。

平成18年度の火災件数は、16件で前年比同数となっておりますが、残念なことに3名の方が亡くなっております。火災種別では、建物火災12件、車両火災4件となっております。

救急件数は、1,106件の出動で前年比77件の増加となっており、事故種別では、急病723件、一般負傷141件、転院搬送118件、交通事故65件、その他59件となっております。

救急救命士の養成につきましては、5月に2名の救急救命士有資格者を採用し、救急業務高度化の推進に努めております。

消防施設整備事業につきましては、昨年11月に水槽付消防ポンプ自動車を更新し、さらなる消防力の向上に努めるとともに、災害時の出動体制の強化を図ってまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

西町団地建替事業は、木造平屋建て3棟6戸を7月に着手し、本年12月に完成の予定でありま

す。

北斗・新北斗団地建替事業は、住み替え住宅の準備を7月から始めてまいります。

新規事業であります屋根張替工事は、白かば団地の3棟9戸、新北栄団地の2棟8戸を6月に着手いたします。

また、名寄市住宅マスタープランの策定作業に着手いたしました。

次に、都市計画について申し上げます。

徳田地区の都市計画法による特別用途地区の指定につきましては、都市機能を集積し中心市街地の賑わいづくりなど、魅力ある市街地の形成を目指し、用途指定に沿った適正な土地利用を図るため、名寄都市計画特別用途地区の指定を都市計画審議会の議を経て、4月26日に特別工業地区として決定いたしました。

また、本市の都市基盤整備の基本となる、名寄都市計画マスタープランの策定に着手いたしました。

市民の皆さんの御提言をいただきながら、本年度中に策定してまいります。

次に、風連地区の市街地再開発事業について申し上げます。

事業の推進に取り組んできました「風連地区再開発事業促進期成会」では、地権者である「JA道北なよろ」の事業参画が総代会において承認されたことを受け、新たに事業実施に向け「風連本町地区市街地再開発準備会」を設立したところです。

準備会では、知事に事業の認可申請を行い、許可後、準備会は解散し、個人施行者が事業を推進することになります。

市の分担する事業には、推進に向けて補助等の支援をしてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

安定的な給水を確保するための配水管網整備事業につきましては、管布設・洗浄及び漏水調査等について発注を終えたところです。

次に、下水道事業について申し上げます。

雨天時の河川水質汚濁防止対策として、債務負担行為で滞水池土木建築工事を実施しておりますが、引き続き、機械設備工事と下水処理場施設の老朽化に伴う電気設備更新工事を6月に発注いたします。

徳田2号線道路改良工事に伴う管渠新設工事では、65メートルの工事を実施しています。

また、個別排水処理施設整備事業では、名寄地区で3基、風連地区で3基の合併浄化槽設置工事を行っております。

次に、道路整備について申し上げます。

国土交通省関連事業は、継続事業で東風連線交付金事業による、智烈布橋架替下部工事ほか2路線と、名寄市立大学の周辺環境整備を図るための、北7丁目道路の改良工事を6月に発注いたします。

新規事業として共和地区19線道路改良事業のうち、橋梁新設の実施設計等を5月に発注いたしました。

防衛施設周辺整備事業では、内淵地区菊山線舗装補修工事を実施してまいります。

次に、除排雪について申し上げます。

昨シーズンの降雪量は、前半の少雪の影響もあり過去5カ年平均と比較しますと、名寄地区では8.2パーセントの減少、風連地区では22.6パーセントの減少となりました。

除雪出動回数は、名寄地区では市街地・郊外ともに、過去5カ年平均とほぼ同数の出動回数となりましたが、風連地区では、やや下回る出動回数となっております。

排雪作業では、名寄地区の生活道路90キロメートルにおいて、カット排雪を1回、幹線道路・通学路34キロメートルでは、積込運搬排雪を2回から3回実施し、あわせて交差点の見通しの確保を図りました。

また、風連地区では、市街地路線20キロメートルにおいて、2回の排雪作業を実施しました。

排雪ダンプ助成事業につきましては、少雪の影

響もあり利用件数は593件と、前年度対比37.1パーセントの利用であり、ダンプ台数で比較いたしますと1,541台と前年度対比35.7パーセントの利用にとどまりました。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、5月15日現在の農作物及び農作業の状況ですが、今年の融雪期は、平年より1日早い4月14日となりました。その後の気象経過は5月の連休時に気温が一時的に平年を上回ったため、平年並みで推移しています。

各作物の生育状況ですが、水稻につきましては、移植始が平年並みで順調に生育しております。

畑作物につきましては、秋まき小麦が平年を順調に上回り、収穫が期待されます。大豆の種まきやビートの移植期は、5月11日から12日と平年並み、馬鈴しょの植え付けも5月9日から始まっています。

また、露地のアスパラガスにつきましては、平年並みの5月18日受入れ開始、21日から共選開始となりました。気温が低いことから、昨年同時期よりやや少ない出荷状況です。5月28日早朝の低温・晩霜により、アスパラガスのほ場で約100ヘクタール以上の被害を受けました。

昨年導入した「アスパラ自動選別施設」の稼働により、農家労働の負担軽減と消費者ニーズに対応した有利販売により、産地の確立を図ってまいります。

このように、農作物は全般的に平年並みの生育状況であります。今後も関係機関等と連携し、適期栽培管理の徹底を図ってまいります。

次に、新産地づくり対策について申し上げます。

本年度から始まる新対策への移行を機に、旧市町の特性を生かした制度に一本化し、「売れる米づくり」と「産地づくり」を目指し、新たな取り組みがスタートしました。

交付金の活用計画といたしましては、①生産調整推進対策、②担い手経営拡大対策、③売れる米づくり対策、④作物振興対策、⑤土づくり対策、

⑥食の安全・安心推進対策、⑦販売促進対策の7つの対策等により、交付金の総額は約11億円を見込んでおります。水田農業の持続的発展を図るため有効活用し、農家経営の安定確立を図ってまいります。

また、平成19年度の水稲は、主食米生産数量で、うるち米2,160トン、もち米1万6,250トンの配分があり、作付面積では、うるち米430ヘクタール、もち米2,127ヘクタール、加工米については、うるち米32ヘクタール、もち米684ヘクタールとなっており、水稻作付面積総体では、3,273ヘクタールの見込みとなっております。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

農業技術の研究開発及び普及を図り、体質の強い農業を目指し、農業生産振興の拠点施設として設置しており、水稻・畑作・蔬菜園芸等の農家に対するきめ細かな指導体制を構築するため、営農技術員等の強化を図ったところです。

本年度も土壌診断、組織培養、各種試験栽培・展示ほ場、アスパラガス大苗の供給等を実施して、農家のさらなる利用を促進してまいります。

次に、農地・水・環境保全向上対策について申し上げます。

北海道における本対策の推進母体となる「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会」が、4月16日に設立されました。

本市の平成19年度申請地区も内定を受け、4月27日に「風連西資源保全活動組織」が設立され、現在、共同活動内容を具体的に定める「活動計画」を作成しています。

活動組織は、市と活動内容を確認しあう協定を締結し、北海道協議会へ採択申請等を行い、7月上旬に採択の予定となっています。

今後、先行地区をモデルに、平成20年度申請地区の地域との協議を進めてまいります。

次に、畜産の振興について申し上げます。

公共牧場につきましては、名寄市営牧野と合わ

せて母子里地区共同牧場においても、本年度から指定管理者制度を導入し、「JA道北なよろ」を指定管理者に指定し、実施しています。

なお、本年度も受精対象牛を中心に、名寄市営牧野が5月25日から入牧し、226頭を受け入れております。母子里地区共同牧場については、130頭の申込みがあり、融雪の関係から6月10日入牧の予定となっています。

関係団体や酪農家の協力を得て、牧場利用の促進を図ってまいります。

次に、名寄市立食肉センターについて申し上げます。

道北の広域公設食肉センターとしての役割を担い、消費者への食肉の安心・安全・安定供給と畜産の振興を目的に設置運営しており、衛生管理に配慮した施設整備に努めてまいりました。

5月に厚生労働省の指導に基づき、従来のピッシング方式による衛生上の問題のため、代替施設として不動態化施設を整備いたしました。

このことにより、施設の安全な作業環境と適正な食肉処理業務を確立し、安全・安心な食肉供給体制の確立と、畜産農家の経営の安定に努めてまいります。

次に農業・農村整備事業について申し上げます。

継続中の「道営畑地帯総合整備事業」の智恵文地区、「道営地域水田農業支援事業」の名寄地区及び風連地区、「道営経営体育成基盤整備事業」の瑞生地区において、それぞれ暗渠排水心土破碎、石礫除去、整地工等の工事を実施しております。

引き続き、効率的・安定的な生産基盤の整備を図ってまいります。

また、財団法人北海道農業開発公社が事業主体である「畜産担い手育成総合整備事業」では、農業用施設整備として堆肥舎等の整備を実施しています。

本年度が事業最終年度となり、今後とも畜産経営の合理化と生産性の向上に努めてまいります。

次に、林業の振興について申し上げます。

6月24日に苫小牧市において、「第58回全国植樹祭」が天皇皇后両陛下をお迎えして開催されます。

道民に親しみがあり、北海道にゆかりのある樹種の苗木を植樹することとなっており、本市は、健康の森で育てたミズナラ19本、オニグルミ20本を提供し参加してまいります。

また、この植樹祭が、森林づくり活動の大切さを再認識する場となることを願っています。

次に、商工業関係について申し上げます。

景気は、道外において回復基調が長期的に推移してきているものの、道内、特に道北地方においては依然として低調に推移しており、本市においても厳しい状況が続く、各業種についても新たな事業展開に向けた取り組みが、求められています。

4月より中小企業振興条例に基づく補助制度を一部改正し、新たにチャレンジ支援事業を創設いたしました。新規開業を含め、既存の事業とは異なる観点から事業展開をはかる事業者に対し、店舗設備等の支援を行うものであります。

街なかにぎわい事業では、引き続き中心市街地の商業支援をしてまいります。

同じく、4月より受付を始めております住宅リフォーム促進助成事業につきましては、既に50件を超える申請があり、本助成制度により建設産業の振興や雇用の安定に期待するところです。

物産振興事業では、物産振興協会に委託しております畑自慢倶楽部において、名寄ブランドの推進と名寄特産品のPRを目的に6月4日から6日まで、東京渋谷市場にて、アスパラ販売の出店を行う予定となっています。

丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社の昨年度の実績につきましては、取扱量が455万9,651トン、前年度比85.9パーセント、取扱高は、14億3,828万円、前年度比94.0パーセントとなったところであり、引き続き厳しい状況にありますが、同社も内部努力と販路の拡充を図っており、一層の支援に努めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

季節労働者冬期援護制度が平成18年度で終了したことにより、この制度に代わる新しい制度として、通年雇用促進支援事業が創設されました。

具体的には、5月23日の北海道及び北海道労働局合同会議において示されたところであります。募集期間は6月、事業計画は7月、協議会の設立は9月上旬というスケジュールになっております。

広域での取り組みが求められますので、近隣市町村とも十分な協議が必要であり、北海道や名寄公共職業安定所との連携を図り対応してまいります。

次に、観光について申し上げます。

ピヤシリスキー場の平成18年度のリフト輸送人員は、55万5,262人、前年度比106.9パーセントとなりました。当初、積雪不足でオープンの遅れが懸念されておりましたが、その後、例年どおりの積雪があり予定通りオープンすることができました。

シーズンを通しての「スキーこどもの日」に合わせたイベント、未就学児のリフト無料化やスノーモビルランド開設等の浸透もあり、利用の増加につながったものと考えております。

なよろ温泉サンピラーの利用につきましては、各種企画プランの導入効果もあり、総利用者数で8万6,270人、前年度比99.87パーセントとなり、ほぼ前年度並みの実績を確保しました。

ふうれん望湖台自然公園の利用につきましては、総利用者数で1万3,688人、前年度比103.3パーセントとなり、前年度の実績を上回りました。

スキー場、なよろ温泉、ふうれん望湖台とも引き続き、利用者確保に向け両公社と連携して取り組んでまいります。

初夏のイベントとして定着しております「ふうれん白樺まつり」は、6月17日に開催されますが、これにあわせて風連地区では、従前同様、市街地で前夜祭を開催し、名寄地区においては、「なよろのおどり」に代わる新しいイベントとし

て、6丁目商店街で「なよろアスパラまつり」を開催いたします。

智恵文ひまわり畑については、平成9年度から夏の観光スポットとして、数多くの観光客を受け入れてきましたが、馬鈴しょに寄生する病害虫の影響が心配されることから、現在のほ場での開催を本年は、休止といたしました。

来年度以降、代替地の選定とあわせ、観光名所の代名詞であるひまわり畑の灯を消さぬよう、作付けするひまわり畑への支援に取り組んでまいります。

なお、MOA名寄農場では、従来からひまわりを作付けしておりますが、本年度は、作付け面積を拡大する旨、連絡をいただいております。

次に、社会教育について申し上げます。

名寄ピヤシリ大学は、男性7名、女性9名の新生16名と12名の大学院生を、風連瑞生大学は、男性2名、女性10名の新生12名と4名の大学院生を迎え、4月24日と27日に入学式を行ったところです。

高齢者が、現代社会に対応するための学習機会の提供と、自主運営による自治会活動を通じて、社会参加を促進する運営に努めてまいります。

生涯学習情報の提供につきましては、3年ごとに発行する団体サークル紹介情報紙「サークル・サー来る」改訂版第7号が、昨年度完成いたしましたので、利用促進を図ってまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

4月23日から5月12日までの「こどもの読書週間」にちなみ、「こどもとしょかんまつり」を年齢別に2回に分けて開催し、多くの子どもや保護者の参加をいただき、読書の普及に努めてきたところです。

また、期間中は、児童文学者「石井桃子」100歳記念ミニ展示を実施しました。

今後も、子どもが本に親しめるよう、子どもの読書活動推進に努めてまいります。

次に、プラネタリウム館、市立木原天文台につ

いて申し上げます。

プラネタリウム館では、最新画像を図書館階段に展示し、あわせて学習投映番組にも取り入れて天文知識の普及に努めております。

市立木原天文台では、4月19日に春の天体観望会を開催し、5月12日には旭川市科学館サイバルにて「超新星発見と天体観測」をテーマに講演会と観望会を実施して、多くの旭川市民に市立木原天文台の活動と、名寄市の天体観測条件の素晴らしさをPRしたところです。

天文台整備事業につきましては、北海道大学との協議を重ねた結果、天体望遠鏡の整備と並行して建設を進めていく必要から、本年度は、新たに測量・地質・振動調査及び実施設計を予定しております。

新学期が始まり2カ月が経過し各小中学校では、新入生を迎え、それぞれの教育課程に基づき、特色ある教育活動が展開されております。

本年度は、新たに文部科学省が、各都道府県教育委員会に委託して実施する「キャリア教育実践プロジェクト」事業に2校の中学校在指定され、職場体験を中核に据えた望ましい勤労観や職業観を育むための実践が推進されます。

同じく文部科学省の委託事業として「小学校における英語活動等国際理解活動推進事業」に、上川管内3地域の内の一つとして、市内小学校から拠点校1校と連携校10校の小学校在指定されました。

この指定を通じて、今後より一層の英語活動の充実を図ってまいります。

また、本年度からの「特別支援教育」につきましては、名寄市教育委員会が指定した名寄市特別支援教育実践推進学校と、名寄市立大学との連携による、ティーチングアシスタント事業の推進を図り、個別の支援を必要とする児童生徒への総合的な支援体制の整備に努めてまいります。

次に、老朽化した学校施設の整備につきましては、児童生徒数の減少に対応し、整備を計画的に

進めるための基本となる、小中学校の配置のあり方について検討する「名寄市小中学校適正配置等検討委員会」を5月28日に再開しました。

昨年度の検討委員会の報告を受け、名寄市街地区においては、小学校・中学校ともに360人から400人規模の学校を念頭に複数の案を提示し、30年後の名寄市の姿を想定しながら具体的な検討・協議を行い、年度内を目途に「名寄市小中学校適正配置計画」を策定してまいります。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

統一した食育の推進と運営面でのコスト軽減化を図るため、名寄市学校給食センターと名寄市風連学校給食センターを統合し、新学期開始の4月6日より名寄市学校給食センターから、風連地区の各小中学校へ給食の提供を開始いたしました。

給食数は2,633食で、内訳は名寄地区2,197食、風連地区436食となっております。

給食内容は、従来通り米飯、魚を基本とした日本食型とし、アレルギー症状を起こす児童生徒に配慮した対応食についても、継続実施しています。

また、「食」に関する理解と、生産から消費までの食育の幅広い推進をねらいとする、名寄農業高校・名寄市立大学・学校給食センターの三者による「高・大・官連携事業」は、本年度も継続して事業を展開し、農業高校生が生産した農作物を利用した献立を取り入れ、児童生徒に学校給食として提供してまいります。

次に、市立名寄短期大学及び名寄市立大学について申し上げます。

第46回市立名寄短期大学卒業式が3月20日に行われ、生活科学科153名、看護学科51名、合わせて204名が本学を巣立ちました。

卒業となった看護学科生の看護師国家試験につきましては、51名が受験し、49名が合格となり、合格率は全国平均の90.6%を上回る96.1%となったところであります。

また、開学2年目となる平成19年度名寄市立大学の入学式が、4月7日に本学体育館で行われ

ました。

本年度は、名寄市立大学保健福祉学部に151名、市立名寄短期大学児童学科に55名、合わせて206名の学生が新たに入学しました。

充実した学生生活を送ることができるよう、良好な教育研究環境の整備に努めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

陸上競技シーズンの幕開けの大会であります、第55回憲法記念ロードレース大会が5月6日に開催され、晴天に恵まれ323名の参加者がそれぞれのクラスで健脚を競いました。

市営南水泳プールは、5月19日にオープン式を挙行し、テープカットや水泳少年団による模範水泳が行われ、名寄市では、初の室内プールの完成を祝いました。

ピヤシリシャンツェでは、全日本スキー連盟のジャンプ国内合宿が5月25日から始まりました。全日本強化指定選手とジュニア選手が合宿に入り、筋力強化やジャンプ記録会などを通じて、技術の向上を目指しております。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

名寄地区と風連地区の子ども会育成協議会は、それぞれが長い歴史のもとに、子どもの健全育成のために活動してまいりましたが、5月26日に解散総会を行い、同日、新たに名寄市子ども会育成連合会として結成総会を終え、活動を始めたところです。

次に、女性児童センターについて申し上げます。

女性児童センターでは、現在45団体497名の利用登録があり、それぞれの活動が始まっております。今後、各種講座の開設によりさらに多くの利用が期待されているところです。

南児童クラブでは年度当初に58名の利用登録がありました。児童・保護者にとって安全で安心できる運営に努めてまいります。

教育相談センターにおけるハートダイヤル、適応指導教室では、4月に全学校を訪問し、個々の児童に対する個別協議や相互連携の具体的対応シ

ステムと、共通理解を深めるネットワークの強化に向けて協議を行ったところであります。

また、市内関係機関・団体との連携強化と相談、支援体制の充実を図ってまいります。

次に、芸術文化の振興について申し上げます。

優れた美術作品などを鑑賞する芸術文化鑑賞バスツアーは、本年も6回のツアーを予定しており、第1回目として5月18日に道立旭川美術館の「浮世絵の華」や、旭川博物館などを鑑賞してきたところです。

また、市民講座は「心と暮らしに潤いを」シリーズ、「暮らしに役立つ」シリーズ、「世の中を考える」シリーズの3つのシリーズを実施し、趣味や教養から実生活の課題を解決する学習活動の場を提供します。

次に、北国博物館について申し上げます。

平成18年度の入館者数は1万3,046名で、平成16年度以降毎年、減少傾向が続いています。

本年度の前半の普及事業として、市の花「オオバナノエンレイソウ」を紹介する展示会を5月19日から北国博物館で、6月5日からは風連福祉センターで開催いたします。

引き続き、6月16日からは、150年前に天塩川を踏査した松浦武四郎の展示会を予定しており、市民の皆さんに地域理解を深めていただきたいと考えております。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について、提案の理由

を申し上げます。

本市は、本年4月24日開催の名寄市都市計画審議会におきまして徳田地区199ヘクタールの特別用途地区指定の承認を受け、都市計画法に基づき当該地区を特別用途地区といたしました。特別用途地区は、地域の実情に即してきめ細かく規制していくためのもので、用途地域に上塗りする形で特別の目的のために用途制限を加重または緩和することができます。本件は、建築基準法第49条第1項により名寄市特別用途地区建築条例を制定し、特別用途地区における土地利用の適正化及び効率化を図るために必要な建築物の制限または禁止に関し必要な事項を定めようとするものであります。

また、本市における中心市街地の商業機能充実のためには、中心市街地の活性化、都市機能の適正立地、郊外の開発抑制等が課題となっていることから、名寄市総合計画の基本構想の中の都市環境の整備におきましてコンパクトな市街地形成を目指すこととしております。本市は、同計画に基づき安全で安心なまちづくりと子供たちが伸びやかに育つことのできる環境づくりを進めるとともに、生活者重視の観点に立ち、まちの中心地、歩ける範囲に商業、文化、福祉などの都市の機能を配置し、高齢者を初めすべての市民に便利で優しいまちづくりに今後とも取り組んでまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、本会議質疑を省略し、13名の議員をもって構成する名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会を設置し、これを付託の上、審査いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査すること

に決定いたしました。

お諮りいたします。名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、佐藤靖議員、大石健二議員、岩木正文議員、駒津喜一議員、佐藤勝議員、高見勉議員、高橋伸典議員、黒井徹議員、熊谷吉正議員、川村正彦議員、田中之繁議員、東千春議員、中野秀敏議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を選任することにいたしました。

直ちに正副委員長の互選のため暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時02分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

委員長には駒津喜一議員、副委員長には川村正彦議員、以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 議案第2号 名寄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

国では、電子情報が紙情報と同等に扱われる効果的でサービスのよい電子政府が実現するよう実質的にすべての行政手続の電子化等を行うため、行政手続オンライン化関係3法を平成15年に施

行しましたが、その中で地方自治体においても行政手続のオンライン化を進めるよう条例の制定等についての努力義務が盛り込まれました。本市は、市民等の利便性の向上と行政事務の簡素化、効率化を図るため、市民等がインターネットを使って本市の各種申請や届け出を行うことができる、いわゆる電子申請システムを本年10月から実施する予定ですが、本市の個別条例では申請、手続等の届け出等の手続に関する根拠規定が書面等による手続に限定されており、電子情報による手続はできないことになっております。本件は、各条例の現行規定にかかわらず、書面の提出等にかえて電子的な手法で申請することができるようにするため、名寄市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第3号 名寄市基金条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市基金条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

両市町の合併により、積み立てが可能となった合併特例振興基金は、運用益活用型の基金であり、同基金の運用金を合併に伴う地域の振興に要する経費に充当することになっております。本件は、この基金の趣旨に沿った事業に運用益金を充当することができるよう名寄市基金条例を改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第4号 調停の申立てについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 調停の申立てについて、提案の理由を申し上げます。

名寄市字日進394番地1では、平成3年から

ログハウスの建設準備が始まり、現在も建設中
あります。建築主からは、建設が進むに従い、来
訪者や資材運搬のため冬期には林道旭ヶ丘線また
は鎮守の森線の通行が要望されました。両林道に
つきましては、平成8年から供用を開始している
なよろ健康の森クロスカントリーコースの一部で
あり、本市は道道日進名寄線から森田橋経由で林
道旭ヶ丘線を通行するよう交渉しましたが、建築
主は白山神社前経由で最短距離となる林道旭ヶ丘
線の通行を主張しましたので、建築主の所有地に
代替道路をつくって通行することで合意し、代替
道路の損失補償契約を締結いたしました。

その後平成15年9月に建築主と取り交わした
確約書に基づき、本市は市有地、名寄市字日進2
9番地28と29番地39について建築主に譲渡
いたしましたが、29番地39の土地は希望の灯
への通路及びクロスカントリーコースとなってい
ることから、分筆を前提に譲渡いたしました。こ
れまで通路を確保すべく幾度も協議を重ねまし
たが、本件はこれ以上当事者同士で話し合いを進
めても妥協点を見出せないため、名寄簡易裁判所
に調停を申し立てることについて、地方自治法第
96条第1項第12号の規定により議会の議決を
求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上
げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入
ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付
託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異
議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されま
した。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 議案第5
号 専決処分した事件の承認についてを議題とい
たします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 専決処分
した事件の承認について、提案の理由を申し上げ
ます。

本件は、平成18年度名寄市一般会計の補正予
算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞ
れ2,874万5,000円を減額し、予算総額を1
89億7,246万3,000円にしようとするもの
であります。

補正の主なものについて歳出から申し上げます。
3款民生費におきまして老人保健事業特別会計繰
出金700万円の追加は、国庫負担金及び支払基
金交付金などの減による一般会計からの繰出金で
あります。

8款土木費におきまして道路除雪費2,772万
1,000円の減額は、例年と比較をして降雪量が
少なく、また暖冬であったため除雪及び排雪経費
を減額したものであります。

また、総務費、民生費及び教育費の各基金の積
立金では、寄附金をそれぞれ積み立ていたしまし
た。

次に、歳入について申し上げます。11款地方
交付税におきまして2,831万3,000円の追加
は、3月に交付決定されました特別交付税が合併
支援経費の増などにより増額となったことによる
ものであります。

19款繰入金におきましては、財政調整基金繰
入金6,776万2,000円の減額は各種交付金と
特別交付税の増、道路除雪費の減額などによる財

政調整基金への積み戻しであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第10 議案第6号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、年度末に当たり各款にわたる事業の確定に伴う事業費の調整が主なものであり、歳入歳出それぞれ3,819万円を減額し、予算総額を31億4,93万4,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。2款保険給

付費では、支出額の確定により保険給付費におきまして4,139万2,000円を減額しようとするものであります。

7款積立金では国民健康保険支払準備金基金積立金に1,000円を追加、9款諸支出金では17年度の療養給付費等負担金の精算に係る返還金として320万1,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金では、療養給付費等負担金の額の確定及び平成17年度の精算分として1,342万6,000円を追加、財政調整交付金におきまして3,406万6,000円を追加しようとするものであります。

3款療養給付費交付金では、交付金の額の確定により3,774万5,000円を減額しようとするものであります。

4款道支出金では、北海道国民健康保険財政調整交付金の交付額決定により689万8,000円を追加しようとするものであります。

7款繰入金では、国民健康保険支払準備金基金繰入金を5,483万5,000円減額し、調整しようとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は承認することに御異議ございませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は承認することに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第11 議案第7号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第7号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年度名寄市老人保健特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ9,480万3,000円を減額し、総額を31億9,458万1,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。2款医療諸費では療養給付費等の確定により9,444万4,000円、3款諸支出金では17年度精算返還金の確定により35万9,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。医療費給付費の減に伴い交付金等の交付額が確定したため、1款支払基金交付金では4,155万8,000円、2款国庫支出金では5,168万円、3款道支出金では928万4,000円をそれぞれ減額しようとするものであります。

4款繰入金では一般会計からの繰入金700万円、5款諸収入では第三者納付金として71万9,000円をそれぞれ追加し、調整を図ろうとするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長(小野寺一知議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第7号は承認することに決定いたしました。

○議長(小野寺一知議員) 日程第12 議案第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第8号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年度名寄市食肉センター事業特別会計の建物災害共済金に係る専決処分でありまして、歳入について調整を図ろうとするものであります。

平成18年10月8日に北海道全域を襲った暴風によって、食肉センター係留施設の屋根が破損しましたが、同施設の復旧につきましては災害共済の対象となり、当初は共済金の給付見込額が30万円でありました。しかしながら、その後の災害認定に伴う査定額が5万7,000円となったため、諸収入におきまして24万3,000円を減額、繰入金におきまして同額を追加し、歳入の調整を

いたしました。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第13 議案第9号 平成19年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 平成19年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款の臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ6,399万1,000円を追加して、予算総額を187億4,996万円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして老人保健事業特別会計繰出金

1,714万5,000円の減額は、国庫負担金精算分の増額に伴う一般会計繰入金の減額によるものであります。

6款農林業費におきまして公有財産購入費372万5,000円の追加は、食肉センターに隣接する農地を購入し、市営牧野の採草放牧地を兼ねた係留施設として利用を図るものであります。

7款商工費におきまして住宅リフォーム促進助成事業費1,000万円の追加は、同事業の利用が好調で当初予算に計上している50件、1,000万円では不足することから、さらに50件分の予算を確保しようとするものであります。

10款教育費では、文化財保護費におきまして北海道開発局からの委託による名寄バイパス4、5工区工事に伴う智北6遺跡埋蔵文化財発掘調査事業の委託料等で1,272万4,000円を追加しようとするものであります。

また、天文台費では、本年度中に実施設計を行い、平成20年度に着工、平成21年度の完成を目指すため委託料4,645万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更に伴う特定財源の増減のほか、調整財源として1款市税の固定資産税で償却資産における設備投資額が増加したため37万3,000円を追加しようとするものであります。

15款国庫支出金では、名寄バイパス4、5工区工事に伴う智北6遺跡埋蔵文化財発掘調査委託金1,272万4,000円を追加しようとするものであります。

22款市債では、市立天文台実施設計委託料の財源として合併特例債を4,480万円見込みました。

次に、第3表、地方債補正では、市立天文台整備事業債を追加しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申

し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出から説明をさせていただきます。議案第9号の14、15ページをお開きください。4款衛生費、1項3目保健活動推進費で北海道保健センター連絡協議会負担金100万円の追加は、配車要望をしていた巡回母子保健指導車の配分決定があったことから、名寄市負担分を連絡協議会へ負担金として支出するものであります。

16、17ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費で旅費36万円の追加は、中心市街地活性化基本計画策定に伴う関係省庁や北海道との打ち合わせ旅費であります。

また、1項2目観光費でNPO法人なよろ観光まちづくり協会負担金700万円の減額につきましては、4月1日から市職員派遣をしております。これに伴う人件費相当分の減額であります。

さらに、1項3目スキー場費でスキー場リフト補修工事191万円の追加は、第3ペアリフト及び第4ロマンスリフトのロープ切り詰め工事を行うためのものであります。

20ページ、21ページをお開きください。10款教育費、7項1目保健体育総務費で弁護士委託料50万円の追加は、議案第4号の提案理由でも申し上げたとおり、調停の申し立てに伴う依頼弁護士への費用であります。

次に、歳入について説明をさせていただきます。6ページ、7ページをお開きください。10款地方特例交付金、2項1目特別交付金1,630万円の追加は、国の制度改正により減税分の地方特例交付金を減額して同額を特別交付金に組みかえるものであります。

8、9ページをお開きください。21款諸収入、4項5目雑入150万円の追加は、ピカイチふる

さとを創る会補助金150万円の特定財源として充当するもので、財団法人地域活性化センターからの助成金100万円と地元期成会からの負担金50万円であります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第14 議案第10号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 平成19年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度医療諸費の確定に伴う調整が主なものでありまして、歳入歳出それぞれ989万9,000円を追加して、予算総額を32億9,617万3,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。3款諸支出金では、平成18年度支払基金交付金及び同費負

担金におきまして精算返還を要するため989万9,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款国庫支出金では2,704万4,000円を追加、4款繰入金では1,714万5,000円減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第11号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 平成19年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、智恵文地区における国道40号バイパス工事施工に伴い、本市が占有している水道本管を移設するためでありまして、歳入歳出それぞれ74万円を追加して、予算総額を4,654万円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。1款簡易水道事業費では、工事請負費におきまして74万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。2款繰入金では、歳入歳出予算調整のため一般会計繰入金を74万円追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第16 報告第1号 平成18年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号 平成18年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について申し上げます。

本件の市民憲章・各種宣言策定事業ほか16件は、平成19年第1回定例会におきまして予算計上し、繰越明許費の設定をしていただいたものであります。

本計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度

に繰り越しするためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第17 報告第2号 平成18年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第2号 平成18年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について申し上げます。

本件の保険事業勘定における介護保険電算システム改修事業及びサービス事業勘定、風連におけるしらかばハイツ施設整備事業は、平成19年第1回定例会におきまして予算計上し、繰越明許費の設定をしていただいたものであります。

本計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰り越しするためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 報告第

3号及び報告第4号の専決処分した事件の報告について2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第3号から報告第4号までの専決処分した事件の報告について、一括して申し上げます。

報告第3号につきましては、本年1月17日午後7時30分ごろ、名寄市西9条北8丁目市道交差点におきまして維持管理センター所管の公用車が左側から走行してきた名寄市西9条北8丁目21番地92、飛騨野公造氏所有で運転する小型乗用車に衝突し、破損させたものであります。過失割合は、本市が60%、相手方が40%であり、相手方車両の修理代として本市が36万9,741円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

報告第4号につきましては、本年2月28日午後3時30分ごろ、名寄市砺波の市有地におきまして総務部所管の公用車が名寄市風連町字日進3167番地、山中三夫氏所有で運転する軽乗用車に接触し、破損させたものであります。過失割合は、本市が50%、相手方が50%であり、相手方車両の修理代として4万6,925円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

以上2件を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、報告第3号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第3号及び報告第4号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第19 報告第

5号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第5号 公害の現況に関する報告について、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成18年度につきましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の5項目を中心に、関係機関の御理解と御協力をいただき、指導及び監視を行ってまいりました。項目別に見ますと、大気汚染ではダイオキシン調査を中心に実施しておりますが、炭化センターにおきましてダイオキシン類対策特別措置法による基準値5ナノグラムのところを5月の調査では0.45ナノグラム及び12月の調査では0.031ナノグラムと大きく下回っております。また、粉じん発生源と言われておりますスパイクタイヤにつきましては、12月の装着率が最高で装着率が2.7%と前年よりも減少しており、スタッドレスタイヤが市民生活に定着しているものと思われまます。

次に、公共用水域の環境保全では、本市から天塩町間の天塩川及び本市の上水道水源である名寄川の水質調査を実施しておりますが、一部の項目におきまして河川の環境基準を上回りましたが、平時時には基準を満たした河川水質を維持しております。今後とも水質保全のために調査を継続し、安全確保に努めてまいります。ゴルフ場の農薬使用に関する問題につきましては、関係する環境保全指導要綱に基づく水質の分析調査を2回実施し、いずれも基準値以内の水質が保たれておりました。

次に、騒音、振動及び悪臭では、人の感覚に直接影響を与えることから苦情もありますが、特定建設業のように低騒音工法が一般的に取り入れられるなど改良されてきております。また、市民からの苦情につきましては、発生源者に施設整備の改善指導を行い、御理解をいただきました。

公害対策では、今後とも継続した調査を行い、

市民の健康と生活環境の保全に向けて努力をしてまいります。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けしております公害の現状と対策を御高覧いただきます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第5号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第20 報告第6号 名寄市土地開発公社の経営状況について、報告第7号 株式会社名寄振興公社の経営状況について、報告第8号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について、報告第9号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について、以上4件の一括報告を行います。

提出者の報告を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第6号から報告第9号、名寄市土地開発公社、株式会社名寄振興公社、株式会社ふうれん望湖台振興公社及び名寄市社会福祉事業団の経営状況について、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第6号 名寄市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成18年度の収支状況は、貸借対照表及び損益計算書のとおり110万8,836円の当期純損失となっております。その内容は、事業収益の部で、住宅用地2件の賃貸収益から販売費及び一般管理費を差し引き、21万7,571円の事業損失となっております。一方、事業外損益の部では受取利息、公社土地貸付料、償還利息収入等の事業外収益から事業外費用の短期借入金支払利息を差し引き、89万1,265円の事業外損失となって

おります。したがって、前期繰越損失金1億36万5,760円に当期純損失を加えました1億147万4,596円が当期の繰越欠損金となっております。

今後とも経営努力の中でできる限り借入金の縮減を行い、金利負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、報告第7号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成18年度第35期の経営内容につきましては、5月25日の株主総会で報告を受けたところであり、名寄ピヤシリスキー場につきましては、シーズンを通して暖冬、特に休日などは好天に恵まれ、一般スキーヤーの利用増に加え、昨シーズンから始めた未就学児のリフト無料化の浸透、さらにスキー子どもの日に合わせて実施しましたもちつきなどのイベントが功を奏し、幼児と親などファミリー層の利用がふえたシーズンとなりました。リフト輸送人員は55万5,262人で、前年度比106.9%となりました。また、リフト収入は3,657万6,220円で、前年比100.04%といずれも前年を上回る実績となったところであります。

なよろ温泉サンピラーにつきましては、利用促進を図るための企画として入浴、食事セットのポイント制の導入や各種プランを販売するなど、一年を通じたイベント等の企画によりまして、総利用者数で8万6,270人、前年比99.87%となり、総売上高は1億9,738万1,520円で、前年比97.86%の利用実績となったところであります。なよろ健康の森につきましては、当期におきましても市民憩いの森として維持管理に努めてまいりました。パークゴルフ場業務につきましては、健康の森及び名寄公園の利用で延べ5万4,166人、前年比108.58%となり、にぎわいを見せています。道立広域公園サンピラーパークにつきましては、カーリング施設を有するサンピラー交流館が平成18年11月に一部供用開始となり、平成

18年度は5カ月間の開園で、カーリング場利用者7,825人を含む総利用者数2万7,523人の利用があり、予想を上回る実績となりました。これからもだれもが楽しい、使いやすい、参加しやすいを原則に北のふるさとづくりを目指してまいります。

営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりですが、当期売り上げ総利益は1億4,413万5,448円となり、一般管理費等を差し引き、当期剰余金はマイナス10万4,022円に圧縮することができました。これからもより一層の健全経営を進めるよう努力を促してまいります。

次に、報告第8号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成18年度第20期の経営内容につきましては、5月23日の株主総会で報告を受けたところであり、望湖台センターハウスにつきましては、平成18年10月に定期ワゴン車による入浴者の送迎から17人乗りマイクロバスへの切りかえなどにより、入浴者が約1,200人の増加となり、入館者数で3万1,403人、前年比104.7%、入浴客数で8,531人、前年比116.7%、宴会売り上げで617万6,770円、前年比151.3%の実績となったところですが、レストラン売り上げで225万8,423円、前年比97.4%、宿泊、食事売り上げで655万1,535円、前年比68.9%となりました。

営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりですが、売り上げ総利益で2,160万6,505円となり、一般管理費等を差し引きしたところ223万3,002円の損失が生じました。前年度実質損失額450万5,000円から損失額を約2分の1に減額することができましたが、入浴客、宿泊客及び宴会売り上げの増加傾向を維持しつつ、経費削減するなど経営の健全化を進めるよう努力を促してまいります。

次に、報告第9号 名寄市社会福祉事業団の経

営状況について御報告申し上げます。

社会福祉法人は、高齢化の一層の進展等、社会経済情勢の変化及び改革に対応できるよう、サービスの専門性の向上及び高い倫理観の保持に努めることが求められています。平成18年度における名寄市社会福祉事業団の運営につきましては、多様な福祉サービスが利用者の意向を尊重し総合的に提供されるよう創意工夫をし、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう業務の推進に当たってまいりました。それぞれのサービス提供につきましては、利用者の処遇の向上及び充実のため施設外処遇及び居室外処遇の推進を基本とし、利用者の求める質の高いニーズに即したサービスの提供に努めるとともに、家族及び地域との交流を図るなどして社会福祉の増進に努めてきたところであります。また、居宅介護支援事業所及び在宅介護支援センターにつきましては、利用者及び家族の福祉増進のため、介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健福祉サービスが受けられるように努めてまいりました。市営シルバーハウジングの入居者に対しましては、地域の中で自立して、安心かつ快適な生活ができるよう生活援助員を派遣し、生活指導、生活相談、緊急時の対応など在宅生活の支援に当たってまいりました。

次に、平成18年度の収支状況について申し上げます。一般会計及び市営シルバーハウジング特別会計を合わせ、収入総額5億7,927万3,600円に対し、支出総額は5億5,447万7,101円であり、収支差し引き2,479万6,499円は翌年度に繰り越したところであります。

今後も利用者のさまざまなニーズにこたえるため、施設の機能と特性を生かしながら、地域福祉の増進に一層の努力をしてまいります。

以上、4件を一括して御報告させていただきました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で報告第6号外3件の報告を終わりますが、本日の会議終了後、議員協議会で質疑を行いますので、お含みおきをお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には9名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行っておりますが、平成19年9月30日をもって山崎博信委員及び佐藤源嗣委員が任期満了となります。本件は、再度両氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より12日までの12日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より12日までの12日間を休会とすることに決定いたしました。

議 長 小野寺 一 知

○議長（小野寺一知識員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

署名議員 植 松 正 一

散会 午前 11時53分

再開 午後 4時00分

○議長（小野寺一知識員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

追加日程第1 請願を議題といたします。

今定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

署名議員 宗 片 浩 子

○議長（小野寺一知識員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より12日までの12日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。

よって、明日より12日までの12日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時03分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

平成19年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年6月13日(水曜日) 午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議長 26番 小野寺 一 知 議員
副議長 19番 熊谷吉 正 議員
1番 佐藤 靖 議員
2番 植松 正 一 議員
3番 竹中 憲 之 議員
4番 川村 幸 栄 議員
5番 大石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持田 健 議員
8番 岩木 正 文 議員
9番 駒津 喜 一 議員
10番 佐藤 勝 議員
11番 日根野 正 敏 議員
12番 木戸口 真 議員
13番 高見 勉 議員
14番 渡辺 正 尚 議員
15番 高橋 伸 典 議員
16番 山口 祐 司 議員
17番 田中 好 望 議員
18番 黒井 徹 議員
20番 川村 正 彦 議員
21番 谷内 司 議員
22番 田中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市長 島 多慶志 君
副市長 今 尚文 君
副市長 小室 勝治 君
総務部長 中尾 裕二 君
生活福祉部長 佐々木 雅之 君
経済部長 手間本 剛 君
建設水道部長 野間井 照之 君
福祉事務所長 中西 薫 君
上下水道室長 和田 博 君
教育長 藤原 忠 君
教育部長 山内 豊 君
市立総合病院院長 内海 博司 君
事務部長 成田 勇一 君
会計室長 森山 良悦 君
監査委員

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3 番 竹 中 憲 之 議員

23 番 東 千 春 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

夏の交流人口について外2件を、岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

1点目、夏の交流人口についてお尋ねいたします。名寄市は、総合計画の中で定住人口の想定を10年間で5,000人の減、2万7,000人としております。定住人口の目標を達成する施策はもちろん大切ですが、都会への人口の集中が加速する中、現状では非常に厳しいと言わざるを得ません。そこで、交流人口でこの地域の経済の振興を含め、多少なりとも補っていくことは大切であり、可能であると考えております。魅力ある地域、施策があれば、交流人口はさらにふえるものと思います。上川支庁発表の平成18年度の観光客の入り込み状況は、名寄市において道立サンピラーパークの一部オープンにより12.1%増、30万3,000人の人がこの名寄の市を訪れているそうです。関係各位の御努力に本当に敬意を表したいと思います。その中で、夏の観光の中心であります12ヘクタール、70万本のひまわりが咲き誇る名寄智恵文ひまわり畑がこの夏開園を見合わせるとの報道発表に驚いた市民も多いのではないのでしょうか。名寄市は、種芋の病害虫のジャガ

イモシストセンチュウの発生を未然に防ぐために苦渋の判断をされたのでしょうか。しかし、ジャガイモシストセンチュウは、1972年に発見されて以来全国で被害が報道されております。種芋畑に隣接する場所にひまわり畑をつくったときから可能性は懸念されていたと思いますので、今までの対策はどのように行われてきたのかお尋ねいたします。

1995年に入園者が1万人を突破して以来、展望台、トイレ、売店、駐車場の整備、貸し自転車、ビーチパラソルの設置、顔出し写真撮影場所、そして遊歩道、高所作業車による見学と観光施設としての施策を打ち出し、昨年は過去最高の4万2,000人もの方々がこの地を訪れております。名寄には見どころが少ないと市民の皆さんより御指摘を受けている中、やっと名寄の観光の目玉として根づいてきたところでございます。6月10日に札幌で行われましたYOSAKOIソーラン祭りにおきましても名寄の北鼓童は2年続けてこのひまわりをテーマにすばらしい踊りを披露し、全道、全国に名寄のひまわりをPRしてくれたことも忘れてはならないと思います。本年は、幸いにMOA自然農法名寄農場が東雲峠北側など3カ所に10ヘクタールのひまわりを植えていただけるそうです。さらに、農場近くに世界のひまわり30種類を植え、市民の皆さんに、また観光客に喜んでいただきたいということ聞き及んでおります。また、地元智恵文の有志の方もひまわりを絶えさせてはならないと5ヘクタールに作付したいとも聞いております。なぜ中止の発表の前に本年の方向性を見出さなかったのかお知らせいただきたいと思います。

本年のMOAの取り組みに対しどのような協力をしていくのか、また名寄の観光、ひまわり畑のPR、または協力いただいた旅行者への対応はどのように行ってきたのか、この点についてもお知らせいただきたいと思います。MOAの協力は、本年1年だと聞いておりますが、来年以降名寄市

としてはどのような展望を描いているのかお尋ねいたします。

次に、私は冬の交流人口の増加においてもジャンプ大会等の積極的な誘致の拡大をうたっていました。サマージャンプにおいては、名寄の財産でもありますジャンプ台を生かすことを考えていくべきだと思っております。観光施設としてジャンプ台のスタート地点から選手の見線を経験してもらい、そういったことやあの高さから見た自然の展望を見てもらうなど、観光的なことに利用できないものなのか。ジャンプ台を使った参加型イベント等、新たな発想を持ったソフト的なことに取り組んでいくべきだと考えますが、見解を求めます。

さらに、ジャンプ台の使用についてですが、冬は寒くなり、雪がちらついてきますといち早く降雪機を使い、少しでも早く飛ばそうと整備をして飛べる準備を始めます。夏においても選手たちは、雪での感覚をいち早く復習したいという思いがあり、学校の休みに当たるゴールデンウィークに使用したいという要望があります。現状使用に対してどのような取り組みをしているのかお知らせください。

名寄市としては、サマージャンプ大会に、これから開催されますが、冬の時にも言いました選手と市民の交流の場を設けるなどもっと身近な存在となるよう大会運営も必要と考えておりますが、見解をお知らせください。

2点目、学校教育についてお尋ねいたします。43年ぶりに全国学力テストが4月24日に実施されました。文科省は、9月をめどに都道府県別に結果を公表する予定となっております。全国の小学校6年生と中学3年生が対象ですが、市町村、学校単位での公表は各教育委員会が学校と協議することとなっております。このテストの結果を踏まえ、情報公開に対して教育委員会はどのようなお考えを持っているのかお知らせください。テストの結果が悪い子供たちや学校が悪いわ

けではありません。この実態を把握し、どんな手を打ち、さらにそのことを生かして子供たちをどう伸ばすかが大事であり、課題であると考えております。今後のこのテストの結果を踏まえて、名寄市はどのように取り組んでいくのかお知らせ願いたいと思います。

さらに、特別支援教育の取り組みと現状についてお尋ねいたします。過去私は、2回この特別支援教育について名寄市の対応をお尋ねしてまいりました。LD、ADHDといった子供一人一人のニーズに合わせた教育がこれから本当に大切な時代になってきた。それに伴い、各学校がコーディネーターを設置し、校内委員会、巡回指導とある程度の形は私は整ってきたのではないかなと考えております。しかし、そのことを踏まえ、一人一人の子供に対する取り組みが現状どのように行われているのか、どう対応しているのかをお尋ねいたします。

また、名寄西小学校をモデル地区としてのとちの木教室とのかかわりについて、このことをどのように先々名寄市全体に求めていくのか、特別支援教育との兼ね合いはどうとらえているのかお尋ねいたします。国は、今年度から実施の特別支援教育に対しまして、各市町村、各学校に特別支援教育支援員を置くことができる。そのための予算は、国の方で確保していると聞き及んでおります。名寄市においてこの特別支援教育支援員、どのように活用し、今後展開していくのか、この点につきましてもお知らせいただきたいと思っております。

3点目、交通安全対策についてお尋ねいたします。8号道路の箭原橋改良に伴う通学路の安全対策についてでございます。豊栄川の改修に伴い、あの8号道路の箭原橋が改良されました。その結果、あそこにあった移設した信号がもとの信号の位置に戻され、新しい橋は6%の傾斜がついております。市民の皆さんの多くからこんな状況では子供たちの通学路としての安心、安全は守れない、本当に危険な場所であるという指摘を受けて、私

も朝、夕方、夜と実際あの場所を走ってみますと、やはり雨のときであるとか交差点の前、非常に危険であるということを感じております。さらに、3月には実際名寄中学校の子供があそこで、重大事故には至りませんでした。交通事故に遭うという本当に危ないことが起きているのが現実でございます。そして、あの橋は改良を終わったかに見えますが、これからさらにあの勾配をなくすために工事が始まる。あれは完了ではないと言っております。そのとおりだとは思いますが、市民の皆様はあの橋はもうあれでできたのではないかと。これからまたさらに変わるのだよということは全然わかっていない。やはり道の仕事とはいえ、安全の面からもそういったことを名寄市としてもしっかりとPRをしていく必要があるのではないかなと思っています。交通安全の面から、やはり中学校、そして南小へ通う子供たちの安全のためにもあそこの信号機の位置の移設を強く求めますが、その点についてお知らせください。

さらに、交通安全上の春の道路対策についてお尋ねいたします。ことしは雪が少なく、また温度もそれほど下がらなかったせいでしょうか、皆さんも春の名寄地区、風連地区の道路を走って御理解いただけると思います。道路の割れ目からの格差が非常に大きい。春先でありますから、暖かくなればそれはある程度戻るよと言われて、本当半年、一月たってみますと15センチあった格差が大体一、二センチというような状況になるのはわかりますが、その間子供たち、または年配の方も雪が解けて自転車での行動がちょうど多くなる時であります。さらに、交差点でのあのでこぼこは非常に危険であると、市民からもそういった指摘も受けております。春のでこぼこ道路の市の取り組みについてどう考え、どう対処していくのか。今年度も何カ所かはやはり新しくコンクリでやっているところがありますが、そういったことに対する計画的な考えはあるのかどうかお尋ねし、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 場内が大分暑くなっておりますので、上着を脱いでリラックスして議会を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） おはようございます。ただいま岩木議員から大きな項目で3点にわたり御質問がございました。1点目につきましては私の方から、2点目につきましては教育部長から、3点目につきましては建設水道部長からのお答えとなりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ひまわり畑の展望についてのお尋ねでございます。名寄で夏の観光名所となっている智恵文のひまわり畑は、昭和62年に智恵文地区の農家の有志の協力を得て始まり、平成9年から現在の地区で作付を行い、12ヘクタール、70万本と全国に観光情報の発信をしてきたところでございます。昨年は、期間中に道内外から延べ4万2,700人の観光客が訪れたところでございます。しかし、残念なことに近年バレイシヨの病害虫であるシストセンチュウが発生し、拡大してきており、昨年は道内において新たに8カ所に被害が出てきております。一度発生すると、ジャガイモのみならずほかの農作物にも印象を含め与える影響が大きく、智恵文の農業は壊滅的な影響を受けることとなります。そこで、今年は関係機関と相談し、やむなく休止することとし、影響のない安全な場所を選定することとなりました。ひまわり畑や種芋畑の移転についてもJAなど関係者と検討してまいりましたけれども、栽培委託先の用地がないこととシストセンチュウ問題が払拭されない限り継続は困難との判断に立ったところでございます。

市及び観光まちづくり協会としまして、ひまわり畑の休止を旅行業界、観光雑誌社など関係機関にお知らせしたところでございます。しかし、今年はMOA名寄農場の御厚意により、従来から作

付しています面積を拡大しました管理棟北側と東雲峠付近の圃場に延べ10ヘクタール作付していただけることになっておりますし、健康の森南側に約5反歩ほど斜面を利用し、ひまわりを作付する計画を持っていると聞いているところでございます。今年も、御協力くださっておりますMOA名寄農場と種子の支援や駐車場の整備を図るべく、相談させていただいております。このことにつきましては、旅行業界など関係機関にもあわせて観光協会からホームページなどを使い、PRをしているところでございます。作付場所への誘導看板の設置につきましては、わかりやすい場所を選定し、取り進めてまいります。

なお、交通安全対策にも十分意を払うと同時に、開設に向けMOA名寄農場とも連絡をとり、事業の取り組みを進めてまいります。来年以降の取り組みに当たりましては、8月のできるだけ早い段階に将来を見据え、候補地の選定を行うと同時に地域の方々と初め関係機関と相談し、誤りのない場所選びを進めたいというふうに考えているところでございます。

次に、サマージャンプについてお答えを申し上げます。ゴールデンウィーク中のシャンツェの利用につきましては何度か御質問をいただいております。管理委託者と協議しているところでございます。選手にとっては、少しでも長く雪の上で飛びたいとの要望とサマー大会を見据え、夏仕様のシャンツェで早く飛びたいとの要望があり、選択に苦慮するところでございます。例年名寄ピヤシリシャンツェは、4月上旬まで飛ぶことが可能であるとともに、夏仕様にするためには3月下旬から雪を解かす作業を行う必要がございます。昨シーズンは、選手から春先に飛びたいとの要望があり、飛ばす準備をしておりましたが、利用がございませんでした。しかし、今後も利用者の要望を取り入れた形で準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

選手と市民が触れ合う機会とのことですが

も、大きな大会になれば多くの選手が集まり、市民は選手と触れ合いたいと思うのが自然でございますが、選手はそれぞれ学校や企業に属しており、練習や試合以外でも生活に制約があり、自由になりません。今回現役を引退いたしました原田選手との交流を企画しましたが、所属企業の制約があり、実現できませんでした。選手への激励と開催地の熱い思いを伝えるべく、交流の実現に向け努力をしていきたいと思っているところでございます。

ジャンプ台周辺を観光施設として利用できないかとのお話でございますけれども、リフトにつきましては、開設時よりジャンプ選手及びコーチ並びに競技関係者のみを輸送する専用索道設備として設置しているため、不特定多数の人が利用することができません。また、シャンツェについては札幌はリフトをおりるとすぐスタートハウスがあり、観光客の安全を確保しながら上からまちを見おろすような施設ですが、名寄の台はスタート地点まで急傾斜を上がっていくような形のため、一般観光客が楽しめるような施設になっておりませんので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2、学校教育についてお答えをいたします。

初めに、全国学力テストの結果を踏まえてについてお答えをいたします。全国学力・学習状況調査につきましては、文部科学省が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、教育及び教育施設の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として小学6年生と中学3年生を対象として、4月24日に全国一斉に行われました。調査は、国語と算数、数学とし、前の学年までの内容において身につけておかなければ後の学年に影響を及ぼす事項や実生活において不可欠であり、常に活用できることが望ましい知識や

技能、さらには知識、技能を実生活のさまざまな場面に活用する力を中心とした問題となっており、名寄市教育委員会といたしましては、市内全小中学校が全国的な状況との関係において教育及び教育施設の成果と課題を把握し、その改善を図るために調査に参加をいたしました。調査結果は、ことし秋ごろに提供されることになってございます。今回の調査は、教科などの一部分であり、応用力等に比重がかかっていることから、これをもってすべての教科等に当てはめることはできないものと考えておりますが、各児童生徒に係るその他の調査結果も含めて児童生徒が努力すべき点や今後の指導方法のあり方等については、参考になるものでありまして、各学校において教育課程の改善に資する資料となるものと考えております。

調査結果の公表につきましては、どのような形で公表がなされるか、現在の時点においては明らかになっておりませんが、個人情報の保護につきましては十分配慮するとともに、地域や学校の序列化や過度の競争が生じ混乱を来すことのないよう、文部科学省や北海道教育委員会の今後の動向を注意深く見守り、名寄市教育委員会として誤りのない対応をしてみたいと考えております。

次に、特別支援教育への取り組みと現状についてお答えをいたします。特別支援教育につきましては、学校教育法の一部改正等を受け、平成19年度より実施となっておりますが、名寄市におきましては平成17年度に文部科学省の推進地域指定を受け、取り組みを開始してきております。今年度におきましても名寄市教育委員会といたしまして各学校に名寄市特別支援教育推進計画を示し、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、実態調査の実施など校内体制の中に位置づけるとともに、各学校の状況に応じた推進体制の構築に向けて取り組みを指示してきています。また、今年度から2年間にわたり名寄農業高校が文部科学省の特別支援教育推進

学校の指定を受け、事業の推進に当たっては名寄市教育委員会と連携を図っていくことになっており、高校生をも含めた幅広い特別支援教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

今年度の事業の推進状況といたしましては、5月29日に特別支援教育コーディネーター連絡会議を開催し、各学校の推進状況を確認するとともに、コーディネーター研修を行ってまいりました。さらに、特別支援教育の推進において要望の高い発達検査につきましては、昨年度まで美深、旭川等へ出向いて数カ月待ちの受診となっておりますが、6月より名寄市立大学と名寄市立病院との連携協力をいただき、名寄市教育委員会が昨年度より委嘱しております名寄市特別支援教育専門家チーム委員による毎月の受診が可能となりました。これにより専門家チーム委員による適切な助言を学校や家庭等における指導に生かすことができるようになりました。

次に、ティーチングアシスタント事業についてお答えをいたします。6月1日に名寄市立大学と名寄市教育委員会との特別支援教育に関する共同研究にかかわる協定書の調印を行いました。これは、特別支援教育の実施に伴い、名寄市における特別支援教育の一層の充実に図るため、名寄市立大学社会福祉学科との連携を通して研究実践の推進と特別な教育的ニーズを必要としている児童生徒への支援のあり方についての研究を深めるものであります。この事業により学生をティーチングアシスタントとして名寄市教育委員会が指定をした特別支援教育研究実践推進学校へ派遣し、発達障害児ばかりでなく学習等に困り感のある児童の指導に当たることができるようにいたしました。これら共同研究の成果をもとに、次年度には学生の派遣をさらに広げていきたいと考えております。

特別支援教育支援員制度につきましては、通常の小中学校において障害のある児童生徒に対し支援を行うものについて、文部科学省からの通知で地方財政措置が行われるというものであり、本年

度より地方交付税の基準財政需要額に算入され、学校における日常の介助をする介助員や学習活動上のサポートを行う学習支援員が認められました。今年度の地方交付税については、7月ころに明らかになると思いますが、教育委員会といたしましては財政課とも十分協議をしながら、この特別支援教育支援制度の内容について必要とする学校への配置方法や支援員の確保等十分に検討するとともに、積極的な制度の活用を図ることで、より一層の特別支援教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） おはようございます。私の方から交通安全対策の2点についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

最初に、箭原橋に伴う通学路の交通安全対策についてであります。豊栄川の改修事業は、市街、地の生活、特に上流住宅地域を主とした浸水対策、あるいは環境保全を図るために平成14年から北海道が事業主体として実施しているところであります。箭原橋の改修工事は、河道改修計画によりまして平成18年度に橋梁工事が完成し、暫定的な道路形態で交通の確保がなされている状態です。本年度は、4月に北海道が近くの地権者、麻生区、徳田区、豊栄区の各町内会の役員の方々、あわせて名寄中学校関係者に工事の説明を行ったところであります。その中では、5月の未発注、若干おくれておりますけれども、6月には発注になると思います。10月までの工期で暫定勾配、道路勾配を6%の傾斜としているものを2.5%まで下げ、徳田側に約73メートル、市街地側に84メートルぐらいの道路改修をして道路勾配の安定を図り、車両等の流れを緩和したいという説明がございました。手押しの信号機につきましては、完成後に最良で見通しがよい場所というふうな形でもって現在のもとの位置に戻したというふうにお聞きしておりまして、今後道路の勾配状況など

を見ながら、不都合が出れば北海道や関係機関と協議を行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、工事のPRにつきましては、地元紙、地元広報紙、あとはホームページ等で今後対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

次に、春の道路対策についてであります。名寄地区の道路、特に生活道路の多くは簡易舗装と乳剤散布による防じん処理であります。近年スタッドレスタイヤの対応などから、路面に余り雪を残さない状況で除雪を行っております。そのために凍上、しばれ上がるという状態が起きて非常にひどい状態になります。したがって、市民には大変迷惑をかけている状況だということは理解をしているところであります。根本的には、本舗装での対応となりますので、今年度から総合計画における道路整備計画によりまして向こう10力年で市街地を中心に約15キロメートル、舗装率にいたしまして10%上げることを数値目標として策定いたしました。しかし、今日的な財政状況から、財源等の確保等に多くの課題もあり、非常に難しい状況でもあります。当面は、道路整備計画にある中で緊急性のある路線について改良舗装の事業化を計画するとともに、現行の道路機能を維持させるために補修事業とあわせた形で対応策を考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

なお、春先の危険な箇所に対応につきましては、地元新聞あるいは広報などで、あるいは看板を立てることも考慮しまして周知をしているところでありますけれども、まだまだ足りないということもありますので、今後もパトロールを強化する中で継続して実施したいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 御答弁いただきました

ので、続いて再質問をさせていただきたいと思
います。

ひまわり畑の展望についての御答弁でござい
ますが、私はどうしてもやはり休止ということが、
休止ですか、先に出てしまったというのがどうも
納得できない。その前の手だてをしっかりと打っ
て、MOAさんの御協力を得て同じ規模の10ヘ
クタールだとか30種類の世界のひまわりを観光
として十分見出せる状況は本年度はあるのに、本
当名寄市のあの報道を見たら、全道的に新聞報道
を見ますと名寄市のひまわりはことしはしないの
だなという宣伝効果は絶大ではなかったかなと私
は思うのです。やはりしっかりとしたそういうこ
とまでも踏まえてから発表なり結論を出すのであ
って、早急なことをしてしまったということは非
常に責任は重大だと私は考えております。なぜと
いうと、私も青年会議所活動時代皆さんに親しん
でいただきましたミニ雪像、そのときの最後の実
行委員長でございます。ミニ雪像をやめたと決断
したのが私でございますので、10年たってもや
っぱりやめたことに対して非常に責任というか、
これでよかったのかという思いは冬になると思い
出されてしまいます。やはり一たん中止で人の流
れが途絶えたことを再度またもとに戻す努力とい
うのは、そんな簡単な報道発表の中止では済まな
いと私は思います、休止であっても。これがひま
わり畑において、ほとんど右肩できていますけれ
ども、5万、6万、10万となるとは私は思っ
ていません。しかし、全道、全国的に名寄のひま
わりというのがやっと根づいたところでこの報道、
この対応にはどうも私は納得しておりません。同
じような観光施設として美瑛であるとか富良野、
ラベンダーであるとか、いろんな花々の観光客、
名寄どころではない人たちが訪れていますよね。
そういったところの美瑛、富良野で思い出す農産
物というのはジャガイモですよ。カルビーの工
場まである。そういったところは、このシストセ
ンチュウの害にどうやって対応しているのか、ち

よっとその点についてももちろん研究されていると
思いますので、お尋ね申し上げます。

さらに、これからの展望でまたこのような場所
を探していきたいということですが、現実として
十数ヘクタール、また隣接のことを考えればもっ
ともっと広い土地が必要であるというのが現実で
す。それをだから、展望、これから探していきた
いということは当然の答えですが、これから本当
に現実的にもうめどがついているのかどうか。そ
れと、今までは御厚意で40ヘクタールの土地を
借りていて回していたわけですよ。そういった
地権者というのがいるわけです。その地権者の話
を聞きますと、これは契約は平成22年までの契
約ですよ。19年度でその場所を打ち切るとい
うことは、その地権者に対してどのような対応
をされたのか確認させていただきたいと思いま
す。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今休止に至るまで
の経過をというようなお尋ねであったかと思いま
すけれども、実は春の段階からJAを通じて智恵
文地区の方でシストセンチュウの心配がどうして
もあるということのお話をちょうだいいたしました。
JAを中心に現地の方に行ってみせていただ
きました。JAの方としましては、去年もそう
いった心配があったものですから、何とかひとつ
行政の方の中でお考えをというようなこともお話
ありましたし、それから生産されている農家さん
の方も大変御心配をされていたというふうに関
してあります。したがって、私どもの方で春段
階から早速JAともお話をさせていただきました。
そんなやさきに18年度に入って8カ所ほど新た
にシストセンチュウが心配されるような報道がさ
れました。私どもの方は、先ほど御答弁申し上げ
ましたように一度出ますと、ジャガイモあるいは
トマトというものがあるわけですよ。それらにと
どまらないで智恵文全体的な野菜含めて農産物
に影響が出るというような判断をさせていただきました。
お話ありましたように、やむなく休

止をせざるを得ないというふうな判断に至ったところでございます。

既にやっていたいでいる方々、ひまわりに御協力をいただいている方々につきましてお集まりいただきまして、早速御相談を2度、3度させていただきました。そういう事情であればやむを得ないねというような御理解をいただきましたし、今後に向けても場所の選定に当たっては地域の方々も熱い思いを寄せていただきました。そんなやさきにMOAさんの方からお話をちょうだいいたしました。何とかことは、従来より広めてひまわり畑をつくるので、それに取ってかわるものとしてなり得ないだろうかというようなお話をちょうだいしまして、早速そちらの方で10ヘクタールというふうな面積をいただきましたものですから、そういうふうなことで経過をたどったところでございます。

なおまた、智恵文地区の方の中でも別の方々もぜひこの機会にうちの方もこういった土地があるのだけれども、使ってくれないだろうかというお話もちょうだいいたしました。しかし、それにつきましても候補地として心配がとれないというふうな判断を今しているわけですが、それらにつきましても先ほどお話しさせていただきましたように8月、9月になりましょうか、早い段階で候補地を選んで、そして誤りのないような方向にということを考えているところでございます。

それから、美瑛と富良野のお話をいただきました。あちらの方につきましては、生産されている農家の方々と、それから観光に来られる方、あるいは農作業で車両を搬入される方々、それらにつきまして10キロ以上距離があるといふふうに聞いておりますものですから、全くそれでは心配ないのかなというような判断をさせていただいています。センチウにつきましては、御案内のとおり車から寄生するもの、それから車を介して、さらに人の足、そういったものから介するものというようなことでございまして、それらにつきまして

は今手元にもあるのですけれども、やはりそういった方々に近寄っていただかないというふうな方策しかないということでございまして、今後に向けましては今回は休止いたしましたけれども、ぜひとも来年に向けては候補地として誤りのないような方向性で選んでいきたいというふうな、心配のない場所を選定していきたいというふうな考えているところです。

契約分につきましては、御相談をさせていただきました。地権者含めて3名というふうに記憶しているのですが、その方々の御理解をいただきまして、22年の契約を一定程度合意をさせていただきまして整理をさせていただくというふうなことで協議が調ったところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） ひまわり、これも大切な名寄の観光の目玉でございますので、来年以降、さらに間違いのない選択をして、何とか開園していくということで間違いございませんね。今年度せっかく御協力いただきますMOAさんにもっともっと支援して、交通上も非常にカーブのところですので、これは名寄市としても最大限協力することはして、位置が変わったということをしかりと、せっかく名寄の地に来られる方もいると思うのです。そこのところをふぐあいがないようにしかりとして、本年度の対策をしていただければなと思っております。

それと、続きましてジャンプなのですが、いろいろと規制があつてなかなか勝手に使えないという現実が目の前にあるわけでございますが、このジャンプ台を早くサマー仕様にするのか、冬の間もっと雪があるのだからサマーは遅くなくても飛びたいという両方があるのも私も存じております。やはりその年の雪の状況を踏まえまして決断を早くして、選手たちに間違いのないような連絡をしてあげていただければなと思っております。

先ほどの新聞での情報でございますが、名寄市は残念ながら国の拠点構想からは外れ、それでも

S A J、全日本スキー連盟から高い評価を得て、この間も全日本の合宿を名寄で開いていただいたということは、非常にジャンプのまちとしてもありがたいこととございます。そこで、道教委は今年度ジャンプスキーとスピードスケート、少子化に伴いまして非常に競技人口は減っているけれども、北海道としてはもっともっと力を入れていかななくてはならないという競技に対しましてモデル事業として、またこれも北海道の拠点というような構想を打ち出しておりますが、その情報をどうとらえ、名寄市としてはどう対処していくのかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今御質問のございました道教委がモデル事業という部分の中でのスキージャンプ、スピードスケートということでの拠点づくりということで、新聞発表で先日出たわけですが、これについては道教委もこれまでの国体などでも競技の成績といったこと、あるいはスキー王国あるいはスケート王国という部分の中では近年そういう部分が低下をしているということでの危機感ということで、こうしたモデル事業という構想になったというふうに思っております。それで、この部分につきましては、先ほどのナショナルトレーニングセンターの部分はございますけれども、モデル事業の内容の中ではそうした部分との協力連携ということもうたっているということとございます。しかしながら、この情報の中の内容については道教委から私どもの方にまだニュースソースとして入ってきておりませんし、上川教育局の方にもそうした状況もまだ入っていないということとございます。15日以降の道の定例会の中で、このモデル事業の部分についての関連予算が提案されるというふうになっておりまして、それ以降にこうした拠点づくりの部分が候補地という部分の中では具体的に決まってくるのかなと思っておりますけれども、私どももそうしたニュースを的確にとらえながら、こちらの方の対応も

図っていききたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 報道発表もされているわけですから、ニュースソースがなかなか入ってこない。その入ってこないうちから行動に移し、名寄さんは一生懸命だなという、逆にPRするいいチャンスだと思いますので、積極的に取り組んでいただきたいなと思います。

それと、教育長にお尋ねいたします。偶然なのですが、きょうの新聞もう教育長読まれていると思います。北教組は、文部科学省は新たな障害者をつくり出し、差別化しているところの特別支援教育に反対する方針を示したと。この報道を見て私は驚いたのですが、このことに対して教育長、どう所感を持たれましたか、お尋ねいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 特別支援教育につきましては、今年度から制度上本格的にスタートということで、スタートする段階で各市町村などにもそれぞれの取り組みの違いなども生じているところとございます。ここの趣旨が北教組が根底でどういう意図を持ってこういう表面化したお話になったのか、私自身は情報としては把握してございません。ただ、ここでいうような学校現場でもし子供の差別とか、こういうことが行われるということであればこれは大変なこととございます。しかし、特別支援教育の理念というのは決してそうではなくて、子供たちが支援の手を差し伸べている。その手を受けとめてやるというのが理念でございますので、どこかその辺でボタンのかけ違いがもしあったとすれば、これは北海道教育委員会を中心にしてしっかりと理念の実現に向けて取り組んでいかなければならないものでないかと、こんなふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 私もそのとおりでございます。やはり一人一人の子供たちのニーズに合

ったきっちりとした特別支援を、何度も言っていますが、やはりその学校間で温度差があってはならないし、名寄で育った子は同じように特別支援、LDであってもADHDであってもしっかりと支援をしていくという心だけは持ってずっとやっていただきたいなと思っております。

それと、学力テスト、正式名称は全国学力・学習状況調査というのですが、今言いました国語と算数はわかります。今回の学力調査の中に入っています学習意欲や生活習慣の調査も行うと。これは、どのようなことなのかちょっとお知らせしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今回の全国学力・学習状況調査の大きなねらいは二つございまして、一つは今まで言われてきた子供たちの生きる力、これがどのような形で子供たちに根づいていっているか、こういうことを調べるのが大きな1点でございます。それから、もう一点は、学力、学習の定着度合い、言ってみれば学習指導要領に基づいた的確な学力、学習の定着がなされているか、こういうことを調べるという、そういうことございまして、今岩木議員の御質問はその前段の方の生きる力を培っていくために子供たちにどのような学習習慣とか、あるいは学習環境がもたらされているのかということ調べる調査でございます。これもやはり結果としては、大変私たちが期待している。算数、数学とか、こういう学力面に視点を当てることも大切なことかもしれませんが、その根っこに当たる部分として大変結果がどうなってくるか期待しているものでございます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 学力調査につきまして、やはりその結果をしっかりと踏まえ、名寄の教育として子供たちにいかに有効に、さらに活用できるかということが重要だと思いますので、ぜひそれを有効利用させて子供たちのためになる教育をしていただきたいなと思います。

そこで、学力的にも問題はありますが、教育再生会議の2次報告を見まして、私も議員として4年間言ってきたことが、何か私自身が驚いているのです。私は、過去の質問の中でもっとゆとりある教育のためには授業日数をふやすべきだと。開校記念日なんか要らないと。また、冬休み、夏休みの1日、2日削ってでも子供たちのゆとりある学習のためにやるべきだと言ったら、教育再生会議では10%ふやしていいと。来年から来るとは思いますが、特別支援教育もそうですけれども、指示があってから動いて、またそこから1年、2年実際にはかかるというようなことではなく、前も言いましたけれども、京都府であるとか岐阜県では国の文科省の言うとおりでなく独自で実際の授業日数をふやしているというところもあるわけですから、名寄市は北海道の意向を受けてやっていますけれども、言いましたように開校記念日を1日減らすというのは、休みをなくするというのは道の権限ではなくて名寄市がそうするよと言えはできることです。その4時間、5時間でもまず第一歩としてやってみるという価値はあると思いますが、やはりそういったすべて決まりの後からついていくのではなく、名寄市としてのきっちりとした考えのもとでやっていくことは非常に重要でないかなと思いますので、その件については要望しておきたいと思っております。

さらに、道徳教育、これも報告の中で非常に問題点はいろいろありますが、私は心のノートを使った家庭力、学校、このキャッチボールをすべきだと。やるべきことはしっかりとやるのだよという道徳をしっかりと身につかせることは重要であるということを訴えてまいりましたが、そのことに関しましても今度はさらにやっていくということなので、そういった道徳力に対する名寄市のとらえ方も今のうちからしっかりと研究をされることを望んでおきたいと思っております。これからの教育は、私の持論であります、これからは幼児教育だと思っております。やはり学力の低下と叫ばれてお

ります。時間数が多い少ないではないと私は考えておりますが、例えばフィンランドでは日本より義務教育の時数は全然少ないのです。しかし、学力的には日本よりずっと上である。これはなぜかという、やっぱり幼児教育なのです。幼児、生まれてすぐ子供たちに読書の習慣づけをしている。小さいときから本を読むことによって脳の発達であるとか勉強の集中力というのがはぐくまれている結果ではないかなというように私は思っております。昨年総務文教常任委員会で視察に行きました恵庭市においても読書ということに対して市長みずからが力を入れて市民に浸透させている現場を見させていただきました。名寄市においてもやはり子供たちの教育、そういった小さいうちからもっと読書に親しみ、ふだんからやっていくというのは本当に重要だと思いますので、今後名寄市としましてもやはり読書ということの重要性をもっと考えていただいて、幼児期からの教育ということにも生かしていただきたいということだけは、このことは要望しておきますので、よろしく御検討をお願いいたします。

それと、最後になりますが、箭原橋、これは今の答弁の中で不都合があればということなのですが、10月までの間本当に危険だということは認識されていますか。その間の不都合の中で事故が起きたら、これ大変なことです。事故というのはどこで起きるかわからないけれども、その可能性が子供たちを巻き込み、起こるかもしれないという認識をどのようにとらえていますか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 議員の言われるとおり、私ども春から、雪解け前から対応を考えておりまして、非常に危険であるという認識は関係団体ともしておりまして、その分については夏、今の時期市街地から徳田区に向かう部分では橋の上が、ちょうど平らな地が停止位置になっていますので、その分では今10月までで工期が終われば何とかしのげるというふうに、しのげると

いう言葉変ですけども、安全を保てるのではないかというふうに考えて、その後工事を終了すれば安全を保てるのではないかというふうに認識しています。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 野間井部長の答弁と関連しますので、警察と信号機の位置について実は協議をしております、交通安全上あそこが一番望ましい場所なのか、岩木議員おっしゃるとおり名寄中学校生徒玄関前に移すことがよかったのか、工事の期間中につきましてはあそこところがちょうど工事箇所当たっておりますので、必然的に現在地から動かさなければならなかったという部分で動かして、橋の完成に伴ってもとに戻したと。これにつきましては、現在の道路の高低差がありまして、風連側から名寄に入ってくる際には一定程度横断歩道を歩く生徒たちが視界に入って確認できると。逆に名寄から風連に向かうときには高低差の低いところに生徒が歩くことになって、名寄中学校の生徒玄関前では逆にかえって危ないと。それから、16線から8号に抜ける場合の交通安全上の観点からいうと、現在地の方が望ましいという情報を聞いております。先ほど野間井部長も言いましたように、道路の勾配を現在のきつい勾配から少し緩やかに改良してもらうこともありまして、それからあの場所は速度制限が40キロ制限になっておりましてスクールゾーンでもありますので、現実には工事の進行状況も見まして、内部の中での意見では安全を喚起するような注意看板、それらについては関係機関とも協議して、遅くても工事が完了するぐらいまでには必要があるということになりますと、ぜひその辺については対応したいなというふうに考えております。

それから、交通規制の関係につきましては、40キロ制限、それからスクールゾーンであるということ等ありまして、これ以上の交通規制は難し

いと思いますので、繰り返しになりますが、交通安全を注意する一層の運転者の御協力と、それから注意看板については検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 考え方によっては、信号機はどっちが安全なのか、それはあるのでしょうかけれども、今の下るところでの横断歩道の距離が短いというのは、相手は子供ですから車はとまってくれるものだということでの行動が多いので、その点はやはり十分考慮していただきたいと思います。ただ、工期が10月に終わって云々ということではなくて、その間やはりしっかりと安全対策をとるとというのが大切だと。できてどうなるかは、それでできてからでないちょっとわからないので、今の現状ではやはりもっともっと注意を促し、子供たちの安全を守る対策だけはしっかりとっていただきたいことを要望して終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

選挙管理委員会の選挙体制についてを、谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 議長のお許しをいただきましたので、この場からの質問をさせていただきますと思います。

選挙管理委員会の選挙体制についてお伺いしたいと思います。選挙は、国民の義務であり、明るい選挙でなければならないと思うところがございます。そのために選挙管理委員会では、選挙公報の配布、車による棄権防止運動などを行い、投票率の向上に向けて努力しなければならないと思うところがございます。その観点から3点についてお伺いをいたしたいと思います。

4月8日に举行されました道知事選、道議会議員選挙、また4月22日に行われました名寄市議会議員選挙に有権者あてに選挙入場券を郵送されておりますが、あて先不明などで返送がありまし

た。その後の実態と対策はどのようにされたかをお伺いしたいと思います。

2点目に、入場券が届かないという有権者から電話などで問い合わせがあったと思いますが、道議選、市議選当たり何名の方が、また名寄地区、風連地区に分けて何名の方があったかをお伺いいたします。また、その対応はどのようになったのかもお伺いしたいと思います。

3点目に、名寄市議会選挙のときに選挙公報に投票時間が午後7時から午後7時までと誤りがありました。それは確認をされていたのか、またこれに対しての費用はどのぐらい用意したのかをお聞きして、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま谷内議員から4月の統一地方選挙にかかわって選挙管理委員会の選挙体制について御質問をいただきました。知事、道議会議員選挙、名寄市議会議員選挙のあり方につきまして一括してお答えをさせていただきます。

初めに、選挙入場券の件についてであります。入場券は御案内のとおり選挙人名簿に基づいて作成しております。選挙人名簿は、住民基本台帳法の規定によりまして届け出をした方をもとに作成しております。4月8日に執行された北海道知事、北海道議会議員選挙におきましては、知事選有権者数2万5,398人、道議選有権者2万5,261人に対しまして延べ2万5,635人分、1万6,440枚の選挙入場券を印刷し、郵送しております。このうち全体の0.5%に当たります88枚があて先不明等で返送されております。また、4月22日執行の名寄市議会議員選挙では、有権者数2万5,141人に対し1万6,090枚の入場券を印刷、発送いたしまして、同じく全体の0.5%に当たります81枚が返送されております。入場券が届かないという有権者からの問い合わせは、知事、道議選では25件程度、市議選では20件

程度ございまして、このうち知事、道議選であって先不明で戻ったはがきに関するものが3件、それから市議選では2件ありまして、お伺いをしましたところ、転居をして住民票を異動していないケースと転居後間もなく郵便局に転居願をまだ届けていないという、こういうものであります。その他の問い合わせにつきましては、返送された入場券に該当するものではありませんでしたので、電話をいただいた有権者の方々には入場券が投票の必須要件ではなくて、投票所に来ていただければ本人確認の上投票ができることや期日前投票の制度につきましても説明をさせていただき、それぞれ了解をいただいているため、お名前等、処理簿等につきましては正確に記録をしておりません。

選挙管理委員会の判断といたしましては、通常はがきで入場券を発送しておりますので、戻ってきたはがき以外は届いていると、こう判断せざるを得ないわけでございますけれども、実際に届いていないという有権者がいらっしゃることも事実でございます。過日郵政公社と打ち合わせをさせていただきました。その中では、誤配もあり得るということですので、今後は問い合わせのあった有権者の方についてはお名前等を記録をして、次回の選挙では入場券の配達を確認するなどの改善策を講じてまいります。

また、その打ち合わせの中で話が出されておりましたけれども、最近マンション等の集合住宅への入居者がふえておりますけれども、詳しい個人情報を知られたくないということから、表札はもとより部屋番号が表示されていない住宅が多く、配達対象が特定できずに返送となるケースもふえているということでございますので、詳細な住所を登録いただくよう機会あるごとに呼びかけてまいりたいと考えております。また、あわせまして入場券を発送いたしました、行き違いで届いていない方は、お手数でも御連絡願います、あるいは入場券がなくても投票はできますという、こうした周知活動を従来にも増して強化をいたしまし

て、投票率の向上に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、御指摘のございました名寄市議会議員選挙における選挙公報の投票時間の誤記載につきましては、有権者の皆さんを初め配布に御協力をいただいております行政区や町内会の関係者の方々に多大な御迷惑とお手数をおかけしたことを改めておわび申し上げます。発行当日に御指摘をいただきまして、風連地区ではまだ各行政区長さんへの配布前でしたので、急遽訂正文書を印刷をしまして2種類を同時に配布していただくようお願いをいたしました。名寄地区につきましては、既に各町内会の広報担当の方に配布済みでしたので、担当の方に電話連絡をいたしまして訂正文書の到着を待つと同時に配布していただくようお願いをいしましたが、22の町内会では既に配布済みでしたので、改めて訂正文書を配布していただくようお願いをいたしました。今回の誤記載につきましては、原稿段階での校正漏れという単純な過ちでございます。今後このようなミスを犯さないよう作業の時間配分や複数チェック体制などに十分留意をして取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 大変ありがとうございます。

それでは、順に従って再質問をさせていただきたいと思っておりますが、たまたま道議会選挙の行われた4月8日の日、その日に私の知人からの問い合わせがあったのですが、入場券が来ないよということで、確認をするために翌9日の日選挙管理委員会の方に私電話で問い合わせをしたのですが、その職員の対応として何の答えも返ってこなかった。それで、あえて今回御質問させていただいたことを御理解いただきたいと思っております。

それで、0.5%に当たる88枚と81枚なのですが、これは風連、名寄に分けますとどのような

枚数になるか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 風連地区につきましては、7件と承知をしております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかりました。

それで、この88枚が道議選、その後の市議会議員で81枚なのですが、返ってきた。この確認は、なぜ返ってきた時点でしなかったかということなのです。告示前にこのはがきって出しますよね。それなら、有権者の手元にその時期に届くと思うのですが、それで郵便局の郵政公社なのですが、そっちの方から戻ってきたときに、戻ってきた段階でなぜこれが戻ってきたのか、あて先不明で戻ったのか、どうなったのか、そういう確認をしていなかったと思うのです。だから、こういうことになったのではないかなと。その確認を戻ってきた時点で間違いなくこうなると確認しましたか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほども答弁でお話をさせていただきましたが、入場券につきましては選挙人名簿をもとにして発送させていただいています。選挙人名簿は、その時点の住民登録から引っ張っておりますので、あて先不明として戻ってきた部分につきましては当然確認はしますけれども、住民登録と一致しているということで、それ以上の確認が現実にはできないということでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） それでは困る。戻したものの確認をしなければ困ると思うのです。その後には申し上げましたように、届いていなかった人、間違いなくいるのです。その人は、住所不定ではありません。私の友人なのですけれども、相談受けた人は七十数年間にわたりその地において郵便物は届いているよと。なぜ入場券だけが来な

いのですかと。そのことを9日の日に電話で問い合わせたけれども、その答えは返ってこなかったのです。なぜなのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほども申し上げたとおり、あて先不明で戻ってきている方の分につきましては御本人からいまだにはがきが届いていないという御連絡いただきますと調べられるのですけれども、御連絡がないということになりますと当然住民登録の住所に発送しておりますので、それ以上の確認作業はかなわないと、これが1点でございまして、あて先にいらっしゃいませんといいことであて先不明で戻ってきた方以外につきましては、全件入場券としてお送りをさせていただいておりますので、これまた届いているものと判断せざるを得ないというのが1点でございまして。この方につきましては届いていないという御連絡いただきますと対応ができるわけですけれども、連絡がない限りは当然選挙管理委員会としましては届いているものと判断しておりますので、これについて対応はこれ以上のことは難しいと考えております。

さらに、議員の御指摘の部分につきましては、議員の方から市民の方からの連絡ということで選挙管理委員会の事務局の方に御連絡いただきました点につきましては、報告をしていなかったということは確かに問題があるということで押さえておりますので、今後しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） それはわかるのですけれども、その人が言うのにはこの対応について入場券が来なかったから会場に投票に行ってください、そこで確認できれば投票できますよという対応をしたというのは聞いております。でも、先ほど言っていますように、選挙人名簿に名前があるところには投票券、入場券を発送しているということでしょう。それなのにその人のところに入

場券が来なくて投票に行ったら、なぜ選挙人名簿に名前があって投票できるのですか。そこに名簿に名前があるから、そこへ行って投票できるのではないですか。投票できたということは、選挙人名簿に名前があるのです。それなのになぜはがきが行かないのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほども答弁でお話しさせていただいたとおり、住民登録の住所の登録が例えば何条何丁目という場合と実際に住まわれている方が何条何丁目の何々マンションの何号室と、こういう場合につきましては郵便が特定のマンションの特定の部屋ということで表示されておりませんので、ここについては郵政の方であてどころに尋ね当たらないということで戻ると、こういうことをございます。こうした件数がおおむね80件程度毎回ございますので、今後住所の表示はマンション名あるいはアパート名と部屋の番号まで正確に届け出をいただいて、郵便物がきちっと届くようにぜひお願いしたいということを選挙公報あるいはその他のインターネット等の方法で周知をして、ぜひ正確な住所を登録いただくということでの協力を要請してまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 違うのです、私が聞いているのは。戻ってきたはがきが住所が不明で云々、それはあると思います。間違いなくある、マンション等についての話は。ただ、私が言っているのは、そういうことでないのです。よく聞いてください。選挙人名簿に名前があるよと。投票券来ないから、行ってくださいということで行っただと。あつた、確認したら。そうしたら、そこで投票できたのです。だから、選挙人名簿にある人がなぜはがき来ないのか。その人は、先ほど言いましたように住所不定でないのです。七十数年間そこに住んでいるのです。それで、ほかの郵送物については来るよと。だけれども、その選挙

の入場券は来なかったよと。これは、おかしいのではないかということ言われたので、聞いているのですけれども、それだったら住民票を確認するなり選挙人名簿を確認するなり、お互い情報を確認した上で間違いなくここに出したか出さないかで確認すると思うのです。住民票だけを確認して出すわけでないと思う。選挙人名簿をあわせて確認するのではないですか。それなのにその投票所に行ったら、選挙人名簿に名前があるのにはがきが行かぬということはどうしてなのですか。おかしいのでありませんか。お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 一つ御理解をいただきたいのは、選挙人名簿と住民登録のされている住所は一致しております。選挙人名簿そのものが住民登録の台帳から作成をしますもので、これは一致しているということでぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） それは、名簿と一致しているのはわかるのです。だから、はがき来ないから電話したら、そののいつも行っている投票所へ行ってくださいという説明をしたのでしょうか。そうしたら、その人が行ったのだ、投票所に。そこへ行ったら、選挙人名簿で確認したら、そのはがき来ない人の名前があって投票できたのです。なぜその人のところにはがき来なかったのかということ聞いているのです。そうしたら、あわせてお伺いしますけれども、9日の日に私が電話で言ったときに本人から言われたのですが、投票所に行って選挙人名簿に名前があって投票できたよと。そうしたら、なぜ自分のところにはがき来なかったのか、役所で説明責任があるのでないか。その人は、電話賃かけて電話したのだ。電話賃持って説明してもおかしくないのではないかと、そういうことを言われた。そのとき9日に言ったときに選挙管理委員の職員の方は何と言ったのですか。そんなもの名前を控えていないから

わかりませんと。そんなことがあっていいのかい。だから、あえてその選挙人名簿に名前があるところにはがきが行かないのはおかしいでしょうと。違いますか。選挙人名簿に名前があったら、絶対行きますよね。その人は、七十数年間そこに住んでいるとなれば当然そこに郵便物が届いているので、住所は合っているのです。それでも行かなかったのはどうしてかということをお伺いしているのです。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 入場券に記載をしている住所と実際に住まわれている住所が一致している方については、あるいは誤配とか、あるいは届いたけれども、何らかの事情で御本人の手に渡らないということが考えられると思います。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） だけれども、違うと思うのです。郵便局のことも後の方で確認をしたよと、誤って配達したというのもありますよということもありますけれども、そうではないのです。それがここに電話をいただいた25件、あるいは市議会で20件と。これだけの方からそういうような問い合わせがあるということは、それなりにやり方がまずいのでないですか。選挙人名簿にある住所と住民台帳にある住所と同じだったら、絶対行くのです。そうしたら、今の言い方でしたら郵便局の配達で間違っただけでないかと。そうしたら、郵便局の配達することによって過ちがあったということなのですか。そこは言い切れないでしょう。そこまで確認してありますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 一つの要因として誤配もあり得ると。これは、郵政の方でも協議の中で伺ったことですので、一つの要件としては考えられるということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） その辺は理解できるのですけれども、やはりどうしても私が言いたいのは、はがきが来なかったよと。来たら、戻ってきたはがきがあるならば、本当に八十何枚あるならば、それをどうして戻ってきたのかと。これは、本当に住所が不明でわからなかった、名前が違ったか、戻ってきた段階でそれを当然調査しなければならないと思う。それをやっていなかった、今回のときには、9日のときに問い合わせたときは、そういう答えはもらえなかったからやっていないと思います。当然投票日前にその確認はしておかなければならない事項だと思います。そして、投票日のときにはがき来ないという電話があったときの対応について、当然名前ぐらいはきちっと書いておかなければならないと思うのです。その名前もわからない。メモもしていない。だから、そういう間違いを起こしたけれども、その家に行って謝罪もすることもできない。そんな状態で選挙管理委員会のあり方はいいのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 答弁が繰り返しくなりまして、あて先不明で戻ってきているはがきのうち、市議員では2件、知事、道議選では3件照会がございまして、この方々についてはあて先不明で戻ってきてても原因が確認できたということでございます。そのほかに返送されてはきていないのだけれども、入場券が届いていないという照会がそれぞれ知事、道議選あるいは市議員選挙で25件、20件とございましたので、これらにつきましては今後処理簿と申しますか、御連絡いただいた部分についてきちんと記録をとって原因を究明してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 大変難しいことでわかるのですけれども、先ほど申し上げたとおり選挙というのは国民の義務であって、それはしなければならぬ。当然100%を目標にして選挙を

挙行すると思うのです。そのためにやっぱり選挙管理委員会は何をしなければならないか。それを基本的に考えたときに、あて先不明ではがきが戻ってきたからそれでいいのだ、住所わからないからいいのだと、そうでなくて、どうして戻ったのか。また、行かなかった人から電話あったときはどうだ、それはどうするのだ、その対応はどうするのだ、当然選挙管理委員会の中でそういうものを話し合いをしながら決めていかなければ、ちゃんと対応しなければならぬと思うのです。その対応が今回のときになされていなかった。うちの近所のお年寄りの人がいたのですが、聞き取りのときに申しあげましたけれども、そこには選挙の入場券が来なかった。私には関係ない選挙だと思ったから行かなかった。そんな人もいました。どうするのですか、それは。それで、投票率の向上のために一生懸命選挙管理委員会として努力しますということは、言っている言葉とやっていること違うのではないですか。それで、車で棄権防止、みんな投票に行ってくださいと一生懸命車で広報で歩いたってそういう人がいるのです。そのための対応を選挙管理ではどのような対応をしているのですか。聞かせてください。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御指摘いただいておりますとおり、公平公正な選挙とあわせて投票率の向上というのが選挙管理委員会のテーマでございますので、それぞれ具体的に御指摘いただいたことにつきまして今後さらに選挙管理委員会の中で協議をしまして、より投票率を高める、あるいは選挙人個々の方々に投票の権利をしっかりと確保できるという対応をとってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのことについてなのですが、わかるのですが、私9日の日に電話で問い合わせたときに、その後でその問題について選挙管理委員会などについてその問題はど

のようになったかと委員会で出て協議した結果がありますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 特に選挙管理委員会に対して審査等の申し出があった部分以外につきましては、事務局の方で対応させていただいております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 事務局でというのですけれども、事務局で対応することではないのです。選挙なのです。何のために選挙管理委員会ってあるのですか。そのような間違いが起きた。そういうことがあったときには、事務対応で終わらすのではないです。選挙管理委員の人たちが集まって、この問題についてはどのように対応しなければならない、このものについてはこうしなければならないと当然協議しなければならない。そうでなければ、目的が投票率の向上となっているのですから、向上にならないでしょう。そのためには、当然選挙管理委員会の人が集まって協議しなければならないと思うのです。それをそのとき9日の日に電話もしたときに言おうと思ったのですが、選挙管理委員長さんお願いしますと言ったときに、今は別な電話が入っていると会議で出られませんからということで、その他の職員にもそのことを申し上げたのですが、そして協議してほしいと。だけれども、その協議をした結果も何も私は電話で問い合わせしたにもかかわらず返事がもらえなかった。だから、当然その協議はしていないだろうと私は思っています。ですから、大変な問題が起きたとき事務局が対応するのではないのです。選挙というのは、選挙管理委員会が仕切っているのですから、選挙管理委員会がやるのです。これだけは間違えないでやっていただきたいと思っております。その辺どうですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） あて先不明で戻った部分が80件程度あるということもまた紛れもない

事実でございますので、これらについて、さらには発送して戻ってきていないけれども、届いていないということも事実25件なり20件ございますので、これらについての対応策と申しますか、これについて選挙管理委員会の中でしっかりとどうしたら選挙人の権利が確保できるかということも含めて十分協議をさせていただきたいと考えていますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのように頑張っ
てやっていただきたいと思います。

それで、この中で88枚が道議会議員の選挙で戻ってきたよと。市議会議員が81枚でその差7枚あるのですが、これは同一の方の戻ってきた枚数なのか、また違う人がいたのか。7枚の差があるのですが、有権者数の数の違いもあるのですが、7枚の人方は前回のときに戻ってきたのだけれども、今回届いたのだというのもあったのか、また88人と81人の人が同じ人物だよと。また、道議会選挙のときの88枚についての差の7枚は届いたのだよと。この確認はされていますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） それぞれ88枚と81枚の全件の確認はしておりませんが、おおむね同じ方々の分が戻ってきていると。御指摘のように、知事あるいは道議選挙、さらには市議会議員選挙の選挙の要件が違いますので、これは違っている部分については選挙の投票権の違いということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） わかるのですけれども、有権者といったら道議会議員の選挙、知事選挙もあろうが、市議会議員の選挙でも同じ人でしょう。選挙をする名寄市民で、選挙に行ける人というのですか、有権者の方は。同じ人なのですが、たまたまそのときに1週間後に行われた選挙だから、その中で88枚が81になったら同一、戻したはがきと同じ人が戻ってきたのですかと。ま

た、その差が7枚あるのですけれども、前は戻ってきたけれども、今回は戻ってこないで届いたのがあるのかなのかという確認なのですが、選挙の種類が違うのはわかるのですが、有権者は同じですから、当然郵政ではがきを出しているのは同じだと思うので、その辺をお聞きしているのですが。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 有権者につきましては、ほぼ同じなのでございますけれども、例えば道議選でありますと昭和62年4月9日までに生まれた方で、なおかつ平成18年12月29日までに転入をされた方ということが選挙人の要件でございますし、一方市議会議員選挙の有権者につきましては昭和62年4月23日までに生まれた方と、さらに住所要件につきましては平成19年1月14日までに転入された方ということで、それぞれ生年月日、年齢要件と、それから居住要件が違ひまして、この部分の差異があて先不明ということでの違いというふうに承知をしております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） それはわかるのですけれども、くどいようになるのですが、ですから道議会議員選挙は4月9日生まれまでですよ、市議会議員は4月23日までですよ。その差12日間なのです。その中に変動はあると思うのですが、私が聞いているのはその88枚、さっき何回も言うのですけれども、戻ってきたと、道議会議員のときに。それで、この次の市議会議員の選挙のときには81枚戻ってきたよと。それが同じ人だったか。出したのが戻ってきたものが同じ人のものだったのかと聞いているのです。その確認はしていないのかい、それなら。道議会議員のときにはだれだれさんのが、88枚の戻ってきた人の名前のリストがあります。今回市議会議員の選挙で81枚戻ったら、それと重ね合わせたら同一人物が何人いたか、また新たに戻った人が発生した

のか、そういう確認はしていないということなのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 先ほども答弁させていただいたとおり、全件について確認はしていません。ただ、担当者からの話として聞いている部分ではほぼ同じ方が戻っていると、こういうことでございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 確認していないというのは、それはしていないからしていないのだと思うのですが、それがなかったらダメなのですか。それでなかったら、市民の方から届いていなかったと電話で問い合わせがあったとき、選挙管理委員会の事務局を担当している部長あたりが何て答えるのですか。電話があって、確認していないかわかりませんと言うのですか。それはダメではないですか。ですから、先ほども何回も言うのですけれども、選挙ってそれだけの1票の重みってあるのです。今回の統一選挙の中で新聞見たらおわかりのとおり、同数でくじ引きをした。1票差、2票差もあった。僅差なのです。そんな選挙があるときに、このようなことをやっていたときにとんでもないことが起きるのです。そして、今回の選挙だってトップ当選がだれ、2番目がだれと決まった。その順位だって変わるのではないですか。投票率だって七十何%と出たのですが、変わってくるのです。そういう観点からいったら、そういうことをちゃんとやっていかなければ公表した投票率やその他のものというのはうそになってしまうのです。それだけ大変なものなのです。その選挙の1票の重さというものをじっくり選挙管理委員を初め職員の人ともども重さを感じてください。そうでなかったら、こういうことにならないと思います。ですから、選挙管理委員会の仕事として最善の努力をすべきだと、このように思いますが、その辺についてどうですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 事選挙ということの重大性は十分認識をしております、御指摘の部分につきましてまた選挙管理委員会でしっかりと協議をしながら、誤りのない処理に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのような形の中で、事務局だけで終わらせるのではなくて選挙管理委員長を初めとした選挙管理委員の皆さんがしっかりと自覚してやってもらわなければならない。ですから、きょうのときの私の質問の答弁については選挙管理委員長にお願いした経過なのですが、たまたま選挙管理委員長でなくて部長の答弁になっているのもちょっと腑に落ちない点があるのですが、これは仕方ないと思うのですが、そのようなことも踏まえて選挙管理委員長を筆頭として、選挙についてはこれから7月には参議院選挙もありますし、いろんな選挙があるのですが、しっかりとやってください。

それから、次にお伺いしたいのですが、前回の市議会議員選挙の中で選挙公報の中に午後7時から午後7時までの投票ということがあって、それが配られてしまったのですが、風連については一緒に配ったということなのですが、たまたま私のところに先に来たのです。それを見て、後から訂正文が来たのですけれども、あれを見たときに私も感じたのですが、あれぐらいのことがゲラで刷り上げる前に確認できなかったのですか。当然ゲラできたときに確認すると思うのですが、それを確認したのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 投票時間を午前、午前ということで、ほとんど投票する時間がないような表示という単純なミスでございまして、当然確認作業はしているわけですが、まさかこの部分でこうした単純なミスがという、そういう部分もございまして、大変申しわけない失態で

ございましたけれども、誤った公報を流したという事でございます。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そうなのです。午前と。私は午後だと、午後7時というぐあいを感じているのですけれども、部長は午前ということなので、それはどっちでもいいのですけれども、当然印刷に回すのでしょうか、公報ですから。それを回したときに印刷の方からゲラができてきますよね。その確認をしますよね。そのときに読んで確認をして、それでいいですよ、何の間違いもありませんということで印刷にかかると思うのです。そのときに時間の本当に初歩的なミスなのですが、それぐらいも確認はできなかったのかなというのがちょっと不思議なのです。なぜこんなことを私が申し上げるかといいますと、これにかかった11万何がしですか、11万5,207円、これはむだ金なのです。ちょっとしたことによって使わなくていいのです。今現在名寄市の中で財政健全化、機構改革というのが本当に大変なのです。部長も御承知のように、島市長を初めみんな頭をひねって何とかこの危機を乗り越えていかなければならぬ。そして、合併もして一緒にやっていかなければならぬとやったのです。そんな中においてちょっとしたミスの中で11万円だ、12万円だという金を出すことは許されないことなのです。これだって市民の税金ではないのですか。だから、あえて申し上げているのですが、その訂正文が来たときにだって、これだってやり方に誤りがあるのです。先ほど言ったように、マンションの人たちは住所がわからない。名前がはっきりしていないからどうだということがあるのですが、その訂正文だってマンションに住んでいる人たちには届いていません。町内会にも入っていない。新聞もとっていない。そんな中、どうしてそこに訂正文が行くのですか。そんなことも踏まえて、私は違うと思うのです。そんなようなことでただただ11万円使われても、大変申しわけなかったというの

でなくてももう少ししっかりやってもらわなければならないものがあるのですが、そのような確認も中でできなかったことはどうしてだったのか、再度お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 一つには、先ほど申し上げたとおり全く単純な部分でのミスということで、通常文書につきましてはかなりきちっとチェックをしているということですのでけれども、まさかこの部分でこうした誤りがということはもう考えも及ばない部分があったので、今後につきましてはこうした部分も当然含めまして複数のチェック体制ということでしっかりと対応してまいりたいと考えております。

それから、費用についても重ねて御質問いただきました。道議会議員の選挙でしたので、当然費用につきましては道費ということで入っておりますけれども、これにつきましても市民が納めた道民税ということも当然あるわけですから、めぐりめぐってお金は同じということで、こうした不必要な支出のないように今後努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） そのような形で対応して、使ってしまったものは仕方ないから、それを言っても仕方がないのですが、ただただ私自身考えたのは、選挙管理委員会の日常の業務の中では今の職員体制でやれるのかなと。だけれども、選挙が近くなったときにいろいろ準備等があって、また選挙が告示になった後で、告示の中であのような公報が出てくるのだと思うのですが、そのときの選挙管理委員会の中の職員の数足らないのかなと、こんなことも考えたのですが、本当に選挙告示の中で大変な業務なのですが、その中の人員の体制について部長として適正な人数の中でやっているのか、またもう少し人間がおった方がいいのか、その辺の考えがありましたら、お願いい

たします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 選挙管理委員会事務局の体制について御質問いただきまして、選挙の事務局の体制のみならず、いずれの職場におきましてもかなりタイトな職員で対応しております、ここについては選挙管理委員会の事務局だけということではないと認識しております。現在通常選挙管理委員会の体制は専任職員が2名で、これは名寄地区1名、風連地区1名ということで配置をさせていただいております。選挙は、基本的には総務課が所管をするということで、選挙時になりますと総務課以外に各部等から応援を求めまして選挙体制を整えているわけですが、今回御指摘のようにこうした事案が出るということも含めまして、今後体制のあり方について強化していく部分については強化していくことでぜひ検討させていただきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 谷内議員。

○21番（谷内 司議員） 今の話ですと、大体今の体制でやれるというような確認というのですか、そのように聞こえるのですけれども、こんなようなミスが起きるといことはやはり人間が足りないから起きるのかなと。一人の仕事が相当ひどいのかなと、そんなことを考えながら、それを質問させていただいたのですけれども、それだけ、その時間帯だけでももし人間が足りないときであると新たな職員ということになりませんから、隣の部でも隣の課でもいいですけれども、そんなところからの応援もいただきながら、本来なら隣の仕事をするのは違うのかもしれませんが、そういうような中で職員同士のそういう仲間というのですか、仕事を分け合いながら、忙しいところの仕事を助けるよと、そういう形の中で今後やっていかなければならないだろうと、このように思います。

それと、最後なのですけれども、先ほども申し上げましたようにやはり住民からいろいろな選挙

に対しての電話、苦情があったときに即対応できるような形の中でしなければならないと思うのです。そのためには、やはり問題が起きたときは事務局の段階だけで処理するのではなくて、選挙管理委員長を初めとしてそのような協議をして、正確な答えをその人たちに伝えていただきたい。そんな形の中でこれからの選挙管理委員会の体制の充実とこれからの参議院選挙もありますので、これはないように切にお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で谷内司議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

新名寄市行財政改革推進計画について外1件を、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 発言の機会をいただきましたので、通告に従い順次質問をさせていただきます。

名寄市では、本年2月に新名寄市行財政改革推進計画を策定されています。この後何度もこの計画というものが出てまいりますので、以下推進計画と略称をさせていただきます。結論を先に申し上げますと、私はこの推進計画を手にして大変正直なところ大きな戸惑いを覚えました。といいますのも私たちが普通策定する計画書というのは、重要度あるいは緊急度、優先順位と、あるいは時系列順というような形で、こうした要点に基づいて策定していくのですけれども、残念ながら市の推進計画にはこの策定要点が見受けられず、何が重要で、何が緊急度が高くて、結果としてどの項目の優先順位が高いというようなことが判然としないと、そういうような編集内容となっているからでございました。推進計画によると、改革項目に

挙げられている内容を大分類で見ると行財政改革の推進事項と主な推進項目と銘打って、簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、そして市民と協働の行政運営の3項目が挙げられています。これをさらに中分類で見えていきますと、簡素で効率的な行政運営が施策推進体制の充実など4項目、そして健全な財政運営では歳入の確保など2項目、そして市民と協働の行政運営では中分類がなくていきなり小分類で区分されていました。このように大中小の分類でも仕分けに困難が伴う推進計画ですが、結果として72の個別推進項目が列記されています。この推進計画における72項目を重要度、緊急度に応じて優先順位ごとに並べかえ、さらには進捗状況を示す工程表などを付加した内容に改めて再編集するお考えがあるかどうか、まずはお伺いをいたします。

さて、私は名寄の行政、経済、教育、文化、そのほとんどの分野で原動力となるのは、やはり何といっても名寄市役所であろうというふうに考えております。市職員の意欲や向上心が落ちれば、名寄の活力も勢い低下せざるを得ないだろうというふうに考えております。こうした観点から、まず名寄市の市職員の能力開発はどのような取り組みが行われているのでしょうか。自己啓発及び自己研さんあるいは公式あるいは非公式な活動も含めて具体的な取り組みについてお伺いをしたいと思います。また、職域、職場によっては、市民と接点が多い少ないはあるにしても、市職員のマナーやモラルを問う市民の声は相変わらず少なくありません。名寄市の接遇研修の実施状況とその顕著な効果についてもお伺いをいたします。

次に、公務評価制度についてお伺いをいたします。推進計画では、推進項目、適正な人事制度の推進で公務評価制度という文字ではございませんが、人事評価制度の検討という表現を用いています。公務評価、人事考課、人事評価と呼び名、呼称はさまざまですが、いずれの名称を用いようと人物評価は人事制度を適正に運用していく

ための基礎であると考えます。確かに公務においては仕事の範囲が広く、成果を確信的に評価することは多くの困難が伴うであろうというふうなことは十分承知をしております。しかしながら、公務評価では民間企業で取り入れられる目標売り上げや目標利益の達成度で評価するという数値化が困難という側面はあるにせよ、それでも評価基準は必要であろうというふうに考えております。私は、本来市民に顔を向けて一生懸命に持てる力を発揮する職員、業務改善などよいアイデアを持ち、みずから実現のために努力をした職員と、大変語弊があろうかとは思いますが、あらぬ方向を見ながら成果も乏しく無為に過ごしている職員が同じ境遇であってはおかしいというふうに考えております。勤務年数や年功にとらわれることなく、意欲と才気にあふれた職員は年齢や性別にかかわらずその力を遺憾なく発揮できる処遇をすべきであろうというふうに考えています。これからの市役所は、ある意味ではサービス業、ある意味ではしっかりした経営体という視点を忘れず、従来の発想にとらわれることなく、市職員の皆さんには常に日常公務の改善に果敢に挑戦するという意欲と向上心をお持ちいただき、受け皿である名寄市もこうした職員の意欲にこたえられる人事給与制度を確立をしなければならないというふうに考えております。そこで、本年から調査検討を見込んでいる人事評価についてどのような方向性、どのような手法で着手するのかお伺いをしたいと思います。

続いて、市の組織機構の開発、活性化についてお伺いをいたします。推進計画では、推進項目、組織機構の見直しの中に組織機構の簡素合理化が表記されています。この実施内容を見ると、合併後の組織機構全般の再点検を行い、新たな行政課題や市民ニーズに対応できる業務執行体制を検討するとありますが、実施時期を見ると平成18年から一部実施、本年度から実施となっています。ここで述べている組織機構の見直しとは、単に合

併によって膨張した組織機構の縮小、均衡、あるいは職員定数の抑制に力点を置いたものかどうか。また、目まぐるしく打ち出される国政や道政の喫緊の施策や市民の要望に即応するため、定期異動に拘泥することなく、随時ダイナミックに配置や異動を行い、組織開発や活性を促進する改革とは異なるものかどうか、これらを踏まえた上で今年度からスタートしている組織機構の見直しについてお伺いをしたいと思います。

次に、改正中心市街地の活性化法から順次お伺いをいたします。さて、大店法の廃止に伴い制定をされた大型店立地法、都市計画法、中心市街地活性化法の三つの法律を行政も議会もまちづくり3法と呼んではばからないようですが、市街地のドーナツ化現象、商業施設の無秩序な郊外進出、これをスプロール化というのだそうですが、これらを促進された元凶であるこれらの3法を果たしてまちづくり3法と呼称するのはいささか懐疑的で、私個人では少なくとも旧都市計画法、旧中心市街地活性化法の2法についてはまちづくりの冠はいかにも不似合いであるというふうを考えております。

さて、2006年8月22日にコンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを目指す中心市街地の活性化に関する法律、いわゆる新中活法が施行されました。まず、風連町との合併により新中活法に基づく名寄市の中心市街地とは一体どのような位置づけ、つまりどの地域、区域を指すのかお伺いをいたします。また、旧中活法とは大きくさま変わりをした新中活法に取り組む人的配置とその支援体制についてお伺いをいたします。

最後になりましたが、旧中活法では主務大臣であった本部長が内閣総理大臣にかわった新中活法認定申請のタイムスケジュールについてお伺いをいたします。

以上でこの場での質問を終了させていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま大石議員から2項目にわたって御質問をいただきました。1点目につきましては私から、2点目につきましては経済部長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、新名寄市行財政改革推進計画にかかわってお尋ねがございました。各自治体では、行財政の効率化、簡素化を進めるとともに市民福祉の向上を図り、市民生活をより豊かにする目的で行財政改革の取り組みが進められております。旧名寄市におきましては、これまでも平成8年度から平成14年度まで、平成15年度から平成19年度までを実施期間として行財政改革に努めてまいりました。新推進計画に重要度、緊急性を考慮して優先順位をつけて実施をしていくべきでないかと、こういうお尋ねでございますけれども、新推進計画は国から求められた集中改革プランを受け、平成18年度から平成23年度までの6年間を実施期間として行財政改革を不断の取り組みとするため策定されたものであります。この集中改革プランの中で国から示された事務事業再編、民間委託等の推進、定員管理、給与の適正化等を柱に旧名寄市における新たな行財政改革推進計画、旧風連町における行財政改革推進計画を見直し、新名寄市行財政改革推進計画を策定いたしました。御質問にありましたとおり、簡素で効率的な行政運営、健全な財政運営、市民と協働の行政運営を柱としまして、個別課題推進計画では72項目について実施目標年度を設定し、あわせて数値目標の設定とその効果額の試算も盛り込んでおります。職員のアンケート等を通じまして検討を重ねた結果の手がけるべき課題72項目ということでありまして、これらにつきましては今後は行財政改革推進委員会あるいは行財政改革実施委員会で進行管理を行い、実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、職員の能力開発、自己啓発に対する支援体制についてもお尋ねをいただきました。的確な

事務処理能力等の向上を図るために、北海道市町村研修センター、中央研修所、電源地域振興センター等における専門実務研修、政策研修に職員を派遣をしております。また、地方自治を学ぶ土曜講座等にも参加取り組みをしているところでございます。さらには、みずから課題を定め、研さんしているグループに対して助成など行っておりまして、これらにつきましては研修の成果を報告、発表する場を設けて成果を多くの職員が共有できるような取り組みも進めているところであります。また、待遇につきましても待遇マニュアルを作成しておりまして、これらを通じて待遇マナーの一層の徹底を図っているところでございます。今後とも職員の資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員の評価のあり方についてもお尋ねをいただきました。行政を進めていく上で市民との協働が一層重要なものになってきております。説明責任がきちんと果たされているか、市民の意見を真摯に受けとめているか、それが仕事に反映されているかが問われております。国において導入をされております人事評価制度は、一部管理職に施行されているところであります。また、自治体におきましても市として管理職を対象とした人事評価制度を導入するところが出てまいりましたが、現段階では評価の範囲あるいは手続、基準等が整備確立されておられません。御指摘のように頑張る職員の処遇も含めた評価のあり方についてぜひ研究してまいりたいと考えております。

次に、組織機構の点でお尋ねをいただきました。これまでも市立名寄短期大学の4大化、あるいは風連市街地開発等で必要に応じて人的配置を行い、大きなプロジェクトに対応してまいりました。また、業務の繁忙に応じまして各部局間における臨時的な職員の応援体制を確立することを目的として、名寄市職員の応援体制に関する規程を設け、部長裁量で職員を当該課へ派遣することができるようにもしております。また、課題によりまして

は各部より職員を招集をして、庁内ワーキンググループを編成をして業務を推進しているところでもあります。また、新推進計画の当初におきましては定員管理を計画的に進めていくということと、あわせまして御指摘のありました人的配置が事業の後追いでは十分な機能が発揮できませんので、的確でタイムリーな組織機構の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きな項目の二つ目の1点目でございますけれども、名寄市都市環境から見た中心市街地とはというお尋ねでございます。国では、平成10年から施行いたしました中心市街地活性化法の後も全国の地方都市で中心市街地の衰退に歯どめがかからない状況を深刻に受けとめ、従来の都市政策を転換し、中心市街地の活性化に関する法律、つまり改正中活法を平成18年8月に施行したところでございます。名寄市は、平成18年6月から新総合計画の策定準備に取りかかり、コンパクトな市街地形成を推進する基本構想を平成19年2月に策定し、前期計画で中心市街地活性化基本計画の策定を計画事業としております。風連地区におきましては、平成17年5月に策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、現在JR風連駅前を中心に市街地再開発事業に取り組んでいるところでございます。合併による事情はありますけれども、市街地に相当数の小売商業者が集積し、都市機能の集積実態などからJR名寄駅前から昭和通までの約80ヘクタールをベースにした市街地地区を中心市街地と位置づけをし、改正中心市街地活性化法に基づき、コンパクトなまちづくりに向けた名寄市中心市街地活性化基本計画の見直しを進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の人的配置と支援体制についてのお尋ねでございます。現在中心市街地担当の専任職員を配置して準備を進めておりますけれども、今後中

心市街地活性化基本法のたたき台となる素案づくりに向けて市役所内部に中心市街地活性化調整会議、つまりプロジェクトチームを立ち上げる予定でございます。新総合計画、都市計画マスタープランなど各種計画との調整を図りながら業務計画の素案づくりを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、商工会議所が中心となって中心市街地活性化協議会の設立に向け取り組んでおりますので、基本計画に基づく事業を円滑かつ確実に実施していくため、協議会設立準備の段階から商工会議所、商店街連合会などと連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

3点目の中心市街地活性化法認定申請についてのお尋ねでございます。中心市街地活性化基本計画策定に当たりましては、国の基本方針に適合するものであることから、一つ目には今後5年間で何を実施し、何を實現するのか現実性が問われております。そこで、中心市街地活性化として事業の厳選が求められていることとなります。また、二つ目には、都市計画法の用途地域の準工業地域に大規模集客施設の立地を制限いたします特別用途地区などを設定することも条件となっているところでございます。これは、住民、地権者説明会、都市計画審議会など一定の時間がかかることになるであろうというふうに受けとめているところでございます。さらに、三つ目には、基本計画策定に当たり基礎データの収集、分析による中心市街地の課題、問題点の抽出などおのおのの条件や課題を整理する時間も必要でありますので、基本計画を内閣府の中心市街地活性化本部に認定申請するのは20年度末ころになるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） まず、行財政改革推進計画についてなのですが、お尋ねをいたします。

中尾総務部長の方から人事評価の観点からお答

えをいただいているのですが、現段階では評価の範囲あるいは手続、基準が整備されていないということではございますが、ぜひとも本年度からスタートをする人事評価制度については、努力すれば報われる公平で公正な人事給与制度の改革をお願いしたい。あるいは、組織機構については時代の変化に対応した人材の育成と組織開発をお願いをしたい。3番目では、臨機応変にダイナミックに人事異動が行われる、あるいは配置をするというような効率的な人材のシフト、あるいは人事の分権化、こうした観点から旧来までの年功にこだわることなく、意欲と才気に満ちあふれた市職員の皆さんの能力開発を公正公平に取り込めるよう評価制度を確立していただきたいというふうにお願いをします。

次に、中心市街地活性化なのですが、お聞きをいたします。御承知のように、新中活法の認定申請はことしの2月8日に富山市と青森市でそれぞれ基本計画が内閣総理大臣に認定をされています。その後3月30日、岐阜市、山口市、豊後高田市、高松市、熊本市、これらの5市が申請を行っております。いただいた答弁では、本年4月に定期異動で専任職員1名を配置したということですが、その後今後もプロジェクトチームを立ち上げるというお話もいただきましたが、新中活法は旧中活法とは打って変わって認定を受けるためのハードルがかなり高いというふうにお聞きしております。そのため余りにもハードルが高いものですから、申請を辞退している自治体もあるというように聞いております。こうした新法の基本方針では、部長の方からもお話をいただきましたが、約5年以内を目安とした居住人口、歩行者通行量など6項目の指標であったかなと思いますが、こういった数値目標の設定、さらには新規出店数あるいは公共交通のサービス量、これらもあわせて設定することになっており、こうした絶対値や変化率といった数値目標を算出するには、専任職員お一人では物理的に無理であろう。さらには、今

後活性化協議会を立ち上げ、その後タウンマネジャー、置くかどうかわかりませんが、名寄市が株式会社になる株式会社名寄だとか、いろいろなハードルが出てこようかと思うのですが、果たして専任職員1名だけでその対応が可能かどうかお聞きして、さらにはプロジェクトチームを立ち上げる。プロジェクトチームというのは、本来業務を持ちながら、傍らで専任職員の呼びかけに応じて集まって会議をするような、あるいは実務行動が伴うかどうかわかりませんが、そういうことではなしに、今回に限ってはある程度の権能を持たせて戦略的に集中的に取り組むプロジェクトチームよりはむしろタスクフォース、戦略チームを設置すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話いただきました。御案内のとおり4月から専任の主幹を配置していただきました。今その方を中心にしながら、商工会議所あるいは関係機関と情報収集に当たっているところでございます。御案内のとおり風連のケースで申し上げますと、風連の中心市街地活性化計画に基づくそういった現在に至るまでの経過につきましても今現在では一つの室ではないのしょうけれども、係の中で専任のスタッフを置いているようでございます。したがって、今とりわけスタートラインについたというようなことでございますので、先ほど言いましたように商工会議所を中心にしながら、あるいはTMO、そちらの方とどういうふうになりますか、行政の方も積極的に議論の中に加えていただきましてお話をしていきますということが一つと、もう一つは市内のプロジェクトチーム、片手間ということなのでしょうけれども、とりわけそういったプロジェクトチームを立ち上げてそれぞれの所管で抱えている課題等について、あるいは総合計画の中でも積み残しされていた前期計画の事業メニューもそれらも十分精査しながら、今後に向けた計画

にどうあるべきかというようなことの市内での検討会議、専門的な検討会議になるかどうかちょっとわかりませんが、とりわけ市内プロジェクトを立ち上げて、そしてスタートさせたい、そんな考え方を持っているところでございます。いずれにいたしましても、期限が先ほど言いましたように20年というようなことでございますし、この法律は5年ということでございますから、それらについては私どももハードルが極めて高いと。6項目をクリアするに当たっても大変短期間で詰めなければならぬ事柄もあるのかなというふうな受けとめをしておりますので、これらについては十分心しながら、とりわけ今手始めにといましようか、市内プロジェクトを立ち上げたいという考え方でおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 今活性化協議会の立ち上げに際しては、商工会議所などの関係機関というお話がございましたけれども、商工会議所も、あるいは連合会、そういった方々等もさることながら、新規事業者、あるいは新たな事業展開をする意欲にあふれた次世代のそういった意欲に燃える方々をぜひ主軸にさせていただいて、人を招き入れる中心市街地というような公募方式というのを、こちらで御指名をして御参加いただけませんかということではなしに公募という方法で活性化協議会を立ち上げるというお考えはいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 協議会の立ち上げにつきましても、行政の方も御相談に乗らせていただきますけれども、あくまでもそれは商工会議所を中心として商工会の連合会、あるいはそういった関係する方々、さらには一般市民の方々、消費者の方々、あるいは学校関係のPTAの方々等々、そういった方々も加わっていただき、幅広く意見を聞きなさいということが最大の課題、テーマとなっておりますので、協議会の公募分につ

きましては申し伝えてみたいとは思いますが、商工会議所の方での議論の中にゆだねることになるかと思っておりますので、お話は承ってそちらの方に伝えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ちょっとくだいかなというふうに思われるかもしれませんが、私入手した資料によりますと、中心市街地活性化法によると関係省庁の予算規模総額で2,000億円というふうに言われています。そういったものを考えていきますと、年間で20件ほど申請がある、あるいは採択されるということになりますと単純でも1件当たり約100億円ですよね。そうなってくると、例えば名寄の中心街で課題になっている金融機関の跡地だとか、そういったものをこの基本計画に盛り込んでいけば、そんなに判を押すのに腰が引けるだとか、そういったこともなくなっていくかというふうに考えているものですから、くだいほどお聞きをするわけなのですけれども、ぜひともこういった巨額の補助金が集中してくるということでございますから、前述に申し上げた中尾総務部長にもお話をお聞きした人事評価制度と相まってやる意欲に満ちた、そういった職員をプロジェクトという名称、あるいはタスクフォースでも何でもいいのですけれども、十分に専従に近い形で配置をしていただいて、20年といわず19年度末で一回試してみて、かなり苛烈をきわめる行政指導というものに果敢にチャレンジをしていただきたいというふうに考えています。

今回は、一般質問のデビュー戦ですので、何かとふなれではございましたが、以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

出生時の経費節減について外2件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長のお許しをいた

だきましたので、通告に従いまして、順次質問をしてみたいと思います。

大きい項目の1点目、出産時の経費軽減を。我が国では、少子高齢化が進行し、合計特殊出生率は平成15年に1.29と過去最低を示す一方、世帯人員の減少、核家族へも進行しております。国民生活基盤調査によれば、子供のいる家庭の85%は子供が1人か、または2人であります。子供の大半は、核家族の世帯の中で生活しております。こうして家庭での子育てが密室化する中で乳幼児を抱える母親の育児の不安や負担がふえており、特に相談相手が少なく、就労していない母親にその傾向が強いと思われ、母親のストレスは時には子供に向けられ、児童虐待につながっております。少子高齢化社会の到来に対応して、子育て支援や地域社会の協力が以前にも増して必要不可欠な時代になってまいりました。国は、エンゼルプランや新エンゼルプランを策定し、子育て支援策への構築が図られてまいりましたが、子育て支援を推進するため気軽に相談できる地域子育て支援センターがつくられ、相談体制の強化が図られております。地域によりますが、その地域が子育てに対応があるところは出生率がふえております。道内の合計特殊出生率は1.18で、昨年を0.03上回ったものの、全国平均の0.06には達していません。本市の出生数の現状について理事者の御見解をお願いいたします。

国としても出生率向上のため、子育て支援施策サービスは地域子育て支援、母子の保健、育児休業、保育、児童手当といった各種子育て支援制度を推進しておりますが、現行の子育て支援サービスは福祉としての保育にかかわり過ぎ、また社会保障給付における子育て、子育ての割合も総体的に低いことが子育ての負担を一層増しております。出産の際、妊婦健診から分娩に至るまでの金額、またそれも自己負担となり費用もかさむことから、出産時に支給される予定の同一時、一時金の一部を出産関係費として貸し付ける市町村もあります。

妊婦が定期健診などのために支払う費用負担を軽くするための育児一時金の貸付制度について、理事者の御見解をお願いいたします。

本年4月より高額療養費制度が変わり、窓口の支払いが一定額で済むようになりました。今までは、100万円かかった手術の3割の30万円を病院に支払わなくてはならず、貯金をおろすなどして支払っておりましたが、今年4月より所得によって変わりますが、約8万1000円で済むようになり、低所得者には大変喜ばれた制度であります。ここで、国民健康保険に加入しております家庭が出産した際、支給される出産育児一時金35万円を事前に申請することで、受け取り代理人制度により35万円を超える分だけ医療機関に支払えばよく、また余った分は市町村から個人に返還するという、出産費用を一時的にも用意し、1カ月後に戻るといった一時的に準備する負担が軽減される受け取り代理制度の導入についての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の2点目、ハートコール導入を。少子高齢化が年々進み、高齢者のいる世帯の状況では少子化や核家族化、さらに親子関係の意識の変化などにより高齢者単独世帯及び高齢者夫婦世帯などの高齢者だけで生活している世帯が年々ふえていることは間違いありません。名寄でも毎年数名の方々が孤独死として10日後、1週間後に見つけられております。そのため町内会では、見守り隊をつくり家庭を訪問し、また毎回開かれる予算、決算委員会で私も毎回言わせていただいておりますけれども、民生委員の高齢化とともに見守れない地域も大変多く出ております。市では、包括支援センターで対応するという答弁でしたが、高齢者夫婦世帯、独居老人世帯の状況について理事者の御見解をお願いいたします。

給食宅配サービス、入浴サービス、デイサービス等の利用をされている方々は心配ないと思うのですが、把握されにくいひとり暮らしの老人、またヘルパー等で対応していると思っておりますが、本市

の現状と対策がどうなっているかについて理事者の御見解をお願いいたします。

ひとり暮らしのお年寄りに毎週二、三回電話をし、健康状態を確認、また自治体に連絡をするN T T北海道テレマートが実施をしている事業があります。女性オペレーターが定期的にお年寄り宅に電話をし、体のぐあい、生活の状況を聞き取るとともに、市町村の催し物や行事を知らせたり、趣味を話題にコミュニケーションを図るシステムであります。電話の結果を自治体に報告、異常に気づいたときは自治体に連絡、自治体からヘルパー、民生委員に連絡し、お年寄りの様子を見にいらしてもらう。このような制度を用いている自治体があります。このようなことをすれば10日間死亡がわからなかったという孤独死も減少する可能性がふえてくるというふうに思いますが、ハートコールの導入についての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の3点目、道路整備体制についての質問であります。名寄市は、砂ぼこり対策として切り込み砂利転圧もせず、防じんをし、そのため春先に道路の凍上が多数できております。毎年のように、本年の市民から5回現場に呼ばれました。一番ひどいところで道路と道路の段差が20センチ、8メートルにも及ぶ道路がありました。道路維持管理センターに連絡し、現場に来ていただきましたけれども、道路維持管理センターの予算ではもうできないということでありました。建設部の維持管理に来ていただき、お話をし、ある程度は調整をするというふうに言われておりましたけれども、私は安全上の部分、また車でその段差のところに行って車が壊れれば報告をし、また賠償をして終わりだと思っておりますけれども、車がその段差にはまり、ハンドルをとられ、人をひいたり、けがをさせたりということになると大変なことになるというふうに私は思っております。安全上の観点からも、この今防じん処理をしたところは春先に年次計画をつけて整備するのが通例ではない

かなというふうに思っております。そのような意味で本市における防じん道路の距離数について、また本年春先の苦情状況は何件だったのか、またこのような道路の年次計画で整備をしていくことについての理事者の御見解をお願いいたします。

以上、壇上での御質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 今高橋議員から大きな項目で3点の質問をいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目については福祉事務所長から、3点目については建設水道部長から説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

まず、小項目1の出生数の現状につきまして、国民健康保険制度における出産一時金及び貸付制度等を含めた御質問についてお答えしたいと思います。名寄市における出生児数につきましては、名寄市に出生届の提出があった人数の合計でありまして、必ずしも市内で生まれた人数ではありませんが、平成14年度には322名、平成15年度には303名、平成16年度には271名、平成17年度には277名、平成18年度には294名となっております。平成16年度まで続きました減少傾向から転じまして少し上向きの方角を数字の上では示しているものと考えております。先ほど議員からもお話ありましたように、2006の人口動態調査、合計特殊出生率等につきまして、国、道におきましてもわずかながら伸びておりますが、国及び道の見解につきましては必ずしも長期的な少子化傾向については変わっていないけれども、国見解では景気回復に伴う雇用改善で結婚や出産が増加したことが一つの要因であるというふうに見ております。道につきましては、原因がまだわからない。これは、北海道の雇用の状況が必ずしも改善していないという部分と広範な地域によるものというふうに考えています。名寄市におきましては、特に智恵文地区が顕著である

うと思いますが、農業後継者の方々の定着化、それに伴う結婚、それに出生数、子供がお生まれになったということも含めてある種雇用との関係が一つのポイントになっているのかなというふうに考えています。国、道の全体的な傾向につきましては、まだ十分な検討がされておりませんので、今後それらについての検討も深めてまいりたいと思っております。

次に、育児一時貸付金につきまして、国民健康保険では出産は通常の分娩であれば医療ではないことから、保健事業としての給付という位置づけで妊娠4カ月以上を経過した出産を対象としまして出産予定日の1カ月前から申請を受け付け、35万円の給付を実施しております。出産育児一時金の貸付制度につきましては、名寄市単独では取り組んでおりません。北海道国民健康保険団体連合会が実施をしております。この制度では、出産予定日の原則1カ月前であること等の条件が付きまますが、出産育児一時金支給見込額の10分の8、35万円の10分の8の貸し付けを受けることができるようになっております。出産育児一時金受け取り代理人制度を導入していない市町村では、必要な制度というふうに考えております。詳細な情報ではないのですが、出産予定日の1カ月前が原則ということで聞いておりました、それ以前でもケースによりましては貸し付けが受けられるやに聞いておりますので、具体の事例がありましたら、担当の窓口の方に御相談いただければというふうに考えております。

小項目の三つ目、受け取り代理制度につきまして、昨年8月の健康保健法の改正に係る施行令において積極的な導入を国から求められておりました、その趣旨としましては被保険者等の一時的な負担を軽減する目的であります。北海道が調査しました受け取り代理人制度の保険者の取り組み状況では、本年2月1日現在で180保険者中、実施が94保険者、実施予定では39保険者、実施を検討している保険者が19と約84%が導入済

みもしくは導入を予定しております。名寄市におきましては、名寄市国民健康保険出産育児一時金受取代理実施要綱を4月に策定し、19年4月1日以降申請のあった出産から適用することにいたしました。この受け取り代理制度は、出産しようとする方と御利用の医療機関との間で受け取りについて委任の条項を含む申請書を作成し、国民健康保険に提出することで手続が完了いたします。出産育児一時金の支払い事務は、医療機関が出産費の精算をして、その額が35万円を超えた場合は35万円までを国保に請求し、それ以上の金額は出産者の方に請求することになります。国保は、この請求に対し医療機関に支払いを行うこととなりますが、その請求額が35万円に満たない場合にはその差額を被保険者に支払うこととなります。これによりまして被保険者が出産に要する費用を一時的に用意することなく、出産費の精算が完了することとなります。本年度につきましては、既に現時点で5件の給付を実施しておりますが、いずれも窓口での申請となっております。これは、新生児誕生後は戸籍の届け出、国保、乳幼児医療の手続等で市役所の関係窓口での手続が多いこともあり、国保での加入手続と同時に申請する形が定着しているところによるものと考えております。今後とも制度を立ち上げましたので、本制度の活用をいただきますよう市広報、ホームページ等で周知を進めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 大きな項目の二つ目、ハートコールについて3点にわたりお尋ねがございました。まず、当市におきます高齢者世帯と独居の状況でございますけれども、住民基本台帳上における平成19年6月5日現在の人口は、3万1,418人、うち65歳以上の高齢者数は8,047人で、高齢化率は25.6%となっております。65歳以上の高齢者夫婦のみの世帯数が1,731世帯で、全体1万4,696世帯の11.8%、

独居世帯では1,903世帯で13.0%を占めている状況となっております。ただし、この独居世帯の数値はあくまでも住民基本台帳上のものであり、このうち二、三割の方はお子様と同居しているのではないかと推測され、病院や施設等に入院、入所等をしている方を差し引きますと在宅での独居老人数が1,000名程度ではないかというふうに考えられております。

独居老人の方々は、健康的で活動的なタイプと保健福祉サービスを受ける必要があるタイプとに分けられ、特に地域社会と余り接点を持たず、閉じこもりのな方で安否確認が必要な方に対しましては行政としてその人に適した介護予防を含めたケアプランをつくって対策事業を進めておりますが、社会福祉協議会や地区町内会におきましても見守りや声かけを含めた支援活動が展開をされております。ハートコールのシステムにつきましては、当方から、議員の御質問にもありましたけれども、週に数回電話をいたしまして悩み事や安否の確認をする独居老人対策サービスとして認識しております。当市におきます、特に独居老人の安否確認を目的とする事業といたしましては、緊急通報システム、配食サービス、ヘルパー事業や町内会ネットワーク事業等があり、健康、悩み事相談を目的とする受け入れ態勢といたしましては社会福祉協議会の心配事相談窓口や市の地域包括支援センターに相談窓口を設置して、その対応に取り組んでおります。また、本市の保健福祉業務の重要な役割として訪問保健指導があります。閉じこもりのな独居老人の方に適切な支援を行うため、保健師等がフェース・ツー・フェースで行っているところでございます。さらに、今年度からは地域包括支援センターの保健師8名が虚弱高齢者への訪問活動を実施しておりますが、介護予防の取り組みとともに社会的環境を整備し、介護予防等特定高齢者施策と介護予防一般高齢者施策を連続かつ一体的に実施して、高齢者が生き生きと生活できる地域づくり、まちづくりの実現に努め

てまいります。いずれにいたしましても、保健福祉対策につきましては行政だけの対応に限界がありますので、町内会、社会福祉協議会と連携を深めながら取り組んでいこうと考えております。また、このことに関しましては、設置されようとしております地域自治区の主要な事業の柱の一つとして、生活の拠点である地域に根差してお互いに助け合い、生活者として地域でだれもがその人らしい安心で充実した生活が送れるよう地域福祉力向上の実践の場としてさまざまな形で、まず取り組めるものから取り組んでいただけるよう御期待もしているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私の方からは、大きな項目3番目の道路整備体制について、3項目についてお答えをいたしたいというふうに思います。

最初に、防じん道路の距離数についてお尋ねがございました。名寄市内名寄地区においては、昭和48年度からアスファルト乳剤散布による防じん処理を行っているところであります。その延長は、約5.2キロメートルというふうになっています。風連地区においては、防じん処理路線はございません。

次に、苦情の状況であります。名寄地区の市街地は厳しい気象条件で、春先などは特に市民に御迷惑をおかけしている状況であります。春先の道路に対しては、今シーズンの苦情は維持管理センターに寄せられたものだけで63件あります。その半数近くは、道路のでこぼこ、陥没に対するものであります。その他トラフの凍上による段差や破損、交差点等スリップ防止用に散布しておりますピリ砂や砂利が畑に入る等の苦情も数件寄せられております。また、除雪機械による縁石、雨水桝等の損傷の通報もありますが、いずれにしてもこれらについては随時対応いたしているところであります。

次に、舗装化や防じん処理の計画についてであります。名寄地区の市街地の舗装率は63.3%と低いことから、岩木議員の質問と重複いたしますが、総合計画では市街地の舗装率を10年で10%上げることを数値目標として策定しております。凍害などによる損傷については、基本的には本舗装化でなければできないというふうに考えております。しかし、当面は財源などの課題があるために緊急性のある道路事業化と現行どおり補修事業をあわせた形で道路整備に取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、防じん処理の方法につきましては、再生合材によるものを平成16年度より試験的に実施しているところであります。これらの施工方法をさらに研究いたしまして、その結果を見ながら防じん処理の計画も必要な路線には考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上で私の答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 大変に答弁いただきましてありがとうございます。再質問と要望をちょっとさせていただきます。

まず、出生時の経費軽減をということで質問させていただきました。私もこれ本市で4月からやっているというのを知らないで今回出させていたのですけれども、今5件来て、窓口でということでお話しいただきました。私今回選挙で出たときにいろいろ語る会等で御婦人からお聞きしたときには、やっぱり一括35万円のお金を用意できる人はいいいと思うのですけれども、できない人もいるということなのです。経済状況を見る中で国保に入っている方々というのは、大体季節労働者の方々だとか、自分で商店をやっている方々だとか、会社勤めの方というのはほとんどいないと思いますから、そういう方々のための出産一時金なのです。それで、35万円を自分の今までのためたお金を出して、名寄だったら20日から1

務やっておりますので、今までもやっていると思いますし、今後その辺確認させていただいて、よりの確な周知方法として活用したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

出産育児一時金の制度につきましては、先ほども言いましたように出産予定日の1カ月前から申請できまして、それで育児一時金として窓口でお金をもらう方法とあらかじめ病院と御本人、出産される方と協議していただいて、書類を出していただくことによって病院で出産したときにお金を払わなくて出産できると。そのお金が例えば総額35万円なのですが、30万円出産にかかった場合は30万円を病院の請求をいただいて病院にお支払いすると。残った5万円につきましては、直接出産された御本人の方に口座振替等でお金を交付させていただき、こういう制度です。それで、今までは30万円一たん御自分でお支払いいただいて、35万円を申請していただいて御本人に交付すると。それが今言ったように35万円以内であれば病院の方に市からお金を払いまして、差額が出れば本人の方に交付させていただくと。それで、出産にかかわる費用の関係につきましては、おおむね妊婦健康一般診査等も含めまして五、六万円ほどがかかるそうです。大半の費用の大きな額というのは、出産のときにかかる出産費です。それらのこともありますので、札幌市なんかでは貸付制度を導入していますが、あくまでも出産育児一時金の前払いという感じで、後で出産終わった段階で育児金との精算措置が行われていますので、育児金の前倒しで貸し付けをするのだと、そういうふうに御理解いただければと思います。問題は、事前お金がどれくらいお金かかるかという部分では先ほど言いましたように、個人差はあるでしょうけれども、おおむね五、六万円かかりますので、実態的には5件の方が今回あったのですけれども、十分制度の中身を理解されていなかったのか、ちょっと内容わかりませんけれども、出産に大きなお金がかかることはわかりますので、

まず病院で相談させていただきますと、その辺の制度の周知もより確実に間違いなく伝わると思いますので、病院サイドの方と制度の活用についてもう少し詰めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当にもうそういうことでよろしく願いいたします。

あと、ちょっと1点だけ病院事務部長にお聞きしたいのですが、今回産婦人科医師の重点化病院として総合周産期母子医療センターという名誉な、名寄市立病院が入られました。札幌の病院だとか旭川の病院では、出産一時金5万円上がったということで各病院それだけ料金の値上げをしているというところがあるような部分が出てくるのですが、名寄の病院ではそういうことはないのかちょっとお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私その部分に関しまして十分に承知はしてございませんけれども、ただいまお話のありました周産期医療システムの部分で名寄市立病院の名前が挙がったというのはつい最近のことでありまして、これにつきましては国の周産期医療システム整備指針に基づきまして道がそのシステム整備計画を立てていると。その中に現在6カ所ございますけれども、そのほかに2カ所ということで名寄ともう一カ所名前が挙がったということで、道の方から連絡は受けておりますけれども、整備がされる見込みであると。決定ではございませんけれども、名前が挙がったということでございます。

あと、産婦人科の部分での5万円のアップとか、そういった部分についてはそんな大きな金額ではないというふうに存じ上げております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） どうもありがとうご

ございました。名寄市立病院もそのようなことで名譽なことかなというふうに思いますので、これからどんどん健康なお子さんを出産できる体制をよろしく願いいたします。

次に、ハートコールの導入についてお伺いいたします。先ほど高齢化率が25.6%、65歳以上が8,047名ということでは言われました。そして、いろんなデイサービス等だとか受けている方はいいのですけれども、在宅として残っている1,000名、この方をまずどうするかということでは、訪問保健指導員がヘルパーとして回るというふうに言われました。この8名の方で1,000名、現状今どのぐらい回っているのかお知らせいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 平成18年度に75歳以上になられますけれども、日常生活におきますチェックリストとして25項目にわたる調査を実施をさせていただきました。この調査には、民生委員の方々の御協力をいただいたところでございますけれども、民生委員の地区5地区に分けて、現在この調査の中で閉じこもりがちな方という方を587という数字で押さえております。そのうち現在まで介護等のサービスを全く受けていない方が237件ありまして、平成18年度におきましては南地区の約50名の方々の訪問を終えておりまして、その後平成19年度で残りの地区の180名を8人の職員で順次訪問をしていくと、こういう計画を立てております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 今民生委員の5地区の方が25項目ということで、引きこもりが587名、引きこもりというのはもう家を余り出ないという認識の方なのか、出られない方なのか、出たくない方なのか、どういう引きこもりの方なのか教えていただきたいというふうに思います。民生委員の方の立場からですから、どういう条件を

つけたらとか何かあると思いますけれども、そのような部分でどんなものなのか教えてください。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私も細かい情報まで実は持っておりませんが、このアンケートの中で閉じこもりというふうに判断をされた方が587という包括介護支援センターの方で数字を押さえているということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） それでも、閉じこもりの方が587名いて、そして介護も給食宅配も何も受けていない人が237名もおられるということは、私は本当にすごいことだなという。これ1,000名のうちの4分の1がもうそういう状況になっているということなのですね。その中でやはり南地区の50名を終わったのですけれども、187名、18年度から始めて50名しか会えなかったのか。これそれなら、18年度8名の方で50名だったら、あと3年半ぐらいかかるのですけれども、その見解はどうなのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 地域包括支援センターにつきましては、平成19年4月1日から実は立ち上げをしております、スタッフにつきましてもこの訪問ができる者が8名そろえられたという状況でございます。前は、平成18年度におきましては在宅介護支援センター、名称が一部違っておりますけれども、その中で取り組んでおりましたけれども、少人数の採用でございました。したがって、包括支援センターを立ち上げてこの事業に取り組むことでスタッフもそろえさせていただいたので、平成19年度中にはぜひ残り全件にお会いしたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当にこれが日常活動でできるのであれば、私はこのハートコール導

入は必要ないというふうに思いますし、これがこういう事業と町内会が連携して、そして周りの方々が連携してやっていかない限り、独居老人だとかひとり暮らしの方々の手当てというのはできないというふうに思っておりましたので、本当にもうこの8名の方、また町内会の方でしっかりとやっぱりこの作業をやっていくしかないというふうに思っています。この南地区50名の回った中で、行って緊急性がなかったのかどうかというのはわからないのでしょうか。行って本当に厳しい状態だったとか、こういうふうな介護を受けなければならないのにこういう状態だったという、その報告というのとはなかったのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現実的にそこまでの報告は受けておりませんが、私を感じるところ高齢者の単身の世帯の方々で引きこもりの方々につきましては、周りとの接点を余り持っていないというふうに認識しております。その中で病弱等の方々につきましては、御近所の方々もそれなりに目を配っていただいておりますし、民生委員児童委員の方々も職務の一つとしてそれらの方々を見守っていただいているというふうに思っております。議員御質問にありましたように、最初孤独死というところからこの質問が始まっているわけですが、私どもの今までの感覚と経験といたしましては、そういう方々は常に周りに目が、現実的には高齢者のうち健常な方が突然お亡くなりになって、何日も新聞がたまったりとかしてどうしたのだろうというところから数日たってから発見されるような状況が見受けられるということが率直な感想でございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

本当にこの在宅1,000名の方もやっぱり見えないといけない状況になると思いますので、しっかりとよろしくお願ひ申し上げたいのと、私

は地域によって若干変わってくると思うのです。町中だとかどうのこうのではなくて、徳田団地がなくなる時点でもうほとんどのあそこに当初から住んでおられた高齢者の方々は東光団地と北斗団地の方に行きました。今名寄では25.6%の高齢化率になっていきますけれども、北斗団地は私40から50、高齢化率が進んでいるというふうにお聞きしております。その中でやはり言われた方は、しっかりと行政は見なければならぬ。行政は民生委員が見なければならぬ、町内会長は民生委員がやってほしいと言うのだけれども、その中でやはり民生委員も高齢になられている状況の中で、なぜ私がそこまでという方もおられるわけなのです。だから、私は先ほど言ったように包括支援センターができた。包括支援センターで見てもらえとお伝えしました。やっぱり地域、地域の状況があると思いますので、その部分をしっかりと包括支援センター含め、また訪問保健指導に含め、していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

次に、道路整備についてちょっとお尋ねいたします。先ほど野間井部長さんから昨年再生アスファルト状況を2本やられたということをお聞かせいただきました。2路線やられて現状どうだったのかということについてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 昨年2路線再生合材による防じん処理を実施したわけですが、一つは皆さんがよく見ていただけたと思いますが、市民会館の西側の路線であります。やはり凍上の部分では少し下水道の部分に、取り付け管の部分で凍上が起きなくて周りが凍上したということで、通常の防じんよりは若干目立ちが少なかったのですが、通常の乳剤散布よりは少しいいというふうに感じておりますし、ほかのところもそうございました。それと、もう一点は、やはり通常の防じんと比べると若干高く仕上げ

いるものですから、砂利の散乱が多いと。周りに散布というか、敷設した砂利の散乱が多いと。それと、もう一点、意外に暖かい時期に施工したものののですけれども、若干遅かったせいもあるかもしれませんが、乳剤のくっつきぐあいが悪くてちょっとばらばらなところが何点か見られたと、こういうようなところが今の段階では、私を見た目ではそういうふうにしていて、これからこの辺が研究の課題かなというふうにとらえているところでもあります。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 防じん処理が昭和48年から現状52キロあるという。私もことしとか、毎年、先ほど岩木議員が言われて、頼むねと言われたものですから、ちょっと長目にとっておいたのですけれども、毎年同じところでは済まずです。一回凍上したら、次の年も凍上するのです。これは、野間井部長、どうでしょうか。間違っているでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 凍上の原因は、基本的には道路に埋まっている部分、例えば下水道管がありますね。下水道管の中は、通常プラスの10度あるのです。その真上というのは、絶対凍上しないのです。したがって、今高橋議員の言われるとおりの毎年同じところが凍上しているわけではなくてその側が凍上しているだけであって、陥没しているところは通常のままということなので、今御指摘のとおり同じところが陥没したように見えるし、凍上したように見えるというふうに私も思っています。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 今回私見たところ、20センチ段差がついたところは、やはりこの防じん処理というのはほころぎが立たないようにするという部分でやられた処理であります。乳剤をまいて砂を散布してという、それを数回やるという形ですから、砂利入れていない。ただ、土の上に

少しは砂利やりますけれども、そこに散布するという形。ことし見たところでも20センチ、もう土でした、出ている部分が。一回なつたところというのは必ず次の年もなります。私は、交通安全上の部分で言えば前の年なつたのだから、そこは年次計画でそこだけでもいいから凍上部分、下水の部分はちょっと厳しいと思うのですけれども、私が見たところは全然下水とも何とも関係ない、ただ完全に道路が凍上している部分でしたので、そういう部分はやはり少し砂利を入れて、そして再生合材で整備をするという年次計画をつくった方がもう正解ではないかなと私は思うのです。本当にもうこれで車でハンドルとられて人を殺してしまつたら、報告事項、賠償金何万円で済まないと思ふ私は思うのですけれども、どのようなものでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今御指摘のとおり凍上するところがわかっていると。そういう意味で今高橋議員言われたような、例えばトラフが隠れているところがそういうふうに陥没したりするというのも確かにあるということを含めて、年次計画は策定は定かではないのですけれども、維持費の部分ではそういうところをもう一回調査をいたしまして、ちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当に下水のマンホール部分というのは、必ず横になってしまうのです。国だとか道は、沈下をさせないためにスタイロフォームみたいなものを投入してやっている工法があるはずなのです。だから、結局はそういうものを入れない限り外との熱の断絶は絶対にできないというふうに思いますし、これからもやっぱりしっかりと研究をしていただいて、春先でも凍上しないと、名寄の道路は安全であるという部分で私はそういう防じん処理のところ、簡易舗装のところの毎年できるところは年次計画で、

来年はこことここをやるという計画で進んでいた
きたいというふうに思います。

最後に、10年で10%という道路計画をお持ち
なのですから、本当にもう町中だけでなく
市街もひどいところが大分出ております。市街の
主要な道路をしっかりとやっぱり整備していく
ことが名寄の道路事情をよくしていく部分でない
かなと思いますので、よろしくお願ひ申し上げ、
私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 以上で高橋伸典議員
の質問を終わります。

14時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時50分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会
議を開きます。

新名寄市農業、農村振興について外1件を、植
松正一議員。

○2番（植松正一議員） 議長より御指名をいた
だきましたので、通告順に従いまして、質問をさ
せていただきます。

大きな1点目として、新名寄市農業・農村振興
計画についてでございます。基幹産業である農業
の発展なくして名寄市の発展はないと常日ごろ思
い、施策について今まで何回か一般質問させてい
ただいております。今回新名寄市としての発足に
伴い、農業従事者の減少、高齢化、担い手不足、
農畜産物の価格低迷など将来像が見えてこない状
況の中で活力と潤いのある農業、農村を目指して
のキャッチフレーズとともに、名寄市新農業・農
村振興計画を策定し、名寄市総合計画並びに道北
なよろ農協が策定する農業振興計画との整合性を
図っていくとのことですが、生産者、農協、行政
が一体となり、新たな動きを踏まえた攻めの農業
の展開を切にお願いをいたしたいと思ひます。

そこで、質問させていただきます。先日名寄市
議会の定例会行政報告の中での農業振興センター

の管理運営について2点ほど質問をさせていただ
きます。一つ目に、人員体制の実態と管理運営に
ついてお知らせください。二つ目に、旧名寄市の
水稲試験場が本年度で終わり、振興センターに移
行になるが、今後の考え方についてお知らせを願
ひたいと思ひます。

2点目に、農業振興地域整備計画の見直しの考
え方についてでございます。現在の経営安定対策
や担い手対策などを考えると、農振整備計画の変
更見直しは早急にすべきではなかろうかと考えて
おります。そこで、3点ほど申し上げます。一つ
目に、農業振興地域整備計画の目的と現状につい
て、二つ目に農業振興地域整備計画の農用地区域
における耕作放棄地の実態とその対策について、
三つ目に農業振興にかかわる変更のスケジュール
について答弁をお願いを申し上げます。

3点目に、名寄市有林の現況と施策の計画につ
いてでございます。近年森林に有する地球温暖化
防止など、森林の他目的機能の維持増進のため、
森林整備、災害の防止、環境教育の場としての利
用など、国民参加の森づくりが従前に増して活発
に行われているところでございます。このような
中で市民の財産である森林を100年先を見通し
た森林整備を効率的に、効果的に進めていく必要
があると思ひております。そのためにも森づくり
の根幹をなす施業計画が大事になってくるわけ
でございます。そこで、質問させていただきます
けれども、一つ目に市有林の面積と現状について、
二つ目に市有林の施業計画について、三つ目に森
林の大切さをアピールするためにも市民参加の行
動についてお願いを申し上げます。

4点目に、名寄市の公共施設等の樹木台帳につ
いてでございます。市有林の場合は、森林調査簿
で樹種、林齢など一目でわかるようになっており
ますが、公共施設等の樹木台帳、また寄附行為を
含めてこれは基本的であると思ひております。そ
こで、台帳をつくることによって樹種、樹齢を把
握し、倒木による被害、危険度が回避できるので

はないかと思っておりますので、その辺も含めて答弁をお願いを申し上げます。

大きな2点目でございます。東地区の活性化計画と環境整備についてでございます。一つ目に、緑丘第2団地跡地の計画について3点質問させていただきます。1点目として、現在樹木の伐採をされておりますけれども、15年に質問した当時からの方針変更があったのか。また、2番目に、緑丘は福祉村的になっているので、関連施設の誘致や憩いの場としての考えはあるのかどうか。3点目に、今後の対応、対策について明確にしたいと思っております。

2点目に、出店計画等にかかわる振興策について質問させていただきます。最近239号線のところにお店ができましたけれども、東地区に商店が少なく、地域の要望を含めて住民が不便さを感じているのは確かでございます。私は、商工会議所、行政が商店の出店についての働きかけを行うべきと考えますけれども、また出店が困難であれば空き地、空き家を利用するなど定期的な移動販売を望んでいますので、前向きな答弁をお願いを申し上げます。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま植松議員から大きな項目で2点にわたりお尋ねがございました。私の方からの答えとなりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

初めに、農業振興センター管理運営の中での人員体制と管理運営についてのお尋ねでございました。農業振興センターは、農業技術の開発研究及び実用化普及を図り、体質の強い農業を目指し、農業生産振興の拠点施設として設置しております。平成19年度からは、合併後の新名寄市のエリアをカバーし、より濃密な農業技術指導体制を構築するため、専任所長、嘱託でございますけれども、の配置、営農指導員3名を配置し、水稻、畑作、蔬菜、園芸等に対応してまいります。経費負担及

び人員配置につきましては、これまでのJAとの協定に基づき負担していただいております。人員体制につきましては、先ほど申しました所長（嘱託職員1名）、営農指導員（市職員3名）、管理事務員（市職員1名）、土壌分析技術員（JA職員1名）、組織培養技術員（嘱託2名）、圃場管理人（臨時1名）、圃場作業員（臨時と本年から高齢者事業団派遣として5名）となっております。運営管理費につきましては、概数ですが、市及びJAの職員分を除いて平成18年度で申し上げますと総額で3,350万円となりますけれども、生産物売り払い代金などが2,200万円ほどありますので、差し引き1,150万円となっております。これを市とJAで7対3の負担割合となっております。今後とも管理運営のパートナーでありますJA道北なよろと協議をしながら、適切な管理運営に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、旧名寄市の水稻試験地の扱いでお尋ねでございました。水稻試験地につきましては、昭和42年に市内農家から寒地稲作農業の確立のため多額の寄附と試験用地の寄附があり、翌年には圃場、施設、農機具の整備を行い、昭和44年から試験実施に入っているところでございます。この間普及センター、JA、モチ生産組合の支援協力を得ながら、現在まで38年間にわたり市内稲作農家の経営安定と栽培技術のよりどころとして身近なものに重点を置いて試験展示をし、農業者みずからその効果を目で見て、肌で感じて経営の中に取り入れながら、名寄モチ生産団地の確立と農家経営安定に寄与してまいりました。合併後農業振興センターに統合すべく準備を進めておりますけれども、今年度におきましては振興センター内の圃場の整備などを計画しております。20年度からは、水稻の試験を農業振興センターに移行してまいりたいというふうに考えているところでございます。今後の試験展示圃につきましては、農業振興センター、普及センター、JA、生産組合

などと協議しながら、課題を的確にとらえて設置しますが、現段階におきましてはクリーン農業技術の確立試験、二つ目には稲わら搬出土づくりの試験、三つ目には新品種の栽培確立試験、用途に応じた品種の導入、これらでございますが、四つ目には将来の一層の省力化を目指した直播栽培の検討試験などを検討しております。当市最大の基幹作物である水稻産地の確立と農家経営の安定を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、農業振興地域整備計画の見直しについてのうち、現況の農振面積、農地区域面積等についてのお知らせをということでのお尋ねでございました。農業振興地域の整備に関する法律に基づく今回の農振整備計画の見直しの目的につきましては、一つ目には平成18年3月の合併、二つ目には新名寄市総合計画及び新名寄市農業・農村振興計画との整合性、三つ目には旧市町村の前回の見直しから5年以上既に経過しておりますので、農業政策、社会情勢の変化により計画内容の見直しが必要になったものでございます。おおむね5年ごとに見直しが法定化されているものでございます。現況の農振区域の面積を申し上げますと、農地面積では1万862ヘクタール、採草放牧地では131ヘクタール、山林、原野等では2万16ヘクタール、総面積は3万1,009ヘクタールでございます。うち農用地区域の面積につきましては、農地面積では1万677ヘクタール、採草放牧地では131ヘクタール、山林、原野等では2,548ヘクタール、総面積といたしまして1万3,356ヘクタールとなっております。

次に、農振、農用地区域内における耕作放棄地についてのお尋ねでございました。農振、農用地区域内の耕作放棄地につきましては、平地においてはと考えておりますけれども、高齢化に伴う農家戸数の減少や後継者不足などが要因と考えられる耕作放棄地は2005年の農林業センサス公表結果では、名寄地区では39ヘクタール、風

連地区では20ヘクタールとなっており、種目別では畑が94%を占めております。今回の農振整備計画の見直しにおいて、農家の意向調査や現地調査をしながら実態を把握することとしております。また、農業委員会では北海道農業会議の呼びかけによりまして平成16年度から耕作放棄地を防ぐため、全道農地パトロール月間を定めておりまして、新たな耕作放棄地を出さないよう取り組んでいるところでもございます。生産性の低い農地や傾斜地など作業効率の悪い農地につきましては、農地基盤整備も難しい条件にあり、中山間地域等直接支払制度を活用し、農家、集落の協力もいただきながら、農地の保全に対する共同取り組みを進めており、さらに今年度からは風連西資源活動組織を皮切りに名寄市内全域に農地・水・環境保全向上対策に取り組むことといたしているところでございます。

スケジュールについてのお尋ねをいただきました。スケジュールといたしましては、4月以降事前調査で関係機関、団体の各種計画の把握、6月以降では農業者の意向調査による農用地規模、それから利用計画の把握、8月からは農振、農用地区域の一筆調査、約1万7,000筆を予定させていただいております。10月からは、計画書、基礎資料作成のための農用地利用計画、生産基盤開発計画、農業近代化施設整備計画、生活環境施設の整備計画などの見直し計画を策定し、上川支庁と事前協議、12月までには名寄市農業・農村振興審議会へ協議、諮問をし、変更公告の縦覧の後、3月には決定公告の運びになるよう事務を進めているところでございます。

次に、名寄市の市有林の現況と施業計画、その中で市有林の面積の状況、市有林の施業計画あるいは森林の大切さをアピールしてはというようなお尋ねでございます。一括してお答えを申し上げたいと存じます。市有林の面積につきましては、2,488ヘクタールで、名寄市内の森林面積の7.42%となっております。林種別面積では、天然林

で834ヘクタールで33.5%、人工林では1,474ヘクタールで59.3%、無立木地では180ヘクタールで7.2%となっております。また、樹種別では人工林、天然林合わせて針葉樹では1,429ヘクタール、広葉樹では736ヘクタール、混交林では143ヘクタールとなっております。

次に、施業計画でありますけれども、名寄市では北海道の森林整備計画と整合性をとり、平成15年度に名寄市森林整備計画を策定したところでございます。この計画は、平成25年度までの10カ年計画でございます。5年ごとに見直すところとされているところでございます。また、上川北部管内は統一された森林整備計画を作成しており、合併後により山林面積が増となりましたけれども、計画そのものの変更はないものでございます。その中で林型、樹種に合わせた植林から伐採までの適期施工について記載されており、それに基づき計画をしていますが、市有林が飛び地のため、その土壌、勾配、傾斜の向きなど樹種の生育状況も多種多様であり、一律計画どおり施工できるとは限りません。また、市場価格も流動的であるため、各種条件を的確に判断しながら施業を行ってまいりたいと考えているところでございます。

市民参加の森づくりにつきましては、近年環境問題も含め森の持つ多面的な機能（水源涵養機能、山地災害防止機能、防風防雪保安機能、さらには地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素吸収機能）が見直され、また市民の森林に対する意識も変化していると考えております。市民みずから木を植え、その成長を見守ることが森づくりの原点となることから、市民が森づくりに参加する環境もつくる必要があると考えています。昨年実施いたしました第1回上川北部天塩川流域森づくりの集いや旭川市で開催されました第21回もりの市、これは道民参加による楽しみながら森を学べるコーナーや木製品の販売、PRを実施しているものでございます。こういう催しを通じて各種行事の市民の周知を図るとともに、各種講演会、植樹会な

どの情報を広く市民に公開し、市民参加の機会を増していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、名寄市の公共施設の樹木台帳についてのお尋ねでございました。公共施設内の立木につきましては、平成15年度に財産管理の観点から各担当課に依頼し、樹種及び本数または寄附された樹木についても調査をし、施設ごとの個別台帳を作成してきたところでございます。さらに、16年度においても追跡調査を行い、台帳の整理を行っております。風連地区におきましては未実施のため、本年度調査を行い、台帳整理をしたいというふうに考えております。樹木の林齢につきましては、最近寄附されたものにつきましては推定できますけれども、天然木や植樹されて時間の経過したものにつきましては林齢の推定は困難と考えているところでございます。しかし、現地において危険と感じる樹木につきましては専門家、施設管理担当者や関係者と協議を行い、事前に最善策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、大きい項目の二つ目でございますが、緑丘第2団地跡の計画についてのお尋ねでございます。緑丘第2団地跡地の利用計画は、平成8年度に用途廃止してから庁内議論や多くの市民意見をお聞きしてまいりましたが、結論が出ない状態が長い間の懸案となっております。平成15年第2回定例会以降は、用地確定測量と現況測量を行い、南側の隣接地権者と土地整理、17年度には定住促進を目的に環境と景観にすぐれた家庭菜園つきでゆとりある住宅団地として分譲する方針で、昨年度から緑丘第2団地通改良工事の残土を中心に公共事業残土を利用し、宅地造成を行っております。市内における土地の位置関係、価格などから見て需要動向がかなり厳しいと想定されますが、地元建設業者グループなどの民間の協力で売れる宅地計画などの提言をいただきながら、基本的には当初の方針どおり宅地分譲による跡地利用を考

えております。また、御提言いただきました福祉施設の誘致や憩いの場としての利用は、現在ある施設状況や地理的なことも含め可能であると考えますので、宅地造成計画とあわせて研究させていただきたいと思っております。

次に、出店計画に係る振興策についてのお尋ねをいただきました。昭和55年12月に開店した長崎屋は、約20年営業後の平成13年1月に閉店し、大型店の出店により地域住民に新たな購買の場となるショッピングセンターが徳田地区に生まれるなどいたしました。その間東地区の既存の個店4店が廃業となりました。長崎屋の閉店後は、東地区住民の購買機会の減少、利便性の低下が顕著となったところでございます。これまで商店の出店につきましては、商工会議所など関係機関とも機会あるごとに意見交換をしてきた経緯がありますが、残念ながら実現には至っておりません。平成18年11月には、西1条南10丁目に食料品店が新規開業し、本年1月には東6条南9丁目にコンビニエンスストアが出店いたしました。確認いたしましたところ、新規開業した食料品店は数、量の多寡を問わず無料で宅配を行っている状況でありますので、町内会を通じ取り扱いの情報の提供を行うとともに、地域情報の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

一方、移動販売につきましては、現在市内の自然食品の専門店が毎週火曜日の夕刻に東2条南5丁目で移動販売車による販売を行っており、今後販売機会をふやす相談や販売時間、さらには場所なども地元町内会と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

また、農産物の直販グループによる販売につきましては、市内数カ所ですべて定期的な野菜市を行っておりますけれども、東地区につきましては開催はされておきませんが、お聞きいたしますと東地区には多くの方々が自家菜園を持たれているというふうなことも含め合わせまして、今後十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） それでは、質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、順番的に今の第2団地跡地の方から質問をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

この緑丘の第2団地は、平成8年に用途廃止をさせていただきまして、そしてこの跡地の問題に対しては今まで先輩議員を含めて地域の方からいろいろとどうするのだと、そういうような議論があったと思っておりますし、私もこの関係に対しては15年度に定例議会で質問をさせていただいております。そのときには、答弁では120坪のコテージ風、これはなよろっぼい家づくりも入れてしながらそういう家づくりをする。また、家庭菜園も取り入れた本当にすごい計画だなど、そう思っております。また、分譲する、その両面で考えていくということは、考えるということも今考えてみますとどうなのかなという考え方を持っていましたけれども、それともの職業訓練所の跡地の広場含めてこの3点セットで説明をさせていただきました。そしてまた、おまけに東京なよろ会とも協議をしながら、あそこに入居してもらおうとか、いろいろな構想があったのも事実でございます。本当に早急に緑丘の第2団地の跡地、これはもう11年もたっているわけでございます。これは、やはり町内会、住民も含めて、またもと住んでいた方も、今あそこのところ立木の伐採もしています。そして、ほかの残土もかなり盛っております。それで、いよいよ始まるのですね、そういう要望も含めて、あと団地がよくなりますねと、そういうような観点からいってもなかなかその辺が進んでいかない。非常に残念でならないわけでございます。そこで御質問をさせていただきましても、この緑丘の団地の関係、樹木の伐採、そこを埋めたりなんかということも事前に聞いておりますけれども、今その宅地造成計画を研究する、これはちょっとおかしな話でございます。

この総合計画の中で緑丘第2団地の跡地を皆さんと理事者含めて話しされたことがあるのか、その辺を1点先にお聞きしておきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 研究するというのは、福祉施設の部分を含めてということになりますか。今の段階では、福祉施設の部分ではこれから研究ということになるというふうに考えています。今の段階では、宅地オンリーでという考え方を持っております。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） それでは、また基本的にはそのまま宅地造成をして売ると、そういうような基本的なのですか。これは、私は福祉施設、あの辺はもう福祉村というか、臨生会、老健施設ですとかアネックス関係、それから丘の上学園含めて、また私どもの団地も今本当に新しくなりました皆さん喜んで。そして、小さい子供もいる。ですから、私も前のときには提言したとおりやっぱりミニ公園的な、そして住宅形成の中でどうなのですかと、そういう質問もさせていただいたところです。そして、今回私はこの一般質問に関しましては、申し上げたとおりやはりこの基本計画を含めて何年度に実施するのか、その辺を理事者含めてはつきり提示をしてくれと、そういう質問をしたと思うのです。その辺の具体策を含めて、もうそんなに前の市長さんからの含めてですから、それと住民にも言っている経緯もあるわけです。その辺も踏まえてもう一度お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 先ほどの答弁にもございましたように、非常に長い時間かけて私たちが論議をしています。したがって、すぐの結論はなかなか出ないのですけれども、先ほどから申し上げているように基本的には宅地として一番跡地利用はよいかというふうに考えています。いろんな考え方がございましょうけれども、宅地にしても、老健施設だとか、あるいは

福祉施設にしてもやっぱり需要と供給の関係がございまして、入ってくる人、買ってくれる方という方がありますので、その辺も含めて今後研究しなければならぬところでありまして、まずまず市内の先ほど申し上げましたなよろっぱい家づくりだとか、そういうところの関係団体ともうちよっつと詰めさせていただいて研究をさせていただき、できるだけ早い段階でその方向づけを考えていきたいというふうに考えていますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 何か歯切れ悪いようございまして、時期ぐらいいちよっつとお話をしてもらわないと、やはりこれはもう。だって、前回私が一般質問したときには、もうこういう形で今にもそういう形して、さっきの福祉施設だとか公園の関係だとかというのも私から提言した部分があるわけですから、それに対して今またそういう慌てて宅地造成計画云々ということなものですから、その辺どうですか、部長。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私ども早くしたいと思っています。道路も本年度で幹線道路もできるというふうに考えていますので、残土の方、公共残土も含めてあと2年程度で整地ができるというふうに考えています。一応名称もグリーンヒルという形で東京なよろ会にお示ししたパンフレットなどもできてはいるのです。ただ、その以降の中の道路だとか、宅番割りもしなければなりませんので、まだ若干時間がかかるとは思いますけれども、できるだけ早い段階で結論を出したいと考えています。私ども早く決着をつけたいという気持ちは議員と同じだということをお理解お願いしたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 何か前回15年と同じような考え方なのかどうかちよっつとわかりませんが、いずれにしてもこれは私も地域含めて、

あそこも国道239に面しているものですから、やっぱり先ほど言ったように住んでいる方も、もと住んでいた方です、そういう方もやっとよくなるのですねと。そういう意向も踏まえてもう少し真剣にやらないと、それと今新総合計画の中で議論も含めて、コンパクトなまちだか何だかわからないけれども、そういうものも含めて、住居環境も含めてやっぱりやるところはやらなければだめです。そんなのらりくらりで、そしてそういう関係、私はこれ本当に地域、東地区の代表としてがっちりこれを踏まえやりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、時間もございますから、出店関係でございますけれども、これは東区の独居老人は、高齢者というか、高齢者ですか、これについてお聞きしたいのですけれども、独居老人、それから高齢者が多く、買い物に出るにもハイヤーだとか、いろいろな関係を使って、交通機関も使いながら、バスも走っています、そういうのもいろいろ使いながら、出店支援などさらなる積極的な対応や何か考えているのか、その辺もちょっと1点お聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 参考までにちょっと申し上げたいと思いますけれども、JR宗谷本線の東地区でございますけれども、70歳以上の方につきましては882人ということでございます。そのうち70歳以上の独居の方につきましては、213人ということでございます。先ほど御答弁申し上げましたように、実は2年前、17年度に植松議員も同じようなお尋ねをいただいております。それから比較いたしますと、確かにそう変化はないのですけれども、ただコンビニエンスが1店出たということございまして、今それはセイコーマートというふうに承知しているのですけれども、セイコーマートは御案内のとおりちょっとした生鮮食料品等につきましては扱っていただいておりますから、大変喜んでいただいているところで

ございます。

なおまた、先ほどお話しさせていただきましたように宅配の部分といえましょうか、お店屋さんが量に問わないで、多く、わずかということなしに宅配をしていただいているというようなことで大変喜んでおります。今後も引き続き会議所になりましょうか、それから商業界になりましょうか、そういった方々に機会をとらえながらこういった話題、テーマを出しながら、できましたら実現に少しでも近づけるような、そんな努力をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今70歳以上の数字提示されましたけれども、これJR本線の東地区でちょっと資料をいただいたのですけれども、これ見ますと私もこの14区、13区含めて10地区ですか、なども本当に中名寄という農村も含めて、もとは移動販売等などもやっていた関係もあって、これもやっぱり実際にやらなければならぬと思うけれども、今私が要望いただいている14区、13区はある方から聞かれていますけれども、70歳以上が14区は251名、13区が165名で416名ですか。そして、そのうち独居世帯、これが14区で66名、13区で43名で109世帯ということでございまして、そのトータルもろもろ入れていると213になるのではないかなと思うのですけれども、やはりこの13区、14区含めて、その次に多いのが旭東、私どもの高見区もそうなのですけれども、これを考えたときに、私今回質問したときに商工会議所、また関係機関と申し上げました。ところが、今の部長さんのを総合すると商工会議所さんが郊外含めて、中心街ばかりなのかどうかかわからないのですけれども、やっぱり郊外の方には力入れていないのではないかな、そう思っております。その関係もございまして、率直に言って期待はしていませんでしたけ

れども、商工会議所では幾度となく機会あるごとにどうなのだと言っても出店計画はしませんと、そのような今の答弁でございます。しかし、今部長から言われましたけれども、お店の食料品関係の人でも宅配、多少のものでも無料配送すると、そういうような人もいるわけです。これは、確約含めたというか、今お聞きしますと承知をされているのかなど。これぜひお願いしたいのと、それから今東2条の方で移動販売含めて週に1回とか2回ということであつたろうと思うのですけれども、以前にもこの移動販売の関係も質問させていただきました。これもお話によっては、協議をするということですから、東地域含めて旭東、それから東12区、13区、皆さんやはりこの移動販売も極力あれしめて、お年寄りがまちに出るにしても車だとか、そういうものを使っているわけですし、また歩いて、自転車乗れるわけないです、手に持ったらもう重たくて歩けない、そんな状況も前にもお伝え申し上げました。この辺も早急に詰めていただいて、何とか東地区のみならず郊外の方にも、やはりそういう要望を含めて一生懸命やってくれる人、そういうのは行政もある程度手助けもし、お話もするのが私は妥当だと思っております。

そこで、この機会に商工会議所の関係申し上げましたけれども、前回大石議員の方も申さされてございましたけれども、中心市街地の活性化の基本計画の法律に基づいて今基本計画の作成をするのだと。そこで、商工会議所が中心となって協議会を組織しながら、行政としてどこまでかかわっていくのか、問題はそこだと思っております。やはり今まで行政がどこまでかかわっているか、その辺は皆さんわかっていることですが、これから商工会議所含めてその中心市街地の基本計画にどこまで行政としてかかわっていくのか。当然両方です。どういう作成をするのかということになっていますから、振興計画、方針の中でもうたわれておりますけれども、十分連携を図りながら基本

計画を図っていくのだということですが、行政としてもその辺郊外型含めてどこまでかかわっていくのか、もし考えがあればお知らせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 東地区の出店についてのお尋ねがありました。私は、別の席でもこのことについてお話をさせていただいておりますが、長崎屋という大型店が出て東地区の個店4店が廃業になったのです。その長崎屋がまた徳田ショッピングセンターが出て廃業になったのです。ですから、生活に密着をした店舗を残すということはどういうことかと、このことをしっかり考えていただきたい。このことが私はコンパクトなまちづくりだと申し上げているのです。今中心市街地の活性化についての事業計画についてもお尋ねがありました。今名寄市内の小売店舗の床面積4万、ここに2万2,000の大型店が出てきますと、商業者の皆さんに幾ら活性化の計画づくりをしようと言ってもなかなか立ち上がっていただくことは難しいと、率直にそのように考えています。ですから、今特別委員会で熱心に御議論をいただいておりますけれども、どういうまちを残していくのかと。このことを植松議員もしっかりと考えていただきたいと、このように思っています。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） これに関しては、今市長から心強くお答えいただきました。これは、今議論中でございますので、この辺は私も委員外委員含めてやはり議論の中に入っていかなければならないのではないかなど。あと、委員の方ともどもやっていかなければならぬものであると思っておりますけれども、いずれにしても郊外含めて商工会議所、また関係機関がやっぱり名寄のまちづくりはこうなのだと、そういう、今度はしていただきたいなど、そう思っております。

次に、地域の農業技術の開発研究ですか、その成果を生産者へ反映させる機関としての求められ

る農業振興のセンターの関係で、一定の理解はさせていただいておりますけれども、問題は農協のかかわり方と負担額、今7対3ということもうたっておりますけれども、今後の強化対策踏まえて行政としては農協の考え方などいろいろ聞いていますけれども、その辺ちょっと考え方があればお願い申し上げたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 事務段階でJAの参事、それから私どもの方と定期的に情報交換をさせていただいております。振興センターの運営、管理に当たりましては、人も含めてのことでございますけれども、お話をさせていただいております。先ほどお答えをさせていただきましたように、合併して1年たちました。昨年正直申し上げまして、名寄、智恵文の方からどのぐらいの御相談が持ち込まれるのかなというようなことも受けとめとしてあったのですけれども、それなりに引き合いがございました。

なお、上辺というだけの理解という方もいらっしゃるものですから、去年は営農指導員を2名体制ということで進んでまいりましたけれども、ことしは3名体制というようなことで、特に名寄、智恵文地区に重点的に営農指導、そういったものの相談業務に当たっていきたくて思っております。おかげさまで風連の分につきましては、平成4年から振興センターが開設されておりますから、一定の理解をしていただいておりますし、そう混乱はないのだろうと思っておりますけれども、それらについては混乱のないようにスムーズな管理運営に当たってまいりたいと思っております。

それから、経費等につきましては、農協の御発言もありますけれども、時代、時代にあったような負担割合を求めていきたくて思っていますし、それから農家、生産者の皆さん方につきましては振興センターに寄せる期待が極めて大きいのではないかというふうに私ども率直に受けとめさせていただいておりますから、これらにつきましては

経費だとか人ということではなしに実のあるものにつなげていけたらいいなと、そんな思いで振興センターの管理運営に努めていきたくて思っていますし、それからお話し合いも引き続きさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 農業振興センターの関係で今答弁いただきましたけれども、やはり今まで話聞くとところによると転作が多くなったときということでこの農業センターをつくって、生産者を含めてのどういう試験含めてやるかということでちょっとお聞きしたのでございますけれども、それも含めて今先ほどの答弁では市の職員だとか、職員分なんかを除いて運営管理費の総額、それに生産物の売り払いの代金を差し引いた分の額を市が7、そして農協が3ということでしたよね。これも名寄市さんも今度加わったわけでございます、今のアスパラの苗含めて生産の売り払いもだんだんふえてきたのではないかなと思うのですけれども、この関係も負担割合がどうのこうのじゃなくて、それが一番あれなのですけれども、今後農協がある程度主体を持った形の中で、リーダーというか、引っ張っていきながら、そして試験やるところはしっかりと試験やるとか、そういうことも、7対3の割合がどうだと今言ったら農協にも怒られますけれども、やはりこの辺はしっかり検証してやらないと、農協がそれなりの力を蓄えるために、また生産者のために力を蓄えるためにもその辺も努力されたいのでないのかなと思っております。その辺ちょっとお聞きしたいのと、それから旧名寄市の方ではこの農業センターの方は余り、土壤診断だとか、いろいろあるわけですけれども、この辺の農協と、それから行政とが振興センターの方、農協と振興センターが一体となったPRとか、そういうのがやっぱり必要でないのかと。そういう農業センターって農家の方はある程度持つてはいらっしやいますけれども、その辺の中身

の交流含めてその辺もやられた方がいいのかなど。それを含めてもし考えがあれば。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 前段の費用負担の分につきましては、7・3という割合もありますけれども、基本的には人を負担していただくというのがありますし、割合で負担し合いっこしようというのがありますし、負担割合もそれぞれで違うというようなことで御理解をいただきたいと思っています。

それから、先ほど言いましたように市の職員というのは市の職員が出たから全部市が負担だということではございませんので、市の職員も負担割合に応じて農協から御負担をいただいているというふうなことで御理解をいただきたいと思っています。

それから、後段ありましたように営農指導員3名体制で進めさせていただいておりますけれども、営農指導員体制の3名の方々に預けっ放しということではだめだというふうなことで常に思っています。行政は行政として、農協は農協として営農相談窓口がきちりJAの場合には窓口としてあるわけですから、それぞれの役割分担をきちっと明確にしようというようなことが一つと、それから行政は行政で産地づくり含めて、PR含めて、それから支援、こういったものの役割分担をやっばりきちっと分けようというようなことでの考え方で、去年1年間ちょっと協議させていただきましたけれども、なかなか協議が詰まり切るところまではいっておりません。したがって、引き続きましたことし合併の2年目ですけれども、農協とは常にやっばり情報交換、提供しながら生産者のために役立つセンターあるいは農協、行政というふうな部分の受けとめをさせていただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） その点よろしく願い申し上げます。

次に、耕作放棄地の関係でございまして、今名寄は39ヘクタール、そして風連が20ということで合計59ヘクタール関係でございまして。その辺がこれから農振含めて計画、スケジュールもお聞きしました。それは、スケジュールどおりにやはり早急な対応が必要でないのかと思っております。ただ、1点だけ、これは今まで耕作を放棄しているというか、その人にお聞きしますと、やっぱり今機械も大型化になっていると。そして、附属機械もそれを引っ張って歩かなければならぬと。そして、中山間というか、山奥ですから鳥獣の被害も多いのだと。ですから、採算ベースも合わない。そして、今後今もう20年近く、十五、六年ですか、荒らされている状況の中も踏まえて、その辺も跡地を見直すときにはどうするのですかと。やはりもうそこはもとの自然に返してあげたいのだというような希望を持っていますので、全部とは言いませんけれども、その辺も考えて農振計画をスケジュールどおり進めていただきたいなと思っております。

次に、山林の関係でございまして。名寄市有林の現況と施業計画でございまして、これも私ももとの職場の関係でいろいろと名寄市さんには事業を含めていろいろな御心配もおかけしながらやっばりまいりましたけれども、問題はやはり施業計画によって作業を進めていくという、これが原則でございまして。国やら道の関係もございまして、こちらの方までおりてくるということになると、初めにもう林野庁の方で予算をどんどんとってしまうわけですから、なかなか道の対応を含めて大変な面があるわけでございますけれども、時間の関係もございまして、今風連も合併した段階で山林の評価額といいますか、これお知らせ願いたいのと施業計画により、今変わっているかどうかわからないのですけれども、目標の伐期齢、人工林でしたらカラマツ、トドマツ、それと天然林、

この関係2点ちょっとお願いしたいなと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 1点目につきましては、山林の評価額についてのお尋ねをいただきました。山林の評価額につきましては、画一的に算出はできないですけれども、公共工事の部分の単価で申し上げますと、現在1平方メートル当たり50円という単価でございます。これにつきましては、30年前と同じというようなことで受けとめさせていただいております。ただ、山林につきましては売買する面積につきましてはヘクタール単位ということでございますものですから、現在の近年の売買の事例等を参酌いたしますと、ヘクタール当たり約1万円から3万円程度の幅がありますけれども、そんな価格で売買をされているのではないかというふうに思っているところでございます。

それから、伐期齢のことのお尋ねございました。通常トドマツでありますと50年、カラマツでは30年というふうになってございますけれども、名寄市の育成単層林の施業によりますとトドマツでは60年伐期、カラマツにつきましては50年が伐期の時期というふうな目安を持っているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 植松議員。

○2番（植松正一議員） 今説明を受けました。

山林の評価については、実際に調査員含めてまだしていないような気もいたしますけれども、いずれにいたしましても市民の財産であるわけですから、この辺はやっぱりちゃんとしておいた方がいいのかなと思っています。

それと、伐期齢関係は私がいるときと変わらない関係なのですけれども、ただ、今何かと市の財政含めてこれから厳しい状況などもある場合はどこで財源を充てるかということ、ほかにあるのであれば別途ですけれども、私はやっぱり山林、市有林

関係ではなかろうかなと、こう思っているわけなのです。三十何年前ぐらいには、弥生の方で伐採してこういう財源に充てた経緯もありますから、これから市有林のあり方、施業方法も適期の伐期齢を踏まえて、常時点検含めてその専門の組合等などもいますので、その辺も踏まえてやはり真剣に取り組んでいって、市民に今いろんな面で負担をかけているわけですから、その部分にも見返りをしているとか、そういう適期適伐、そういう形も考えていっていただきたいなと思っております。この辺も含めてお願いします。

それと、市民参加の森づくりですけれども、先ほども地球温暖化含めて、市民、また前回は申し上げましたけれども、子供含めてお弁当など持って行って、そしていいところで空気を吸いながら、森はやっぱり山というのは長いスパンですから、こういうのは1日でも半日でもいいですけれども、余り手をかけないで市民が穴を掘って植えると。そして、苗木の提供などは森づくりセンターですか、いろんな関係でもう早目に言っておけば苗木も余り金かからぬのではないかと、そういうような指示もされていますので、その辺も踏まえてぜひこの辺も実現していただきたいのと、それから…よろしいですか。

○議長（小野寺一知議員） 30秒。

○2番（植松正一議員） この台帳の関係でございますけれども、これも風連町ではまだ実施をしていない。この関係は、私あえて何で申し上げるかということ、時間がたって前のは林齢や何かわからぬと言うけれども、これは専門の森づくりセンターなどへ行ったらはかる機械なんかもありますから、やっていただけだと思いますけれども、なぜこうなるかということ、特に寄附された部分、ボランティアで植えた部分などは何かの道路の問題だとか、いろいろな問題で移動する場合だとか、そういうときにはやはり何年度に植えさせていただいた何々をこういう形でちょっと移動させてもらうとか伐採するとか、そういう経歴はちゃんと

しておかなければならない。それと、山と違って町中は公害、車の公害だとか除雪の問題だとか、いろんな関係で木が傷んでいるわけですから、樹木のそういう台帳を含めてこのものは何年だけでも、傷められたからこのものも何とかしなければならぬとか、ちょっと枝張りが悪いからと今維持管理の方でやっていますけれども、本当に適切にやっていると私は見ています。ですから、それも踏まえて台帳の整備だけはしっかりとするように要望して終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で植松正一議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時53分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 東 千 春

平成19年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年6月14日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 佐 藤 健 一
書 記 間 所 勝
書 記 松 井 幸 子
書 記 久 保 敏
書 記 熊 谷 あけみ

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐々木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多慶志 君
副 市 長 今 尚 文 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
総 務 部 長 中 尾 裕 二 君
(選管事務局長)
生活福祉部長 佐々木 雅 之 君
経 済 部 長 手 間 本 剛 君
建設水道部長 野 間 井 照 之 君
福祉事務所長 中 西 薫 君
上下水道室長 和 田 博 君
教 育 長 藤 原 忠 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市立総合病院院長 内 海 博 司 君
事 務 部 長
会 計 室 長 成 田 勇 一 君
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

○副議長（熊谷吉正議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

4番 川村幸栄 議員

22番 田中之繁 議員

を指名いたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

公平公正とはについて外3件を、佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問をさせていただきます。

まず、1点目は、市政における公平公正性についてであります。言うまでもなく地方公共団体は、常に住民の福祉向上を目指し、決して一党一派に偏することではなく、住民の立場で市政を運営することが命題となっていることは島市長を初め理事者の皆さんも十二分に御認識されていることと思います。名寄市にあっては、広報なよろ、ホームページ、地元報道機関などを通し、常に公平公正な立場で市民の皆さんに情報を公開するとともに、さまざまな課題についても理解や周知を図っていることと認識をするものです。しかし、ことしに入りこの原理原則が揺らいでいるのではないかと懸念される事象が続いているような気がしてなりません。特に地域町内会の協力を得て全戸配布される広報なよろが時として本来の役割を逸脱しているのではないかと感じます。今、市議会の場において特別委員会を設置して総合的に審査が進められている大型店名寄進出問題にかかわって、ことし2月には出店を疑問視するチラシの折り込みが行われようとなりました。これは、理事者の懸

念な判断で新聞折り込みに変わりましたが、4月には都市計画審議会の決定がされていないにもかかわらず、都市計画用途地域に特別用途地区を指定、市民の皆さんの御理解をとという号外が配布されるなど、公平公正性を失っていると受けとめられても仕方がない行為がありました。

そこで、改めてお伺いします。広報なよろの役割についての御認識をお聞かせいただきたい。また、4月の号外を発行するに至った市内の議論経過もお知らせをいただきたいと思っております。さらに、今回の号外は大型店進出の是非が大きな争点であった北海道議会議員選挙運動中の出来事であり、選挙の公平性、公正性からいって名寄市選挙管理委員会ではどのような認識をお持ちなのか見解をお伺いします。

次に、市立総合病院の将来についてであります。今回の行政報告の中で市長は、病院事業について決算を明らかにしました。それによりますと、取り扱い患者数は入院で11万9,120人、外来で25万3,222人となり、入院で3,507人の減少となったものの、外来では1,135人の増加となりました。これに伴う収支では、収益64億7,989万円、対する費用は67億4,575万円で、差し引き2億6,586万円の純損失を計上しています。単純に前年度に比較しますと、入院収益で7,410万8,000円、外来収益でも9,036万5,000円、合計1億6,447万3,000円の増収となりました。しかし、費用の増加は6,745万7,000円にとどまっています。市長は、病院運営を取り巻く環境は年々厳しさを増し、今後も診療体制の充実に努めるとともに、収益の確保と費用の抑制を図り、病院事業の健全化に努力してまいりますと報告されておりますので、この際以下についてお伺いします。

具体的な累積赤字額、今後の診療体制の充実、収益の確保と費用抑制策、病院事業健全化の見通し、抜本的な赤字解消策について、院内の検討経過を含めてお知らせいただきたいと思っております。

次に、分庁方式についてお伺いします。風連町と名寄市の合併に当たり設置された合併協議会の基本項目検討小委員会で平成16年5月12日の第2回委員会から7月15日の第5回委員会まで事務所の位置について熱心に御議論をいただき、最終的に現在の名寄庁舎、風連庁舎という分庁方式が全国の合併自治体でも珍しい形で進められています。旧両市町の施設を有効活用するとともに、市民に不便を来さない手法を検討され、採用されたこの分庁方式ですが、合併から1年を経過して改めてこの方式のメリット、デメリットについてお伺いします。また、合併協定書では事務所の位置について将来の新市の事務所の位置は、地理的状况などを踏まえて新市において改めて協議するとしておりますが、今後の考え方についてもお知らせいただきたいと思ひます。

旧両市町民への不便をとという面では、電話の取り次ぎがあるのではないのでしょうか。例えば市民が交換を通して風連庁舎に電話をし、相手が不在であったり、電話中でつながらず、交換が状況を市民にお知らせし、再度市民がほかの風連庁舎部署につなぐことを要請した場合、一回電話を切らなければならない。つまり交換を通して風連庁舎への電話は、交換に戻った際は1回通話のみという実態があります。経済部や建設水道部などが常駐している現体制下にあつては、改善が必要と思ひますが、見解をお伺いします。

最後に、消費者保護についてお伺いします。市消費者センターの平成18年度取り扱いは、相談総件数が前年度を42件下回ったとはいえ350件と多岐にわたっています。架空、不当請求の相談は減少傾向であります。やみ金融、サラ金、カードローンなどの返済に関する相談が増加しており、同センターでもここ数年物から目に見えないものの契約に関する相談がふえていて危惧しています。近年は、アポイントメントセールス、催眠商法、マルチ商法など15種類の悪徳商法が世の中にはびこり、近隣の下川町でも高齢者が多

額の布団を買わされるという事件がありました。まさに消費者被害は対岸の火事的なものではなく、名寄市民が被害に遭うことも危惧される時代となっています。このため道内市町村では、近年行政、消費者団体、警察、教育委員会、町内会連合会、老人クラブ連合会、商工会議所などの各機関が加わった消費者被害防止ネットワークが立ち上がっており、その数も27組織となり、地域ぐるみで悪質業者、悪質商法から住民を守る取り組みが展開されています。名寄市にあつてもぜひ組織化に動くべきと考えますが、見解をお伺いします。

さきの行政報告の中で、ごみの減量化と3R運動の推進のためノーレジ袋、マイバッグ持参運動の推進についてモデル町内会の指定や事業者などに対してモニター調査などの取り組みを打ち出しておりましたが、具体的にどのように取り組まれるのかもこの際お知らせをいただきたいと思ひます。また、現在は危険ごみ、ペットボトルなどについては中が見えればレジ袋を活用できることとなっていますが、同運動との整合性の意味で今後の考え方をお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） おはようございます。ただいま佐藤議員から4点にわたつて御質問をいただきました。1点目と3点目は私から、2点目は病院事務部長、4点目は生活福祉部長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、公平公正とはということで、広報なよろにかかわつてお尋ねをいただきました。新名寄市総合計画の基本理念として、協働が掲げられております。今後市民との協働、市民参画を進めていく上で、行政情報の提供は欠かすことのできないものであります。広報なよろは、町内会、行政区の協力をいただひて全戸配布しておりますが、掲載する主な事項は条例等の市民への周知、協力を仰ぐこと、市民の動向、行政施策及び行事の周

知にかかわること、市政にかかわる他官庁、公益団体との連携にかかわること、その他公共、公益にかなうことなどとしております。市民との情報共有化に果たす広報なよりの役割は、市民や地域が主体となったまちづくりを推進するための行政情報提供の柱となるものと位置づけをしております。

次に、広報なよろ4月号の号外についてもお尋ねをいただきました。広報なよろ4月号の号外では、徳田地区に特別用途地区を設定する予定に至った経過と今後の予定について市民の皆さんへ周知をさせていただきましたが、御指摘のありました見出しなどの表現手法につきましては一部誤解を与えることもあったかと考えております。今後は、この点について十分注意をしながら、広報の編集に努めてまいりたいと考えております。また、ホームページの掲載がおくれたことにつきましては、率直におわび申し上げます。スピード感のある情報提供のために、当初3月号の広報なよろで市民への情報提供を図る予定でございましたが、庁内での調整や内容の精査、広報編集上の都合などで4月号の号外となったものであります。

また、この件に関する選挙管理委員会の認識についてもお尋ねをいただきました。広報記載の文言につきましては、4月3日に選挙事務所責任者の方から照会がありましたので、5日開催の第7回選挙管理委員会で議案第5号として協議をいたしました。照会の内容がこの号外配布が選挙妨害に当たるのではないかというものでありますので、公職選挙法第225条、選挙の自由妨害罪並びに226条、職権乱用による選挙の自由妨害罪に抵触するかどうかについて審議をいただきました。第225条第3項の利害関係利用威迫罪については、候補者と発行者である名寄市との間に利害関係は存在せず、該当しないという結論であります。第226条の職権乱用による選挙の自由妨害罪につきましては、職権乱用による選挙干渉罪が成立する要件として選挙の自由を妨害する故意

があること、職権の乱用という行為があること、職権の乱用により選挙の自由を妨害したという因果関係が認められることなどが挙げられております。選挙管理委員会として名寄市に対しこれらの点を確認いたしました。その上で一つは都市計画用途地域に特別用途地区を設定する問題については、従来からの行政課題であり、市民説明会や公聴会の経過を踏まえて発行されたものであり、行政の継続の中で発行されたということで、選挙の自由を妨害する故意があるとは認められず、また選挙に向けて意図的に発行されたものとは認められないと。二つには、広報紙の発行は市の重要な通常業務であり、職権乱用には当たらない。また、その内容についてもこれまでの動きや4月17日までに市民の意見を広く求める内容が掲載されており、職権を乱用したものとは考えにくい。以上により職権の乱用により選挙の自由を妨害したという因果関係は成立しないと、こうした判断により、照会のあった事項については公職選挙法に抵触しないと判断したものであります。以上、選挙管理委員会の見解について報告をさせていただきました。

次に、3点目の分庁方式についてお答えをさせていただきます。分庁方式は、平成18年3月31日までの旧法で合併した道内21市町村のうち、採用しているのが名寄市と安平町の2市町と少ないわけですが、全国的に見ますとかなりの数で分庁方式を採用している合併市町村がございます。これは、多分に庁舎間の距離等が影響しているものと思われま。御質問のメリット、デメリットにつきましては、一般的にメリットとして既存施設を利用するため、庁舎建設の必要がなく、改修費程度で済むことや既存施設の有効活用が挙げられ、デメリットとしては住民への周知が必要であること、あるいは管理上の非効率化等が言われております。議員からもありましたように、この問題につきましては合併協議会の基本項目検討小委員会で5回にわたって協議され、これらメリット、

デメリットも議論された上でのものと理解をしております。その結果が合併協定書の協定項目14、事務機構及び組織の取り扱い、第3項、新市の機構は地域特殊性を考慮し、主な部を風連庁舎に2部、名寄庁舎に3部配置するとなっているものと認識をしております。したがって、合併後1年を経過した現在であってもメリット、デメリットについての具体的な検討は行っておりませんが、当初の議論で懸念をされていた庁舎間の移動など、主に距離に関する問題は情報通信網の整備により解消されてきていると判断をしておりますし、今後とも合併協定書に基づき住民サービスの低下を来さないよう新市における事務組織、機構の整備方針に沿った組織機構のあり方について検討してまいりたいと考えております。

次に、将来の事務所の位置についての考えについてもお尋ねをいただきました。合併協定項目4、事務所の位置、第3項に関しての考え方についてであります。このことは将来のさらなる合併や建てかえを意識しての項目でありまして、背景としてもしそうなときには十分な敷地の確保や、あるいは高速道路、交通の便などを考慮して決定すべきであるとしたものでございまして、現状では新庁舎建設は総合計画の中にも掲載されておりませんし、また財政的にもその状況にはないと判断をしております。

次に、電話の取り次ぎについてもお尋ねをいただきました。風連庁舎への電話の件につきましては、議員御指摘のとおり通話中であった場合はその後風連庁舎への転送ができない状況にあります。このことは、電話交換機の構造上の問題で、合併の際に現有する交換機を最大限有効活用することで容量の大きな旧名寄市が所有していた交換機を使用しておりますが、この機種でのハードウェア上の改善はできません。対策として、風連庁舎での内線電話を数台単位でグループ化し、指定の電話が通話中のときはグループ内の電話に順次転送するようになっております。ただ、この方式もグ

ープ内のすべての電話が通話中のときは交換に戻ってまいります。通常期は、この方法により通話中で市民の方に一たんお切りいただくことは少ないわけですが、時期的、業務的に集中する場合は、御質問にあったような現象が起きてまいります。交換手が市役所の方からかけ直すよう連絡先を聞き取ることで対処しておりますが、電話をとりさえすれば名寄庁舎も含めて他部署への転送ができますので、今後このグループ化の台数をふやし、通話中の状態をできるだけつくりたいよう改善をしていきたいと考えております。また、職員に対しては市役所の方からかけ直すために連絡先を聞き取ることなど徹底し、市民の皆さんに御不便をかけないように努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、大きな項目で第2点目、市立総合病院の将来について、経営健全化に関しまして5項目にわたり御質問をいただいております。順次お答えをさせていただきますと思います。

1点目の累積赤字額についてでございますが、病院事業につきましては他の地方公営企業と同様に常に企業の経済性を発揮しながら、本来の目的である公共性の確保に向けて事業を展開してきたところです。しかしながら、既に御承知のとおり国の医療費抑制策や医師不足の問題など、病院事業を取り巻く環境はこれまでになく厳しくなっています。当院においては、不良債務は発生しておりませんが、平成16年度に循環器内科医師が5名体制からゼロになったことから、単年度で4億71万円の純損失を計上していますし、翌平成17年度にも精神科固定医師が3名から1名に減員となったことで3億8,994万4,000円の純損失、また平成18年度は赤字幅は多少圧縮されましたが、2億6,585万9,000円の純損失が発生して、これまでの累積欠損金は18億3,960

万8,000円となったところでございます。

2点目の今後の診療体制の充実につきましては、今年度4月からの診療体制につきましてはさきの行政報告でもお知らせをしたところですが、診療科19科に固定医46名と研修医10名の合計56名を配置、ほかに53名の医療技術スタッフと258名の看護スタッフによりまして、地域住民の健康増進に努めているところであります。診療体制の充実につきましては、現在3名おります循環器内科医を平成15年度当時のように呼吸器医を含めた5名体制に増員すること及び現状病棟を統合して固定医1名と長期出張医1名の体制で診療を行っている精神科につきましては、従前のように第1及び第2病棟それぞれで入院患者を診療できるための複数医師を確保することが患者及び家族または同病院の運営にとってもベターであると考えております。地方における医師の確保は難しいのが実情であります。今後もさまざまな機会をとらえて医師確保の努力を続けてまいりますので、御理解をくださるようお願いいたします。

3点目の収益の確保と費用抑制策についてお尋ねがございました。収益の確保につきましては、医業収益の大部分は診療報酬によるところが大きく、従来は2年ごとに行われる診療報酬改定に期待が寄せられていたところでありました。しかし、平成14年度から18年度にかけてはマイナス改定とゼロ改定が行われるなど、国の医療費抑制策は診療報酬改定にも反映されるようになり、改定には期待が持てず、むしろ不安を抱かざるを得ない状況になってございます。平成18年度の決算概要では、精神科の入院外来患者数が減少したにもかかわらず、医療収益は一般科における入院外来の患者数の増加に伴い、1億6,447万3,000円の増収となったところであります。今後も診療の質を高めるとともに、高い病床利用率の維持に努めて収益の確保を図ってまいります。

費用抑制策につきましては、平成18年度の決算概要では医業費用は63億2,071万2,000

円で、前年度に比較しますと6,678万1,000円増加しております。医業収益の増加に伴う診療材料費等の増加が主な要因と分析しております。しかし、収益の確保とあわせて費用の抑制が事業運営の課題となっておりますので、ジェネリック薬品の採用による薬品費の抑制、手術機材のキット化により診療材料費の抑制に努めてまいります。あわせて診療科別の原価管理システムを構築して収支の分析にも努めてまいりたいと考えております。

4点目の事業健全化の見通しについてでございます。診療報酬のマイナス改定とゼロ改定がここ数回繰り返され、さらに国が平成16年度に新人医師に2年間の臨床研修を必修化したことで、医師不足に拍車がかかり、地方の医療機関の事業運営や診療機能が大幅に低下しています。当院でもその影響を受けて5名の循環器内科医が平成16年度にはゼロになり、翌平成17年度には3名の精神科医師が1名に減るなどして診療及び収益にも大きな打撃を受け、平成16年度以降は3年連続しての単年度純損失となったところであります。本年4月からは、循環器内科医師1名と小児科医師3名が充足され、一般科では前年度以上の収益が期待されますが、精神科病棟がもとの診療体制に戻ることが病院事業の健全化につながるものと考えてところでございます。

最後の5点目の抜本的な赤字解消策についてでございます。読売新聞北海道支社の市町村アンケートでは、病院を抱える自治体の7割以上が病院事業会計において赤字という深刻な状況になっております。この主な要因は、国の医療費抑制策による診療報酬のゼロあるいはマイナス改定と新たな医師の臨床研修制度が医師不足に拍車をかけたことによるものと考えられています。今後高齢化が進展する中で、住民が安心していつでも的確な医療を受けられるために国が地域医療に対して積極的な財政支援と医師確保などの施策を展開することが病院事業の安定化につながるものと考えてい

ます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 少し温度が上がってきましたので、上着の方は自由にさせていただいて結構だと思います。

佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、私の方から大きな項目4、消費者保護等についてお答えします。

最近の消費者を取り巻く環境は、複雑化、多様化し、手口も巧妙でトラブルも後を絶たない状況にあります。名寄市における平成18年度の消費者相談件数は、350件と前年より減少はしているものの相談内容はさまざま、消費者センターで適切に対応しているところです。今後も悪徳業者による手口はさらに巧妙になり、被害金額も多額になるものと推測され、被害者をいかに未然に防止するかについて消費者被害防止ネットワークの組織化については必要性を認識しております。名寄市では、市と市民が協力して安全で住みよい地域社会の実現に寄与するため、生活安全条例を制定しておりまして、5月には生活安全推進協議会を立ち上げ、情報交換等を進めてまいりました。推進協議会は、警察、消費者協会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会など各種団体で構成されておりますので、新たな組織を立ち上げないで悪徳商法、催眠商法等にかかわる情報交換の場としてもこの推進協議会を活用してまいりたいと考えております。ただ、協議会には商工会議所、商工会が加わっておりませんので、組織的な課題につきましては内部協議に若干のお時間をいただきたいと考えております。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

続きまして、ノーレジ袋、マイバッグ運動の推進につきまして答弁させていただきます。私が今これ持っているのがマイバッグです。あけるとこんな形になります。これを消費者協会と一緒にやってマイバッグ運動を推進しようということで今

やっております。昨年改正されました容器包装リサイクル法では、容器包装を多量に使用する事業者は削減目標を国に報告することが義務づけられました。スーパーやコンビニで買い物をすれば当たり前のようにもらうレジ袋、無料のレジ袋は消費者に深く浸透したサービスであります。日本ポリオレフィンフィルム工業組合によりますと、日本国内のレジ袋の年間使用料は約300億枚となっています。毎日もらうとすぐにたまり、まとめて捨ててしまう。レジ袋の原料は石油で、限られた資源でもあります。平成18年度からレジ袋使用抑制に向け、名寄消費者協会とともにマイバッグ運動に取り組んできました。レジ袋削減には、最も効果のある有効な手段と考えています。一人一人の消費者がマイバッグを使用することにより、ごみはつぐらなない、買わない、もらわないの実践と不必要なレジ袋は断ることにより、ごみの減量化及び資源の保護につながるものと考えております。現在マイバッグの仕様について5月の中旬以降庁舎内の職員、職員には臨時職員、嘱託職員も含めております、それから市から委嘱をしております保健推進委員等に2週間のモニター調査を実施しております。その結果を分析をしながら、今後町内会、各種団体等にマイバッグ運動を拡大し、削減効果と継続使用について調査もし、マイバッグの普及に伴うごみの減量化に取り組んでまいりたいと考えております。マイバッグには、市のモニター用としまして500枚から700枚程度モニター調査の方に活用したいというふうに考えています。レジ袋は、消費者にとってもったいないの象徴でもあります。賢い消費者を育てるには、民間の力によるところが大きく、消費者協会との連携、啓発強化にも期待をしているところであります。

なお、先ほどの法施行を受けまして、レジ袋を提供する事業者につきましては抑制対策についての調査を今後実施したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

危険ごみ、ペットボトルなどにレジ袋を活用していることにつきましては、平成15年度より家庭ごみを有料化し、指定ごみ袋がない資源ごみ等を出す場合、透明、半透明の袋で中身の確認ができる袋であればよいとしまして、家庭で不要になったレジ袋の有効活用策としてレジ袋使用を認めております。レジ袋を抑制する考え方の基本は、佐藤議員と同じであります。いかに事業者から排出されるレジ袋を抑制できるかであります。抑制する最良の方法は、レジ袋が有料化されて消費者がマイバッグを持参することであると考えています。東京都地域消費者団体連絡会の調べによりますと、レジ袋が無料の場合のレジ袋辞退率は約15%だそうです。レジ袋を有料化にしましたところ、辞退率は87%に上がったそうです。ただ、問題なのは、有料化を導入しても消費者がなれてしまうとマイバッグの持参率が伸びなければレジ袋の大幅な削減にはつながらないということも指摘されております。しかし、レジ袋有料化につきましては、すべての業者が一斉に取り組むならと二の足を踏んでいる業者もいることも事実であります。消費者側もただでもらって当たり前といった意識があり、環境に負荷を与えず限りある石油資源を大切にす意識の醸成が重要と考えています。レジ袋の使用を禁止している状況につきまして、全道各市に調査をいたしましたところ、禁止している市は土別市を含めて4市、分別かご等の容器回収をしておりますしてレジ袋を使用しなくてもいい市が10市、残りは資源ごみ袋として認めております。レジ袋のごみ袋使用を禁止しますと、新たなごみ袋が必要になります。資源の節約にはならず、もったいないという市民感情とぶつかることにもなります。市民には、ごみの分別排出に特段の御協力をいただいております、いましばらくは消費者協会との共同によるマイバッグ運動の推進とごみの減量化対策として市民意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） それでは、それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問をしていきたいと思っておりますけれども、ちょっと順序が逆になるのはお許しをいただきたいと思っております。

まず、消費者保護の関係でありますけれども、今佐々木部長から御答弁をいただきました。それぞれマイバッグ運動や何かを含めてはそのとおりに進めていっていただきたいと思っておりますけれども、やはり消費者保護というのは非常に大切なことで、これも最近の例でありますけれども、一つは先月ですか、名寄市健康セミナーというのが開催されて、その後援に名寄市教育委員会が載っていたということで、名寄市健康セミナーという表記で案内されたものですから、行ってみると実は最後は違うものを売るような、これが効果があるよという、そういうセミナーであったということがありましたし、今5丁目ですか、空き店舗を利用してサプリセンターでしたか、そういう名称で店開きをされております。いずれにいたしましても、今こういう業者の皆さんというのは非常に利口になられたというか、昔は集めるのにチラシを入れて不特定にぼっと集めてやって、そこからどンドン、どンドン落としていくという形をとったのですけれども、今はそこに来ている人たちにピンポイントで案内を出して集めて物を売るという意味からすれば、いろんなネットを張っておかないとなかなかそれは防止できないということになってきているような気がしますので、ぜひ佐々木部長の方でおっしゃったように生活安全推進協議会を少し工夫されて進められることをお願いをしておきます。この推進委員会の会議の後、警察署長と少しお話をしたのですけれども、署長も非常に警戒をしているという、そういうことがあれば一緒にやりたいという話もしておりましたので、ぜひそこはお願いしたいと。

もう一つ、以前一般質問させていただいたので、すけれども、こういう事例、あるいは市の行事や

何かをPRする意味でごみ収集車を活用できないかと。テープ流したり、スピーカーでやれないかという提言をさせていただきましたけれども、その検討はどうなったか答弁をいただきたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 市の方で行っております広報活動につきましては、現在のところ、名寄地区では今までやっておりません。ことしの5月30日に私が耳にしたのですが、風連地区におきましては市の広報車を使ってドライバーは市の職員、ウグイス嬢というか、マイクを持たれる方は消費者協会の方ということで協力をしまして、5月30日が消費者の日ということもありましてPR活動をやっております。今後につきましては、関係団体との連絡をとりながら、月2回程度の市広報車による広報活動を来月7月から実施してまいりたいと思っております。テープでやる方法、生の声でやる方法といろいろあるものですから、関係団体との協議も進めてまいりたいと思っております。

議員から提案になりました清掃車による広報につきましては、市から業者に貸与している車両に現在のところ1台しか設備がないこと、それから過去にごみ収集に関して苦情等の地域事情があること、それから広報に適した走行が清掃車の場合必ずしも期待できないことを考慮しまして、回数については十分とは理解しておりませんが、市広報車を使って対応したいと思っております。さらに、Airてっし等の活用をしましてPRにも努めてまいりたいと思っております。

一方、独居高齢者の方々について、巧妙な手口で悪徳商法の方々が入ってくるということもありますので、市の方では保健師さんが保健センター、地域包括支援センターで訪問相談事業を実施しておりますので、これらの独居の高齢者の方々が悪徳商法の被害者にならないように、例えば消費者センターの電話番号を入れて高額な物品は買わさ

れないようにしましょうねとか、困ったときには、家の改修等で多額な宣伝があったときには注意しましょうねというような簡単な言葉と消費者センターの電話を入れたミニポスターを持参していただいで啓発に努めてまいりたいと思っております。

これは、保健師さんの持っていますフェース・ツアー・フェースで高齢者の方に安心していただいで確実に情報を伝える方法として今後とり進めてまいりたいと思っております。市広報車による広報につきましては、なかなか営業妨害なのかどうかという判断もちょっとありまして、難しい部分はあるのですが、重点的にその付近も含めて広報車によるPRをすることによって、一定の抑止効果があったというのをほかの市の例で聞いておりますので、それらについても検討してまいりたいと思っております。究極的には、だまされない賢い消費者を育てる地道な啓蒙運動が大切と考えています。近隣の土別の情報では、土別消費者協会の劇団さくらが昨年12月のチャリティー演芸会に実験商法という演技を披露したという記事を見まして、全道各地の消費者協会の活動報告の中でもさまざまな民間団体ならではの意気込み、知恵、フットワークのよさを発揮された活動をしているやに聞いております。悪徳商法、催眠商法と被害から市民を守るためには、行政だけの力ではおのずと限界がありますので、消費者センターにおける相談指導のほか、消費者協会と連携してより積極的な啓蒙活動に取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 時間の関係もありますので、それぞれ今佐々木部長がおっしゃったように、ぜひ被害があつてからでは遅いので、未然防止を含めて積極的に御検討されることを御要望をしておきたいと思ひます。

また、市立病院の健全化についてでありますけれども、これも何が一番いいのかというのは私も正直わかりません。やはり一つは、事務部長おつ

しゃるように精神科の医師を確保して、前の100人体制に入院体制を戻すというのも一つでしょうし、本当に何をやったら一番健全化になるのかというのは、まだ不良債務の債権の発生は出ていませんけれども、18億円を超える累積赤字があるわけですので、一日も早い改善を国の制度改革もありますけれども、望みたいのと、なかなか市の方に繰出金をとってでももう既に交付税プラス1億円という、これの今の名寄市の財政からいえば限度額に近いような繰り出しをして健全化を目指しているもので、これ以上望むのは酷かと思えますけれども、さらなる検討と、もう一つは地方センター病院、今病院の健全化に対しては、例えば独立行政法人にした方がいいのではないかと、いろいろな議論がありますけれども、私はそれはこの地方ではなじまないと認識しておりますので、できたら地方センター病院という役割を含めて近隣市町村にもやっぱり一定程度の財政支援をお願いするという取り組みができないのかどうかをぜひお答えをいただきたいと思います。これ市長にお願いいたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 地方センター病院という大きな北海道からの看板をいただいて、そのことが今日的な医師不足の中にあっても一定の医師を確保できていると、このように思っております。問題は、現在の医療制度の中で診療報酬がかける経費に見合っているのかどうかと、こういうことでもあります。御案内のように地方公営企業ですから、議会に諮って収入のもとになる料金決定ができればそのようなかかる経費に見合った収入ということになるわけですが、医療法の中で全国一律の診療報酬と、こういうことでもありますから、このことが実現できないと。しかも、公立病院であるがゆえに不採算部門も運営の中にどうしても取り込まねばならないと、このような状況があることから、自治体病院の協議会という組織では国に対してしっかりと診療報酬で賄えない部分を国の

財政支援をしてほしいと、こういう要請行動を続けているわけでありまして。お尋ねの近隣の自治体の連携の中でやれないかと、こういうことではありますが、今救急の受け付けを多く担っている病院、名寄市立病院、士別市立病院ということになりますけれども、この両病院に対する上川北部圏域の自治体で救急の所要の財源の一部を支援をさせていただけないかと。これは、名寄保健所の皆さんにも御協力をいただいて協議を進めておりますが、残念ながら私どもが掲げる支援策までは協議はなかなか進んでおりません。しかし、緒についたということでは一步前進というふうに考えておりまして、このことを名寄市立総合病院のセンター病院としての運営のしっかりとした基盤強化につなげるようにこれからも取り組んでいきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） ぜひこれからも継続をお願いします。

分庁方式については、これは合併協議会で基本項目小委員会の皆さんも含めて十分議論されたことだと思いますけれども、やはりとにかく市民の方々に迷惑をかけないような取り組み、職員の方が意欲を失わないような取り組みをぜひこれからも日々点検をして、時には大胆な発想も含めて継続をしていただきたいと思えます。

最後に、公平公正についてでありますけれども、まずは1点、広報なよろの号外を出す基準というのをお知らせをいただきたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 広報で号外を出す基準というのは特に設けてはおりませんけれども、今回の号外の発行に関しましては、一つには議会の方からこの件に関しての情報の提供が極めて少ないと、こういう御指摘もいただきまして、また市民の皆さんからも今課題となっているものについて、これまでの経過も含めて説明責任を果たすべきだと、こういう御指摘をいただいた上での発

刊ということで御理解をいただければと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） そのもので発行された号外の裏面の部分に、特別委員会もやっておりますので、そこになるべく入らないようにしたいと思いますが、大型店舗が郊外に進出することで市街地が郊外に拡散すると。そこで、道路除排雪など膨大な維持コストが発生する。さらには、中心市街地における治安が悪化するという表現があります。それが太字で表現されてありますけれども、この表現の根拠を担当部署、野間井建設水道部長と佐々木生活福祉部長はどういうふうに認識をされておりますか。

○副議長（熊谷吉正議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 道路の除排雪の膨大な維持コストでありますけれども、これは一般的なことで考えていただきたいというふうに思っております。通常用途地域に大型店だとか、住宅地もそうなのですけれども、3,000平米以上の土地を開発するというは開発行為という行為が必要でありまして、例えば宅地を開発行為するときには物を建てることを前提になっていきますから、住宅と道路というのが必要になってきます。こういう大型店の進出に関しても、今回の大型店の部分では両方ともに道路があったから問題はないのですけれども、例えば今のパチンコ屋さんの裏の方に4ヘクタールから6ヘクタールの同じようなものを建てる時には、駐車場を1,000台以上設けるといふふうに考えた場合には、マックスの場合には一本の道路だけでは渋滞を起こすということも含めて、もう一本道路が必要だということも考えられます。そういうことになると、そこで開発行為で道路も一緒に造成をします。そして、将来というか、開発行為の許可がおりた段階で、造成が終わった段階でその道路は公の方が通るといふことも含めて市に寄贈されるということも考えられるということがあります。そうすると、それが市道に認定せざるを得なくなってくる。

それで、そこは除雪が必要になってきます。あるいは、舗装も補修も必要になってきます。そういうことで、ここでは維持費が膨大になる、一般論を掲載しております。

以上であります、私の方からは。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 治安の関係につきまして安心安全会議を所管する部長ではありますがけれども、具体的な治安対策とか、そういうものについてはその記事につきましてコメントする材料を持っておりませんでしたので、まちが郊外の方に大きな商店街が出ていくことによってまちの人が往来するのが減りまして、一般的に治安が悪くなるというふうに、私その程度の理解でしたので、ちょっと十分な答えになっていないかもしれませんが、そんな事例です。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） いずれにしても、今の2点は論拠が非常に希薄だと。ここに表現で号外で、しかも今野間井部長の方からお話ありましたが、財政事情の厳しさというのは十分市民の皆さんも認知されていて、特に今回の市議会議員選挙でもエフエムなよろのインタビューでは夕張の財政をどう思うという質問が共通であったり、今財政課題という非常に市民も注目している部分にある意味では言及すると。さらには、市民の皆さんの生命や財産にかかわる、そこにかかわってくるような問題も列記しながら、用途地域は指定が必要ですよというアピールをすると。こういうことが公平公正の選挙をつかさどる選管としては正当性があると考えているのか、中尾選管事務局長にお伺いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長兼務選管事務局長。

○総務部長（選管事務局長）（中尾裕二君） 今御指摘のありました部分につきましては、具体的に将来的にどうかという表現ではございませんで、もともと新総合計画の理念に基づいて進めようと

しているコンパクトなまちづくり、あるいは今後適正に進めていかなければならないそれぞれのゾーニングの関係での対応ということで、市の方での対応をしたものと選管としては見ておりまして、通常の広報活動、特にその時点で市民の皆さんにお知らせをすべき項目について掲載があったものと判断しております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 今回の道議会議員選挙では、壇上でも言わせていただいたとおり既に選管の認識も新人陣営に対しては徳田の大型店進出は争点になっているという表現があって、いろいろな警告や何かを含めて指摘が連日のように寄せられたわけでありましてけれども、そういう意味からいって例えば一つ、この号外の中でも新人候補の方では要所要所で大型店の進出にかかわって消費者の選択肢あるいは市民の利便性の向上というのを訴えてきております。これは、まさに市民説明会で市民の声に裏づけされた主張であったわけでありましてけれども、今回の号外では「地域を育てるのは地域の住民」というタイトルで、市民説明会の意見に対してという表現ではありますけれども、消費者である市民の選択肢と利便性向上を無条件に優先するのではなく、名寄市としてはあくまでも暮らしやすいまちづくりを目指しますという表現も含めて、これも改めて選挙の公平性、公正性からいって中尾選管事務局長はどう思いますか。

議長をお願いします。コールも選管事務局長をお願いします。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長兼務選管事務局長。

○総務部長（選管事務局長）（中尾裕二君） 議員のお尋ねの部分につきましては、多分に誤解があるのではないかと思いますので、若干説明をさせていただきますけれども、候補の選挙事務所に選挙管理委員会として御依頼を申し上げたのは、決して候補の主張であるとか、そういったことに

問題があるという指摘でございまして、公職選挙法に定められております事務所における看板の数であるとか、あるいは法定で定められております看板の大きさに問題があるということで御指摘をさせていただいたわけでありまして、看板に記載をされている文言がどうであるとか、そういうことではないということではございまして、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 電話を受け取ったのは私ですから、それは選管事務局長としては認識が違ふと。既に争点になっているという指摘で、私たちはそれとは関係ないですよというものと争点になっているのではないですか、言っているのではないですかという指摘で、そこを外しなさい、これをこうしなさいという指摘が来ていたわけでありましてけれども、既に選管としては争点であるという認識を持っていたのではないですか。だから、こういう号外が出て、しかも選挙の期間中にこういう号外が出ることに對していかがですかというふうに聞いているので、ちょっと私は中尾選管事務局長の認識が違ふと思っておりますけれども。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長兼務選管事務局長。

○総務部長（選管事務局長）（中尾裕二君） 選管の事務局として御指摘をさせていただいたことは、道議選の争点としてそのことがなっているということではございまして、候補者御自身が選挙活動の中で主張されていることについては、看板の枚数に入りますということでの御指摘をさせていただいただけでありまして、そのことを看板に御主張として、それは当然その候補の選挙公報にしましても、あるいは政党が正式に出しております号外の部分のチラシにつきましても明らかにうたわれているわけですから、そのことは別に違法とかということではございまして、その文言を看板に入れていることが公職選挙法で定められている三つ以内というものに入りますので、五つ

ありますから、いずれか二つをお外しく下さいという要請をさせていただきただけでありまして、争点とか争点でないということではなくて候補者が主張されていることにまさに看板に文言が入っているということで、数的にカウントされますということでのお知らせをさせていただきましたが、決して選管事務局としてそのことが選挙の争点であるとか争点でないということでお知らせをしたわけではないことをぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐藤議員。

○1番（佐藤 靖議員） 時間ももうないので、またの機会というのもあれですけども、したいと思えますが、最後に広報を扱う総務部長としてお伺いします。

これから今のように広報にはいろいろな状況の変化というのが出てくるし、これからの時代を含めて、例えば今、議会の中でも広告を載せた方がいいのではないかという議論もあります。そういう意味では、広報というのはいかにあるべきかと。ある意味では、規定ですとか内規ですとかしっかり明文化された方がいいというふうに思えますけれども、その点についてお伺いして終わりたいと思えます。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 広報の役割につきましては、冒頭のお答えでもお話をさせていただいたとおりでございます。広報に求められるのはやはり市民のニーズを的確につかんで、さらには正確、的確、迅速に発刊をしていくと、こういうことであろうと思っております。御指摘の向きにつきましては、広報の発刊規則等をつくることも一手法としてございますので、これらにつきましては私どもの今後の研究課題としてお時間をいただければと思えます。

以上でございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

安全、安心なまちづくり推進について外3件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいま議長から御指名がございましたので、質問の場に立たせていただきます。私は新人でございますので、現在不安でございます。一番不安なのは、私の言葉が理事者には確実に伝わるかということが一番心配なのでありまして、岩手県に18年、名寄に昭和47年からお世話になっているわけでありまして、岩手県から含めると、約倍の年数をここでお世話になっているわけでありまして、私は、名寄のために、今問題となっております大型店の関連にしても名寄の将来のために自衛隊OBとして責任と誇りを持って事に当たってまいりたいと思えます。

それでは、通告順に従い質問してまいります。初めに、防災力、国民保護法について質問してまいります。近年自然災害や北朝鮮によるミサイル発射、原子力事故あるいはテロ等さまざまな危機事案が発生しております。このようなあらゆる災害に対処する能力、すなわち防災力ではありますが、平成17年4月に総務省の消防庁が作成した統一基準に基づいて全国都道府県が現在の地域の防災力、危機管理能力についてどれくらいの能力があるのかということをご自己評価したわけでありまして、これは、800項目について回答され、被害の軽減や予防策、教育や訓練といった九つの手法ごとに数値化して、100点満点に換算してどのくらい能力があるのだということをご自己評価したわけでありまして、全国では平成18年1月に発表された結果によりまして平均は58.5点で、前回平成15年より情報通信システムのバックアップ対策などの整備が進み、15ポイント改善されたとしております。しかし、洪水被害予測を実施していないところがあるなどリスク把握評価、被害想定に関しては評価が低かったということでありまして、ちなみに、北海道は49.9ポイントで、北海道の市町村別平均点は19.62ポイントということでありまして、そこで名寄市としてもこの地域

の防災力、危機管理能力がどれくらいのものか、自己評価されているのであればその評価点をお知らせください。

次に、このような防災力に関連して重要視されるのは国民保護法であり、すなわち住民の保護であります。平成16年に成立、施行されました国民保護法は、他国からの武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体、財産を保護するため、国や地方自治体等の責務、住民の避難に対する措置、そのほか国民保護措置等に関して必要な事項を定めておりますが、特に平成18年4月以降は全国の市町村で国民保護計画の作成を本格的に実施することとなりました。これは、戦後ほとんど無縁であった業務であったわけではありますが、住民の立場で住民を守るという本来の自治体の役割であろうと思います。そこで、名寄市の国民保護計画が作成されていると思いますので、国民保護計画の進捗状況、調査研究、計画実行、検討等についてお知らせください。あわせて今後の取り組みについてお知らせください。

また、阪神大震災で家屋の下敷きになった人々の救出作業を近隣住民が担ったことを踏まえ、住民の初期対応能力を高めるため創設されました防災士ですが、地域リーダーとなる防災士の資格者は現在何名いるのか、今後資格取得についてもお知らせください。

次に、市民の健康づくりについてでお伺いいたします。初めに、食育に関連しての質問をさせていただきます。食育という言葉は、当たり前のように広がっておりますが、意外と広分野にわたって使われていると思われまます。その中で特に将来名寄を背負っていくであります子供たちの食育に関して質問させていただきます。食育の必要性や意義を説かれるとき多く使われる用語として、食の乱れということがあります。直接的には、脂質の過剰摂取や野菜摂取の不足の傾向、朝食の欠食や一人で食べる孤食や家族がいろいろ異なった料理を食べる個食の増加など栄養の偏りや食習慣の乱れ

が教育現場にもクローズアップされるようになりました。学校教育現場では、朝食抜きの児童がふえ、深刻な問題になっていると聞いております。因果関係ははっきりしておりませんが、子供が切れやすく暴力的になるのは食生活の乱れが原因とする説もあります。そこで、朝御飯を食べていない子供たちはクラスでどのぐらいいるのか、実態をお伺いいたします。

また、平成18年4月に国民的な運動として子供に基本的な生活習慣を身につけさせるため、早寝早起き朝ごはん運動が文科省の肝いりで発足いたしました。名寄の実情はどのぐらい普及されているのかお知らせいただきたいと思ひます。また、食事バランスガイドとして1日に何をどれだけ食べたらいいかという目安を、これは厚生労働省と農水省が平成17年6月に策定し、平成22年度までに食事バランスガイド等を参考に食生活を送っている国民の割合を60%にすることが目標だということですが、当面名寄市の学校給食の実態はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、スポーツの振興についてお尋ねいたします。健康は、食だけでは維持されません。やはり適度な運動が必要であります。先般行われましたチャレンジデーは、徳島県三好市に勝利したわけですが、何よりも市民の63.61%、2万14人の参加を得たことがすばらしいことだと思っております。年1回とはいえ、これだけ子供と大人が一体となって喜び、悔し涙を流し、スポーツに没頭した日はないと思われまます。生活習慣病を予防するために毎日1万歩歩くとか、週1回35分のジョギングを行うなど、個人的に健康管理をしている人もあろうかと思われまます。やはりスポーツをやりやすい環境を創出することが大切なことだと思ひます。そこで、過去名寄市も市民運動会が行われたと伺っております。冬季、夏季市民運動会の復活に関してのお考えをお知らせください。また、市内で開催される各種スポーツの

大会は、市民のスポーツの助長策となるわけであり、大いに今後すべきだと考えますが、今年度のスポーツの大会は体協が承知している数と広報の考え方についてお伺いいたします。また、経済効果の観点からも各関係、各所に合宿誘致の働きかけのお考えを伺います。

次に、将来の保育、子育て環境についてお伺いいたします。子供を取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育のあり方について、平成17年1月に中教審が答申いたしました。これを受けて平成18年に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行されたわけであり、いわば保育所と幼稚園の機能を一体化させた認定こども園がスタートをしたわけであり、名寄市は、幼保連携型と伺っておりますし、現在検討推進中であるということですが、保育への企業参入が促進するのではないか、また現行の認可保育所制度を崩壊させて保育の水準を低下させるのではないかと、低所得者層や発達障害児が排除されるのではないかと、あるいは養護の視点が失われ、知育が優先されることによって乳幼児の人格形成が損なわれるのではないかと、このような不安や懸念があるように思われます。そこで、名寄市としての認定こども園に関する現段階での取り組みの指針概要についてお知らせください。

次に、名寄市障害者福祉計画についてお伺いいたします。ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本とする名寄市障害者福祉計画ですが、平成19年度が最終年度となるわけであり、現在までの推進実情と改善、問題事項、見直すべき事項についてお知らせください。

次に、障害者自立支援法についてお伺いいたします。障害者が自立した日常生活が送れるよう福祉サービスの充実を目指して昨年4月からスタートいたしました障害者自立支援法ですが、ある地方によっては知的障害者が働く施設などでは新製品の開発などさまざまな取り組みを進めて

いるところもあるやに聞いております。一方で、障害者や施設の負担増によって福祉サービスの利用が減るおそれがあるなど、内容の改善が求められてまいりました。このため障害者や施設の負担軽減などを行う緊急の特別対策が実施されたわけであり、障害者自立支援法の着実な定着を図るため、国は平成20年度までの特別対策として1,200億円、平成18年度の補正は960億円を支援することとなっております。改善策の内容は、三つの柱から成っております。一つ目は利用者の負担のさらなる軽減、二つ目は福祉施設など事業者に対する激変緩和措置、三つ目は新法への移行等のための緊急的な経過措置ですが、名寄市として実情と今後の取り組みについてお知らせください。

以上をもちましてこの場での質問を終了させていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） ただいま佐々木議員から4点にわたって御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は教育部長、3点目、4点目は福祉事務所長から答弁をさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、地域の防災力、危機管理能力の自己評価についてお尋ねをいただきました。御質問にもございましたが、地方公共団体の地域防災力、危機管理能力の充実を図るためには地方公共団体がみずからの防災、危機管理体制の実態を的確に把握することが重要であるとして防災力自己評価が行われております。リスク把握、評価、被害想定、被害軽減、体制整備、情報連絡体制、資機材備蓄の確保、管理、活動計画策定、住民との情報共有、教育訓練あるいは評価見直しの九つの分類により評価をするわけですが、平成18年度分は評価点がまだ示されていないためにお尋ねの評価点は出しておりません。ただ、平成17年度に行いました旧名寄市における評価点は100点満点中7.25点でありましたので、平成18年度の評価点も

17年度結果と同水準ではないかと考えておりません。

次に、名寄市国民保護計画の進捗状況及び今後の取り組みについてもお尋ねをいただきました。国民保護法の規定に基づいて都道府県及び市町村におきましてもそれぞれの国民保護計画の作成が義務づけられ、市町村は平成18年度中の策定が求められたことから、名寄市におきましても国民保護協議会における3回の協議を経まして、18年度末に名寄市国民保護計画を作成いたしました。今後の取り組みにつきましては、計画内容に沿ってできるところから実行していきたいと考えております。今年度は、名寄市国民保護計画の策定趣旨やその主な内容について広く市民に知っていただくことから始めるということで、市の広報紙に特集記事を掲載することにしております。また、武力攻撃事態という想定が難しい事柄でありますので、道内外における取り組みに関する情報を集めて名寄市としての取り組みの参考にしてまいりたいと考えております。

次に、防災士についてもお尋ねがありました。現在名寄市には、防災士の有資格者はいないものと押さえております。災害の事前対策や予防対策の上からも防災士が果たす役割は大きなものがあると思いますので、今後名寄市国民保護協議会における具体的な取り組みについての協議の中で、あるいは名寄市防災会議の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2点目、市民の健康づくりについてお答えをいたします。

初めに、食育についてお答えをいたします。食育につきましては、平成17年に健全な食生活や生活習慣病の予防、食品の安全性など伝統ある食文化の承継等を目的として食育基本法が制定されました。これにより平成18年度から5カ年にわ

たり食育推進運動が盛り込まれ、名寄市においても食育推進計画の策定のための庁内準備会が6月12日に立ち上がりました。また、文部科学省では食育の重要性にかんがみ、早寝早起き朝ごはん運動を推進してきております。名寄市教育委員会におきましては、校長会等で機会をとらえては早寝早起き朝ごはん運動の推進に向けて指導してきており、各学校においては保健だよりや給食だより等を通じて広く保護者に啓蒙してきているところでございます。議員のお尋ねの早寝早起き朝ごはん運動の児童生徒の実態についてですが、名寄市教育研究所が平成18年度に名寄市における児童生徒の家庭生活の実態調査を行いました。それによりますと、7時前に起きる子供は小学生で91%、中学生で75%、就寝時刻は小学生で10時前が50%、11時までが42%、中学生で12時までに就寝が76%となっております。朝食につきましては、必ずとるでは小学生84%、中学生75%、朝食をほとんどとらない子は小学生では1%、中学生では7%となっております。独立行政法人日本スポーツ振興センターの児童生徒の食生活等実態調査結果、平成12年度でありますけれども、子供の朝食欠食の割合は2割弱に上り、増加傾向にあるとされております。このような全国平均と比べますと、名寄市においては全体的に規則正しい食習慣が営まれているものと考えておりますけれども、今後とも食育の重要性を通して児童生徒の健全な生活習慣の育成に向けて努力してまいります。

学校給食は、児童生徒の成長にとって一日の食事の中で重要な役割を担っております。おいしく食べられることはもちろん栄養バランスに配慮した献立内容となっております。名寄市の学校給食センターでは、2名の学校栄養職員が道費職員として配置されておまして、毎日の献立は平成15年5月に文部科学省で示された新しいガイドラインに基づき、児童または生徒1人1回当たりの平均栄養所要量の栄養バランスを考慮し、たん

ばく質が豊富な魚、肉、卵、大豆、カルシウムが豊富な牛乳、乳製品、小魚、ビタミンCや鉄の供給源となる緑黄色野菜、果物、エネルギーとなる米、パン、めん、芋類、油脂類となるマヨネーズ、ドレッシング等の六つの基礎食品がバランスよく摂取できるよう片寄らない食品を組み合わせた献立内容等を実施してございます。日本の食習慣を大切に考え、米飯と魚料理を基本とし、食品の安全性からも積極的に地場産品を活用した学校給食に努めているところでございます。また、児童生徒、保護者用に毎月献立表を配付し、献立表の中で1日のカロリー量と使用した食材の内容、栄養の動き等を計算し、食事の大切さを指導してございます。

次に、スポーツの振興についてお答えをいたします。去る5月30日に行われたチャレンジデー2007では、多くの市民がラジオ体操や綱引きなど各種スポーツに親しみ、参加目標を上回り、対戦相手に勝利することができました。御質問の市民運動会についてですが、昭和33年から40年ころまで校区対抗でだれもが気楽に参加できる市民レクリエーションという名で運動会形式の大会が行われ、多くの市民が楽しんでおりました。しかし、各種スポーツ大会や農民運動会、町内運動会、青年大会などが盛んになると参加者が減少し、運動会は納涼盆踊り大会に形を変えてございます。この市民運動会の復活につきましては、多様化する生活環境の変化の中では復活は難しいのではないかと考えておりますが、スポーツに親しむ機会は体育協会などと協議しながら推進していきたいというふうに思います。

今年度行われるスポーツ大会でございますが、第62回国民体育大会軟式野球成年北海道大会を初め第8回北海道小学生ABCバドミントン大会、中体連剣道全道大会、全国スポレク祭選手選考グラウンドゴルフ名寄大会などの全道を見据えた大会のほか、毎年行われている夏冬のジャンプ大会、ロードレースや駅伝などの陸上大会、歩くスキー

大会やカーリング大会など体育協会を通じ現在13の大会開催が案内されてきてございます。これらの大会は、観光協会による歓迎チラシや各競技団体が報道関係などを通じPRに努め、交流人口の拡大を図っております。合宿につきましては、例年スキーを中心に合宿が行われておりますが、夏季競技につきましてもサッカー、アメリカンフットボール、バスケットボールなどの利用があり、各宿泊施設や競技施設では選手が十分練習できるよう環境を整え、お迎えしているところでございます。なよろ観光まちづくり協会調べによる平成18年度の合宿につきましては、61件、659人、延べ宿泊数3,250人の利用がありました。経済効果の観点から見ると、数多くのスポーツ大会の開催や合宿客を温かく迎えることによりまして口コミの申し込みがふえてきておりますので、今後も努力していきたいというふうに思っております。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目3点目、将来の保育、子育て環境についてと4点目の障害者福祉計画についてお答えをさせていただきます。

最初に、認定こども園制度についてお答えを申し上げます。認定こども園に関する現段階での取り組み指針、概要についてでございますが、昨年10月に幼稚園と保育所が連携し、互いの利点を生かし、幼稚園児に長時間保育、保育園児に幼児教育を行う認定こども園制度が施行されたところでございます。新市の総合計画でもこの民間の力を活用した認定こども園制度の促進を掲げ、将来の子育て環境の整備を図ることとしております。また、この制度の推進に当たっては、現在の保育水準を維持しつつ、子供の福祉を最優先して進める考えでおります。現在名寄地区の幼稚園と保育所の状況は、保育所が公営、幼稚園は民営と完全にすみ分けをしている特殊性があり、設置者が異

なること、また幼稚園と保育所の建物の距離が離れていることなどから、認定こども園制度導入への取り組みも難しい面がありますが、双方とも認可された施設であることから、制度の導入に当たっては幼保連携型の認定こども園制度の導入を考えております。具体的な取り組みといたしましては、昨年度から名寄市幼児教育振興会と協議を行った上で、この認定こども園制度に取り組む意向のある幼稚園を御推薦いただき、導入実現に向けた協議を重ねているところでございます。

さらに、市内の保育所の状況といたしましては、認可保育園が名寄地区に公営として4カ所、風連地区に民営のものが1カ所、へき地保育所3カ所、無認可1カ所、企業内保育所3カ所で保育需要に対応しております。きょう現在待機児童はございません。また、現在の認可保育所の入所状況では、公営の定員280人に対しまして在所者253人で、入所率90.4%となっております。民営は定員45人に対し在所者56人で、入所率124.4%となっております。

認定こども園制度の導入によりまして企業の参入を招き、保育所制度崩壊、保育水準の低下、低所得者の排除などの不安や懸念があることについてでございますが、導入を考えております認定こども園制度は、市内の学校法人が経営する認可保育園、認可幼稚園と取り込もうとするものでありまして、互いの特性を生かし、入所園児に長時間保育と幼児教育を行う中で、子供の福祉優先を基本に据え、保護者の要望に対応して保育と幼児教育を兼ね備えた子育て環境の充実を図るものでございます。御質問にありました企業の参入を招き、保育所制度の崩壊による保育水準の低下、低所得者、発達障害児の排除はこの制度上からもないものと考えております。

次に、大きな項目4点目、名寄市障害者福祉計画について、最初に障害者、現在までの計画の進捗状況と実情、問題点について御質問がございました。障害者福祉計画の現状でございますが、こ

の計画は平成10年度に障害者の自立と社会参加の一層の促進を図り、障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため10カ年の計画として策定されました。その後平成16年度に措置から利用者の選択による支援に制度が改正されたことから、この計画を見直し、現在に至っております。障害者福祉計画は、障害者施策を推進するための基本的な計画で、今年度が最終年度となっており、計画されました個々の事業の目標達成状況等につきましては、名寄市保健医療福祉推進協議会で協議の後成文化することになっております。また、現在次期計画の策定に向け基本調査を行って、障害者の方々からの声を直接計画に反映できるよう準備を進めているところでございます。こうしたことから、御質問の改善問題事項、見直しにつきましては基本調査で出された意見を踏まえ、名寄市保健医療福祉推進協議会とその障害者部会に諮り、集約してまいりたいと考えております。

次に、障害者自立支援法の特別対策事業でございますが、従来の支援費制度では身体障害者、知的障害者と精神障害者は別々の制度であったことから、平成18年度にサービスの一元化を図るため障害者自立支援法が施行され、新制度を円滑に実施するため、国では障害者や施設の負担を軽減する特別対策事業を平成19年度と平成20年度の2カ年間暫定で実施することになりました。国が示した主な内容といたしましては、一つには利用者負担の限度額を現行の2分の1から4分の1に引き下げ、利用者負担の軽減を図るとともに軽減対象世帯も所得に応じて拡大を図る。二つには、福祉施設など事業者に対する収入激変緩和措置としては報酬を日払い方式に対応することが困難な事業所については、従来の月払い方式とし、報酬最低保障額も80%から90%に引き上げるとともに、新体系に移行した場合についても90%を保障し、事業所の安定的な運営を確保する。三つには、低所得の施設入所者にとっては勤労意欲の向上と自立をさらに促進するため、食費や光熱水

費の負担をなくし、工賃全額が手元に残るよう控除額相当分を支給するといったような内容となっております。国の施策により北海道を通じて実施する事業でありますけれども、これからも障害者の方々が地域で安心して暮らせる社会が実現するよう総合的な自立支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 御答弁をいただきましたので、再質問と御要望を申し上げてまいりたいと思います。

まず初めに、評価点でございますけれども、かなり私が思っていたより低い評価点でありましたが、いずれにいたしましても災害に対する準備とか対応とか、あるいは復旧とか、災害の軽減をするとか、それについてはもう一度やはり防災体制をしっかりとチェックして、見直していただきたいと、こういうふうに思っております。

それから、国民保護法でございますけれども、できるところから実行していくということでありまして、広報紙に特集記事を掲載するということがありますが、いずれにいたしましても先ほども御答弁がありましたように武力攻撃事態というのは想定がかなり難しいわけでありまして、そのために防衛の専門能力の人材の導入はどうかと。国家公務員の定年は60歳でありますけれども、この名寄の自衛隊は大体54歳から56歳であります。その後年金をもらって、みずからの意思で国家、国民の役に立つ仕事につくのは、いずれにしたって自分自身の決意でございますけれども、三十数年間防衛一筋に生きてきた自衛官がやはり地域の安全、地域というか、国会といいますか、安全保障とか防衛にかかわる国家とか地方自治体の業務は増大してきているわけであります。したがって、防災対応等の防衛の知識を持っている、経験を持っている、そういう人材を雇用の面からも含めて対応について考え方をお聞かせいた

だきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 防災に関する専門知識を持っていらっしゃる方々のそうした人材の活用ということでお尋ねをいただきました。確かに防災につきましては、経験の蓄積あるいは専門知識が必要とされる分野でございますので、お話のあった自衛隊のOBの方も含めまして、そうした方のお力がかかりられればと考えておりますので、今後そうした方々からの御意見等をお聞きする中で、また具体的な取り組みについて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 今後考えていただけるといってございまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと次に、北海道では昨年の11月に佐呂間で竜巻被害、災害があったわけですが、これによって道では部長職の危機管理官を配置するということがあります。その危機管理官と危機管理セクションとどういふような連携をとって図っていくのか、その辺をお聞きいたしたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 中尾総務部長。

○総務部長（中尾裕二君） 御質問にございました道の危機対策局とは市町村窓口の防災消防課を通じまして業務上の情報交換を行っておりまして、国の防災や国民保護などの関係につきましても道を通じて関連情報を入手している状況でございます。そうした意味におきまして、市の防災担当と道の方の担当ということにつきましては、一定の連携はできていると、こういうふうに考えておりますけれども、危機管理につきましては一自治体の力量をはるかに超えるという事項も多くございますので、これらにつきましては国、道と連携をする中で進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番(佐々木 寿議員) いずれにいたしましても、防衛に関することにつきましては今まではめくらのに従うというのが得策みたいと言われてきておったわけでありすけれども、やはり行政としてもしっかりとした立場で、市民を守るために対応しなければいけないのではないかと思います。そのためにやはり行政とか市民とか、あるいは付近の地域とかのコミュニケーションが十分に必要だと思っています。それで、そういうコミュニケーションを定期的にやるとか、やっぱりこれからのことをしっかりとその辺を踏まえてやっていただきたいと、このように思います。

次に、先ほど御答弁いただきました食育等につきまして、子供たちの朝食というのは大分改善されてきた数字で10%以下ということではありますが、新聞にいつか載っておりました千葉大の小学校5年生の5日間の調査で、やはり朝食は洋食中心に比べて和食の方がとった子が午前の7時前に起きる子が多いと。それから、その和食をとっている子供たちが睡眠もしっかりすると。それから、学校も楽しいという、そういう調査が上がっているわけでありまして、やっぱり食事は健康の基本でありますから、学校給食もしっかりと答弁いただきましたように大事ですが、家庭の中でも、これも大人も含めないとできないことでもありますので、1日3食バランスのとれた食事を奨励していただきたいと、こういうふうに思います。

あと、スポーツの振興ですけれども、名寄にいろいろと誘致するのは待ち受けだけではだめなのでありまして、やはり出張とか行った場合に出向いて広報するような心がけでやっていただきたいなと思っています。

次に、先ほどの認定こども園でございますけれども、今推進中だということでございますので、子育て相談や親子の集いの場を提供できるような、名寄にふさわしい将来の保育、子育て環境を着実に整備していただきたいと、こういうふうに思います。

それから次に、名寄市の障害者福祉計画でございますけれども、御答弁いただきました基本調査ということでありすけれども、どのような人たちを対象にして行うのか、それからどのような方法で声を聞くのか、出された声をどのようにまとめていくのかお聞きしたいと思います。

○副議長(熊谷吉正議員) 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長(中西 薫君) 基本調査に当たりましては、18歳未満を含めまして身体障害者1,461人、知的障害者264人、精神障害者91人、合計1,816人の方々アンケート方式によりまして協力をいただき、日常生活を営む上で家族構成や住宅環境を初めといたしまして就労や相談事等に関する事項などについて日ごろ思っていることを率直に御回答をいただき、資料を障害者別に集約して、分析作業につきましては名寄市立大学保健福祉学部にも御協力をいただいた上で基本調査をまとめていきたいと、こういうふうに考えております。その後保健医療福祉推進協議会及び障害者部会の場におきまして御審議をいただいた上で計画書を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長(熊谷吉正議員) 佐々木議員。

○6番(佐々木 寿議員) それでは、現在福祉サービスを受けている人の人数はどのぐらいか。

○副議長(熊谷吉正議員) 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長(中西 薫君) 今現在福祉サービスを御利用されている方々は、施設入所者が76人、それから療養介護利用者が1人、それからグループホームに入所されている方が21人、在宅サービス利用者が114人、合計212人の全体の11.7%の方々がサービスを御利用になっております。

○副議長(熊谷吉正議員) 佐々木議員。

○6番(佐々木 寿議員) 障害者の就労のあれなのですけれども、今下の方で食堂とか、働いているようなのですけれども、どのような事業所で

雇用されているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 現在市内の事業所では、ハローワークが主に就労の相談業務を行っているところでございます。福祉関係の事業所といたしましては、市内では丘の上学園がパンの商品開発、販売、道北センター福祉会がマヨネーズ、ヨーグルト等の乳製品販売、名寄心と手をつなぐ育成会、陽だまりでございますけれども、リサイクル製品の販売ですとか、市役所食堂等で障害者を雇用し、社会参加にお力添えをいただいているところでございます。また、市といたしましても国が定める障害者の雇用の促進等に関する法律に基づきまして職員数48人の機関にあっては実質雇用率2.9となっておりまして、法定雇用率2.1を上回っている状況でございます。ちなみに、名寄公共職業安定所管轄の平成18年度の障害者の雇用状況でございますけれども、まず民間企業における雇用状況につきましては、障害者を1名以上雇用することが義務づけられております対象職員数が56人以上の企業でございますけれども、15の企業に47人の障害者が雇用されております。内訳といたしましては、身体障害者が33人、知的障害者が14人、実雇用率につきましては1.67というふうに発表されております。さらに、地方公共団体における雇用状況でございますけれども、対象労働者が48人以上の市町村と教育委員会等の機関でございますけれども、全部で9機関ございまして、障害者の雇用は37人雇用されております。このうち身体障害者が36人、知的障害者が1人、実雇用率は2.53となっております。

以上でございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） いずれにいたしましても、障害者を持つ家族の悩みは多くあると思っております。それで、さまざまな相談とか指導を

していくということが大切なのではないかと思っております。早くからこのようなことに取り組んでいる滋賀県とか愛知県とか長野県とか、そういう地域から専門知識を持ったスーパーバイザーに来てもらうということはどのような考えを持っていますか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 研修の機会等々については、非常に大事なことというふうに思っております。現在スーパーバイザーの派遣を要請するようなことは考えておりませんが、必要であればそういう取り組みもしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） それで、障害者同士が仲間づくりをするというピアサポート事業計画、これについてはどのような考えを持っていますか。

○副議長（熊谷吉正議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 障害者の方々につきましては、地域における地域の支援事業というのを行っております。名寄市内におきましては西2条南6丁目でしたでしょうか、そこに事業所を置きまして皆さん方の集いの場等々も提供しているところでございます。

○副議長（熊谷吉正議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） このピアサポート事業は、情報交換の場でもありますし、お互いに関心なこと、悩みを解決する場というものがあると思いますので、そういうことも含めて障害者が安心して暮らせる社会の実現に向かってやはり行政も力をかすべきではないかと、こういうふうに思います。

以上をもちまして私の質問を終了させていただきます。

○副議長（熊谷吉正議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

13時まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育行政について外2件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 議長から指名をいただきましたので、さきの通告順に従って質問をしてみたいです。

まず最初に、教育行政についてから伺います。当市は、北北海道の中核都市として言葉だけではなく近隣の市町村の見本となるようなまちづくりをしなければなりません。それには、大学を生かしたまちづくりも重要ですが、小中学校適正配置計画もかなり重要であると思います。昨年度より名寄市小中学校適正配置等検討委員会を設置し、協議を重ねているようですが、現在までの進捗状況と今後の予定についてお知らせいただくことと新聞報道では藤原教育長が30年、50年先を見越して子供たちのためにどういう学校配置が望ましいか考えてほしいとあいさつしたと記載されていましたが、教育委員会としての小中学校の将来展望はどのようなものなのかをお知らせください。

次に、教育長はこの地域の小中高の学校教育行政についてどのような考えなのでしょうか、お答えください。

次に、名寄市における高校再編と将来展望について伺います。過疎化と少子高齢化の影響はなかなか難しい問題ですが、しかしながらこの地域に住む住民や子供たちにとって高等学校が減少することは、当然ながら選択肢も少なくなりますし、小規模校ばかりになると専門の教師確保も難しいとお聞きしました。この地域に住む子供たちの教育環境の目線で名寄市が中心となって上川北部の高等学校検討協議会のようなものが設立できないか伺います。

次に、産業振興施策について伺います。産業振興といってもさまざまな施策があり、経済や建設の推進をすることによって当市の産業振興に結び

つけば理想的だと思いますので、以下4点について伺います。

1点目は、地産地消についてであります。名寄市の地産地消についての現状と今後の政策についてお知らせください。

2点目に、産業クラスター計画について伺います。昨年12月に設立した名寄アスパラのまちプロジェクトは、産、学、官連携のまさしく名寄第1番目の産業クラスターだと思いますが、今までの経緯と今後に向けての目標はどのようなものなのかをお知らせください。また、新しい産業クラスターが計画されているのかをお答えください。

3点目に、将来を見据えたインフラ整備について伺います。先週火曜日に3本ほど防じんの工事が発注されましたが、私は将来を見据えたインフラ整備はないと思います。もし将来を見据えたインフラ整備計画があればお知らせください。

4点目に、技術職員の意識改革について伺います。建設部にしても経済部にしても一部の人は旧態依然のおれらが業者に仕事をやっているのだという態度の職員がいると今でもお聞きします。その方は、何か勘違いしていると思いますが、現状についてお答えいただくことと今後は技術職員の意識改革についてどのようにされるおつもりなのかをお知らせください。

次に、医療行政について伺います。御案内のように自治体病院としては、経営形態は違いますが、名寄市立総合病院と名寄東病院があります。つい最近地元紙にも市立病院の赤字が書かれていましたが、平成18年度の両病院の経営状況についてお知らせください。

次に、昭和31年6月20日に精神科が設置されてからあと1週間で満51年になります。現在市立病院の精神科医師は2名ですが、以前のような3名体制になる見通しはあるのでしょうか。私は、精神科医師が3名になるとこの地域にいる患者さんの安心にもつながりますし、市立総合病院の経営安定に貢献できると思いますが、お考えが

あればお願いします。

次に、名寄市立総合病院の将来展望について伺います。昭和59年には地域センター病院の指定を受け、さらに平成10年には地方センター病院の指定を受け、市民にとっても近隣の住民にとっても安心のできる医療施設であります。しかし、近年の状況は4年連続の赤字経営ですので、何とか対策を講じなければなりません。将来展望と具体的な対策があればお知らせください。

これでこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目で3点にわたり御質問いただきました。

1点目については私から、2点目の（1）、（2）については経済部長から、（3）、（4）については建設水道部長から、大きな3点目については病院事務部長から御答弁となりますので、よろしくをお願いします。

初めに、名寄市小中学校適正配置等検討委員会についてお答えをいたします。平成18年8月に設置した名寄市小中学校適正配置等検討委員会では、適正配置計画策定の前提となる適正規模、適正配置の基本的な考え方についての検討を諮問し、本年2月に1点目の小中学校の適正規模に関し、名寄市街地区においては1学年50人から60人で12学級360人程度を望ましい規模とする報告、答申を受けました。また、この際適正配置に関しては、検討協議の素材として具体的な配置案の提示を求められましたので、30年から40年後の地域や小中学校の未来像を想定しながら、主として児童生徒の減少に対応する将来構想案と複数の再編配置素案をもって、去る5月28日に再開した検討委員会に適正配置の基本的な考え方と名寄市の今後の方向性について改めて諮問いたしました。小中学校の将来展望として、検討委員会に提出しました素案では、30年後には児童数が1,000人、生徒数が500人程度となるという将来推計をもとに、名寄市街地区においては小学

校、中学校ともに2校体制とし、2ないし3段階の再編プロセスで統合を進めることを想定しております。風連地区及び郊外小規模校については、小中一貫教育体制の推進を前提に存置校以外は現在の校舎を改築せず、各校の建築後40年を目安に統廃合を進め、風連地区、智恵文地区、各1校体制を想定しております。今後学校関係者や地域関係団体などとの意見交換も行いながら、検討協議を進め、年内を目標に小中学校の適正配置の基本的な考え方と具体的な配置計画も含めた今後の方向性について報告、答申をいただきたいと考えております。

次に、教育行政の考え方についてお答えをいたします。今日の学校教育を取り巻く環境は、少子化や核家族、都市化等により家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されており、子供の健全な人間形成を図るためには家庭や学校、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携し、生きる力を育てることが求められております。これからの小中学校においては、これまでの学社連携をさらに進め、学校教育と社会教育が一体となって子供たちの教育に取り組むという学社融合の理念に立った活動が今後ますます重要であり、取り組みを強化しなければならないと考えております。このような観点から、今後高校、大学などとも連携を強め、それぞれの教育機能を十分発揮する中で、開かれた学校づくりを推進するとともに、地域に根差したボランティア活動の促進を図る必要性についても認識をしているところであります。

次に、名寄市にとっての高校再編や将来展望についてお答えをいたします。平成20年から22年度の公立高等学校配置計画案につきましては、市長及び教育長に対し6月5日付の文書で正式に通知がありました。内容は、中学校卒業生数の減少や生徒の多様な個性、進路動向などに対応した学校学科の規模、配置等の適正化を図るというもので、具体的な当市との関連では風連高校の平成20年度募集停止と名寄農業高校と名寄光凌高校

の再編統合による産業キャンパス高校の新設というものであります。風連高校につきましては、これまで再三にわたり存続について道教委と話を続けてきただけに、募集停止案の提示はまことに残念であります。しかし、この原案を厳粛に受けとめ、中学校の進路指導に誤りのないよう対応していきたいと考えています。産業キャンパス高校の新設につきましては、長年名寄市が要請してきたものであり、全国的にも例を見ない夢と実のある新しいタイプの高校づくりを期待したいと考えております。今後7月には、地域別検討協議会が開催され、今回の配置計画案についての検討協議が行われますので、この場でこれまでの経緯を踏まえ、しっかりと道教委に意見を出し、将来の展望も確認しながら、中学校の進路指導に適切に対応していきたいと考えております。

なお、名寄市が中心となって独自の上川北部の高等学校検討協議会といったものが設立できないかという御質問については、以前にも議員からいただいております。しかしながら、各市町村の置かれている立場や状況に違いがあり、これまでの経緯を考え、道教委主催の現在の地域別検討協議会の場を活用して上川北学区内の高校のあり方についての協議、議論を重ねることが現実的であると考えております。

また、新しい産業キャンパス高校では地域と連携した農業の担い手育成や名寄市立大学との連携による充実した職業教育がしっかりと永続的に行われることを担保するため、関係機関による協議、支援の場を設けるよう道教委や新設高校に提案し、教育委員会からの立場からも積極的に参画してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きな項目2番目の1点目、地産地消についての考え方についてお尋ねをいただきました。私の方からのお答えになります。

平成18年度に名寄市農業・農村振興計画とあわせ地産地消推進計画も作成しておりまして、地域農畜産物の地域での消費拡大は農家経済の安定や農業の持続的安定と商業、工業、観光との連携による地域経済の活性化に寄与すると考えており、地産地消推進計画には取り組みの具体的な計画、取り組みの主体、取り組みの指標を掲げており、農業関係機関、団体はもとより学校給食など公共施設、飲食店、ホテル、食品加工業、消費者などと連携、協力し、名寄市地産地消推進協議会（仮称）でございますけれども、これを立ち上げ、取り組みの拡大を図ってまいります。地産地消の取り組みの現状につきましては、近年生産者の取り組みも活発化しており、主な取り組みといたしましては朝市、夕市を含めた直売店が10件、米の産直グループが3件、加工グループが3件、インターネットや産直が10件以上、また学校給食センターや名寄市公共施設のほとんどが時期的には米を初め野菜など地場産を活用していただいております。

なお、地産地消の具体的な政策につきましては、産地づくり対策のPR支援事業、グリーン・ツーリズムの推進事業、今年度創設させていただきました農業青年チャレンジ事業の活用や名寄産業まつり、風連ふるさとまつり、地産地消フェアなどのイベントに、さらには道の駅を活用した販売PRなどを通じ地産地消の運動を高めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

2点目の産業クラスター計画についてのお尋ねでございます。名寄アスパラのまちプロジェクトは、平成18年12月11日に生産者や市内加工業者など商工関係者、農業関係者、行政などで組織し、名寄産アスパラガスの付加価値を高めるため、切り下部分や規格外品の有効活用を通じて農、商、工における地域経済の活性化を図ることを目的に設立いたしましたところでございます。当プロジェクトは、平成16年6月北海道一のアスパラガス産地の確立を図るため、アスパラガスの減収要

因の分析、解析を進め、アスパラ増収プロジェクトを立ち上げ、関係者が一丸となり増収に向けた取り組みを進めてまいりました。その中で市が新たに進めてきたアスパラルネサンス事業の活用により、販売戦略チームが進めてきたアスパラガスの切り下を活用し、パウダー化することによる新商品の開発、機能性の活用など名寄産生食用グリーンアスパラガスの付加価値向上とブランド化を目指し取り組んでまいりました。今後における取り組みといたしましては、現在経済産業省へ企画提案中の地域資源活用型研究開発事業、これにつきましては一つ目にはアスパラガス粉末技術の研究、二つ目には切り下に含まれる機能性成分の分析や実験動物を用いた生理機能解析の実証、三つ目にはアスパラガス粉末を使用した加工食品開発を目的に市内加工業者、名寄市立大学、行政の産、学、官が連携のもと地場農産物の有効活用による自立した地域経済の活性化に寄与するものと考えているところでございます。目標といたしましては、研究、開発から実用化、事業化に向けた第2弾の取り組みにつきましては、現在具体的な動きはございませんが、今後農、商、工連携や地域の有志による新たな取り組みが起きることを期待しているところでございます。新しい産業クラスターなどの計画につきましては、農業サイドとしては特に計画してお知らせするものは現在はありません。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私の方からは、大きな項目2番目のうち3点目のインフラ整備と4点目の技術職員の意識改革についてお尋ねをいただきましたので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

最初に、インフラ整備計画であります。インフラ整備計画、特に道路整備や乳剤散布の舗装が私どもも最終的なものとは考えておりません。しかし、名寄市内には約5.2キロメートルの防じん舗

装路線があります。これだけの延長を本舗装化するには、多額な費用が必要となります。昨日も道路整備計画についてはお答えをさせていただきました。基本的には、総合計画に沿って整備をさせていただきたいというふうに考えておりますが、財政的な課題もあることから、当面防じん路線を含めた緊急性等のある路線について本舗装化や現行道路の機能を保つための維持補修事業をあわせて行わせていただきたいというふうに考えているところであります。

二つ目の技術職員の意識改革についてであります。名寄市では、平成16年8月、旧名寄市の時代でありますけれども、接遇マナーのテキストを作成し、職員、臨時職員、嘱託職員に配付いたしました。このテキストを使用し、各職場で研修を行ってきたところであります。行政を進めていく上では、業者の方だけでなく各団体、グループ、市民一人一人に対し互いに理解を得ることが大切だというふうに考えております。各職場で市民と協働していくことの大切さと接遇のマナーの重要性をいま一度しっかりと意識し、行動できるよう研修等に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、大きな項目3点目、医療行政につきまして3項目にわたり御質問いただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目、名寄市立総合病院と名寄東病院の経営状況についてでございます。病院におきます経営状況につきましては、さきの行政報告において18年度の運営概要として報告をさせていただいたところでありますが、改めて御説明申し上げます。まず最初に、名寄市立総合病院の経営状況につきましては、医業収益に大きくかわる患者数の実績を見ますと入院では一般科が2,692人増加しましたが、精神科では6,199人減少

して、差し引き3,507人の対前年度減となっております。一方、外来でも一般科は2,821人増加しましたが、精神科では1,686人減少して、差し引き1,135人の対前年度増となっています。患者数は、入院、外来いずれも一般科では増加傾向にございましたが、それ以上に精神科で患者数が減少する結果となっています。この結果、病院事業収益で6億4,989万円と前年度に比べて1億9,154万円の増加となりましたが、病院事業費用も前年度より6,745万円増加して、6億7,457万5千円となったため、差し引き2億6,586万円の単年度純損失となったところでございます。

次に、名寄東病院の経営状況について申し上げます。平成18年度の運営概要につきましては、取り扱い患者数で入院3万7,544人、対前年比105%、外来で8,595人、対前年比101%となり、入院、外来とも前年実績を上回りました。収支の概要につきましては、18年度は診療報酬の改定により収益の悪化が懸念されましたが、病院事業収益では5億8,589万円、病院事業費用では5億7,286万円となり、差し引き1,300万円の黒字決算となりました。また、日進月歩の医療機器環境のもとで18年度国の設備整備補助金、補助率2分の1でございしますが、を受け、CT機器など5点、約5,000万円を購入し、医療体制の充実を図ったところでもあります。今後とも経費の節減を図り、安心して暮らせる地域医療の確保に努めていきたいと考えております。

2番目に、精神科の医師確保の見通しはという御質問でございします。患者様や家族の皆様には御心配をおかけしていた精神科の診療体制につきましては、4月以降も固定医1名と旭川医大の長期出張医1名に短期出張医といたしまして旭川圭泉会病院からの医師により、これまでと変わらない診療体制で入院、外来業務を行っています。しかしながら、既に御承知のとおり地方における医師の不足は深刻な状況にありまして、現在の診療体制

が来年度も担保されるかという点も甚だ不透明であると言わざるを得ません。旭川以北稚内間の精神医療を守るため、医師の確保に向けてはこれまで以上に関係機関と連携をして努力をしてまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

3点目の市立総合病院の将来展望はということでございますが、医師の都市部への偏在により地域医療に赤信号がともっていると言われております。これを解消するための医学部の地域枠などの施策も掲げられてはおりますけれども、効果を発揮するためにはまだ先になるというふうに思われます。したがって、当面は医療圏ごとに拠点病院を設けて機能と人材の集約化を図ることが避けられないと思われまします。このような観点から本院の将来を考えますと、医療の施設の集約化、周辺医療施設の縮小に伴い、地方センター病院として本院の役割が増加することが考えられます。現在重症患者を24時間集中管理するためのICU病床の新設、救急外来の増改築及び医師の環境整備のための医局改修などの整備を計画してございます。これらの計画は、すべてが収益に直結するものではありませんが、医療事故の防止あるいは周辺医療施設の機能低下に対する補完及び医師確保につながるものと考えてございます。いずれにいたしましても、地方センター病院としての機能を充実して、安心、安全な医療の提供を図ることこそ、本院の使命であると考えています。また、近年連続して純損失が生じておりますが、医業収支比率を見ますと平成16年度は93.21%、平成17年度も93.66%で推移をしてまいりましたけれども、平成18年度につきましては一般科での収益が増加したことにより95.24%の医業収支比率となっております。本年度につきましては、循環器内科医師1名と小児科医師3名がふえたことで医業収益の増収が見込め、医業収支比率はもう少し向上すると考えております。しかし、根本的には精神科病棟の診療体制がもとに戻ることを病院

事業の健全化につながる一因だというふうに考えてございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それでは、再質問をしてみたいです。

順序が逆になりますけれども、医療行政について伺います。精神科の医師確保については、広域連携で陳情活動を行った方がよいと思いますので、患者さんのいる家族と真剣に協議して、実現できるように行動するおつもりがあるのかをお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 先ほどもお答えをさせていただきましたけれども、患者さんあるいは御家族の皆さんの御心配は本当に大変なものだというふうに思っております。この部分に関しましては、家族会の方とも当然御相談をさせていただきながら、そういった方の力をかりながら実施をしていかなければならないだろうというふうに感じてございます。現実問題として、実際の対応というのは今のところとしてはいないのが現状でございますけれども、やはり名寄単独だけではなくて地域と一緒に考えていかなければならぬ問題だというふうに存じております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 全くそのとおりだと思うのです。近隣にも精神患者の方がいて、その家族とも十分なお話し合いをして、広域連携で要望活動を行った方がいいと思っていますけれども、そういうような会をつくって、家族会と話すのも結構ですけれども、広域行政の取り組みというのも大事だと思いますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それと、もう一点は、予算審査や決算審査のときの会計が市立総合病院と東病院を別々にしていますが、最後は一緒にされています。双方の病院

は市立病院ですから、会計決算上は一緒にしなければいけないのは理解しますが、わかりづらいし、東病院は上川北部医師会に委託しています。今後は、追加資料のようなもので結構ですから、決算審査特別委員会ですとかのときに提出いただけないでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 議員御指摘のとおり、本当にわかりづらい部分があるのかなというふうに私どもも承知をしております。今年度の決算委員会から東病院の経営状況をさらに明らかにするために資料としてバランスシート等を提示していきたいと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） ありがとうございます。本当に思うのですけれども、こんなことを言ったら失礼かもしれないですけれども、東病院は黒字が出ていると。市立病院は赤字が出ていると。それを隠すために一緒にしているみたいな感じを受けていたのですけれども、そんなことはないのだということでしたら、ぜひその追加資料のようなものを出していただきたいと思っております。

次にまいります。地産地消について伺います。私から言うまでもありませんが、地場の農産物を地元で消費することが地産地消であります。名寄は、自衛隊の駐屯地があり、数多くの隊員の方たちが生活しています。しかしながら、駐屯地内で消費している地場産品はごくわずかであります。入札ですから仕方ないのかもしれませんが、月別にどの程度消費しているのかを調査すべきであると思っておりますが、調査をした経緯があるのかないのかをお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今渡辺議員の方からお話ありました。ちょっとお話をさせていただきますが、昨年18年度でございますけれども、関係者と駐屯地の方に出向きまして、地元の農畜

産物を何とかひとつ消費してほしいと、使ってほしいというようなことでお話をしてきた経緯がございました。その中では、今お話ありましたように入札というハードルが一つあることと、それから安定した供給がどうもとれないのだということでございます。その中でしゅんの時期にぜひしゅんのものをでも結構ですので、使っていただけませんかというようなお話をさせていただいております。それで、しゅんのときに、いかばかりか数量は押さえていないのですが、使っていただいているというふうに私ども承知しております。したがって、できましたら今後どのぐらいの量を使われているのか等も含めて調査をしたいと思っておりますし、また継続して要請をしていきたいと思っております。これにつきましては、JAあるいは市場の方の関係者の方々の御協力もいただきながら、一緒に私どももお話をさせていただきたいなど、そんな考え方をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 入札も3カ月に1遍とか、相場物ですから、そういうふうに何回かに分けてやっているようですから、前に会計隊の人に聞いたのですけれども、地場産品が出るときには大丈夫ですよというような話聞きました。ぜひ規格外品であろうが、おいしいので、それともう一点は、優秀な自衛隊OBの方が2名議員として加わったわけですから、その方たちに協力してもらって、規格外品でも加工すると商品価値は同じか、地元の新鮮なものだと安くておいしいと思っておりますので、交渉してもらおう考えがあるのかをお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 今お話ありました。ぜひとも議員方の力もおかりしながら、地元のPRをさせていただきたいと思っておりますし、購買につながるようなことということでございますけれども、これはまた御相談をしなければわかりません

ものですから、地産地消という取り組みが大切だということでございますので、そんなことで今後また御相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 先ほど私が規格外品でもと言ったのですけれども、それは相手が購入してくれるかしてくれないかという相談も必要だと思うので、そのときにはぜひ自衛隊のOBの方を連れて行って話していただけたらと思います。間違いなく地場産品というのはおいしいということはわかっています。だけれども、JAの方というのは規格外品を市場に出したら価格が下がるからだめだと言っているのですけれども、特別に、自衛隊は大量消費するところですから、それを使ってもらえるのであれば地産地消につながると思いますので、ぜひ自衛隊のOBの方の力もおかりして実現していただくようお願い申し上げます。

次にまいります。先ほど野間井部長がおっしゃった、先日もお聞きしたのですけれども、防じん処理52キロ、私の記憶では私が議員になったときは年間に5,500万円ほど防じん処理に使ったと思うのですけれども、それが今現在は年間どのぐらいになっているのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今現在は、1,500万円ほど減りまして4,000万円ベースでやらせていただいております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） それにしても4,000万円にしても8年ほどたっていますので、3億2,000万円ですよ。そのお金があれば本舗装を計画的に短くてもやっていけば、それが残っているということになるのですけれども、そういうお考えがあるのかなのか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 数字的には、確かにそのようにはなりません。ただ、やっぱり住

民要望としては砂利道ではなくてということも含めて、自転車も多いということも含めて、少しでも安定した路面をとということが要望がありますので、維持補修も重ねながら防じんをそのまま実施させていただいています。きのうも申し上げましたけれども、新しい工法として廃材のアスファルトを使うという工法も今研究しておりますので、その辺を御理解お願いしたいというふうに考えます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 納得はできないのですが、本当に地域住民の人が文句言うからまやかしたいな舗装をしていくというのは、防じん処理をしていくというのは、どうも腑に落ちないのですけれども、短くてもいいから計画的にどんどん進めていくべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） そのとおりでありまして、実際の本舗装に係るお金というのは幅員だとか路盤構成等にもよりますけれども、メーター20万円から30万円、私の記憶の中ではそのぐらいかかるというふうに思っています。今の防じんですと、そんなにもかかりません。何千円単位で終わるといふふうに思っていますので、そういう意味ではここ10カ年は防じんの路線から本舗装化を考えていきたいというふうに、基本的な考えをそこに置いていますので、御理解をお願いしたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） わかりました。

それはそれでいいのですけれども、計画的な舗装を進めるということはわかるのですけれども、10%を目標にしていると言いましたね。それはいいのですけれども、それは市民理解を得なければいけないものですから、こういう計画なのですよというものをぜひ市民の皆さんに伝えてほしいと思うのです。だから、それも情報公開の一部だ

と思いますので、それはお願いしておきます。

次に、教育長に伺います。教育長として名寄に來られてから何年になりますか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 旧名寄市に12年10月1日から奉職させていただいております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 住民票は、平成12年に移っているのですけれども、教育長の車は自分の名義ですか、ブルーバード。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 古くなっていますが、そのまま愛用しております、お話のとおりで。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） ということは、札幌ナンバーですよ。コンプライアンスの意味を知っていますか。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員、今の通告にないのではないかと思うのですが。

○14番（渡辺正尚議員） 教育長の考えを聞いているのだから。

○議長（小野寺一知議員） 教育行政にかかわった話なのでしょうか。

○14番（渡辺正尚議員） はい。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時53分

○議長（小野寺一知議員） 再開をいたします。渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） 教育委員会のトップである教育長が法律遵守はしなければいけないと思います。教育の先頭に立って指導していかなければならない立場の人間が法律を破ってはいけないと思います。教育長は、御存じないかもしれませんが、道路運送車両法という法律があり、その第12条には、自動車の所有者は登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名も

しくは名称もしくは住所または使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から15日以内に国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければいけない。これは、昭和26年6月1日に制定された法律です。そこで、伺いますが、車検のときにはどうされていたのですか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 少しプライバシーにかかわるお話かなと思ったりもしているのですが、車検は通常どおり、ことしももうそろそろだめかなと考えましたが、愛車でありますので、5月に車検を通させていただきました。これは、私個人的な考えであります。こういう例は、昭和26年に制定ということだったようですが、現在もほかでも多く見られることから、ただいま御指摘の法令違反ということには認識がございませんでした。詳しいことは私もわかりませんので、そのことについては後ほどまた自分自身で調べてお話し申し上げたいと考えています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） ある市民から言われたのです、私。教育長は、札幌ナンバーの車に乗っていますよと。名寄から逃げるつもりしているのかなとかと言われたので、それで調べてみたらそういうことだったのです。早急に住所変更を求めておきます。

次に、中学生や高校生の勉強をする環境について伺います。ある高校生を持つ親に聞いたのですが、家では落ちついて勉強できないので、秋口から冬場にかけては文化センターに行って勉強していたが、時間が限られていたので、思ったような成果が上げられなかった。今後に向けては、図書館の開放とか大学の有効利用をさせてほしいとのことでした。図書館はともかく、大学であれば何とかなのではないでしょうか。受験生の親の切なる思いをかなえてあげるのも教育行政の役割だと思いますが、御見解をお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） このことにつきまして、私たち教育委員会でもそのような声をお聞きしております。当初図書館に学習室を設けた趣旨もそういう趣旨でございまして、家庭でなかなかゆっくり勉強できない、あるいは学校にも居残りが難しいという、そういう子供たちのために図書館の一部を学習室として開放している。また、文化センターは9時までで終わります。夜間9時までではありますが、一角コーナーを開放して、そこで子供たちが学習する。そういう場所をつくってきているわけではありますが、いかんせん文化センターも開館時間が夜の9時までということで、その点は9時になったらお帰りいただくということでございます。ただいま渡辺議員の方から大学もということでしたが、大学は教育委員会の管轄ではございませんので、可能性についてはちょっとお答えできないと。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 大学とも相談して、大学なんかは先生たちが結構いますので、十分に勉強できる環境が整うと思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

先ほど言ったことなのですけれども、中にはそういうことをすると罰則規定もあるとかと、罰金を取られることもあると書いてありましたので、できるだけ早く名義変更していただくようお願いしておきます。

終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

国保税の軽減について外3件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず最初に、国保税の軽減についてお聞きをいたしたいと思います。今トヨタ自動車を初め多くの大企業が最高の利益を上げるなど景気が回復し、かつてないほどの景気が続いていると言われてい

ますけれども、北海道、そしてこの名寄市ではほとんどその実感ができない状況にあります。ただ、共産党の前議員が何度か質問をして、この4月から実現いたしました住宅リフォーム助成制度ですけれども、地元マスコミでも取り上げられるなど反響が非常に大きく、この冷え込んでいる市内経済への活性化が大きく望めると思いますけれども、そうしたこの効果が出るにはもう少し時間がかかるとおられます。こうした状況の中で、定率減税の廃止等によって税負担がふえ、暮らしへの負担はますます重くなっています。そこで、今年度の住民税の実態についてお尋ねをしたいと思います。きのう我が家にも通知が届きました。覚悟はしておりましたけれども、実際手にしてみると去年との差の大きさに驚いています。昨年の住民税と今年度の住民税の負担の違いを平均的な年収により具体的な数字でお示しいただきたいと思います。

さらに、年金を受給している高齢のほとんどの方たちは、定率減税の廃止に加えて老年者控除廃止による課税額の経過措置2年目の負担増によって大增税になります。そして、国保税の負担増です。このことについては、前議員も質問させていただいていますけれども、言うまでもなく国民健康保険は憲法第25条の生存権を具体化したものであり、日本の誇るべき国民皆保険制度の土台であります。最大のポイントは、国民が安心して医療を受けられるようにすること、国保法第1条にはその目的を社会保障及び国民保健の向上に寄与することを明確にしていますけれども、本来の役割に逆行する事態が進んでいる状況もあります。そこで、今年度の国保税の実態について、この場合も具体的な数字で昨年との違いをお示しいただきたいと思います。また、所得の低い方たちのための軽減、減免措置についての現況をお尋ねしたいと思います。

二つ目には、子育て支援についてですが、特に乳幼児医療費助成制度についてお尋ねしたいと思います。平成19年第1回定例会においても我が

党の前議員により質問させていただいておりますけれども、重ねてお尋ねをしたいと思います。先ほど来申し上げておりますように、景気の回復はなかなか実感できない。こういう状況の中で子育てしている方たちや、またその親世代の方たちからもっと子育てしやすいまちにしたい、こういった声が多く寄せられています。先日厚生労働省の人口動態統計で一人の女性が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率が6年ぶりに上昇したと発表されました。きのうの質疑の中でも明らかにされていましたが、上昇した理由がはっきりしていない、こういう状況です。このようにまだまだ少子傾向が強い中、安心して子供を産み育てることのできる名寄市独自の子育て支援が必要ではないかと考えます。それが子育て中やこれから子育てをしようと考えている若い世代にとって大きな励みになるのではないのでしょうか。そこで、名寄市の乳幼児医療費助成制度を利用するに当たって内容をわかりやすく教えていただきたいと思います。あわせて乳幼児医療費助成制度の目的についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に、名寄農業高校の存続についてお尋ねをいたします。先日道教委は、新たな高校教育に関する指針に基づく2008年から2010年度の公立高校配置計画案を公表いたしました。2009年には、名寄光凌高校と名寄農業高校が再編、統合されようとしています。名寄農業高校は、北海道の基幹産業である農業の担い手を育てている高校です。上川学区ばかりではなくて道北、道東の子弟が学び、また道外からの入学もあったと聞きます。優秀な農業者を数多く輩出されている高校であるわけです。食料自給率がカロリーベースで40%になっています。政府は50%を目指すとしていますけれども、この食料自給率を上げるためにも名寄農業高校は名寄市にとってはもちろん、北海道にとっても貴重な財産であると考えますが、名寄農業高校と名寄地域との連携事業などをお知

らせいただきたいと思ひます。

また、この間道教委が進めてきた高校配置計画に対して名寄市は道教委に対してどう対応されてきたのか、また主人公である学校や生徒の皆さんに対して、市民に対してどのように対応されてきたのかをお聞かせいただきたいと思ひます。

最後になります。新天文台の建設についてお聞きいたしたいと思ひます。星を見るには、国内屈指の条件のよさを誇るこの名寄市です。星や宇宙にさほど関心がなくても満天の星空を眺めていると遠い宇宙へのロマンがかき立てられます。そして、この名寄市には木原天文台があり、ここには北海道で唯一超新星の第一発見者である佐野さんがいらして、高く評価されているところだす。2010年3月完成を目指す新天文台の整備事業内容について説明をお願いしたいと思ひます。

この場での質問を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） それでは、川村議員の質問の大項目の1点目は私の方から、2点目は福祉事務所長から、3点目、4点目は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

大項目の国保税の軽減につきまして3点の御質問がありましたので、答弁させていただきます。平成19年度の住民税につきましては、特別徴収分につきましては5月10日に、普通徴収分につきましては6月8日にそれぞれ納税通知書を送付いたしました。個人市民税の当初課税状況につきましては、納税義務者数1万3,739人、課税総額約12億4,740万円となっております。前年度に比較して納税義務者数では393人の減少となっておりますが、課税総額では約3億9,750万円、146%の増加となっております。また、納税者1人当たりの課税額につきましては約9万円となっており、平成18年度は約6万円でありましたので、金額にして3万円、150%の増加とな

っています。増価額3億9,750万円のうち、定率減税の廃止に伴う影響額は約5,700万円となっておりますが、増加の要因の多くは三位一体改革に伴う国から地方への税源移譲によるものであります。御案内のとおり今回の税制改正につきましては、住民税の所得割の税率が一律10%に比例税率化されたことに伴い、所得税と住民税とを合計した税率が税源移譲前と同じになるよう所得税の税率構造について見直しが行われ、人的控除後の差に対応した減額措置等も講じられる結果、税源移譲の前後で所得税と住民税を足した税負担額は変わらない仕組みとなっております。しかしながら、平成11年度から景気浮揚対策として実施されてまいりました定率減税が全廃されることや個人の収入が増減することにより、実質の税負担が変化しますので、御理解を賜りたいと思ひます。

住民税の具体的なモデルの関係につきましては、サラリーマン世帯とか年金世帯とか、ともに給与、年金収入がふえるに従って月額ベースの負担額が大きくなっております。広報にもモデル的なものは掲載してありますので、ここでは詳細を省かせていただきますが、夫婦、子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当して700万円の給与収入がある方につきましては所得税が4万7,600円の減、住民税が6万5,200円の増となっております。これには、定率減税等の影響もありますので、このような形の数字となっております。詳細につきましては、広報等の資料出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今年度の国保税の実態につきまして、議員御質問の年金世帯を想定した18年度の賦課税額及び税率改正をいただきました本年度の賦課税額についてお答えいたします。なお、計算の便宜上、資産割は含めないで計算をいたしましたので、よろしくお願ひいたします。年収150万円及び200万円未満で単身世帯と2人世帯の場合について計算をいたしました。150万円のひとり世帯では1

8年度が1万5,300円から1万5,000円に300円減額になります。150万円では2人世帯の場合は2万2,200円が同じ2万2,200円となります。200万円のひとり世帯につきましては7万1,400円が9万2,000円に、2万600円増額になります。200万円の2人世帯では6万7,600円に對しまして11万1,200円、4万3,600円の増になります。150万円の単身世帯で300万円に減額になったのは、均等割と平等割の税率を見直すことによる影響であります。200万円世帯の増加分については、公的年金控除額が税制改正により平成17年度で140万円から120万円に減額になりました。これらの激変緩和策として18年度では13万円、19年度では7万円、20年度はこれが消えますので、これらの影響によることと所得割の税率変更によるものであります。

国保税の軽減措置につきまして、国民健康保険税における軽減措置は所得に応じて適用される制度で、世帯の被保険者数と所得額で2割軽減、5割軽減及び7割軽減の3段階で適用されております。平成18年度の当初賦課では、軽減世帯総数3,279世帯、対象被保険者数5,478人で、総世帯数に占める軽減世帯は55.7%、総被保険者に占める割合は49.5%とどちらも過半数を超えるか、極めて近い数値になっています。また、軽減となりました税額は基礎賦課分で1億3,320万4,000円、介護納付金で634万1,330円、合わせて1億3,954万5,330円となっております。平成19年度の賦課については、現在賦課の基礎となる所得について最終の精査を行っており、今月下旬に賦課総額が計算される運びとなっており、まだ今年度の軽減対象となる世帯数、被保険者数については正確な数字は申し上げられませんが、ほぼ前年より微増するものと想定しています。これは、本年4月の随時賦課により計算した賦課調定表において軽減世帯数が約700世帯ほど増加しており、本算定もこのまま推移するも

のと考えているからであります。

以上、3点につきまして答弁させていただきました。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目2点目の子育て支援について、助成制度の内容、目的についてを一括してお答えをさせていただきます。

現在乳幼児医療費助成制度の対象となります方は、出生届や転入届の手続の際に3歳未満児と3歳以上児で異なっております制度内容をチラシを用いまして保護者の方に説明をいたし、御理解をいただいているところでございます。また、実施しております乳幼児医療費助成制度につきましては、平成16年10月に北海道が医療給付制度の安定的な運営を図るために給付や負担のあり方など事業全体の見直しを図る観点から改正が行われ、3歳未満の乳幼児につきましては初診時の一部負担、就学前の幼児につきましては入院、通院とも対象年齢の拡大が行われましたけれども、原則1割を御負担いただくことになっております。市といたしましても北海道の医療給付制度に合わせ条例を改正を行いまして現在に至っております。また、近い将来健康保険の改正が見込まれる状況にございまして、国を初め道の動きを見きわめながら、制度の安定的な運営を図ってまいりたいと考えております。御質問のとおり、御家庭にとってお子様の医療費の負担は家計に少なからず影響を与えることとなりますけれども、就学前児童の医療費を含めましてこの制度を独自に上乘せすることにつきましては、この厳しい財政状況下では極めて困難なことと考えております。

なお、本年度からひまわり子育てプロジェクトに取り組み、総合的に子育ての支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の3点目、4点目についてお答えをいたします。

初めに、名寄農業高校の存続についての地域との連携についての御質問にお答えをいたします。先ほどの渡辺議員の質問にもお答えいたしましたけれども、6月5日付で正式に平成20年度から22年度の公立高等学校配置計画案の通知がございました。内容は、中学校卒業者数の減少や生徒の多様な個性、進路動向などに対応した学校、学科の規模、配置等の適正化を図るというもので、具体的な当市との関連では、名寄農業高校と名寄光凌高校の再編、統合による産業キャンパス高校の新設というものであります。名寄農業高校につきましては、旧上川第5学区の公立高校再編にかかわるさまざまな経緯や有識者、地域の学校関係者による旧名寄市の高校教育検討委員会の答申から、再編がやむを得ないとされる名寄市内の職業高校の将来像として基盤の整備された施設、特に名寄農業高校の実習圃場や食品加工施設などを活用して、名寄光凌高校とあわせ既存の職業学科を統合した総合型職業高校の新設を道教委に要請してきたものが実ったものであると考えてございます。農業後継者の育成を目指す名寄農業高校がその学習活動、指導過程の一環として名寄東小学校や名寄市立大学と連携した食にかかわる学習の実践、地域住民への花の苗や実習農産物の安価販売などでこれまで地域に貢献してきたことは周知の事実でございます。これらの活動は、学校が発進する情報として多くの市民が受けとめてきたものと思います。今後ともこれまでの名寄農業高校の地域への貢献度を強くアピールしながら、新設される産業キャンパス高校の中で地域としっかり連携して、農業の担い手育成の拠点としての役割を果たせる農業科が永続するよう、地域関係者とともに市民や関係機関への働きかけを続けてまいりたいと考えております。

次に、道教委に対する対応についてお答えをいたします。新設される産業キャンパス高校は、全

国的にも例を見ない新しいタイプの高校であると受けとめております。現代社会において農業は、電気機械、コンピューターの知識、技術が欠かせないものであり、また農業者でない者にとっても農業生産に関する知識や基礎技術は良好な生活環境を維持して生涯を全うするためには欠かせない密接不可分なものがあります。この双方の知識技術を相互乗り入れの形で学ぶことのできる施設と環境が整えられる体制が今回提示された産業キャンパス高校であると考えております。新設高校の科目や学習内容、指導体制などについては、現在名寄農業高校と名寄光凌高校の間でカリキュラム編成や指導体制の整備などについて具体的な検討が行われていると聞いております。名寄市としましては、旧名寄市の高校教育検討委員会の平成17年3月答申を受けて以来、その趣旨を道教委に粘り強く訴え、総合的な職業高校の実現を要請してまいりました。今回の産業キャンパス高校の新設案は、これに沿ったものであると受けとめておりますが、なお農業の担い手の拠点としての機能をしっかりと保つよう道教委や関係方面へ働きかけを強めてまいりたいと考えております。

大きな項目の4点目、天文台の建設についてお答えをいたします。天文台の整備につきましては、旧名寄市の時代から市立木原天文台の改修、改築など整備を進めるよう多くの方々から御意見をいただいております。こうした市民の皆さんの要望を受け、国、道及び北海道大学の関連施設としてなど市民レベルの運動を含め、建設誘致に向けて各関係機関に強く働きかけをしておりましたが、大変厳しく、明るい動きが得られませんでした。一方、平成18年3月には新名寄市が誕生し、市政運営における最上位計画である総合計画の策定に当たり、新天文台建設が強く熱望されていることから、本計画の前期事業に位置づけされ、具現化に動き始めているところであります。新天文台整備について相互協力協定を締結している北海道大学とは、担当者同士で情報交換をしておりました。

たが、市単独での天文台建設事業の取り組みは困難なことから、国内でも例のない大学と自治体との連携による天文台建設の協議がされてまいりました。こうした経過の中で平成21年度の完成を目指して、躯体工事は市、望遠鏡等の研究設備は大学が用意することとし、北海道大学では文部科学省と予算要求の協議を進めているところでございます。建設に係る総事業費は約10億円強と考えておりますが、市が担当する躯体工事費は総務省が窓口となっている合併特例債を予定すべく取り組みをしておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

先にちょっとお答えいただければと思うのですが、住宅リフォーム助成制度の業者さんの届け出数、また申請件数、事業費等々わかればお答えいただければと思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員、ただいまの質問は通告にないのですが、よろしいでしょうか。

川村議員。

○4番（川村幸栄議員） これお答えいただければというふうに思ったのですが、今マスコミでも大きく取り上げられて、財政困難な中でこの事業が取り組まれたということで、市民にとって本当に歓迎される有効な施策であったというふうに確信しています。こういう方針、方向性を見ながら、次の例えば国保税の軽減、また乳幼児医療費制度の無料化に向けてそういった思いで取り組んでいただければという思いでちょっとお尋ねをさせていただいたところです。

次に入ります。先ほど軽減と減免措置についての質問をさせていただいたのですが、減免措置のところについて御説明がなかったかなというふうに思いますので、お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 軽減措置の関係について御質問ありまして、軽減措置の関係についてお答えさせていただいたのですが。

（何事か呼ぶ者あり）

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 質問の（3）で御質問あったのは、国保税の軽減措置の状況についてということで質問されておりましたので、それに対して2割、5割、7割の軽減がありまして、対象世帯数についてお答えさせていただきまして、19年度の状況についてはこれから賦課されますので、次の機会にまた決定の内容についてお答えしたいと思っておりました。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 済みません。ちょっとふなれで、突然質問したりして申しわけありません。

軽減と減免措置についてお聞かせいただければというふうに思ったのですが、軽減措置については先ほど御説明ありましたように半分以上の方たちがここに該当しているという御説明でした。このほかに減免申請もあるわけですが、減免の中で所得が低くなったときに前年度の所得がもとになる中で計算されるわけなのですけれども、正規職員というか、社員から急にパートに、アルバイトにというふうになったときに非常に収入が減るわけです。こういったところにもぜひ減免措置、申請が受けられるような、そういった配慮をしていただきたいなというのが一つなのですが、そのところについてお聞かせいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時35分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 聞き取りのときには軽減状況のお答えにつきましてということ

でしたので、先ほどああいうふうにお答えさせていただきましたが、減免の関係につきましては国保条例の中で減免規定を設けておきまして、今の議員の質問ですと所得の少ない人方に対するさらなる減免はできないのかというふうな質問と理解しましたので、実は議員も御存じのとおりことしの3月の議会で国保会計の全体的な制度維持のためと安定的な国保財政の運営のために国保の基金に過大に依存しないことと、それから応能応益割の部分につきましてもの軽減措置を継続できるようにということで、税率改正を今回させていただきました。それにつきまして今現在試算している数字で約1億4,000万円ぐらい全体的な国保税の税率改正に伴う影響額と試算していたものが今現在の仮の集計の段階なのですが、1億2,000万円程度にとどまっていると。試算よりも若干2,000万円ぐらい落ち込んでいるような状況ですので、現時点では国保の減免規定の関係につきましては現行の持っている条例の範囲内で対応させていただこうと思っていますので、個々具体の例につきましても直接担当の方と改めてまた相談させてもらおうと思っていますけれども、新たな減免を拡大したいというところまでは今の国保財政全体の状況では難しいというふうに判断しておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 大変申しわけありません。

あと、短期保険証の発行状況と納入状況もわかれば教えていただきたいなと思うのです。というのは、今住民税がふえ、国保税が少しずつ上がってきている中で、本当に国保税払えない人がふえているのではないかと思うものですから、このところを教えていただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 短期証の発行の関係につきましては、19年度はまだこれからですので、前年度の18年度の短期証の発行の状

況について申し上げます。

世帯数は219世帯、被保険者数で429人となっております。短期保険証の適用につきましては、毎年9月の保険証の通常更新において納税状況等勘案し、国民健康保険税の滞納措置要綱によりまして適用しております。本年度の適用につきましては、9月までの納税状況を確認しまして、また世帯による面談を行いまして納税相談を中を確認をし、適正に執行してまいろうと思っています。それで、短期証のほかに資格証の発行という制度もあるのですが、名寄市は資格証は発行しておりませんので、短期証だけでやっております。できるだけ納税担当による面談によりまして御本人と了解をとりながら、分納制度なんかを活用いたしましてやっております。それから、先ほども述べましたように税率改正に伴う負担増は年収額に対しまして一定の負担をお願いしているもので、負担増については理解できますが、被保険者及び世帯当たりの国保税が今回のシミュレーションでいきますと18年度までは全道32とか34とかとほとんど全道市の下位だったのです。今回お願いしました税制改正のシミュレーションでいきますと26位ぐらいということで、世帯当たり、被保険者当たり、1人当たりの負担額で比較させていただきますと全道中の下ぐらいかなと思っています。国民健康保険事業につきましては相互扶助、共済の精神にのっとりました保険給付を行う社会保険制度であるということの御理解も含めて、安定的な運営と制度維持のために必要な御負担をいただいているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 今短期保険証、平成18年度の219という報告がありましたけれども、ちょっと私の方で調べました。2007年、ことしの1月1日で270に短期保険証が発行されています。ですから、ふえているという状況です。今回またこういった今負担増がふえている中で、

まだまだ短期保険証の発行がふえるのではないかというふうに考えますが、どのように推測されているか聞かせていただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木生活福祉部長。

○生活福祉部長（佐々木雅之君） 短期保険証の発行につきましては、納税状況とリンクしてくるものですから、議員おっしゃるとおり景気が低迷して、全国的には都市部を中心に雇用が拡大傾向にはあるのですが、いかんせん北海道地域、特に名寄地域において目まぐるしく雇用状況が改善されたとか所得環境が収入がふえたという状況にはないと思いますので、傾向としては恐らくふえる傾向にあるのではないかと考えています。ただ、あくまでも保険制度でありますので、納税相談の中でかなり生活に配慮した分納も納税担当がやっておりますので、その中で少なくとも多少時間がかかっても納税負担という形でお願いしようというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

第4次の名寄市総合計画の中で、1998年から2007年度までの第4次総合計画なのですが、この中で国民健康保険の健全な運営のためには国の負担の拡充、財政健全化のため保険税の適正な負担と収納率の向上に努め、制度の改善と国庫負担の拡充、強化を関係機関に要請しますと、このようにあります。ですから、国保財政健全化のために本当に大変に御苦労されているというのは十分承知しておりますが、国民健康保険、社会保険制度だということらをまた再度私も含めて確認して、払いたくても高くても払うことのできないというような国保税でない、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。そして、地方自治法にもありますように、住民の福祉の増進を図ることを基本としてと、地域における行政を行うというふうにあります。ですから、こういった意味も含めて払いたくても高くても払うことのできない国保税ではない、そういったことをぜひ検討していた

だきたい。この部分で、ぜひ市長のお考えをお聞きできればというふうに思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 御案内のように国保制度は、他の社会保険等に入れない方が国保の被保険者として入っておりますので、非常に財政的に負担する能力がきつい、厳しい環境の方が多く、こういうふうには押さえております。今私も市長会に属しておりますので、北海道市長会、全国市長会では国保財政の健全化ということも含めていろいろな国に対する要請行動を行っているわけですが、御案内のように来年の4月から後期高齢者、75歳以上の国保事業については北海道、都道府県が単位になって、総体的な受け皿ということになりました。現在制度を構築中ということでありまして、このことが全道プール化されますと、名寄の場合にはシミュレーションで必ずしも税の負担が軽くなるというような様子はないかと思っておりますけれども、しかし小規模自治体にとって大きな高額な医療費を要する高齢者が出たとき等は安定的な財政運営ができると、こういうことでございます。これまでも名寄市は、国保のそうした財政のことも含めて市民の皆さんに健康づくりということで、市民の皆さんの意識をまずは自分の体は自分で健康を守るというような取り組み、さらには予防体制等も含めて取り組みをしております。医療費は、目的税ということで国保税を預かっておりますから、これらの健康づくりが地道でありますけれども、対応できることで国保の負担も連動して少なくて済むと、こういうふうには押さえておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

今自己責任の部分も含めて市民の意識をとということでしたけれども、やっぱり国民健康保険は社会保障制度だということら辺を改めてお願い申し上げまして、次の質問にいきたいと思っております。

乳幼児医療費助成制度についてなのですけれども、この制度は言うまでもなく子供の命に直結するものでありますし、また子育て世代の経済的負担を軽減する、こういった意味でも大変大事な制度になっています。全国的にも運動が広がっているところですし、また早いところでは1973年から千葉県館山市では小学校入学前まで無料という制度もつくられて、現在も維持しているというふうに聞いています。また、岡山県の、これは町なのですけれども、奈義町では、合併せずに自立を選んだ町なのですけれども、財政が困難でも子育て支援で町を活性化させようという、そういう立場で取り組みが行われています。子供の医療費を通院、入院とも小学校卒業まで拡大している。そして、中学生は入院費が無料、またさらに高校入学時には1人当たり5万円の就学支援もしているということで、町長さんの立場は大型事業は抑えて町民生活に結びついた事業を重視したいと。子供は宝であり、財政の見直しも立てて、少しでも子育て支援に役立つならば、こういう考えが進められているようです。名寄市での今の国保税も含めてですが、社会保障費の全体の予算の中での割合について教えていただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 若干休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時48分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） お待たせして申しわけございませんでした。今ちょっと計算しましたところ、19.35%というふうにいただいております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ありがとうございます。

北海道の北斗市の例をちょっと御紹介させていただきたいと思いますが、ここでは子育て支援ということの充実で近隣から子育て世代の転入がふ

えてきているというふうに聞いています。ここは、中学校、義務教育です、卒業するまで医療費が無料になっています。それで、転入されている世代なのですけれども、20代が転入者の中で1番、30代が2番目、3番目が子供たち、ゼロ歳から9歳ということで、子育て世代がどんどん転入されてきているということです。ここの今言われた社会補償費の割合24%になっているということです。やっぱりまちのどこに焦点を置いて取り組むかというところら辺がここにあらわれているのではないかというふうに私は考えています。ぜひ子供たちの命にかかわる、またそして子育て世代を応援する、きのうの話では高齢者率が2.5.何がしというふうに言われていましたけれども、やっぱり他市町村から見ると名寄は若い世代が多いというふうに私は思います。そういった方たちを応援するためにも子供の医療費無料化、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。御意見をお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今の北斗市の状況につきましては、函館市のベッドタウンということで若い方々がそちらの方にお住まいになる状況というのはあるのかなというふうに思っております。議員御質問にございますけれども、私どもといたしましては子育ての支援につきましては医療も含めたいろんな形の政策があるというふうに思っております。基本的にこの場合につきましては、北海道と、それと連動する市町村の役割を考えておまして、市が独自に制度に上乘せする部分については先ほども答弁申し上げましたように難しいというふうに考えております。平成16年10月に実は就学前までこの制度を拡大したわけですけれども、市としても費用の2分の1を負担しておまして、全体的な財源の振り分けとしては拡大しているという状況にあるというふうに考えております。子育ての支援に関する部分で、少子化が実はちょっと回復するとした状況もあるの

ですけれども、結婚ですとか出産に対する女性の生き方、それから価値観の変化、加えて家庭における男女の役割、さらには出産後の社会復帰に対する障害とか出産、育児、教育に関する経済的負担など多くの要因が考えられるというふうに思っております。医療費助成制度ばかりではなくてほかの対策も講じながら、総合的に進めていくということが求められているというふうに思っております。そのことが先ほど申しましたひまわり子育てプロジェクトというものの中で総合的に取り組みたいというふうに考えているところでございます。さらに、来年からでございますけれども、妊婦の一般の健康診査の公費の負担のあり方について、現在2回程度支援をしているところですが、回数増についても何とかできないかということで取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） エンゼルプランの出されている名寄市の中で、アンケートに答えている皆さんの中でやっぱり子育てに係る経済的な負担が大きいというのが一番大きな要望だと思えます。そういった意味からもやっぱり私も子育てを経験した中で、給料日前に熱を出されたらもう冷や汗が出るというか、そういうようなことも何度か経験していますが、そういったことのないように安心して子育てできる、そういった状況をつくってあげられる、それが本当に必要ではないかというふうに思っています。

時間がないので、次にいかせていただきたいと思えます。3番目の名寄農業高校の存続についてなのですけれども、今お話がありましたけれども、産業キャンパス型ということですが、音威子府の高校のことですけれども、ここは村営ということですが、しかし地域に根差して地域の皆さんとともに作り上げているという、そして札幌の

北海道東海大学との高大連携事業にも積極的に取り組んでいる。教育の活性化と生徒の学習意欲の向上を図っているというふうに言っています。小さくても特色ある、そして専門性の高い学校づくりに取り組んでいるというふうに言われています。ここに私たちも大いに学ぶところがあるのではないかとこのように思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今御質問のありました音威子府高校の例を出されて質問されたわけですが、当市におきましても名寄農業高校の特殊性、そういったものも地域にいろいろPRしながら存続の道を探ってきたわけですが、その中で地域の特色ある学校の運営といいますか、存続といいますか、そういった部分の中で名寄市として名寄農業高校の実習圃場だとか食品加工施設、そういった特色のある設備、そして名寄光凌高校の機械的な部分、そういったものをあわせたキャンパス高校がどうなのかということで提言してきたということでもあります。そうした提言が産業キャンパス型の高校ということで、このたびの通知の中で出てきましたし、全道的にもそういうふうな形のもが出てきている。地域キャンパスという言葉も出てきますので、そうした名寄型の提言が今回受け入れられたということで御理解いただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 生徒や父母の方たちの間から名寄光凌高校、統合されたばかりなのにまたかと、本当にこれからどうなってしまうのかという不安の声も大きく聞かれています。こういった方たちに対してどのように対処される予定でしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほどの答弁の中でも少し触れさせていただいたのでございますが、名寄市としましては、旧名寄市に当たりますが、平

成15年、それから平成16年と2年にかけてまして名寄市内の高校の将来像について市民各位から御検討をいただいたところでございます。その中で平成17年3月に今の名寄農業高校と名寄光凌高校の将来にかかわる答申をいただき、その直前とその後にかけてまして名寄光凌高校、それから名寄農業高校それぞれ学校を訪問し、教職員の皆様、それから光凌高校におきましては同窓会、PTAの皆さんともいろいろ懇談を重ねてきたところでございます。そのほかにもさまざまな機会をとらえてキャンパス型高校の存在そのものこれから目指す姿について御理解をいただくように進めてきたところであります。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 検討会等で皆さんの御意見を伺い、また説明もしているというふうなことでしたけれども、先ほど言ったようにそういった不安の声も多く聞かれているということもぜひ押さえていただきたい。私個人としては、ぜひ農業の担い手育成の名寄農業高校、やっぱり歴史あるこの名寄農業高校を専門性の高い高校として存続していただきたいというふうに考えています。学区の指定の減少にこだわらずに全道的な視野で、またぜひそこら辺も酌んでいただければなというふうに思います。

最後の新天文台の建設についてなのですが、ほかに例を見ないということで北大、大学と自治体との連携というふうに言われていました。聞くところによりますと、1.4メートルのレンズでの観測だというふうに言われていますが、本当に想像もつかないぐらいの壮大な天体観測になるのだなというふうに期待もしているところです。今名寄大学に入学されてきている学生さんたちの中では、名寄のしばれを実感したいとか、雪を雪国の中で勉強したい、そんな思いも含めて名寄大学を選んだという学生さんたちも結構いらっしゃるというふうに聞いていますし、私もつい最近卒業していますので、そういった皆さんとの交流も

深める中でこういった意見もたくさんありました。これからは、天文台も加えてぜひ名寄で、こういった世界に誇る天文台のある名寄で勉強してほしいと、そんなふうな働きかけも必要かなというふうに思っています。ですから、全国的な規模であり、また世界的な規模で活躍が期待できる天文台になるのではないかなというふうに期待しています。そういう意味で、建設費用が10億円強になるだろうと言われていますが、北大の方からも予算要求をされているというふうに聞いていますけれども、ぜひ文科省なり財務省などへの積極的な働きかけをしていただいて、これから維持費の問題もありますし、大変な負担になってくるかなというふうに思います。ですから、そこら辺のところを強く要請していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほどお答えしたとおり、躯体工事については市、それから望遠鏡等の研究設備については大学ということで、北海道大学では望遠鏡等の整備ということで今文部科学省と予算協議といたしますか、しておりまして、その後財務省との協議ということになるかと思います。その中で望遠鏡等の研究設備については、望遠鏡そのものについては3億円から4億円というふうに聞いていますけれども、これについてもまだ協議中ということでわかりません。そして、その後5年間の研究ということも含めて、約5億円程度の予算要求をしていきたいというふうに聞いております。そういった部分の中では、名寄市の部分の中では7億円ぐらいになるのか、ちょっと総事業費がまだ明確になっておりませんので、その辺わかりませんが、そういった部分で研究設備の部分については北大の方でお願いをするということになります。あと、維持管理の部分につきましては、これから具体的に実施設計に入ってくるということで、概要についてまだはっきりしませんが、それぞれ例えば北国博物館だとか、

あるいは文化センターだとか、そういったいろんな設備がございます。そういった部分の施設と対比した場合、維持管理大体1,000万円とか、そのぐらいになるかなというふうに思いますけれども、これはまだ実施設計がはっきりしないと出てきません。光熱水費だとかボイラーの委託契約だとか、そういうのも出てきますので、それらについても十分に北大側と協議をしていきたいなというふうに思っています。

副議長 熊谷吉正

署名議員 川村幸栄

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 先ほど合併特例債も利用しながらということでしたけれども、これは返さなければならぬお金ですので、ぜひ強く文科省、財務省に働きかけていただいて名寄市の負担にならないような、そんな働きかけをしていただければなというふうに思います。そのことをお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

署名議員 田中之繁

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あすの開会時間は13時からとなりますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時02分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 小野寺 一 知

平成19年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年6月15日(金曜日)午後1時00分

1. 議事日程	22番	田中	之繁	議員
日程第1 会議録署名議員指名	23番	東	千春	議員
日程第2 一般質問	24番	宗片	浩子	議員
日程第3 会期の延長	25番	中野	秀敏	議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	一般質問
日程第3	会期の延長

1. 出席議員(26名)

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤	靖	議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木	寿	議員
	7番	持田	健	議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤	勝	議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口	真	議員
	13番	高見	勉	議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井	徹	議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内	司	議員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤	健一
書記	間所	勝
書記	松井	幸子
書記	久保	敏
書記	熊谷	あけみ

1. 説明員

市長	島	多慶志	君
副市長	今	尚文	君
副市長	小室	勝治	君
総務部長	中尾	裕二	君
生活福祉部長	佐々木	雅之	君
経済部長	手間本	剛	君
建設水道部長	野間井	照之	君
福祉事務所長	中西	薫	君
上下水道室長	和田	博	君
教育長	藤原	忠	君
教育部長	山内	豊	君
市立総合病院長	内海	博司	君
事務部長	成田	勇一	君
会計室長	森山	良悦	君
監査委員			

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 大石健二 議員

21番 谷内 司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 昨日の渡辺議員の質問に対し教育長より特に発言を求められておりますので、これを許します。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 議長からお許しがありましたので、私ごとで恐縮ではありますが、少しお時間をいただきたいと思います。

昨日渡辺議員から私の所有している乗用車についてお話がございました。該当の車は、所有者が私で、利用者は私の長男となっており、長男は現在も札幌に在住していることから、そのまま札幌ナンバーとしておりました。しかし、長男も自分の車を購入し、セカンドカーとして該当車を名寄に移して現在に至っているところであります。北海道運輸局旭川運輸支局のお話では、もし今後子供にその車を戻す予定がなければ利用者の変更手続をした方がベターであると、こんな御指導を賜りましたので、昨日の渡辺議員のお話のとおり速やかに手続を済ませまして、今後は旭川ナンバーで私のセカンドカーとして利用していきたいと、こういうふうに考えているところであります。議員の皆様方には、御心配をおかけましたことをおわび申し上げたいと思います。

また、昨日は私の今後の居住につきましてもお話がございました。私を取り巻く家庭環境はもとよりであります。私自身名寄をこよなく愛しておりますので、今後とも微力ながら名寄のために

尽くしてまいりたいと、そのように決意しておりますので、申し添えさせていただきます。貴重な時間を私ごとにお割きいたしましたことを厚くお礼を申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

公共施設等における遊具の点検整備の現状はについて外4件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より御指名をいただきましたので、さきの通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

1点目は、公共施設等における遊具の点検、整備についてであります。各公園や公営住宅あるいは学校等には大小の木製あるいは鉄製の遊具が設置をされておりますが、2004年の第2定で学校における遊具の管理について質問をさせていただきました。今回は、全体的な遊具の点検整備についてお聞きをしたいというふうに思います。遊具については、事故が起きてからの対処では管理責任を問われるだけで済む問題ではないというふうに思います。特に公園は、不特定多数の子供が遊具を利用しているわけであり、監視者がいるわけではありません。学校の遊具の利用も学校在籍の児童だけでなく近くに住む児童も利用しているわけであり、公園の遊具について既に一部交換が進められている箇所も見受けられますが、安全確保のための点検整備、補修、撤去、管理の、そして所在についてどのようになっているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

2点目は、既に2名ほどの議員の方から道路の破損等の問題について質問がございましたから、簡単に質問させていただきますが、道路の縁石の破損が今春は非常に多いというふうに思われます。原因がどこにあるのか、どのような分析をしているのか、まずお聞きをしたいというふうに思います。市民からは、苦情も多く寄せられております

し、市民は補修の費用は全部行政がとの認識も多くあります。私の認識では、明らかに除排雪での破損であれば業者負担ということで認識をしておりますが、このことについても明らかにしていただきたいと思います。また、破損の点検の時期とどのように点検をしているのか、補修の時期についても明らかにしていただきたいというふうに思います。

3点目は、住宅リフォーム助成事業についてであります。本年第1定で条例制定がされ、4月1日施行がされましたが、住宅リフォーム助成事業は補正で予算額を当初の倍の2,000万円といたしました。現状についてお知らせを願いたいというふうに思います。この事業は、経済の活性化、特に中小建設業等の大きな力になっていることは確かであり、雇用の問題についても大きな力になっているだろうと思います。条例の規定では、3年の時限立法というふうに時限とされていますが、事業の継続についてどのように考えているのかお知らせを願いたいというふうに思います。

4点目は、名寄市立総合病院の経営についてであります。既に佐藤議員からもありましたが、市長の行政報告にもありましたが、19年度の診療体制は固定医、研修医合わせて56名、医療技術スタッフ、看護スタッフ、それぞれ合わせて311名で、循環器内科、小児科医師が4名増員され、19年度がスタートされたと報告されました。昨年度の経営収支は、2億6,580万円の単年度損失と報告がありました。市民にとって医療の充実が喜ばしいことではありますが、収支の好転が望めないとしたら、結果として多額の血税を投入しなければならないということになります。私は、本年の第1定で市立総合病院の現状と将来展望について質問をいたしました。経営収支については、ここ数年は医師不足等でより経営収支が悪化してきたのも事実だと思います。今後市立総合病院の経営収支が好転する状況にあるのか、どのような分析をしているのか、展望についてお聞かせを

願いたいというふうに思います。

また、本年度より小児科診療が24時間の救急診療体制がしかれました。小さな子供を持つ親にとっては、安心して子育てができるのではないかと考えています。そこで、新体制がスタートして2カ月を経過しましたので、現状についてお知らせを願いたいというふうに思います。

五つ目は、農業問題についてであります。国の施策により交付金での支援事業は多くありますが、単独での事業の拡大が私は必要だと考えています。地産地消の促進も重要な施策ですが、食料供給基地としていかに安心、安全な食料の供給を進めるかは、クリーン農業の推進にもかかわっておりますが、現在世界の貿易経済の流れは新自由主義化、いわば自由貿易経済が加速をしていると認識しております。特に農業は、このことによる大きな矛盾を抱えており、切り捨ての最先端と言っても過言ではないと思います。そこで、名寄の基幹産業である農業の育成が必要と考えます。多くの事業を進めておりますが、農業育成には幾つかの施策も確かに進められていますが、農業の施策の拡大が必要と考えます。二、三点について考え方をお聞かせ願いたいと思います。

一つ目に、食料基地としての安心で安全な食料の供給であります。現在クリーン農業が推進されておりますが、まだまだ作付作物の拡大には至っておりません。現状のクリーン作物が比較的クリーンに耐えられる作物が中心でありますから、ポジティブリストの問題もありますが、消費者のニーズにこたえられる食料供給が重要と考えますが、行政として今後の指導について、また新たな支援の考え方があればお聞かせを願いたいというふうに思います。

二つ目に、高齢営農者や後継者がいない経営者への支援についてであります。コントラクター事業はありましたが、農業は酪農のようなヘルパー制度になっていないのではないかと考えています。新しい支援組織がこれにかかわって行うのかどうか、

お聞かせを願いたいというふうに思います。

三つ目に、昨年4月にポジティブリストの制度が強化されました。昨年質問をいたしました、隣接作物への影響も大きくかわります。一つ目にかかわりがありますが、安心、安全な食料の供給のためにはより一層の強化が必要と考えます。そこで、どのような方法で農家への啓発を図るのか、行政としてどのような方法での啓発等を考えているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

最後に、直接農業にはかわらないのかもしれませんが、昨年ある雑誌でだったと思いますが、ミツバチの大量死の記事を見ました。そのときは何の疑問も持ちませんでした。先月新聞にミツバチの大量死の原因が記事になっておりました。名寄における養蜂業者は何業者いるのか、また名寄にどのぐらいの業者が入ってくるのか、わかる範囲でお知らせを願いたいというふうに思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま竹中議員から大きく5点について御質問をいただきました。1点目と2点目は私の方から、3点目及び5点目は経済部長、4点目は市立総合病院事務部長からの答弁となります。よろしく願いいたします。

最初に、1番目の公共施設における遊具の点検の時期、整備、撤去等の時期についてお答えをいたします。遊具を設置している公共施設の管理の所在からお答えをいたします。いわゆる都市公園と言われる名寄公園、浅江島公園などの総合公園、大学、西町などの近隣公園あるいは緑町の地区公園、その他まちの中の街区公園、それと天塩川、名寄川などの緑地等がありますけれども、これらの管理は建設水道部維持管理センターが所管をしています。開発行為などで造成される団地内の広場、これも建設水道部の維持管理センターが所管しています。公営住宅内の公園、広場は建設水道

部建築課、学校敷地内においては教育委員会、望湖台自然公園については経済部産業振興課がそれぞれ所管しているところであります。

次に、遊具の点検については、融雪が進み、各公園、広場の遊具が使用されるのが例年連休明けとなりますから、4月の中旬に点検を実施いたしております。点検の方法といたしましては、目視、目で見える部分です。それと、触診、さわってみたり、力を加えてみたりします。それと、ハンマーなどによる打診、たたいて音を検査します。それらを中心に行い、不備なところがあれば修復を行い、修復不可能であれば危険ということで撤去いたしております。なお、供用中は週に1回点検を行って事故防止に努めているところであります。

次に、2番目、道路の維持管理についての御質問でございます。今春の道路の破損状況及び補修の時期と原因についてお答えをいたしたいというふうに思います。ことしの春先の道路の破損状況としては、縁石、雨水桝等の道路施設の損傷が主で、その数は例年よりやや多い状況というふうに感じているところであります。原因としては、できるだけ広く除排雪をしようという中で、縁石に近づき過ぎることが考えられます。特に不陸を整正する場合においては、凍上により浮いた施設を損傷させることにもつながっています。また、除排雪作業員の熟練度、これらも大きく影響をしているというふうに考えています。除排雪により損傷した場合は、原則的には原因者負担というふうに考えておりますし、原形復旧することを委託業者と除排雪業務委託実施要領で確認しているために修繕をお願いしているところであります。破損の点検時期は、融雪時市の担当者によるパトロールを随時行っているところでありますが、請負業者においても独自にパトロールを実施していただいて破損箇所の発見に努めているところであります。補修の時期は、危険と思われるところは応急的な補修で安全を確認し、本格的な補修は凍結による影響がなくなる時期を見計らって実施してい

る状況であります。

以上、私の方からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 大きい項目の3番目の1点目、住宅リフォームにかかわりますお尋ねでございます。住宅リフォーム促進事業助成事業につきましては、本年度から3カ年間の期間を定めた事業でございます。快適な住環境の整備と市内建設産業の振興並びに雇用の安定を図ることを目的といたしまして、住宅の改修に係る金額が100万円以上に対し定額の20万円を助成することといたしているところでございます。

6月7日現在の状況でありますけれども、申請者は71名で、改修に係る総工事費は約1億3,340万円でございます。1件当たり平均いたしますと188万円となっております。登録施工業者の方につきましては78社で、受注業者は33社でございます。工事の内容につきましては、外壁、屋根の改修などが多く、これまでのリフォーム工事では1件当たり80万円前後が多かったというふうに聞いておりますけれども、この制度によりまして内装、窓枠、ふろの改修などの工事も追加されることなどから、市内経済の活性化と雇用の安定をもたらしているものと考えているところでございます。また、当初予算では50件、1,000万円の予算で事業の予算化を図ってまいりましたけれども、予想以上のペースで申請が上がってまいりました。過日の定例会で50件、1,000万円の予算の追加をお認めいただきましたので、先ほど申し上げましたように既に71名の申請があり、25名の方が工事完了されている状況にあります。

続きまして、継続的な施策としての事業についてのお尋ねでございます。今後の考え方につきましては、本年度スタートしたばかりでございますので、推移を見てまいりたいというふうに考えているところでございます。

次、大きな項目5の1点目、ポジティブリスト

に係るお尋ねでございます。基幹産業である農業への支援策の拡大についてお答えをさせていただきますけれども、まずポジティブリスト制度についてでございますけれども、食品衛生法の改正を受けまして、基準が設定されていない農産物が一定量を超えて残留する食品の流通を原則禁止する制度でございます。昨年5月29日から施行されているところでございます。当市におきましても本制度に適正な対応を図るため、農業者に制度の周知と事故の未然防止、事故時の緊急対応などあらゆる取り組みを行うことを目的に、昨年は農業関係団体で構成いたします事務段階での対策会議を設け、本年4月26日に名寄市農業振興対策協議会を母体とする名寄地域ポジティブリスト対策会議を設定し、新産地づくり交付金からの補助金とJA道北なよろの負担金をもって生産者への周知徹底、出荷農産物の計画的抽出検査、残留農薬事故に備えた保険の対応などを行っております。また、中山間地域等直接支払交付金制度の風連地域集落では、安全、安心の米産地確立を目指しましてポジティブリスト制度に対応した地域防除体制の確立を図るため、支援を行っているところでございます。

また、名寄におきましますところの養蜂業者の数と、それからどのくらいの業者の方が入ってきておられるのかのお尋ねでございますが、当市における養蜂業者の関係では平成18年度の届け出が名寄市に住所を置く方1業者2名、道外に住所を置き養蜂場所を名寄市に求めている方3業者6名となっております。

2点目のクリーン農業の推進についてのお尋ねでございます。食の安全、安心の関心が高まる中、食品の流通経路情報を明確にするトレーサビリティ制度や前段のポジティブリスト制度の導入で、生産者が安全、安心な農畜産物の安定供給を行うことが責務となってきております。現在までイエス・クリーンはモチ米、ウルチ米、ニンジン、ピーマン、トマト、大根、タマネギ、ソバ、大豆の

9品目、計画面積では327ヘクタール、12の生産集団で栽培協定締結戸数は370戸で取り組んでおります。エコファーマーの認証につきましては4戸、4ヘクタールでトマト、パレイショなどの取り組みをしているところでございます。支援といたしましては、新産地づくり交付金では転作作物になりますが、安全、安心の産地づくりを促進するため、イエス・クリーン、エコファーマー、JASの各認証に基づく作付に対し助成することといたしております。また、中山間地域等直接支払交付金制度の風連地域集落では、水稻におけるイエス・クリーン生産集団に対しまして助成を行っているところでございます。農業振興センターでは、土づくり推進のため土壌分析を行い、データ分析、土壌カルテを作成し、効率的な施肥改善指導を行っているところでございます。また、イエス・クリーン等に関し生産団体が土壌分析を依頼する場合には、手数料の減免措置を行っております。安全、安心が消費者、実需者にとっての大きな基準となりつつある中、生産者もできる限りの努力をしなければなりませんので、JA、普及センター、振興センターなどと連携して品目の拡大や栽培技術の普及を図ってまいります。

3点目の農業経営者に対する人的支援についてのお尋ねをいただきました。農業経営者に対する人的支援でございますが、個別経営を支援する対策で市単独の補助事業として昨年まではJAが事業主体のファームコントラクター事業に支援をしておりますけれども、より幅広い仕組みで個別経営を支援する対策として、農業支援システム定着促進事業に移行させていただきました。事業の仕組みにつきましては、個別経営を支援する組織の育成や作業受委託などの農業支援システムを定着させることにより、地域農業、農村の持続的な発展に資することを目的とさせていただいております。JA道北なよろが事務局となり、農業改良普及センター、受託組織の代表者、

市で構成する名寄市ファームサポート協議会を設置し、運営をしております。本年度は、市が250万円を支援いたすこととさせていただいております。助成内容は予算の範囲内となりますけれども、協議会に登録している受託組織が協議会を通じて受託した農作業に要する経費を農作業賃金協定額の一定割合で助成し、また農業団体が運営するコントラクター事業に要する経費をオペレーター1人につき定額助成、これが主な支援でございます。現在17受託組織が登録の見込みとなっているところでございます。今後も新名寄市農業・農村振興計画やJAの農業振興計画との整合性を図り、JAなど関係機関、団体と連携しながら、農業施策を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 私からは、大きな項目4点目、名寄市立総合病院の経営と小児科の診療体制についてお答えをさせていただきます。

1点目の経営収支の好転への施策につきましては、昨日の佐藤靖議員、渡辺正尚議員にもお答えをさせていただきましたが、稼働率を高め、収益の確保、あるいは診療材料費の抑制はもちろんのことでありますが、国の積極的な財政支援や医師確保などの施策の充実が病院事業の安定化につながるものと考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

2点目の小児科の救急診療体制の現状についてでございます。本年4月から小児科医の体制が充実をされました。通常の日直、当直に当たる医師及び看護師のほかに常時小児科医1名と看護師1名を配置して、現在24時間の診療体制をしいてございます。4月及び5月の2カ月間の利用状況では、夜間、休日の小児科の患者数は621名で、前年度と比べまして211名の増加となっております。また、土曜、日曜、祝祭日の日直時間帯

では659名となっており、昨年に比べて261名の増加となっております。このうち4月の患者数595名のうち、土別からの患者さんは142名で、その割合は23.8%、5月につきましては685名中174名で、25.4%の割合となっております。4月、5月の平均で申しますと1,280件のうち316件が土別からということで、24.7%の利用率というふうになってございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、再質問をさせていただきますというふうに思います。

公共施設の遊具の扱いについては、おおむねわかりましたが、中身的に通常連休明けから週1回の点検ということだそうでありますけれども、御承知のように有料遊園地での死亡事故、あるいは先月も学校の回転塔が検査したにもかかわらず、倒れてけがをする、そういう事故が実は相次いでいるというふうに私は思っています、一番いい方法と言ったら、これはお金の問題になるかもしれませんが、機器での点検というのもあるのです。機械での点検、打診だとか、そういうことではなくて、これは非常に大きな金がかかるということもあるのであります、そういう導入の問題なんか、あるいは恐らく業者に委託をすると時間もかかるということもあるのかもしれませんが、機器の点検等々含めて導入する考えはあるかどうかだけ、まず先にお聞きをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今竹中議員が言われたように業者に委託をしますと、道内の遊具メーカーというのは全道的に広がってしまっていて、時間が非常にかかって連休も明けてしまうぐらいの順番待ちになってしまうということも含めて、業者の委託はなかなか難しい状況です。それと、引く検査というか、機械を使う検査もそういうことで含めると時間がかかってくると。議員の言われているお金もかかってくると。そういうことを

考慮しながら、週1回まめに点検をしていきたいというふうに考えているところでありまして、そこで週1回の点検を入れているというふうに御理解を願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今建設の管轄はそういうことであるということでもありますけれども、教育委員会にかかわっての学校施設にかかわるところの点検等々の中身についてお知らせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 学校教育の関係でありますけれども、例年春先に校長、教頭会ございまして、その中で学校遊具等の点検についての指示を出しております。また、5月に入りますと学校訪問ということで、そのときに実態調査もするというのであります。学校での事前の点検につきましては、遊具を点検をして補修が必要だという部分は教育委員会に届けてもらって、緊急に補修をしなければならぬ部分については補修をします。あと、危険だというふうに予想されるものについては教育委員会の方から出向いて、その時点で点検をするというような状況になっております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それでは、ちょっと経済部の方にお聞きをしたいのでありますが、実は先ほど望湖台の管理については経済部ということでありました。望湖台には、十七、八ほどのアスレチックが実は設置をされていまして、既に半分ほど利用不能になっています。ひどいものは、高さ七、八メートルあるのでしょうか、あれは非常に上がったら危険なものなのですが、しかし使用禁止というテープを張ってあるだけで上がろうと思ったらずいやっても上がれるのです。あのアスレチックの扱い、ビヤシリにもありましたけれども、修理をして使うのかどうか、あるいは撤去を

するのか、その辺の扱いについて、これは早急にやらなければならないと思うのです。

それと、もう一つ、望湖台の入り口にローラー滑り台というのですか、長いものがありますね。あれも実は使用禁止になっています。あれは、滑れることは滑れるのですが、手の当たるところがさびびって手に刺さったりということ、あれも同じように使用禁止の扱いになっているのでありますが、修理をするのかどうか、それも含めてお願いしたい。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 合併以前から風連の管理している分の中でも大変頭の痛い課題でございました、正直申し上げまして。そんなことからいたしまして、実は昨年予算を一定程度お認めをいただいて修繕はしてきたのですけれども、中には多額なお金も必要というようなことでございまして、今大変申しわけないのですけれども、使用禁止ということとさせていただきます。さきにお尋ねありました木製の部分のアスレチック、これにつきましてはつくってからかなり年数が経過しているものですから、それと今後の望湖台の利用者の動向等も踏まえますと、ああいった程度のもはもう必要ないのではないかというふうな判断をさせていただいておりますから、一遍にお金は準備できませんけれども、計画を持ちながら撤去といたしましょうか、そんなような方向性で進めていきたいなというふうな考え方をしております。

それから、手前の方のローラー滑り台、これ鉄骨でできているのですけれども、これは今使って使えないことはないのですけれども、塗装がはがれているという部分もそうですし、それから滑りおりにいくときに手が構造上ちょっとぶつかるといようなことになってございます。そんなことで去年も建設水道部の技術屋さんと一緒に行っていただいて見ていただいたのですけれども、多額のお金を必要とするというふうなことで、やむな

く使用禁止というような措置をさせていただいております。ただ、あそこの方、ローラー滑り台の、全くないということではないのですけれども、それもあわせて使用頻度を考えますと、あのまま置いておくのはいかがなものかというふうな管理側の印象を持っております。それで、また振興公社の方とも話しさせていただきますけれども、そんなような方向性で整理できるものにつきましては時間を置かないで整理していきたいなというふうな考え方をしているところでございます。

以上申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 望湖台のアスレチックと滑り台の扱いは、私は現状アスレチックについては直すよりも解体をした方が、もう費用についても維持費についてもその方がいいのではないかというふうに思いますが、問題は使用頻度の問題だと思っております。あそこでどのぐらいアスレチックが使われているのかということもありますし、もう一つ気になったのが遊歩道のさくが非常に傷んでいる。私が行ってちょっとさわったら、倒れそうな遊歩道のさくも結構多くありました。これは、遊園地の中身と違いますからそこまでは言いませんが、あわせてそのこともきちっと整理をする。できれば年度内の整理をした方がいいのかなというふうに私は思っていますので、早急に結論を出していただいて、補正を組むのであれば早急に補正を組んでいただいて解体をするというふうにした方がいいというふうに思います。

二つ目に、道路の補修の問題、現実には例年よりやや多いのではないのかというふうな答弁もいただきましたけれども、名寄市内回ってみると路線というのか、除雪による路線、あるいは地区というのか、その中身で実は非常に壊れている箇所が多いように見受けられました。場所によってというのか、地区というのですか、路線というのか、除雪を担当している業者と言えばいいのか、そういうふうに見受けられたのです。中身的にこれは、あ

る方が運転技術の問題もあるのかどうかわかりませんが、縁石をひっかけてパンクさせたという方もいるようではありますが、非常に鋭角に縁石が切れていると。破損しているというところは、雪解けを待ってというよりも早急にやる。あるいは、雨水枡も同じであります。カラーコーンを置いて危険ですと言ったって明かりとっているわけでないし、何とっているわけでもないのです。そういう意味でいくと非常に危険な問題もあるわけありますから、そういった意味では雪解け早々にでもそれを応急措置をしていくということが重要だと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 先ほどの答弁でも申し上げたのですが、業者単位で地区割りをされているということになりますので、やっぱり運転の技術、操作の熟度というのがかなり地区、地区で影響が出て見受けられることがある。それは、確かだというふうに思います。これは、何年も経験している運転手さんと初年度の運転手さんで相当違いまして、グレーダーの扱い方、ラッセルの扱い方も違うというふうに思います。この辺は、ことしの冬からもう一度この辺も業者の方々と検証を積んでいきたいというふうに考えています。

それと、危険の部分の早急の対応、これは議員の言われているとおり当然すぐ対応したいというふうに考えておりまして、そのような方向で今後検討したいというふうに思っております。そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） そのように次年度から進めていただきたいというふうに思います。

次に、住宅リフォームの関係についてであります。言葉は悪いのでありますが、行政としては久しぶりのというか、大ヒットとまではいきませんが、ヒットする事業だなというふうにまず言わせていただきたいというふうに思います。そこで、

先ほど答弁の中で大体平均188万円ぐらいというふうに答弁がされましたけれども、実は私気になっていることが二、三点ありまして、この中に所得制限は入っていないのです。1,500万円取ろうと、3,000万円取ろうと、500万円の収入の方であろうと同じような扱いをする。それはいいのかもしれませんが、所得制限も私は必要でなかったのかなというふうに実は思っています。わかる範囲でよろしいのでありますが、71名の申請があってもう既に終わっている方がいるようではありますが、その最高の事業金額がどのぐらいなのかお知らせを願いたい。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時44分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 最高額740万円のリフォーム費用ということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 740万円のリフォームというのはどんな家か大体想像がつくのでありますが、通常だと100万円以内のリフォーム、昨年まではです、という先ほどの答弁でもありましたけれども、今回188万円ですから100万円ぐらい上乗せになっていると。この経済効果というのは大きな力になっているのだろうというふうに思いますが、ただ私はやっぱりこの条例の中で中身的には補助金の交付を受けるものの中身として、市税を滞納していない、あるいは改修事業を行う住宅の所有者であって、かつ当該住宅に居住している者、あるいは本市に住所を有する者とかということいろいろあるわけではありますが、5条の2項に実は介護保険のかかわりで介護の関係も事業20万円だと思いましたが、やっているのですが、これについては改修費の援助を受けることができるもの、あるいは既にやったも

のについては交付の対象にはならないというふうになっています。これ3月に議会で通して、今さらということもあるのでありますが、逆の中身でいくと住宅リフォームの助成を受けてしばらくたってから介護認定等々含めて出た場合の扱いとして、介護の事業、20万円の事業受けられるのかどうかです。住宅受けても介護受けられない。介護受けても住宅受けられないと。両方の中身がこの中身から読み取れるのでありますけれども、その扱いについてだけちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今の住宅リフォームの関係と介護保険制度におきます改築の関係につきましても、同時的に行うものについてはリフォームの方でまず優先していただこうと。以後修繕は、リフォームが行われた後に介護に基づいていろんな状況が出てくるわけですから、その際にはあくまでも介護保険制度のものを利用して住宅の改修なりをしていただこうと。また、介護におけるリフォームについては1回限りではございませんので、その都度状況、状態に応じていろいろ改築が必要になってまいりますので、同時のときには条例が適用されておりまして、以後順次介護の程度に合わせたものにつきましても融資をしていこうという考え方をとっております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 実は、なぜ私がこれと言うかということ、5条の関係でいくとちょっと腑に落ちないのでありますが、事業そのものが違うわけでありますよね。事業そのものが違うのにもかかわらず、なぜ同一でできないのかと。介護のリフォームの場合は、一定の枠の基準があるわけでありまして。それをクリアしないと、いわば20万円の補助金も介護で出ないわけでありまして。ただし、住宅リフォームの場合は20万円の限度の中でももし介護のリフォームした場合、その介護のリフォームをもらわないで住宅リフォームでつ

くった場合は規定も何もなくてやってしまえるということなのです。後で問題になった場合どうするのですかということにも実はなるのです。その辺をどういうふうに理解をしたらいいのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 申請がありますときに建築の方で住宅の改修の内容について見させていただくことになっております。私どもといたしましては、まず柔軟に対応すべきというふうには思っておりますが、その内容について介護にかかわる部分のリフォームと一般的なりフォームについては通常分けられるものというふうを考えております。したがって、同時に住宅のリフォーム、あわせて介護にかかわるリフォームを行いたいという場合につきましても、その状況、状況に応じて検討しなければいけないというふうに思っておりますが、基本的には別個の時限にあるものというふうに思っておりまして、一たん住宅のリフォームの申請で補助を受けていただいた方について、介護の部分で改めてリフォームが必要な場合については、そこは対応していかねばいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 私は、頭が悪いものですから、どうも理解をできないのでありますが、そういうことだとしたら、それでは逆に今所長が言われたように住宅リフォームを先にやって後から介護をやる場合は介護の補助は当たるということで理解をしていいのですね。逆の場合は、これはだめだということになるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 介護の方のリフォームを先にいただいた後に住宅にかかわるリフォームをする場合は、当然あるというふうに思っています。介護にかかわる部分については、緊急的に手すりをつけたりだとか、そういうこと

を目途にリフォームが行われておりますし、一般的な住宅リフォームというのは外壁ですとか屋根ですとか断熱ですとかということが主に行われるというふうに考えておりますので、先に介護の制度が行われたとしても、そこで読み取ってほしいのは一緒にやるときに非常に難しい部分がありましたので、そういう規定になっておりますけれども、先にやったりとか後にやったりという部分については、介護は緊急性を要しますので、一般的には分けて考えているというところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） これは、緊急なものですから、もう少し詰めたのでありますが、中身的には基本的には前段言いましたように事業がそれぞれ違うから、ダブってやっても構わないというふうに私は思っているのでありますけれども、その辺の見解について市長、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 今副市長。

○副市長（今 尚文君） 内容的には、介護の適用工事と一般のリフォームの適用工事とおのずと区別されるという答弁内容なのです。したがって、介護でやる場合には一般的なリフォーム、一般的なという表現またあれですけども、例えば台所を直すとか、あるいは壁を直すとかというのは出てこないだろうということでありますから、介護は介護の方の適用工事として区別できるのではないかと。一緒にやるときはどうかというときには、先ほど中西所長が言ったように建築が入って検定をして、そのときにどちらでやった方がいいのかという判断をしていくということですから、後でやっても先でやっても介護のやる範囲ですと決まってくると。適用工事決まってくるということですから、介護の適用になってくるというふうに理解をしています。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） だめです。私頭悪くて、これ以上話しても何回やっても同じでありますか

ら、また別な機会に話をしたいと思いますが、同時にやる場合は介護というような話もありましたけれども、私はあくまでも事業が違うので、同時にやっても構わないのではないかとというふうに思いますので、一応そういうことで今回の質問を終えたいと思います。

次に、病院の関係であります。将来展望、経営の問題についてはきのう佐藤議員等々の中身で大体わかりましたから、一つはその次の小児科の24時間の緊急医療の扱いについて、ことしから士別へのサテライトもやっております、日中時間帯、通常の診療時間帯については恐らく士別地区からの患者さんというのはいないのだろうと思いますけれども、これだけ夜間、休日等々を含めているということになれば、実はそれだけ信頼をされて、あるいは救急を要してということがあるのだろうと思いますが、この中で士別から4月142名、5月174名ですか、の中で救急車による搬送はいるのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 大変申しわけございませんが、救急の件数につきましては小児科ということだけでちょっと把握をしておりませんので、申しわけございません。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 昨年よりも大幅に夜間、休日の診療がふえているという状況なのでありますけれども、そこで働くスタッフの労働密度の問題です。そんなところがどういうふうになっているのか、通常よりも1日体制ふやしているということでありますけれども、その辺の労働条件というか、労働強化の問題、あるいはもう一つは救急医療の集中する時間帯というか、何時ぐらいまでが集中する時間帯なのかわかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 確かに

体制として1名看護師を増員をさせていただいております。今までの経緯を見ますと、13時30分から22時、この時間帯が利用が多いということで、現在試行の段階ではありますが、1名そういう形で体制をふやしているという状況でございます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） スタッフの労働密度の問題ちょっと聞いていませんが、中身的には13時から22時ということで、大体10時間切るぐらいですか、そんな状況ですけれども、本当に子供を持つお母さん方してみれば非常に頼もしい病院になっているのも事実でありますけれども、これだけ土別地区からの患者さんが多いということになれば、これ以上にまだまだ困っている、医療過疎と言われる場所のお母さん方が大変な状況になっていることも実態にあるのではないのかというふうに私は思いますけれども、今後の市立病院の地方病院としての、センター病院としてのこのような拡大というか、救急医療体制にかかわる拡大というのはどのように考えているのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 今議員言われますように、名寄市が拠点病院化されてきているのは現状そうだと思います。昨日理事者の答弁にもございましたように、近隣とのそういった部分も含めて考えていかなければならぬ問題だというふうに理解をしております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） では、質問を変えます。3月にちょっと質問をさせていただいたのですが、実は人工透析の時間調整をやられて、全部が全部ではないのですが、もとの4時間に戻っていないと私は理解をしているのであります。人工透析の3時間から4時間に戻っていない患者さんの透析時間が短くなれば負担も多いという、負担が少ない方もいらっしゃるようでもありますけれども、

どのぐらいの割合でまだ3時間体制での透析を行っているのか、もしわかればお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 内海病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（内海博司君） 血液透析につきましては、昨年12月までは4時間と3時間の並行で実施をしております。1月から基本的には3時間で透析をしたいということで患者さんに御相談をさせていただきまして、一時的に4時間透析の方が3時間になったという経緯がございます。ただ、3時間透析で透析が不足となるとという方に関しましては、さらにまた4時間に戻っていただいているという状況でございます。実人員で12月現在で88名の方が透析を受けてございます。現在も同数で推移をしております。実際の人の入れかわりはございますけれども、数的には同じという状況になっております。また、月、水、金につきましては3時間透析で2回、2部透析という形で1日最大50名を実施しております。あと、火、木、土につきましては4時間透析を実施をしております。最大25名ということで実施をしております。あと、週に1回の方も2回の方も3回の方もおられるわけですけれども、週に1回の方が16人で、2回の方が23人、週3回の方が49人という内訳になってございます。どうぞ御理解ください。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 実は、先日透析を受けている方にまちで会いまして、現実4時間から3時間になってきつくなって、一部4時間にまた戻りましたと。楽にはなっていますけれども、全体的な時間割の関係もあるのでしょうかけれども、戻っていないのですと。話していると、医者には言えないけれども、かなり厳しい方もいるようですという話も聞いているものですから、このことをちょっとお聞かせを願ったところです。できれば医師との相談もしながら、できる限り負担のないような透析の仕方を求めておきたいというふうに思います。

最後に、農業問題についてでありますけれども、特に農業についてはWTOだとかFTAだとか、あるいはEPAだとかということで、中身的には前段質問いたしましたように現状農業における、農産物における関税の撤廃というのが基本的なところだと思うのですが、これがやられることによって北海道の農業、非常に壊滅的な打撃を受けるというものは私は事実だと思います。そこで、先駆けて、いわば安心、安全な食料基地を目指す名寄としては、よりこれを拡大をすることが私は重要だというふうに思っていますし、今農業、農産物は低価格の現状で推移をしているわけです。そういった意味では、もう少し行政として力を入れられるところはやっぱり入れるべきではないのかというふうに実は思っているわけです。ですから、植松議員からも耕作放棄地の問題や何かも話がありましたが、高齢者の問題、あるいは後継者のいないところの中身も行政として、コントラクターから変わって新しいといっても実は酪農のようなシステムではないわけです。そういった意味からすると、耕作放棄地の拡大ということになるとしたら、ますます名寄の農業基地が荒廃をしていくというふうになりはしないのかということが私は心配で質問させていただきました。

それと、ミツバチの大量死の問題、承知だと思いますが、岩手県で民事の調停がされているのです。これは、名寄ではそういうことはないのだろうと思いますが、私はお互いの利益のためにという語弊がありますけれども、そのようなことのないようなお互いの話し合いというか、そんなところも、これはポジティブリストの問題も出てきますけれども、今回のミツバチの問題は稲の粉末剤による大量死のようでありますから、そういった意味ではその辺の扱いも含めて行政として指導をきちっとできればというふうに思いますので、最後このことを質問をして終わらせていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 昨年までは、農協を中心にポジティブリストの対応につきまして、啓発含めてPRも含めて取り組んでまいりました。今年からは、農業振興対策協議会の方にそういった対策の部分も移行させていただきまして、誤りのないような方法でというようなことでの取り組みをさせていただくことになっております。今議員御発言のように十分注意しながら、生産者の方にお話し合いを進めていきたいと思っておりますし、それらの措置につきましても予定されることにつきましても注視しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

名寄市の今後の地産地消の取り組みと考え方について外2件を、木戸口真議員。

○12番（木戸口 真議員） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告順に従い一般質問を行いたいと思っております。

まず、私は今定例会には島市長並びに教育長に3件の質問をいたしました。市議会議員の改選がなされ、今の名寄市は課題も多く抱えている状況にあります。名寄市として、本格的な市民の生活の安定と地域振興策、福祉対策、少子高齢化対策、教育環境整備等の誤りのない方向を市民の目線を持ち、しっかりと判断、決断をしていきたいと考えております。

1点目には、名寄市の今後の地産地消の取り組みと考え方について。活力と潤いのある農村を目指し、新名寄市農業・農村振興計画が3月に作成されました。新名寄市の基幹産業は農業であり、一層の発展、振興に期待するものであります。今国内はいざなぎ景気と景気は最高潮の状況にありますが、地方においては地域経済の冷え込みは深刻な状況となっております。特に農業の置かれている現状は、耕作等などの価格の低迷、米の生産調整、農産物の急増する輸入などによる影響を受

け、厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、私はこれからは地域での地産地消による取り組みが地域の活性化に大事であり、市民の協働によるまちづくりの基本と考えております。昨年合併により風連地区のウルチ米約430ヘクタールの消費対策としていち早く島市長がトップセールスとして名寄地区への消費対策に取り組み、市民の皆さんの意識の改革となり、効果が上がったと考えるものであります。今後ますます名寄市民に消費されることを期待するところであります。

ここで地元でとれる農産物は、新鮮で安心して安全でしゅんのもものが即おいしく食べられ、地域ならではのよさがあると考えられるものであります。このことから、私は名寄市の今後の地産地消の取り組みと考え方についてお聞きいたしたいと思いません。1点目に、市長として地産地消に対する政策としての考えをお聞きいたします。また、2点目に地産地消推進協議会の立ち上げを予定しているが、構成と立ち上げ時期と目的についての考えをお聞きいたします。また、公共施設等の地場産品の活用状況はどうなっているのかお聞きいたします。また、今後の取り組みとして目標数値としているものがあるのかをお伺いいたします。

大きな項目の2点目として、風連地区の子育て支援事業、児童クラブの取り組みについてお聞きいたします。合併して1年が経過し、いろんな違いが予想されましたが、課題も多少ある状況にあります。風連地区では、合併により吸収されないか、人口が流出して寂れないかなどとそういう心配からも、住民の生活の大きな変化がなく生活できる合併特例区としてのすみ分けをできればと選択いたしました。のどかな田園風景での風連地区で高齢者、子育て世代の方々に居住していただければという思いがあったわけでございます。幸いにもこういう思いに理解をいただき、居住された方々も少なくないと考えております。新市の男女共同参画推進計画でも男女が働きやすい環境づくりなどを掲げておられます。

そこで、私は風連地区の子育て支援、児童クラブの取り組みについてお聞きいたします。1点目には、現状と対応はどのように進められているのか。学校法人、風連幼稚園についてもわかればお聞かせ願いたいと思いません。また、2点目に働く保護者の皆さん方のニーズをどうとらえ、各運営に生かしているのかをお尋ねいたします。3点目には、時間的な工夫が必要と考えますが、そのような工夫があればお聞かせ願いたいと思いません。

大きな項目の3点目に、名寄市障害者ハイヤー料金助成事業のあり方について。旧風連町では、平成15年まで重度障害者タクシー料金補助がなされておりました。対象者は115名に達し、タクシーチケット1年間補助1万円で、事業費約70万円でした。当初は2万円ぐらいでしたが、財政難での対応となり削減、最終的には廃止となりました。合併して旧名寄市での助成事業を新市で引き継ぎ、風連地区の対象者は大変歓迎していた状況にあります。私も名寄市の福祉対策もよいところがあるのかなと感心していたところでありましたが、しかし風連地区の対象者の方から使い勝手がうまくないのではという声をいただき、タクシーチケット1枚1回の使用とのことでありました。

そこで、私は名寄市障害者ハイヤー料金助成事業のあり方についてお聞きいたします。1点目に対象者数と利用状況は、2点目に使用方法の改善の必要についての2点をお伺いいたします。

壇上にては以上を申し上げ、終わります。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ただいま木戸口議員から大きな項目で3点にわたりお尋ねをいただきました。1点目につきましては私の方から、2点目、3点目につきましては福祉事務所長からの答えとなりますので、よろしくお尋ねをいたしたいと思いません。

初めに、1点目の地産地消の取り組みについてのお尋ねでございます。平成18年度に策定いた

しました新名寄市農業・農村振興計画において、地産地消の推進は豊かさや活力ある農村づくりの中で目指す方向を示しており、地産地消の推進により消費者が生産者と顔が見え、話ができる関係の構築や地域の農産物、食品を購入する機会の提供など、地域農業と関連産業の活性化を図るとともに、学校給食や市内公共施設に地場農産物を使用することにより、食に関する理解と関心の啓発をしております。今年度の施策につきましては、産地づくり対策のPR支援事業、グリーン・ツーリズム推進事業、農業青年チャレンジ事業の活用や名寄産業まつり、地産地消フェアなどのイベントを計画しております。農業サイド以外においてもことし初めてなよろアスパラまつりや産直の取り組みをいただいております。市民にも確実に地産地消が浸透してきていると考えているところでございます。また、今年度仮称でございますけれども、名寄市食育推進計画を策定することといたしております。食育と地産地消は車の両輪とも言われており、庁内関係部局に横断的な計画策定のワーキンググループや市立大学の指導、助言をさらにいただきながら、市民レベルの名寄市食育推進計画市民会議を立ち上げて地産地消、食育の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、地産地消推進協議会の立ち上げを検討しているがとのお尋ねでございますが、推進協議会の立ち上げにつきましては、JA、農業者、商工会議所、商工会、商工業者、外食産業、学校給食センター、消費者協会、普及センターなどで構成する（仮称）名寄市地産地消推進協議会を設置し、連携した推進体制を本年7月中に設立してまいりたいと考えております。地産地消推進協議会の考え方及び役割につきましては、一つ目には生産者及び農業団体は地元消費者に支持される農産物の生産、出荷に努め、農業、農村の魅力を伝えること、二つ目には消費者は地元の農産物を活用した食生活による健康増進に努めるとともにニーズを

生産者へ伝えること、三つ目には食品関係者は消費者にPRするとともにそのニーズの把握に努め、関係者に伝えること、四つ目には行政機関におきましては関係者との連携を図り、情報提供や施策の推進を図ることとし、それぞれ役割を明確にいたしまして実効のある地産地消運動の推進を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

3点目の公共施設の地場産品の活用についてのお尋ねでございます。学校給食センターでは、食の安全性の確保を最優先として生産者の顔が見え、流通経路が短い地場産物を積極的に給食の食材として使用していただいております。地場産品の使用割合は、平成17年度実績で主食でありますお米につきましては風連産減農薬特別栽培米ほしのゆめを年間30トン、二つの生産組合と年間契約で購入をいただいております。また、名寄産はくちょうもちを年間約2.5トン地元農協より購入し、赤飯給食として使っていただいております。地元産野菜の購入は、季節のしゅんの時期、5月にイチゴ40キロ、6月にアスパラ190キロ、7月、8月にはミニトマト300キロ、メロン250キロ、9月以降の生産時期にはジャガイモ約5.3トン、大根約1.5トン、ニンジン約1.9トン、タマネギ約2トン、キャベツ約1.7トン、ナガネギ約0.2トン、その他カボチャ、スイートコーンは地場企業が加工した冷凍品やペーストにして確保し、使用していただいております。地場産を量の比較で申し上げますと、主食の米を加え約60%の割合となっております。昨年名寄市立大学、名寄農業高等学校、学校給食センターとの高、大、官連携事業により、農業高校生徒の生産したミニトマト約20キロ、チーズ約24.5キロを食材として使用いたしました。この事業は、ことしも継続の予定と聞いているところでございます。さらに、本年4月より農村女性グループであります風連のめぐみ会及び名寄のカントリー・ママ・クラブの手づくりみそをそれぞれ年間500キロで契

約、学校給食用みそとして使用していただいているところがございます。

ほかの公共施設の現状についてお尋ねいたしましたところ、市立病院では患者さんの治療目的から一定の制約と一年を通して3食の安定した供給を図る必要から、食材の一部は専門業者から購入となりますけれども、主食のお米につきましては平成19年度より上川産米ほしのゆめに限定し、約18トン購入していただいております。風連産米も含めての使用となっているところがございます。生鮮食料品につきましては、価格や時期の関係で道内産が入る時期もありますけれども、ほとんどは名寄市場から仕入れた地元業者からの購入となりますので、生産期には名寄近郊で生産される地場産野菜の使用となっているところがございます。

次に、特別養護老人ホーム清峰園では、生鮮食品のほとんどは名寄魚菜市场から仕入れた市内業者から購入していますので、野菜類も名寄近郊で生産される地場産の使用となります。また、主食のお米も従来道内産米を使用しておりましたけれども、本年2月より風連産ほしのゆめを月600キロ使用していただいております。

風連しらかばハイツでは、主食のお米につきましては年間3,840キロ、全量を風連産ほしのゆめを使っただいただいております。野菜につきましても購入契約先の商工会では、生産期は地場産で納入とのことでした。

次に、なよろ温泉サンピラーでは、主食のお米は風連産こめごころを年間500キロ購入、以下アスパラ、カボチャ、芋、ニンジン、ピーマンなどの野菜類も名寄魚菜市场を通じ市内業者より購入し、生産期はほとんど地元産を食材として使用するというところでした。また、名寄産豚肉SPFでございますけれども、これは年間で120キロ使用していただいております。

ふうれん望湖台センターハウスでは、地元の農協のもぎたて市を利用し、野菜全体の50%を購

入しており、その他アスパラ、トマトにつきましては直接生産農家より購入し、お米は全量風連産ほしのゆめを使用しているところでございます。

次、4点目の目標数値についてのお尋ねでございました。目標数値につきましては、地産地消推進計画で推進事項、具体的な計画、それから取り組みの主体、取り組み指標を現状と目標で示しております。主なものを申し上げますと、直売店、朝市、これにつきましては取り組みの主体は直販グループでございますが、現状は10グループ、目標にさせていただいているのは15グループを今後目標にさせていただくと。それから、名寄産米の消費拡大、これはJA、生産組織でございますが、現在1,800俵、これを2,500俵に上げていきたい。それから、学校給食等公共施設の利用につきましては現在113トンでございますが、132トンに上げていきたい。加工品の利用拡大は10社でございますけれども、24社に上げていきたい。外食産業の利用拡大につきましては10店を12店に、道の駅の活用につきましては今度は新たに10団体ほど予定させていただくという目標設定をさせていただいているところでございます。そのほかにインターネット販売、各種イベントによる取り組みなどがあり、地域で生産された農畜産物を地域で消費する地産地消は市民にとっても生産者の顔が見え、新鮮で安全、安心な農畜産物を手に入れることができるメリットがあります。生産者も流通コストの削減などのメリットがあります。そんな意味では、有益であろうというふうに受けとめているところでございます。農業者の高齢化や担い手不足、農畜産物の価格低迷など多くの課題を抱える中で、市内での消費拡大は農家経済の安定や商業、工業、観光を含め地域経済の活性化に寄与するものであろうというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 私からは、大きな項目2点目の風連地区の子育て支援と児童クラブの取り組みの状況、それから3点目の障害者ハイヤー料金の助成事業についてお答えをさせていただきます。

最初に、現状と対応についてとニーズにこたえているかについて、子育てと児童クラブに分けてそれぞれお答えをさせていただきたいと思っております。風連地区の子育て支援につきましては、風連さくら保育園と風連幼稚園でそれぞれ実施をしております。現在保育園には、ゼロ歳児から5歳児まで56人在籍しており、保育時間は午前7時30分から午後5時30分までは通常保育、午後5時30分から午後6時30分までの延長保育、また保護者の御事情で一時的に保育に欠ける状態となった1歳以上児を午前8時30分から午後5時までお預かりする一時保育を行うとともに、週2回の子育て支援センター事業、さらには旧風連町で実施をしておりました特別保育事業を行っております。一時保育は事前予約制が建前となっておりますが、保護者の入院など緊急性の高い理由の場合につきましては当日の受け付けでも対応をしております。延長保育も事前登録制で、延長が必要な場合はお便り帳にお迎え時間等を記載し、園に連絡することで行っております。また、連絡等がなく通常保育時間を超えた場合も延長保育の取り扱いとしております。

一方、風連幼稚園は午前8時30分から午後1時30分までの保育時間で、5月1日現在定員90人に対し58人、充足率は64.4%となっております。幼稚園でも預かり保育を実施しており、対象児童は21人となっております。預かり保育に当たっては、月曜日から金曜日までは園所定用紙に時間等を記入して行い、幼稚園が休みになる土曜日については3日前に預かり保育の理由書を幼稚園に提出し、行っているとお聞きをしております。風連地区における保育のあり方につきましては、合併協議の経緯を踏まえ、料金、制度とも

どのような形で統一するのかさまざまな角度から検討し、決めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、就学前のお子様に関し働くお母さんのニーズにこたえているかについてであります。風連地区の子育て支援のうち保育に関する施策については、平成16年度の幼保一元化の折、旧風連町としての保育のあり方について町、町立保育所、風連幼稚園、風連さくら保育園保護者の方々が協議を重ね、保育方法、保育内容、保育時間、保育料など現在風連地区で実施している子育ての姿をつくり上げたものと考えております。旧風連町の幼保一元化の実施から3年余り経過し、途中合併はあったものの、風連地区の子育ての環境、子育ての考え方、子育て家庭の就労状況が大きく変わったものとは考えがたいことから、現時点では働くお母さんのニーズにこたえているものと考えて手おります。

一方、就学時の児童クラブの取り組みについてであります。風連児童クラブは厚生労働省の放課後児童健全育成事業の補助を受けて風連児童会館を拠点として実施をしております。利用者は、小学生を対象とし、定員120人のところ平成19年度は92人の児童が登録し、1日約40人程度が活動しているところであります。その事業内容は、学校登校日は下校時から午後5時まで、学校休業日は午前9時から午後5時までの間、5人の指導員を中心に児童を安全に保護するとともに、学校外の教育の場として主に遊びを通じ自主性、創造性、社会性等の醸成を目指し運営しているところであります。また、児童クラブにおける保護者ニーズにこたえているかのお尋ねにつきましては、風連児童クラブの終了時間は先ほど申し上げましたように規則上では午後5時までとなっておりますが、指導員の協力により午後5時30分までお預かりしているのが実態であります。また、それほど多くはありませんが、保護者の特殊な事情によってさらに遅くなるケースもありますが、

個々の事情に応じて若干時間を延長しながら対応しているところでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、障害者ハイヤー料金助成事業についてお答えをさせていただきます。最初に、対象者数と利用状況についてお答えを申し上げます。重度身障者に対する助成制度につきましては、旧名寄市では昭和56年度から行っており、旧風連町では平成15年度まで年間1万円を補助しておりました。合併以後につきましては、旧名寄市が行っていた制度内容で継続してサービスを提供しているところがございます。この制度内容は、名寄市障害者（児）ハイヤー料金助成事業実施要綱に基づき、身体障害者手帳1級及び2級、腎臓機能障害により身体障害者手帳3級または療育手帳を有する方で、障害程度がAである知的障害者を対象にタクシーチケット36枚つづりを交付し、視覚、体幹、下肢障害で1級、2級の方には42枚つづりを交付し、その基本料金分を助成するものです。平成18年度の実績としましては、対象者752人に対し410人、54.5%の方々に1万4,526枚の助成券を発行し、使用された助成券は9,945枚、68.5%で、1人当たり平均2.4枚の利用実績となっております。また、利用料金につきましては、お住まいの地区を問わず現在の基本料金である一律530円を助成し、平成18年度実績では総額527万850円となっております。

次に、利用方法と改善の必要性についてでございますが、この制度は障害者本人が病院へ通院するため、利用するハイヤー料金の基本料金を助成するもので、基本料金を超えて料金がかかる場合は基本料金を差し引いた差額を御負担いただいての利用となります。使用される際には、地域間で御負担する額に差が生ずることになりますが、従来から市内にお住まいの方も智恵文地区や中名寄地区あるいは共和、曙地区に住まわれる方についてもタクシー料金の一部基本料金分を市の単独事業で助成しているものでありますので、御理解を

お願いいたします。また、1枚当たりの増額要望につきましては、利用される方の障害の程度によっても、また使用頻度においても個々に異なるものと思われまして、この助成制度はすべてが一般財源であり、現在の市の財政状況を考えますと極めて困難と考えております。さらに、この助成制度は既に利用者があり、単なる基本料金に上積みですと課題は財源の手だてだけということになりますけれども、利用者枚数の平均と額とのバランス調整という考え方では平成14年度に障害者の一部について利用者の声をもとに枚数をふやした経緯もございますので、現状の制度内容が公平かつベターなものと考えておりますので、しばらくこの内容で運用してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

順序は逆になるわけですがけれども、障害者のハイヤー料金の助成について先に再質問をしたいと思っております。今所長の方から説明があったわけですがけれども、さきの質問の趣旨の中にもあったように、風連は平成15年にハイヤーの助成事業がなくなったわけですがけれども、2年間ぐらいそういった障害者に対する助成がなかったわけですがけれども、昨年合併によって名寄市が従来のハイヤーチケットの助成があったということで、大変風連地区の皆さん方にも歓迎されていたと私は考えておりますし、今回質問した中にもやはり使い勝手が悪いという。それで、今回前回の風連のときと内容的に違うのは使用目的がはっきりしていると。通院、病院と。今までは、全体的に使えるという福祉制度の中で持っていったわけですがけれども、そういった違いがまずあることは確かなことでもあります。それで、今所長の方からも答弁ではなかなか現状では難しいというお話もありました。しかし、使用する際には地域間で負担する額に差が

生じると。これは、確かにそういったことを担当者も差が生じているということを知っているというわけですね。しかし、1枚のチケットですか、530円は一律で公平だと、そういった理解をしたわけですが、私は違うと思うのです。今回合併して、風連地区は住民が助成事業の中に入ったわけですが、聞くところによりますと智恵文地区では診療所がないということで週に2回そういった病院に通う車が用意されているという話も聞きました。風連地区では、やはりこの道北の中核病院であります市立病院に通う方が多いかと思えます。それで、大抵の方は2,000円ぐらい超えるのかなと思うのですが、今まで従来名寄の方はその530円だけで一律ということで対応されていたかと思うのですが、風連の場合は市立病院に通う、1回乗るだけでも2,000円は超えるという考えを私は持っていますし、それで先ほど対象者の半分ぐらい、これ申請ですから、風連の場合通告してとりに来てもらっていたのですが、名寄の場合は自分で申請ということで、それで事業費も68%ということで、もう少し差が生じるということを担当者が認めておられるのであれば、少なくとも530円だったら4倍、2,000円以上、そういった方にはもう一枚使ってもいいですよとか、そういった工夫はやはりなされるべきだと思うのですが、その考えについてお聞きしたいのと、これ平成5年に従来の名寄市の助成制度を変えたわけですが、その従来の制度とどうして変えたのか、その2点答弁いただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知識員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） まず、公平性の問題について一つお尋ねがございました。現在全道35市ございますが、インターネット上で検索がききます条例例規を載せているところの中、28市ぐらいがちょうど検索ができて、そのうちこの制度が現在載っているところが12市、何らかの形で助成制度を行っているところが12市

ございました。そのうち6市が定額利用、基本料金の補助で、それから残りの2市が額の制限でございました。そういう内容で行ってまいりました。中でも地域性がありますので、一概にどの形がいいというのは言えないというふうに思っておりますが、先ほども申し上げましたようにこの制度自体は私どもの方は基本料金を負担することで制度を運用してまいりました。お尋ねのありましたように、バランスというか、実際の使用枚数を調整しながらもっと1枚当たりの補助、例えば2枚使ってもいいよといった補助を上げるべきではないのかというお話なのですが、現実的に体幹というか、体の主な部分、下肢障害1級または2級という方は42枚というのは月2回の通院制度というふうに保障しているものでありまして、それ以外の方については36枚と、1回半ということでちょっと中途半端な枚数になっているところがございます。そういうことで必要最低限というか、そういうものを保障していこうということでこの制度の運用が行われているというふうに考えております。

平成5年度の改正とそれ以前の昭和56年との部分でございますが、それ以前につきましては月1回分というふうにちょっと記憶しておりますけれども、そこまでの支援を行ってまいりまして、それ以降36枚に変え、さらに平成14年からはそのうち特に重いと思われる障害をお持ちの方について42枚に拡大したと。

もう一方、智恵文地区のお話が実はございましたけれども、ここから通ってくるバスに乗れる状況の人と乗れない状況の人が分けられるというふうに私は思っておりますし、重い方につきましてはタクシー以外の利用が困難であるというふうに思っております。また、利用率の問題については障害の程度に応じて要望があればお渡ししていること、お渡しする枚数を保障しているものであって、他に利用する交通手段がある場合についてはそちらの方を御利用いただいていることがありま

す。さらに、車の改造資金ですとか、また違った手だてもありますので、障害の程度内容によっていろんな利用がされているのかなど。そのことによってタクシーチケットの部分について一定程度で、100%使用というものになっていないというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 説明をいただいて、北海道の中でもこういった定額の助成が多いよと、そういうのも確かかと思えますけれども、先ほど私が言ったようにチケットを利用すると通院どこまでというのを必ずチケットに書かれると思うのですけれども、そういった中で使用の目的や割合というのはわかると思うのです。今まではそういうのをなかなかとられなかった部分があって、本当に有効利用というか、目的外の使用もあったのではないかというお話もあったかと思うのですけれども、そこで先ほど私が言ったように確かに一律の定額の助成はいいかと思うのですけれども、やはりその地域によっては格差があるということです。やはり行政の担当する担当者もそういった承知をしながらそれを進めていく。そして、予算も68%ぐらい。まだこれ570万円の実績、予算は一応見ているのです。そういった中では、風連今回40名ちょっと平成18年に申し込みがあったと聞いているわけですが、やっぱり再構築して4倍の方には2枚使っていただくとか、福祉の中では目的ははっきりしていますので、そういった工夫はあってもいかなものかと私は思うのですけれども、もう合併して風連が入ってきたけれども、私たちの制度はこれは変わらないと。風連ばかりではないですけれども、智恵文、また中名寄の方も距離のある方多いかと思うのですけれども、そういった地域の格差を担当者はとらえながら、この制度を全道で皆さんこうやってやっているの、進めなければならぬ。予算は7割ちょっと切るけれども、それでもいいという考えでこのまま続けようという考え方ですか。その辺

はどうなのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 利用の仕方に定額でいくものと、それから枚数でいくものという、タイプの2種類考えられるわけですが、地域によって差があることについては率直に認める部分でございます。ですが、名寄市が持っておりますハイヤーの助成制度につきましては、一般のこの障害の程度の部分で最低保障でも36枚基本料金を持っておりますし、先ほど申しましたようにさらに障害の重い方については42枚実を出しております、これは全道でもほかに例を見ないというふうに思っております。ただ、チケットを出す枚数多いからということではないのかということではないというふうに思いますが、そこはどのような形で利用していくのかという部分でいきますと、重たい方、先ほども言いましたように病院に月2回程度通われるだろうと。そのうちの基本料金を支援するというので、少しでも通いやすい環境をつくっていきたいということからなっているものでございまして、額についてある一定程度理由を問わずに使っていただくというのは、障害者なり高齢者対策の中で考えられる部分だとは思いますが、総合的な観点からこの制度についての支援としてはほかに遜色がないものというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 私は、担当者としてそういった差が生じているということ認識されながらでもこの制度をこのままいこうといったところに福祉の生きた助成がなされないと考えておりますけれども、今回はこういうことをこういった場で発言することによってそういった対象者がやはりそういうことも考えていただきたいという一つのものになればと思っておりますので、これは申し添えて、この問題につきましては再構築をお願いしたいところでございますが、ぜひともそういった対応も考えていただければと思っております。

次に、風連地区の子育て支援、児童クラブの取り扱いについてということで答弁をいただいたわけですが、保育所と幼稚園、そして児童クラブの現状ということで御報告いただきました。このことは、私今回なぜ質問をしたかということ、やはり合併して先ほども新規に名寄の方からかなり居住されて新居を建てられた方も正式な数はちょっとわかりませんが、何人か私も覚えている方がいるところでもあります。そうした中でやはり静かな環境で、そして子育て支援、料金体制がちょっと若干違うのですけれども、そういった中で風連にお住まいの方若干知っております。そうした中で幼保一元化3年になって、合併が1年経過して、その中からどうも子育て支援って料金的には申し分ないのですけれども、働く保護者の皆さん方にとってはなかなか時間的なものが大変だというお話を聞くところでもあります。先ほども一般質問の中でも男女参画ですか、そういった中では子育て環境を整えるのだということで推進しようということなのですけれども、それで聞くところによりますとやはり働く父兄の中には名寄、士別という、10人ぐらいというお話も聞いたのですけれども、そういった中で保育所でも幼稚園でも児童クラブでもなかなか厳しい状況にあるというお話を聞きました。それで、今この中でまず一つ、保育所関係は延長であっても来なかったら延長しているよというお話ですけれども、風連幼稚園は学校法人ですので、ただ預かり保育となると保育所の方に移るといふか、そんな話も聞いておりますので、そしてあと土曜日だとか、そういった日は幼稚園がないのですけれども、預かりだとか、そういったもので対応しているというような説明をいただきました。それで、私が時間的なこともありますので、端的に申したいのは、やはり風連地区に住まわれて大変環境もいい。そして、そういった支援内容もいいという中では、なかなか時間的な制約があって大変だというお話を聞いております。この中でも保育所ですか、

結構6時半までということなのですけれども、幼稚園の方は移動してということで、土曜日だとかになると3日前にどこにどうだと、どこに親がいるかとか、そういった手続等にも大変だというお話も聞いておりましたし、また対応もそういった移動をすることが父兄の皆さん、また子供たちにもなかなかスムーズな形になっていないというお話を若干、それは全部かどうかちょっとわかりませんが、それで、私幼保一元化になって1年かそこらのときに、担当が手間本部長だったと思うのですけれども、これ1年経過したからひとつアンケートでもとって、運営初年度ですので、ニーズや何か聞いてみたらどうだというお話をしたのですけれども、アンケートは本来のものが出ないのではないかとということでお話もあつたのですけれども、ここの中にも3年経過したけれども、スムーズな中でいっているという答弁をいただいているわけですけれども、私はやはりいま一度父兄の皆さんとも連携をとっていると思うのですけれども、そういった密にできる方法があればアンケートにはこだわらないのですけれども、そういったものをもうちよつと密にしてもいいのかなと。一部そういった手続的なことだとか、いろんなことにやはりどうなのかという御意見もあるように伺っておりますので、この辺の対応を密にする。どうやって今の連携構築をするかという考え方をちょっとお聞きしたいのと、それと児童クラブについては、これは小学生が対象だということなのですけれども、これについても名寄市の児童クラブとの差異は十分私も承知しておりますし、名寄は有料、こういう言い方はちょっと制度は違うということで認識もしておりますし、ただやはり5時半ということで大変働くお母さん方のニーズにこたえている面では工面をしていただいているというお話も聞いております。ただ、制度上、そういった工面で制度としてしっかりとした時間を明示した方が私は何かあつても、だからといって名寄みたいに6時半だとか、そんなふうには思

っていないのですけれども、ただ最低限度の時間をちゃんとした形で制度上の方がいいのではないかという思いはあるのですけれども、この2点について答弁をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 保護者からのニーズの把握につきましては、現実的には定期的なもの等々会議は持っているということではなくて、保護者がさくら保育園の方に上がった状況を私どもの方に報告いただきながら対応しているという現状にあるかというふうに思っております。この部分につきましては、風連の庁舎の担当の方も一緒に入りながら、私の方も出かけて課題あるごとにそれぞれ対応させていただいているところでございます。制度そのものから3年余りたったということでございますけれども、この風連地区の現在の保育の形をつくったときには相当慎重な協議が行われていく上でこの制度ができてきているというふうに思っております。今まではそれほど大きな声が出てきていないのはそのときしっかり議論がなされた経過だというふうに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 児童クラブについて御質問がありました。児童クラブについては、特例区事業ということですので、現状だけちょっと報告をしていきたいというふうに思えます。

旧風連町時代から教育委員会が担当したということで、現在も運営については教育委員会が担当しているということでもあります。それと、運営の時間につきましては先ほど答弁しましたけれども、規則上では午後5時ということで、あと職員の協力ということを含めて5時半までやっている。あとは、特殊事情によって若干延びているということがございます。それで、今後時間の延長だとか、そういった部分が出てくると規則の変更も伴ってくるということと、あるいは現在の職員の配置あるいは財政的な措置、それから利用料、そん

なことが今後そういう延長が考えられてくるとそういったこともあわせて考えていかなければならないのかなというふうに思っております。そういった意味では、利用者の意向も聞きながら、そうした変更といたしますか、それは特例区の中で考えていく事項なのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 保育所、幼稚園、保育の関係は中西さんの方から答弁あったわけですが、そういった連携がスムーズな形でないという声も全くないことはないですし、そういった意味では私はそういった話し合いというわけでもないですけれども、意見交換の場を設けた方がいいかと思えますけれども、そういった機会を3年たって問題ないのだということではなく、やっぱり父母の皆さん方がどんな考えしているかということは、少なくとも役員の方もおられるかと思うので、そういったものを聞くに至らないかと思えますので、そういったものも対応していただければと思います。

また、児童クラブについては、これ制度上云々のお話もありました。それで、今こうやって時間外というか、好意的にそういった工面をさせていただいていると。そういった中で問題がなければいいのですけれども、私一つお話を聞いて気になったのは、さっき土別、名寄に勤めている方もいるということで、なかなか5時で終わっても早急に帰ってこられない部分もあって、それはそれなりに連絡していただけるということで都合上今の中ではいい部分もありますけれども、ただ例えば冬場ですけれども、冬場でもそういった時間の制限の中でやっぱり工面していただいたことが逆に大変なことになるものもあります。この辺は、なかなか私どももわからない部分あるのですけれども、私は5時半か、本当に6時ぐらいでも、名寄は6時半ですけれども、同じ制度にしてくれというわけではなくて、やはりそういった声も一部であっ

でも、一部ですべてその制度に変えれば良いという、そんな考えは持っていませんけれども、ニーズにこたえられるような対応はしていただければと考えております。子育て支援、また児童クラブの関係は、風連地区は新しい名寄市の中ではやはり皆さん方に住みやすい、居住できる、そういったものと考えながら合併しておりますので、ぜひとも子育てに有意義な地域となるように行政の皆さん方も御支援いただければと考えております。

それでは、もう時間も余りなくなってきたので、私は本来地産地消を大きく訴えたかったのですが、ここで1点目の地産地消にちょっと移りたいと思います。答弁をいただきました。それで、答弁の中にもことしの施策としていろんな部分で対応しているのだということで、ここに産地づくり交付金のPR支援、これ400万円か500万円かと思いましたが、グリーン・ツーリズム、これ都市交流だとか、あと看板整備だとか、農産物のオーナーだとか、そういったものということでこういった施策、これいっぱい施策並べても皆さん方に周知する機会がなかったらだめかと思っておりますので、何かの集まりあるごとにこういうのありますよというような、やっぱり宣伝効果も大事だと思いますので、ぜひともそういったものも絶えずやっていただければと考えております。

そこで、答弁の中に市民に確実に地産地消が浸透していると。先ほども公共施設や何かもかなり風連のお米や何か、いろんなもの使っておられるという認識も持っていますので、私もある部分では市民の中に確実に地産地消が浸透してきていると思うのですが、それで地産地消を進めるがゆえに、先ほど公共施設等の取り扱い、そんな形も数字的に出ていたわけですが、もちろんイベントや何かもそうなのですが、市民に向けてどのような取り組みをとっているかを考えておりますか。まず、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） PR含めて地産地消をどういうふうに広めていくか、着実に広がりを見せてきているのかなというふうな印象を持たせていただいております。御案内のとおり、なぜ地産地消なのだということを、なぜ地域で地産地消に取り組むのだと、そのことをやっぱりしっかりと皆さん方にお知らせをしていくことが大事なのだらうと思っています。先ほどもちょっと触れましたように、地元でとれたそういった農畜産物、すぐれた農畜産物がありますよと。それを新鮮なうちに、やっぱり栄養価の高い段階で食べていただくということが最大のメリットなのだろうと思っています。したがって、私どもの方はただ単にそこでとれた野菜を食べるというだけでなくして、栄養価の高い、そして健康が保たれるという、そういったところまでも結びつけて食を考えていってほしいというふうな考え方を持っています。去年第1回目の地産地消フェア、文化センターで開催させていただきました。どうかするとまだイベント的な要因が否めないのですけれども、新鮮なものを安く買い求めるということもさることながら、一方ではやっぱり早いうちに食べてくださいという考え方をもっと皆さん方に知ってもらいたいと思っています。実は、昔風連で福祉センターで竹熊先生という先生をお呼びして御講演をいただいたことを思い出しています。その先生のいわくは、傷むもの、腐るものを腐らないうちに食べるのが大事なのだ、そういう言い方をしていました。やっぱり腐るものというのは、命が宿っているから腐るということでございますから、ぜひそういう意味では腐るものを腐ったものでなくして、腐るものを新鮮なうちに食べると、こういうようなことをPRにしていきたいと思っておりますし、それから期間を通じてPRするのも大事なのですが、そういったことを日ごろ的に日常的にそういった消費者の皆さんも含めて出向いてお話する機会ができれば、そんな

印象を持っています。ぜひともそんなことでは、ことしまた地産地消取り組み2年目になります。合併して2年目ですから、しっかりとした気持ちで市民の方にお訴えをしていきたいというふうに思っています。関係機関の連携のもとということはもちろんでございますけれども、JAさんにも話ししながら、普及センター等々で進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） 市民に向けて地産地消の取り組み、私も質問の中にも地域の活性化はやはり地産地消、地産地消による協働のまちづくりといった観点から、ぜひとも力強い推進をしていていただきたいと考えております。

それで、時間も余りないので、あと2点ぐらいちょっと質問したいのですが、もう一点は名寄市の地産地消の推進協議会、これ立ち上げて、全面的に推進していくよという会を7月に立ち上げるということですが、これと一緒に目標数値、地産地消推進計画、それで先ほども21年ですか、目標数値出ているのですけれども、この地産地消の推進協議会と地産地消計画、この関係というのは端的にどういうふうに進めるのか。

○議長（小野寺一知議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 協議会の作り方につきましては御答弁させていただきました。そんな中で関係機関寄って協議会をつくっていききたいと思えますし、協議会の役割につきましては、ただつくったということではなしに推進すると、実行すると。実効性のあるものというふうに考えておりますから、できれば消費者等々の多くの市民の方々も御参加いただきたいなというふうな印象を持っていますので、よろしく願います。

それから、地産地消に関する目標数値21年度までの分を出ささせていただきました。もちろん協議会の方にも諮ってこういった目標数値に近づけ

べく努力をしてまいりたいと思っておりますが、御案内のとおり現状値につきましては現在までの数値を全部積算したものを載せたと。そのものにつきましては、こういう方向、ここまで持ち上げていきたい、底上げをしていきたいというふうな考え方でおりますので、また協議会に諮って相談したいというふうに受けとめているところでございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 木戸口議員。

○12番（木戸口 真議員） それなら、もう余り時間ないのですけれども、公共施設の地場産品の活用について、先ほど給食センター等の利用、また特養だとか市立病院、こういった中でできればやっぱりこれから毎年こういった地場産の状況、議会の中でも数値として、経済常任委員会でももちろんいいのですけれども、そういった中で数値を報告していただきながら、皆さんが推進できるようなことを進めていただければと思いますし、あともう二点なのですけれども、まず教育長に1点と市長に最後にちょっと。教育長に、学校給食会が統合されました、今さっき17年のは利用状況が出ているのですけれども、19年統合によって地場産をどんどん活用したいというお話があったので、その状況をまず1点と、あともう一つ、市立大学、学食あたり委託されているかと思うのですけれども、道外からもいっぱい来られていますので、そういったしゅんのものを学食にぜひ使っていていただいてメニューに、学生たちにリピーターとしてなっただけのような、そういった取り組みされているかされていないのか、今後していただきたいと考えるものであります。

それと、市長に最後に地産地消のさらなる取り組み、公共施設にどうやって取り組んでいくかを伺って、この市長と教育長に伺って私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 今地産地消につきまし

て、まずは市民PRは私たち教育委員会の方からもしっかりさせていただいております。例えば給食センターでは献立表を毎月作成しております。この中で例えば4月の例を挙げますと、こういう表を子供たち全員に配っているわけで、保護者はこれを見るわけですが、この中で今月の地場産、お米、風連町有機農業生産組合、代表の方も書いております。これも一つでございます。それから、つくりみそについてはめぐみ会のものを使いましたとか、それからジャガイモについては名寄市智恵文の自然農法のものを使っていますとか、こういうことがきちっと書かれております。こういう中で地産地消のPRをさらにさせていただいていると、こういうことでございます。

それから、学校給食センターでの地産地消の取り組みにつきましては、今議員がお話のとおり私たち鋭意努力しながら、この地産地消のパーセントをふやしていきたいと。お米ばかりでなくて平成19年度、今年度のアップの目標は15%というふうに私たちは目標を立てております。そういう中で何とか全体の地産地消をふやしていきたい。そういう中で子供たちの心の合併も図っていききたい、こんなことを考えております。

それから、もう一つは、大学生にもこの地産地消の取り組みをとということでございます。私たち教育委員会は大学は直接担当ではございませんが、また大学の関係者とも話し合いながら、さらに地産地消を進めるよう話をしていきたい、こんなふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 時間が残っておりませんが、地産地消の推進については経済部中心にしていろいろなイベントを通じながら市民にアピールをさせていただいておりますし、また今教育長から答弁をいただきましたように、児童生徒に給食等を通じながらの地場の産品についての理解を父兄の方と一緒に深める、この取り組みをしていただいております。すばらしい気象条件に

恵まれた農畜産物をしっかりと地元の皆さんがまず食べて、そのことを広く情報を発信をしていたくことでこの運動というのが広がると、こんなふうに理解をしております、19年度のいろいろな施策の中でこのことを意識して取り上げていきたいと、こんなふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 以上で木戸口真議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 会期の延長を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期が6月15日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を6月16日から6月21日までの6日間延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 御異議ないものと認めます。

よって、会期は6月16日から6月21日までの6日間延長することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日より20日までの5日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、明日より20日までの5日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時08分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 大 石 健 二

署名議員 谷 内 司

平成19年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成19年6月21日（木曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 平成19年第2定付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について（名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会報告）
平成19年第2定付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願（名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会報告）
- 日程第3 議案第12号 財産の取得について
- 日程第4 意見書案第1号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書
意見書案第2号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書
意見書案第3号 医師・看護師不足の解決と地域医療をまもる意見書
意見書案第4号 地方財政に関する意見書
意見書案第5号 「年金加入記録」の徹底的な解明を求める意見書
意見書案第6号 道路整備に関する意見書
意見書案第7号 WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書
- 日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告及び定期監査等報告について
- 日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 平成19年第2定付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について（名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会報告）
平成19年第2定付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願（名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会報告）
- 日程第3 議案第12号 財産の取得について
- 日程第4 意見書案第1号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書
意見書案第2号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書
意見書案第3号 医師・看護師不足の解決と地域医療をまもる意見書
意見書案第4号 地方財政に関する意見書
意見書案第5号 「年金加入記録」の徹底的な解明を求める意見書
意見書案第6号 道路整備に関する意見書
意見書案第7号 WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書
- 日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告及び定期監査等報告について
- 日程第6 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

1. 出席議員（26名）

議長 26番 小野寺 一 知 議員

副議長	19番	熊谷吉正	議員	副市長	小室勝治	君
	1番	佐藤靖	議員	総務部長	中尾裕	二君
	2番	植松正一	議員	生活福祉部長	佐々木雅	之君
	3番	竹中憲之	議員	経済部長	手間本	剛君
	4番	川村幸栄	議員	建設水道部長	野間井照	之君
	5番	大石健二	議員	福祉事務所長	中西	薫君
	6番	佐々木寿	議員	上下水道室長	和田内	博君
	7番	持田健	議員	教育部長	山内	豊君
	8番	岩木正文	議員	市立総合病院	内海博	司君
	9番	駒津正喜	議員	市立事務部	内海博	司君
	10番	佐藤勝	議員	市立大局学	三澤吉	巳君
	11番	日根野正敏	議員	市立務室長	成田勇	一君
	12番	木戸口真	議員	会計室委員	成田山	悦君
	13番	高見勉	議員	監査委員	森山	悦君
	14番	渡辺正尚	議員			
	15番	高橋伸典	議員			
	16番	山口祐司	議員			
	17番	田中好望	議員			
	18番	黒井徹	議員			
	20番	川村正彦	議員			
	21番	谷内司	議員			
	22番	田中之繁	議員			
	23番	東千春	議員			
	24番	宗片浩子	議員			
	25番	中野秀敏	議員			

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	佐藤健一
書記	間所勝
書記	松井幸子
書記	久保敏
書記	熊谷あけみ

1. 説明員

市長	島多慶志君
副市長	今尚文君

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

6番 佐々木 寿 議員
20番 川村 正彦 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 平成19年第2定付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について及び平成19年第2定付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願についてを一括議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会、駒津喜一委員長。

○名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員長（駒津喜一議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、平成19年第2回定例会におきまして名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会に付託されました付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について及び付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願について委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

第1回委員会は、5月31日に開会し、直ちに正副委員長の互選を行い、委員長には私駒津が、副委員長には川村正彦委員がそれぞれ選任されました。

続いて、第2回の委員会は、同じ日の本会議終了後に開催し、今後の審査日程及び参考人の出席について並びに審査に必要とする資料等の提出依頼についてを協議し、実質の審査を6月6日、8日、11日、12日、14日、15日、20日に

行い、委員会の開催は延べ8日、9回にわたりました。

また、参考人として名寄商工会議所会頭、木賀義晴様、名寄市商店街連合会会長、湯川勇三様、地権者の村上勝浩様、中川英行様、谷口継雄様、株式会社ポスフル代表取締役社長、植村忠規様にお越しいただき、それぞれの立場で名寄市特別用途地区建築条例に対する所見と意見をお聞きいたしました。

なお、審査期間中には市長を初め関係する職員の方々の出席を求め、それぞれの説明並びに答弁をいただいて審査を重ねてまいりました。

今回提案の付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定については、本会議で市長から説明がありましたとおり、建築基準法第49条第1項の規定に基づき、特別用途地区における土地利用の適正化及び効率化を図るために必要な建築物の制限または禁止に関して必要な事項を定めることを目的としたものであり、指定地区への郊外型大型店の出店面積を1万平米以下にするものであり、中心市街地の活性化とコンパクトシティへの実現化を図るためのものです。

委員会において各委員から相当数の質問がありましたが、その中の主なものについて御報告申し上げます。ポスフル出店後の固定資産税、法人市民税については、平成19年度分として家屋、土地償却資産税の合計で4,967万円、法人市民税で360万円となり、これはあくまでも出店計画の概要から試算したものであることの説明がありました。

都市計画審議会の議論経過につきましては、議事録をもとに審議され、各委員からは審議会に対する疑問も多く出されましたが、答申及び告示を経て法的手順も支障なく終わっていることを踏まえて一定の質疑を終えました。

5月31日付で届いたポスフルからの内容証明書つき文書については、副市長から内容的に市の認識とは相違点もあり、この時点で内容証明書

つきの文書が届くことは遺憾に思うとの答弁がされました。

ポスフルが進出した場合、市の新たな投資額については、出店後に予想される道路整備に市道8号線道路改良、市道17線の4車線化、南13丁目通の拡幅、徳田1号線道路改良など予想される工事を施工した場合には用地補償等を含め約31億5,000万円との試算をした数値が示されました。

耐震構造の審査期間、農地転用の許可及び開発行為の許可のしるし等につきましても、耐震構造の審査については法改正がされているが、許可期間は旧法の適用となる。農地転用については、北海道の農地調整課から6月15日に許可されていると連絡が来たので、名寄市の開発行為も同日に許可されるとの説明がありました。さらに、着工の解釈については建築確認済証を通知後建築工事に入るのが着工で、造成などの開発行為の工事は着工とみなされないとの説明がありました。

5丁目、6丁目中心部市街地の地価については、地価の目安は国土交通省による北海道の地価調査に準ずる評価として、平成19年で西3条南6丁目1平米当たり4万3,800円としているとの説明がございました。

どのようなまちづくりを進めていくのか、市、商工会議所、商店街で計画づくりをして市民に説明すべきではないかについては、新総合計画に基づき、改正中心市街地活性化法による中心市街地活性化基本計画の策定に着手し、商工会議所を中心とした中心市街地活性化協議会の立ち上げを推進し、名寄市はこの協議会と連携して今後のまちづくりの計画の素案を作成していきたいとの説明がございました。

また、現状の分散型の都市形成からどのようにコンパクトにできるのか、さらにコンパクトシティーの考え方については、中心部に集中するのではなく、機能を有機的に結びつけるのがコンパクトなまちづくりのイメージと答弁がされました。

今回の条例は、特定の企業を対象とした条例ではないかについては、改正まちづくり3法が11月に施行するまでにまちづくりの基礎をつくるためのものと説明がされました。

さらに、当委員会では参考人の出席を各関係団体、個人に要請し、8日、11日、20日の3日にわたり6人の参考人にお越しいただき、それぞれの立場で本条例の御意見をお聞きしました。

最初に、木賀義晴名寄商工会議所会頭から徳田地区郊外大型店を実例に地域農産物の地産地消などの地域貢献は、系列大型店のこれまでの例から説得力はなく、また出店の影響についても大きく、まちづくりにかかわる商店街の人材も失い、イベントや地域文化までも失われるので、本条例はまちづくりを守る条例であることを強調されました。委員から地域貢献の協定書を結ぶ考えはどうかに対して、文書で残すようなことは相手がしないのではないかと答弁されました。

次の参考人、湯川勇三名寄市商店街連合会会長から今回の余りにも大きな店舗が郊外にできれば、まちそのものが崩れることになり、商店街としても厳しい環境の中、できる範囲で魅力づくりに努力していくことを訴えました。中心市街地活性化プランとなる北洋銀行跡地の利用内容については、協議は現在も継続しているとお答えいただいております。

次の参考人として、特別用途地区の地権者、賛成、反対の立場から2名を招き、それぞれの意見をお聞きしました。条例の賛成者からは大型店撤退の懸念と商店街、市民、行政が力を合わせてコンパクトシティーをつくるのが名寄の将来のためになると発言があり、条例の反対者からは雇用、テナント、地場農産物販売等により郊外型大型店出店は決してマイナスにはならないと発言されました。

次の参考人として、計画地の地権者でもあり、委員会に付託されている請願者の本人である谷口継雄氏から市から説明のないまま出店措置が表明

され、私有財産の侵害に納得いかないと発言されました。これについて委員より市からの説明を直接されましたかの問い合わせにそれはないとの答えがあり、行政の説明不足の指摘がされております。

最後の参考人として、株式会社ポスフル植村忠規代表取締役社長より会社の基本姿勢について発言され、さらに当委員会でもとめた質問書14項目について大川哲也弁護士とともに発言をされました。

以上の議論の経過から、採決により委員会としての結論を出すこととなりました。採決の結果、平成19年第2回定例会付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について、原案のとおり可決すべきものと決定するものに賛成の者6名、反対の者6名と同数となったことから、名寄市議会委員会条例第16条第1項の規定に基づき、委員長判断として原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、同じく平成19年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願について審査の経過と結果について御報告申し上げます。

請願の趣旨は、名寄市長が大型店の進出計画に対して市民の声や議会議員の意見を真摯に受けとめず、新たに名寄市特別用途地区建築条例を制定すべく議会提案がされ、市長の絶対的権力によって侵害される市議会であってはならない。よって、同条例等の制定を阻止するとの内容でありました。

この請願は、さきに報告いたしました平成19年第2回定例会付託議案第1号の名寄市特別用途地区建築条例の制定についてに関連する内容であることから、5月31日、6月11日、20日の3回、付託議案第1号とあわせて審議してまいりました。11日には、請願者である谷口継雄氏からさきの条例に対する思いも含めた参考人としての御意見をいただきました。

審査の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと

決定したところであります。

最後になりますが、短期間に集中した審議に対して理事者並びに委員の皆様が熱心に議論していただきましたことに心から感謝を申し上げ、委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 報告が終了いたしましたので、質疑を省略し、委員長報告を終結いたします。

付託議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について、直ちに討論に入ります。

議長に対し通告を受けておりますので、委員長報告に対する反対討論を、佐藤靖議員。

○1番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、5月31日に開会されました平成19年第2回定例会提出議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定についてにかかわり、市民連合を代表し、反対の立場で意見を申し述べさせていただきます。

今回の条例案の目的は、今さら申し上げるまでもなく、特別用途地区における土地利用の適正化及び効率化を図るため、必要な建築物の制限または禁止に関し必要な事項を定めるというものであり、具体的には床面積1万平方メートルを超える店舗などの建築物の禁止、違反した者に対する20万円以下の罰則などを主な内容としています。また、特別委員会に提出された資料、逐条解説によると、名寄市総合計画に基づき総合計画の基本構想に相反する徳田地区の都市機能の拡散や土地利用の転換など、まちづくりに大きな影響を及ぼすおそれのある施設の立地を規制し、適正な土地利用を図るとし、市民合意を得ている名寄市総合計画に盛り込んだコンパクトなまちづくりをしきの御旗としながら、条例の正当性、必要性を強調しています。

一方、条例案の基礎をなす徳田地区の約199ヘクタールに対する用途地域の再設定についても住民説明会、公聴会、縦覧、都市計画審議会と法令にのっとりした手続を行っていることであり、ま

さに正当な行為に基づく条例案となっているという理事者の主張を完全に否定するものではありません。しかし、にしきの御旗としている総合計画の大きな柱には協働という言葉が掲げられていたのではないのでしょうか。それは、コンパクトなまちづくりを超える今後10年間の名寄市最大の目標と言っても過言ではありません。その協働の原理、原則については私は、ことし2月2日の臨時会で情報提供、情報公開、情報共有が市民の皆さんと行政との協働を築く原理、原則ではないかと述べさせていただき、島市長も差異はないという認識を示していただきました。このことから言わせていただければ、今回の条例案提出に至る一連の経過の中で協働の社会づくりを目指している名寄市として情報の提供、公開、共有に取り組んできたと自信と確信を持って言える状況下にあったのでしょうか。

徳田地域に大型店出店の話が市内でささやかれ始めたのは4年ほど前でありました。市民の皆さんも期待感を募らせる一方、商店街の将来を不安視する声も確かにありました。昨年12月に徳田出店を目指す大型店から出店意思が明らかになり、年末年始の話題を独占していましたが、その一方では条例をつくって阻止すると話しているという声も聞かれました。市民の皆さんの意思を問わず条例をつくって阻止するなどという発想は、協働のまちを目指している名寄市にあってはならないことであり、やみ将軍気取りの暴言と受け流しておりましたが、ことし1月22日に突然のごとく市長は出店阻止の方針を発表、議会側としても発表のわずか1時間前に招集された代表者会議で明らかにされ、市内の関係団体は記者発表後に副市長から説明を受けるという状況でありました。その後の経緯は議員各位の知るところでございますが、開催されました議員協議会、本会議、そして特別委員会で常に議論となっていたのは、地権者を初め市民の皆さんの理解を得ているのか、商業集積、工業集積を図る具体策を持っているのかと

いうことでありました。特に市民の皆さんの理解という点では、今回の一連の動きは平成16年12月の公拡法手続、翌平成17年2月の売買契約及び国土法届け出に始まるにもかかわらず、同年第4回の定例会で熊谷吉正議員が進出を危惧する一般質問を行った際には、上位法が定まっていなことを理由に具体的取り組みを行わず、平成18年5月に改正まちづくり3法が動き出した以降も検討は先送り、同年9月第3回定例会で駒津喜一議員が同種の質問をした際も、市といたしましても商工会議所、商店街連合会と連携をとりながら大型店の動きをキャッチし、対応について協議するという答弁にとどまっています。しかし、商工会議所では平成18年1月に発行した会報新年号の中で、木賀義晴会頭は名寄経済は徳田地区に今後も大型店の出店計画が想定されており、大変厳しい現状は続くことが予想されますと大型店出店を見込み、警戒感を強く訴えていました。つまり徳田地区への大型店進出に対して市は、商工会議所と連携を図ることもなく、無視をし続けてきたことにほかなりません。今副市長は、議論の中で徳田地区への大型店出店はとんざしたと考えていたと述べましたが、名寄市の将来を危惧しているのであれば積極的に進出企業や地権者への情報収集を図り、禍根を残さない対応を図るべきではなかったのでしょうか。その意味でもまさに市の対応の瑕疵を指摘せざるを得ません。

一方、大型店に土地売却を決めた4軒の地権者や用途地域指定をする徳田地区の448軒の地権者に対する対応も不十分と指摘したい。確かに法律で定められている手順は踏んでいると思いますが、個人の財産を規制する措置を講じる場合は地権者への理解が欠かすことのできない取り組みであるにもかかわらず、十分な協議は行われていません。そのことは、特別委員会に招致した中川英行参考人の特別用途地区の指定は勝手にされた。地権者としてはまさに不都合。谷口継雄参考人の行政が一方的にやっている。私たちはすごく怒っ

ている。広島栄一参考人の地権者に対して何の問いもなく用途地域指定とはならないなどの発言でも明らかであります。この結果、6月15日には島市長と小野寺議長に対し、訴訟も辞さずを趣旨とした内容証明付きの文書が届く事態となっています。

また、市民の皆さんも2月5日に市民文化センターと総合福祉センターで開催された住民説明会では、徳田地区への特別用途地区指定に怒りを込めた発言が相次ぎ、それは過去に類を見ない光景でありました。確かに同じく徳田地区がターゲットとなった場外船券売り場誘致問題の際も多くの意見が市民の皆さんから出されましたが、それはまさに手順の問題ではなく、風紀上の問題が大きな議論に発展したものであり、今回の事例とは異質のものであったと思います。このため議会の場では、再三再四理事者側に対し地権者との協議、進出を目指す企業への情報収集、アンケートを含めて市民の皆さんへの意向調査、さらには具体的なコンパクトなまちづくりの姿などを求めましたが、時間が限られているとして具体的な取り組みを行うことなく、あくまで特別用途地区指定、建築条例制定の強行を求めてきました。加えて市理事者とともにいち早く反対運動に取り組んだ商工会議所も1月4日に会議所会員を対象に行った大型店出店に関するアンケート調査は、郵送で調査票を送り、ファクスで回答を求めるという事務的作業であったためか、600枚の配布に対する回答は第1次集計段階で231通、回収率にして38.5%にとどまり、全体の意向を把握できる状況下にはありませんでした。さらに、反対表明から時間があつたにもかかわらず、中心街を核とする商業集積の姿がいまだに描かれていません。商工会議所の目的の中では、大企業、中小企業、みんな力を合わせて都市を住みよく、働きやすいところにしように向かって行動することが求められています。また、昨年1月の名寄商工会議所新年会報に年頭所感を寄せた山口信夫日本商工会議所会

頭は、新まちづくり3法に関連し、商店街としてもみずから努力していくことは言うまでもありませんが、特に大事なことは新たな法体系のもとに大型店と地域が共存共栄し、住む人にも愛され、誇りの持てるまちづくりを進めていくことでありますとしていますが、参考人招致された木賀義晴会頭は大資本がまちを壊しながら倒産、撤退を繰り返している。ローカルほどその影響が大きい。とりあえず阻止をしてからまちづくりに向かうと対峙の姿勢を打ち出すのみでありました。ここ約20年の間だけでも市では中心市街地の活性化を目指し、有志が発案した苗字博物館構想に300万円を予算化したのを初め、名よせ通再構築、六丁目商店街活性化、3・6地区活性化などに多額の予算を計上してきました。近年では、平成15年3月に市が商店街の要請を受け、1,700万円で購入した北洋銀行跡地515.70平方メートル、現在はどのような状況にあるでしょうか。更地の状態のままもう5年目に入りました。このような現実を見たとき、とりあえず措置をしてからまちづくりに向かうという木賀会頭の言葉が的を射た発言と言えるでしょうか。

風連地区の再開発事業は、構想から約10年たって現実化しようとしています。それを可能にしたのは、対象エリア内の地権者、商店主の皆さんが自分の所有する土地にこだわらず、風連商店街の存続をかけて事業に取り組む姿勢にあったと思います。今回の議論の中でもコンパクトなまちづくり、商業集積や工業集積などについて、具体的な絵とは言いませんが、目指す姿が想像できる構想の一端が示されればもっと建設的なものになったのではないのでしょうか。阻止という排除の論理だけでは何も始まりません。

ことし2月に発行された名寄商工会議所による平成18年交通量調査報告書及び市による平成18年度名寄市の統計では、今の名寄の状況を読み取ることができます。モータリゼーションの進行を示す旧名寄の車両保有台数は、1家1台の時代

から1人1台の時代を迎えつつあることを示しています。また、交通量調査では中心街と徳田地区では平日の差はほとんど見られない。休日は、高速付近の交通量が平日の2倍で、市外に出ていく人も増加したと分析しています。つまり平日は中心街と徳田地区の二極化、休日は行楽を含めて市外へ出向く三極化している状態を意味していると考えます。特に中心部では、西條付近の人の流れは前年の約2倍となっている状況下から、車を使えない人が郊外ではなく市街地を利用していることも明らかになりました。今副市長は、徳田地区に大型店が進出すれば平日の二極化ではなく一極化してしまうと懸念を示していますが、車社会になれば、共働きなどがふえていることを加え、食料などの保管機能が向上したことでまとめ買いになれた市民は、中心街に商業集積を図って戻ってくるのでしょうか。私は、市民生活の現実をしっかりと直視し、一極化への懸念だけではなく、二極化を意識したまちづくりを創造することが大切と考えます。消費者は市民ではないという声もありますが、消費者たる市民の動向は明確です。高い商品、ニーズに合わない商品は買わないのです。また、商店街の皆さんももっとみずからの商売に自信と確信を持っていただきたい。先ほど述べた人の流れを見ますと、確かに徳田ショッピングセンターがオープンし、一時は売りに上げに影響を与えましたが、人は今中心街に戻ってきています。商業チャンスは拡大しているのです。市民感情と対立を生む排除の論理を追求すれば、そのチャンスも失うことになるのではないのでしょうか。二極化をしっかりと意識して大型店に対抗ができる商店街づくりをする。それは、真心が消費者に伝わり、現在のように歩いて2キロにもなる商店街ではなく、本当に歩いて買い物が楽しめるコンパクトな商店街の創造こそが重要と考えます。

今回の条例案に対し、市民の皆さんの意見は大きく分かれています。また、地権者や進出を目指している大型店は、条例可決し、進出を阻止され

れば訴訟も辞さずという強い意思を明らかにしています。それは、まさに新たな混乱を生むことになり、新総合計画で訴える協働のまちづくりが達成できるとは到底考えられません。さらに、言うならば市民の皆さんは訴訟となったとき、訴訟の成り行きを見詰めながら、今後数年間の日々を過ごさなければならなくなります。ある人は、名寄市の状況とは全く異質の事件であるにもかかわらず、国立市のマンション訴訟の結果の2,500万円を引き合いに2,500万円で済めば安いものだと言っています。それは、市民的に許されるのでしょうか。今この条例案を認め、施行となれば、訴訟の結果、2,500万円だろうと1億円だろうと10億円だろうと、市民の皆さんの血税の中から支払わなければならないのです。そのことは、市民の皆さんが期待するまちづくりを逆に阻害することにも発展しかねません。議員各位も今回の市議会議員選挙で有権者の皆さんに多くの公約を掲げ、議会の場で市政に反映しようと決意していると思います。しかし、そのことも果たせない状況に追い込まれる危険性も否認できません。商店街をつぶしてもよいとはだれも考えていません。逆に名寄市の発展をしっかりと支えてきた商店街とスクラムを組み、市民の皆さんが期待する商店街につくりかえなければならないと考えます。時代の趨勢に逆行し、市民の皆さんの心のともしびを消し、何が残るのでしょうか。将来に禍根を残すことなく、時代の趨勢をしっかりと受けとめ、大型店との協力関係の中で市民の一体感を構築し、新しい名寄市の元気を取り戻す道を選ぶことこそが今議員各位に求められていることであることを訴えさせていただき、市民連合を代表した名寄市特別用途地区建築条例の制定についてに対する反対意見とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 次に、賛成討論を、東千春議員。

○23番（東千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、市政クラブを代表し、本定例

会議案第1号 名寄市特別用途地区建築条例の制定について、条例案に賛成する立場から発言を行います。

今回徳田地区に出店を予定されている大型店は、売り場面積約2万平方メートルと言われており、平成16年の調査による名寄市内の小売店売り場面積は約4万1,000平方メートルであり、この比較からもその巨大さがわかります。このことから100年かけてつくってきた市内における商業の形態が根底から壊れてしまうことは必至であります。大型店が出店した場合の対応についてのアンケート調査でも廃業を予定すると答えた店舗等の数は14軒あるなど、中心市街地における商業施設には極めて大きな影響を与えます。大型店の出店による雇用の増加は喜ばしい部分もありますが、これによって今まで名寄市民の生活に密着し、名寄のまちづくりに貢献し、支えていただいた人たちが経営を続けることができない、また雇用の場がなくなってしまうなどの影響に私たちは目を背けるわけにはいきません。

名寄市では、今まで中小企業振興条例の制定や先般施行されました住宅リフォームに対する助成など、地元産業、企業の育成に力を入れてまいりました。このことは、当然議会でも承認され、地元産業の育成に対する思いは議会でもコンセンサスが得られているものと思えますし、本条例案はこれらの方向性と変わらないものと認識しております。しかし、今回の条例案の根本にあるものは、将来に向けた名寄のまちづくり、まちの形、そして将来に向けた市民の生活基盤についての議論であります。大型店出店により市内の商業形態は二極化し、大資本の前にやがて徳田地区に一極化をしてしまうことも懸念をされます。このようなことが起これば、新名寄市として策定をいたしました総合計画が根底から崩れてしまい、高齢化が進む社会にあってお年寄りに優しいライフスタイルの一つであるコンパクトなまちづくりについて、これから具体的なプランが議論されようとす

るときに影響を与えかねません。高齢者が歩いて買い物に行ける。また、商業を中心として人と人とのつながりを持つことができる社会づくりが将来に向けて求められているのではないのでしょうか。

最後に、今回の議論の中で最も心を痛めるのは4名の地権者の皆様であります。条例案が可決され、土地売買に影響を与えた場合にはしっかりと行政対応を行うように議会の立場からも求めていくことを申し上げ、本条例案に賛成する意思を表明し、市政クラブを代表しての討論といたします。

○議長（小野寺一知議員） 次に、反対討論を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、今定例会において市より提案のあった名寄市特別用途地区建築条例について、凜風会を代表いたしまして反対討論を行います。

まず初めに、今回の条例提案は市民の意思を無視した市政運営の象徴であることを指摘しなければなりません。市は、ポスフルの名寄出店表明を受け、実質半月後の1月22日市民に対し情報の提供を初め、議会を含め市民理解、市民議論を経ることなく、一方的に対抗条例で出店規制することを表明いたしました。その後も市は、2月2日に可決、承認された新総合計画を反対理由に挙げるなど、時間的にもつじつまの合わない強弁を弄するのみで、市民、地権者に対し甚だ不誠実であり、まさに新総合計画で真っ先に掲げる市民参画と協働の促進をみずから否定した暴挙と言っても過言ではありません。

二つ目に、説明責任の放棄を指摘しなければなりません。市は、今回199ヘクタールの特別用途地区決定に当たり、私有財産に対し制限を加える事項であるにもかかわらず、関係地権者448人に対し一般市民向けの説明会で事足りるとし、何ら直接の説明及び理解、同意を得る作業を行ってはおられません。このことは、私有財産に対する

著しい侵害であり、行政権力の乱用、行き過ぎを看過することはできません。

三つ目に、実態を覆い隠す虚偽の経過説明を挙げなければなりません。1月22日島市長は、記者会見の席上、名寄にはもう大型店は要らない。ポストフルの出店は断ると言い切っております。しかし、その後の特別委員会答弁で、市は一貫してポストフルを名指しした対応ではないことを繰り返し、積み重ねてきた事実と説明とに大きな誤差があり、このことは市民を欺く何物でもありません。市は、まず市民に対し愚直に正直でなければならぬし、すべては事実を語るるところから始めるべきであります。

四つ目に、市民を不安と混乱に陥れた罪を弾劾せざるを得ません。株式会社ポストフルは、平成16年から法が定める手順にのっとっての出店計画を進めてきており、これに対し市はねらい撃ち、あるいは後出し的条例の提案、駆け込み的対応を講じ、出店予定者から、また出店予定地地権者からも損害賠償請求訴訟の提起を行う旨の書面が市に届けられております。訴訟に係る経費、費やすエネルギー、そしてむなしく流れる時間、これらすべて市民にとって得るものはなく、むなしく徒労のみが残るのであります。しかし、市はこのことに対して何ら憂慮することなく、いまだに市民が納得できる情報の公開と説明責任等は果たしておりません。まことに残念ながら、極めて不実と言わざるを得ません。

五つ目に、市民に対する不作為を挙げなければなりません。平成17年から18年末までの間、ショッピングセンター形成後のさらなる大型店出店情報を得て、議会、市民から再三にわたり対策の必要性、情報収集強化の指摘を受けてまいりました。しかし、市は本来なすべき対応を怠り、結果今日の混乱、不安を招いたことは、まさしく当然することが期待される行為をしないこと、いわゆる不作為の過ちを犯しており、さらなる拙速かつ強硬な手段に訴えることなく、謙虚にみずから

を反省しなければなりません。

市が目指す中心市街地の活性化、いわゆるコンパクトシティの形成、そして既存商店街の反映について、何人たりとて異議を唱える者などいるはずもなく、時既に議論を脱し、行動のときに立ち至っていることをまず認識しなければなりません。そして、このことを3万1,000人市民すべてが確認をしつつも、しかし市が今回とった対応について目的がいかにも正しくてもそれを達成するための手段が間違っていれば正しい結果は得られないのであります。言いかえると、目的が正しいからといって何をやってもいいというわけではないのであります。今回市がとった一連の行動軌跡は、まさに民主主義の否定であり、住民自治をじゅうりんするものであります。いつだって市民が真ん中でなければならず、市民不在のまちづくりなど私たちが愛するまち名寄にはあり得ないのであります。私たちは、名寄市民の名において今回市が提案する市民を無視した名寄市特別用途地区建築条例についてその意図は理解しつつも、以上の理由によってまことに残念ながら反対せざるを得ません。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 傍聴者は静粛をお願いいたします。

次に、賛成討論を、中野秀敏議員。

○25番（中野秀敏議員） 緑風クラブを代表して名寄市特別用途地区建築条例に賛成の発言を申し上げます。

今回の条例については、コンパクトなまちづくりを基本方針とする名寄市の総合計画の推進に必要不可欠なものとして策定しようとするものであります。総合計画については、昨年8月以来審議会における議論、住民からの意見募集など通常考えられる手続を的確に実施し、議会も同意し、作成されたものであります。また、条例に先立って行われた特別用途地区の指定については、公聴会の開催、原案に対する意見募集など民意の反映に

努めてきたものであり、都市計画審議会においても全会一致で地区決定をしたものであり、北海道知事の同意を得て告示したものであります。なお、この場合の規制対象地域については、市内の工業地域全体であり、今回の大型店出店予定地は規制面積総体の3%にすぎないものであり、ねらい撃ちの批判には当たらないと考えるものであります。

なお、条例が施行された場合、地権者と進出企業との間で取り交わされている売買契約による地権者への不利益が憂慮されますが、大型店進出による名寄市内の大型店店舗面積が70.2%という全国的にもまれで脅威的な占有、寡占化によってもたらされるであろう中心市街地の個店約300店の営業は壊滅的な打撃をこうむるものとするものであります。

また、進出を予定している企業が周知期間中に着工することも十分に予想され、この着工には市民団体、関係団体等による工事差し止めの法的な手続等予断を許さない状況であります。さらには、住宅団地、中学校、緑地等が存在する進出予定地周辺では、6,504台に上る駐停車車両から排出される毎分0.6トンの二酸化炭素を初め、一酸化炭素による住民、児童への健康被害や環境汚染も懸念されるところであります。大型店進出が予定されている徳田地区及び改正中活法に基づくコンパクトなまちづくりが推進される中心市街地を俯瞰して見た場合、10年、20年後の名寄市の都市形成のありように強い危惧を抱かざるを得ません。さらには、現在計画中の風連地区市街地再開発への影響も懸念されるところであります。

さらに、行政の判断の甘さ、対応のまずさ等が指摘されるところであります。これらについては3月定例会における一般質問、また今特別委員会において一定の批判、チェックがなされたものとするところであります。理事者、また議員は、現在よりもより将来におけるまちづくりを考え、未来を担う子供たちのためにいいまち、いいふるさと、いい名寄市づくりを新総合計画に沿ってし

っかりと取り組まなければならないと考えるところでございます。まさに大型店栄えてまち滅ぶという非常に危惧されるところであり、以上のことから緑風クラブとしては同条例に賛成することを表明し、賛成討論といたします。

○議長（小野寺一知議員） 次に、反対討論を、谷内司議員。

○21番（谷内 司議員） 清風クラブを代表して反対の発言をさせていただきたいと思っております。

反対の発言につきましては、市民連合、凜風会等の方がそれぞれ発言されましたので、私は簡単に私の思いだけを述べさせていただきたいと思っております。平成16年より計画されております大型店出店問題について、行政では何をやったのですか。何もやらないで今年その一部の発言にて反対という報道がされました。私自身それを見てびっくりした一人でもあります。その中でやはりこのような問題については、住民の説明が大事ではないですか。住民説明が不十分だったと私は思います。やはり市は、住民の理解を得ているような問題を行動するのでしょうか。それらが足りていなかった、これは本当に残念だと思うところであります。役所は何をするのですか。住民のためのサービス業ではないですか。その点からいって今回の条例は住民のための条例とは思われません。

また、名寄市民との争いは避けるべきではないですか。なぜ名寄市民との争いをしなければならないのですか。あの内容証明を見たときに、訴訟はあると私は考えます。そのときもし負けたときにそのお金があるのですか。検討委員会の中で、そのときには市の予算化をしてそれに充てたいという発言がありました。財源不足の中で本年職員の給料をカットしたのではないですか。カットしなければ財源不足は生じる。何もできない。そんな中で職員の給料もカットした。また、各種団体においての助成金等もカットした。また、廃止した。そんな中で今の行政が運営されているのです。そんな中でそのお金をどこから捻出するのですか。

多分皆さんからもらっている市民税で対応すると私は思うのです。この問題について市民全員にこんな負担をかけるのですか。市民の負担が大変多い、そんな点から私は反対をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小野寺一知識議員） 次に、賛成討論を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 名寄市のまちづくりに向けて本条例は必要との立場で発言をさせていただきます。

日本共産党は、2004年まちづくりのための政策提言を出しております。これは、日本共産党の国会議員団が全国各地の商店街で調査をした実態をもとに大型店の身勝手な出店、退店にルールを設け、商店街や中小商店街の値打ちが発揮されるまちづくりの取り組みが進むよう国民的な議論を呼びかけたものです。大型店の出店はノンルール、ルールがないと言われ、自由勝手に出店、退店する大型店の身勝手さは、地域の人々に大型店には車輪がついているなどとまで言われる状況にありました。皆さんも御存じのとおり、各地で大型店の出店ラッシュが起こり、地域商店街がその影響で衰退し、大型店の撤退で空洞化が起きました。こうしたことから、まちづくり3法の見直しが進み、ことし11月の施行となったのではないのでしょうか。日本共産党の大型店に対する立場は、大型店イコール悪とか、すべての大型店をなくすとしているわけではありません。住民の暮らしを第一にしたルールに基づく大型店と中小商店、商店街の共存共栄が必要という立場であります。そして、まちづくり条例の制定など、大型店の立地や商業集積のあり方などについて、地方自治体がみずから決定する権利を全面的に尊重することを要求してまいりました。また、停滞、衰退している商店街の地域コミュニティの核としての本来の値打ちを生かすまちづくりを進めることにも提言してきています。商店街は、一つには歩いて

買い物ができる身近な利便性の提供の場であり、二つには地域の文化、伝統や青少年教育、防犯、防災に貢献する地域コミュニティの核であり、三つには商品知識や多彩な物づくり、職人の集積地であり、四つには地域の経済循環のかなめであるとして、商店街の機能、役割を四つの角度からまとめたものです。こうした党の考えを踏まえて、私は今提案されています名寄市特別用途地区建設条例の制定には賛成をさせていただきます。

この間特別委員会の議論の中で明らかになったように、提案者である市の地権者を初めとする市民の皆さんへの説明、また議会への説明の不十分さは大きいと思いますが、今名寄市徳田に出店を計画している大型店は2万平米を超える超大型店です。私が意見を聞かせていただいた多くの方が新しい大型店ができるのは楽しみでもあるけれども、それは日常的なものではない。少子高齢化で人口は減り、札幌へ移住する人もふえている。そんな中でこんな大きな店がどうして名寄に来るのだろうと疑問を感じ、おおむねもうけたらなくなるのだろうねと。そのとき名寄はどうなってしまふのだろうか、こうした不安を募らせています。こうした思いに昨日のポスフル社長、植村氏の説明では、明快な説明とは言えませんし、納得ができませんでした。ですから、提出いただいている資料の数字から判断するしかないのですけれども、出店予定の大型店は現在名寄市内の大型店と徳田の大型店をあわせた大きさとなっています。これでは、中心商店街の皆さんには大打撃となることは火を見るより明らかではないのでしょうか。今でさえドーナツ現象が進んでいる状況の中で、ドーナツ現象がさらに進み、住みづらいまちになってしまうのではないのでしょうか。こんなときだからこそ、中心部の活性化が必要ではないかと考えます。5年、10年、20年後の名寄市のまちづくりを考えたとき、今このような超大型店は必要ではないと考えます。現在出店予定地の地権者の皆さんに対しては、誠心誠意お話をし、解決で

き得る方策を検討していかなければならないと強く考えています。欧米諸国では、1970年から80年代の規制緩和の反省に立ち、大型店規制、商店街振興の強化に政策を転換しています。世界の流れにも逆行する超大型店の出店は見合わせることを強く求めまして発言を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決の方法については、投票により行うことといたします。

投票用紙の記入については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は賛成と記入し、委員長報告に反対の議員は反対と記入し、投票を願います。

これより投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小野寺一知議員） ただいま出席議員は25名であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（小野寺一知議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（小野寺一知議員） 異状なしと認めます。念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。正確に記載を願います。また、白票は無効といたします。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

○事務局長（佐藤健一君） ただいまから点呼を行います。

投票の経路は、向かって左側から演壇に上がっ

ていただき、投票箱に投票の上、右側からおりていただきます。

では、点呼をいたします。佐藤靖議員、植松正一議員、竹中憲之議員、川村幸栄議員、大石健二議員、佐々木寿議員、持田健議員、岩木正文議員、駒津喜一議員、佐藤勝議員、日根野正敏議員、木戸口真議員、高見勉議員、渡辺正尚議員、高橋伸典議員、山口祐司議員、田中好望議員、黒井徹議員、熊谷吉正議員、川村正彦議員、谷内司議員、田中之繁議員、東千春議員、宗片浩子議員、中野秀敏議員、以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（小野寺一知議員） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、

竹 中 憲 之 議 員

持 田 健 議 員

を指名をいたします。

両議員の立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（小野寺一知議員） 投票結果を報告いたします。

投票総数25票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 25票

無効投票 0票

有効投票中

賛 成 13票

反 対 12票

以上のとおりであります。

よって、委員長報告のとおり決定することに可

決されました。

引き続き平成19年第2定付託請願第1号 名寄市特別用途地区建築条例に関する請願については質疑を省略いたします。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小野寺一知議員) 異議なしと認めます。

よって、平成19年第2定付託請願第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

○議長(小野寺一知議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第12号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長(島 多慶志君) 議案第12号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成19年2月開催の第1回定例市議会の平成19年度名寄市一般会計予算におきまして議決をいただきました中学校情報機器整備事業にかかわるものであり、平成13年度以前に市内中学校に導入した情報機器一式が老朽化したため、更新する情報機器一式を取得しようとするものであります。

取得しようとする情報機器一式は、生徒用デスクトップパソコン、プリンター等で、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用し、4,336万5,000円で取得します。名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては教育部長より説明をさせます

ので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小野寺一知議員) 山内教育部長。

○教育部長(山内 豊君) 中学校情報機器の取得について御説明申し上げます。

現在市内中学校に配置されている教育用情報機器のうち、平成13年以前に導入した市内4中学校について、5年以上経過の中で老朽化の進行により故障等ふぐあいが頻繁に発生し、また総合的な学習や調べ学習など授業で使用する際、最近の高速通信網に対応していないことから、授業に支障が出ている現状となっております。このため本年2月中学校の情報担当教師による中学校パソコン整備検討委員会を設置し、中学校における情報機器のあり方や内容について論議を重ね、整備内容についてまとめてまいりました。

今回の整備の概要ですが、コンピューター教室に設置のデスクトップ型端末については、生徒用、教師用合わせて144台、内容は名寄中41台、東中41台、智恵文中21台、風連中41台を更新するとともに、職員室に教師用ノートパソコン76台を設置、さらに映像の処理や編集などの作業を行う際に使用するものとしてデスクトップ型パソコンを各学校にそれぞれ1台設置するものであります。また、周辺機器としてプリンターの整備や最新の授業支援ソフトウェアを導入し、授業中教師側のパソコン画面から生徒用パソコンの作業状況を確認できるように配慮し、情報教育における機器類の有効活用を積極的に図ることを基本といたしました。加えて教育上有害な情報などへの接続防止ソフトを導入し、生徒に対する情報教育の健全育成を図ります。職員室における教師用情報機器については、情報の共有化や効率化を図りながら、情報漏えい防止やセキュリティー対策も強化しております。これら情報機器の整備を北海道市町村備荒資金組合の資金を活用し、整備しようとするものであります。

なお、風連日進中学校については、平成17年

度に情報機器を整備していることから、今回は職員室における教師用等の機器を整備し、生徒用の教育用機器は現状で支障がないものとして、次の更新時にあわせて整備するものとしております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 意見書案第1号 新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書、意見書案第2号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書、意見書案第3号 医師・看護師不足の解決と地域医療をまもる意見書、意見書案第4号 地方財政に関する意見書、意見書案第5号 「年金加入記録」の徹底的な解明を求める意見書、意見書案第6号 道路整備に関する意見書、意見書案第7号 WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書、以上7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異

議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号外6件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 報告第10号 例月現金出納検査報告及び定期監査等報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付しました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成19年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時29分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名す

る。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 佐々木 寿

署名議員 川 村 正 彦

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成19年第2回定例会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	岩 木 正 文 (P 28)	1. 夏の交流人口について (1) ひまわり畑の展望 (2) サマージャンプについて 2. 学校教育について (1) 全国学力テストの結果を踏まえて (2) 特別支援教育への取り組みと現状 3. 交通安全対策について (1) 箭原橋改良にともなう通学路の安全対策 (2) 交通安全上の春の道路対策
2	谷 内 司 (P 39)	1. 選挙管理委員会の選挙体制について (1) 知事、道議会議員選挙のあり方について (2) 名寄市議会議員選挙のあり方について
3	大 石 健 二 (P 48)	1. 新・名寄市行政改革推進計画から (1) 市職員の能力開発と公務評価制度について (2) 組織機構の開発と活性化について 2. 改正・中心市街地活性化法から (1) 中心市街地活性化法への取り組みについて ア 名寄市都市環境から見た中心市街地とは イ 人的配置と支援体制 ウ 中心市街地活性化法認定申請について
4	高 橋 伸 典 (P 54)	1. 出生時の経費軽減を (1) 出生数の現状について (2) 育児一時金の貸し付けについて (3) 受取り代理制度について 2. ハートコールの導入を

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者夫婦・独居老人の状況 (2) 本市の現状（一人老人）と対策は (3) ハートコールの導入は <p>3. 道路の整備体制を</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防塵道路の距離数について (2) 春先の苦情の状況は (3) 年次計画で整備を
5	植松正一 (P 64)	<p>1. 新名寄市農業・農村振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市農業振興センターの管理・運営について (2) 農業振興地域整備計画の見直しの考え方 (3) 名寄市有林の現況と施業計画について (4) 名寄市の公共施設等の樹木台帳はあるのか <p>2. 東地区の活性化対策と環境整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緑丘第2団地跡地の計画について (2) 出店計画等に係る振興策は
6	佐藤靖 (P 78)	<p>1. 公平公正とは</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 広報なよろの役割に関して (2) 広報なよろ4月号号外に関して (3) 各種選挙に関して <p>2. 市立総合病院の将来について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 経営健全化に関して <p>3. 分庁方式について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 改めてメリット、デメリットは (2) 市民にとって不便な電話の改善を <p>4. 消費者保護等について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者被害防止ネットワークの見解 (2) ノーレジ袋運動の見解
7	佐々木寿 (P 89)	<p>1. 安全・安心なまちづくり推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災力、国民保護法について <p>2. 市民の健康づくりについて</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 食育について (2) スポーツの振興について <p>3. 将来の保育・子育て環境について</p>

		<p>(1) 認定こども園について</p> <p>4. 名寄市障害者福祉計画について</p> <p>(1) 現在までの計画の推進実情と問題事項は</p> <p>(2) 障害者自立支援法の取り組みについて</p>
8	渡辺正尚 (P 98)	<p>1. 教育行政について</p> <p>(1) 名寄市小・中学校適正配置等検討委員会について</p> <p>(2) 教育長の教育行政の考え方について</p> <p>(3) 名寄市にとっての高校再編や将来展望について</p> <p>2. 産業振興施策について</p> <p>(1) 地産地消についての考えは</p> <p>(2) 産業クラスター計画について</p> <p>(3) 将来を見据えたインフラ整備について</p> <p>(4) 技術職員の意識改革について</p> <p>3. 医療行政について</p> <p>(1) 名寄市立総合病院と名寄東病院の経営状況について</p> <p>(2) 特に精神科の医師確保の見通しは</p> <p>(3) 名寄市立総合病院の将来展望は</p>
9	川村幸栄 (P 106)	<p>1. 国保税の軽減について</p> <p>(1) 今年度の住民税の実態について</p> <p>(2) 今年度の国保税の実態について</p> <p>(3) 国保税の軽減措置状況について</p> <p>2. 子育て支援について</p> <p>(1) 乳幼児医療費助成制度について</p> <p>(2) 乳幼児医療費助成制度の目的について</p> <p>3. 名寄農業高校の存続について</p> <p>(1) 地域との連携について</p> <p>(2) 道教委に対する対応について</p> <p>4. 天文台の建設について</p> <p>(1) 新天文台の整備事業について</p>
10	竹中憲之 (P 120)	<p>1. 公共施設等における遊具の点検整備の現状は</p> <p>(1) 点検の時期について</p> <p>(2) 整備・撤去等の時期は</p> <p>2. 道路の維持管理について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (1) 今春の道路の破損の現状について (2) 補修の時期と原因は 3. 新事業「住宅リフォーム助成事業」について <ul style="list-style-type: none"> (1) 助成事業の現状は (2) 継続的な施策としての事業について 4. 名寄市立総合病院の経営と小児科の診療体制について <ul style="list-style-type: none"> (1) 経営収支の好転への施策は (2) 小児科の救急診療体制の現状について 5. 基幹産業である農業への支援策の拡大について <ul style="list-style-type: none"> (1) ポジティブリストにかかわる行政としての支援策は (2) クリーン農業の推進について (3) 農業経営者に対する人的支援策について
11	木戸口 真 (P131)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 名寄市の今後の地産地消の取り組みと考え方について <ul style="list-style-type: none"> (1) 名寄市での地産地消の取り組みを市長の政策としての考え方は (2) 諮問機関の立ち上げを検討しているが、構成と時期と考え方は (3) 公共施設等の地場製品の活用状況は (4) 目標数値としているものがあるのか 2. 風連地区の子育て支援・児童クラブ（小学生）の取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> (1) 現状と対応は (2) 働くお母さんのニーズに込えているのか 3. 名寄市障害者（児）ハイヤー料金助成事業のあり方について <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象者数と利用状況は (2) 使用方法と改善の必要について

第 2 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 1 9 年 5 月 3 1 日～平成 1 9 年 6 月 2 1 日 2 2 日 間
本会議時間数 1 3 時 間 1 2 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
議 案 第 1 号	名寄市特別用途地区建築条例の制定について	19. 5. 31	名寄市特別用途地区 建築条例調査特別委 員会設置・付託
		19. 6. 21	原 案 可 決
議 案 第 2 号	名寄市行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例の制定について	19. 5. 31	原 案 可 決
議 案 第 3 号	名寄市基金条例の一部改正について	"	"
議 案 第 4 号	調停の申立てについて	"	"
議 案 第 5 号	専決処分した事件の承認について	"	承 認
議 案 第 6 号	専決処分した事件の承認について	"	"
議 案 第 7 号	専決処分した事件の承認について	"	"
議 案 第 8 号	専決処分した事件の承認について	"	"
議 案 第 9 号	平成 1 9 年度名寄市一般会計補正予算	"	原 案 可 決
議 案 第 1 0 号	平成 1 9 年度名寄市老人保健事業特別会計補 正予算	"	"
議 案 第 1 1 号	平成 1 9 年度名寄市簡易水道事業特別会計補 正予算	"	"
議 案 第 1 2 号	財産の取得について	19. 6. 21	"

諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	19. 5. 31	適任と認める
意見書案第1号	新たな「地方公共団体財政健全化法」に関する意見書	19. 6. 21	原案可決
意見書案第2号	異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	”	”
意見書案第3号	医師・看護師不足の解決と地域医療をまもる意見書	”	”
意見書案第4号	地方財政に関する意見書	”	”
意見書案第5号	「年金加入記録」の徹底的な解明を求める意見書	”	”
意見書案第6号	道路整備に関する意見書	”	”
意見書案第7号	WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する意見書	”	”
報告第1号	平成18年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について	19. 5. 31	報告済
報告第2号	平成18年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について	”	”
報告第3号	専決処分した事件の報告について	”	”
報告第4号	専決処分した事件の報告について	”	”
報告第5号	公害の現況に関する報告について	”	”
報告第6号	名寄市土地開発公社の経営状況について	”	”

報告第7号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	19. 5.31	報告済
報告第8号	株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について	〃	〃
報告第9号	名寄市社会福祉事業団の経営状況について	〃	〃
報告第10号	例月現金出納検査報告及び定期監査等報告について	19. 6.21	〃
請願第1号	名寄市特別用途地区建築条例に関する請願	19. 5.31	名寄市特別用途地区建築条例調査特別委員会設置・付託
		19. 6.21	趣旨採択
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	〃	継続審査（調査）決定